第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第2回幕別町議会定例会 (令和2年6月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条) 議事日程の報告(会議規則第21条) 日程第1 会議録署名議員の指名 11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 日程第2 会期の決定 (諸般の報告) 行政報告(町長) 日程第3 議案第56号 令和2年度幕別町一般会計補正予算(第4号) 日程第4 議案第57号 令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第2号) 議案第58号 工事請負契約の締結について(桂町西団地公営住宅建設工事(建築主体)) 日程第5 議案第59号 工事請負契約の締結について(校内通信ネットワーク環境整備工事(その 日程第6 1)) 日程第7 議案第60号 工事請負契約の締結について(校内通信ネットワーク環境整備工事(その 2)) 日程第8 議案第61号 財産の取得について(小型除雪車) 日程第9 議案第62号 財産の取得について (スクールバス (日新線)) 日程第10 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める

陳情書

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

1 開催年月日 令和2年6月10日

2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂

3 開会・開議 6月10日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (19名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子

11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文

16 藤原 孟 17 東口隆弘

6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明 教 長 菅野勇次 代表監查委員 八重柏新治 育 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地域振興課長 亀田貴仁 糠内出張所長 天羽 徹 こ ど も 課 長 西田建司 防災環境課長寺田治 保 健 課 長 金田一宏美 商工観光課長 西嶋 慎 土 木 課 長 小野晴正 都 市 計 画 課 長 河村伸二

学校教育課長 宮田 哲

学校給食センター所長 鯨岡 健

生涯学習課長 石田晋一図 書館長 武田健吾

水 道 課 長 松井公博

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁

議事の経過

(令和2年6月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

「議事日程〕

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、11番田口議員、12番谷口議員、13番芳滝議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの17日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長(寺林俊幸) ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第4号、幕別町土地開発公社、報告第5号、株式会社幕別町地域振興公社、報告第6号、株式会社忠類振興公社、報告第7号、公益財団法人幕別町農業振興公社に係る令和2年度事業計画書及び令和元年度決算に関する書類がそれぞれ提出されていますので、お手元に配布してあります。

後ほど御覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- ○議長(寺林俊幸) ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 令和2年第2回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

まず最初に、皆さん方にお配りをしておりますペーパーには記載がございませんが、山本幸平選手のオリンピック出場内定について申し上げたいというふうに思います。

6月3日に、山本幸平選手が東京五輪出場の内定がなされました。彼にとりましては4回目のオリンピックということでありまして、彼ともお話をしたところ、選手生命の集大成として最高のパフォーマンスを発揮したいと、そのようなことを申しておりました。町民といたしまして、しっかりと応援をしていきたいなというふうに思う次第でございます。

次に、労働力不足の解消に向けたスマート農業実証事業について申し上げます。

本事業は、深刻化している農業分野での労働力不足を解消する方策の一つとして、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が本年度実施する「労働力不足の解消に向けたスマート農業実証」事業に JA 幕別町を代表機関とする「十勝幕別町コントラドローン実証コンソーシアム」が提案した「農業用ドローンを活用した実証課題」が採択されたものであります。

事業実施に当たっては、JA 幕別町のほか、町、十勝農業協同組合連合会、株式会社 NTT ドコモ及び 帯広農業高等学校、帯広工業高等学校が実施主体となり、実証地を提供する生産者とともに、国内初 となる農薬散布用ドローンの複数台同時操縦による防除やドローンで撮影した写真を活用した農作物 の生育管理などを行うものであり、この実証を通じ、課題等が整理され、今後の農業分野での人材育 成をはじめ、労働力不足を補う新たな技術として実用化されることを期待しているところであります。 次に、「幕別お仕事紹介所」の開設について申し上げます。

ハローワーク帯広が5月29日に公表した十勝の雇用情勢によりますと、新型コロナウイルス感染拡大による自粛要請等により、令和2年4月の有効求人倍率は1.12倍と4か月連続で減少するなど、雇用環境が厳しさを増してきております。

このような下、町として、ハローワークと連携し、町内の求職者に対し仕事を紹介する「幕別お仕事紹介所」を6月1日に開設し、ハローワークの求人情報を窓口で閲覧していただくほか、1日農業バイトや町が実施している若年者向け緊急雇用対策の紹介など、求職者のニーズに応じた相談等を行っております。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年は、4月の低温や降雨により、作物の生育や植付け作業が遅れたものの、土壌凍結による影響も少なく、春作業はおおむね順調にスタートできたところであります。

6月1日現在の農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦が、草丈はやや高い傾向にあるものの、茎数が平年より少なく生育は2日遅く、馬鈴しょは平年より3日早く植付けを終え、生育は平年並み、てん菜は移植作業を順調に終え、生育は平年並みとなっております。

このほか、牧草やサイレージ用トウモロコシも平年並みの草丈になるなど、農作物全般が今のところ順調に生育しており、この先も天候に恵まれ、実り豊かな秋が迎えられますよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

忠類地区の晩成牧場及び共栄牧場につきましては、5月25日から29日までの期間において、乳牛394頭、肉用雌牛44頭を、南勢牧場につきましては、25日と29日に乳牛265頭を、6月2日に馬8頭を受け入れ、町営牧場全体では711頭の入牧を終えたところであります。

今後、さらに乳牛100頭、馬30頭の入牧が予定されており、昨年を上回る入牧頭数が見込まれますが、事故などが起きないよう、飼育管理に万全を期してまいります。

次に、前回6月2日に行政報告をさせていただきました以後の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について申し上げます。

はじめに、「特別定額給付金」の支給状況について申し上げます。

申請書受理件数につきましては、6月8日までの累計になりますが、オンライン申請が167世帯、郵送申請が1万366世帯、窓口申請が1,192世帯の合計1万1,725世帯となっており、このうち、1万909世帯、金額にして23億5,010万円が既に支給済みとなっております。

なお、本町における対象世帯数1万2,537世帯に対して93.5%が申請済みとなっております。

次に、町独自の緊急経済対策でありますが、「頑張る事業者応援事業」及び「飲食店・ホテル等緊急支援事業」の支給状況については、6月9日までの累計になりますが、「頑張る事業者応援事業」は申請書受理件数82件のうち支給済みは79件、2,370万円となっており、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」につきましては、申請書受理件数68件のうち支給済みは64件、640万円となっております。

また、「スーパープレミアム付商品券発行事業」の購入予約申込みの受付ですが、幕別町商工会において、6月1日から6月12日を期間として実施しており、6月9日現在、限定1万5,000セットに対し、1,676件、7,812セットの申込みとなっております。

次に、町内 4 宿泊施設における宿泊者数の状況についてでありますが、令和 2 年 3 月から 5 月までの宿泊者数は 4, 488 人と、前年同期の宿泊者数 1 万 8, 137 人と比較しますと、 1 万 3, 649 人、率にして 75.3%減少しており、回復の兆しが見えない状況にあります。

こうした状況を受け、「感染防止・経済回復期」における第2弾の緊急経済対策として、町民を限定とした町内宿泊施設宿泊費用助成事業を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施すべく、所要の経費を補正予算として提案させていただいたところであります。

このほか、感染防止対策として、職員の在宅勤務等テレワーク環境の構築、パーテーションなど指定避難所における感染防止対策用備品の購入、さらには、小中学校の屋内体育館のトイレの洋式化など、公共施設等における感染防止に向けた環境整備を行うほか、生活支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少した世帯に対する就学援助及び修学支援資金の再認定、小中学校休業期間中における生活保護世帯及び準要保護世帯に対する昼食費用の負担軽減策などについても併せて補正予算として提案させていただいたところであります。

また、国の第2次補正予算における臨時交付金の配分額の決定を踏まえ、さらなる経済対策や感染 予防対策について、できれば本定例会の会期中に予算提案させていただきたいと考えております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国や北海道など関係機関と 連携を密にし、感染拡大防止の徹底と地域経済への影響を最小限とすべく、全力を挙げて取り組んで まいります。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第3、議案第56号から日程第9、議案第62号までの7議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第56号から日程第9、議案第62号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第3、議案第56号、令和2年度幕別町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第56号、令和2年度幕別町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申 し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,890 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 190 億 1,719 万 6,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、主に、去る5月15日の第1回臨時会においてご提案いたしました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業予算に、追加をしようとするものであります。

避難所の感染防止対策をはじめ、停滞する地域経済への支援策など、緊急的に取り組まなければならない事業を予算化し提案するものであります。

はじめに、事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の15ページをお開きください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」を記載しております。

1つ目は、「公共施設感染防止対策事業」、事業費42万円であります。

「事業内容」の欄に記載しておりますように、各公共施設の利用者に対して新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の周知を図るため、注意喚起看板や掲示物の設置に要する費用を追加するものであります。

2つ目は、「テレワーク環境構築事業」、1,697万8,000円であります。

役場庁舎等の事務所内での3つの密、密閉・密集・密接を回避するため、在宅勤務などのテレワーク環境を構築するとともに、テレビ会議システムを導入することで、感染リスクを低減させる「新しい生活様式」の実践に取り組むものであります。

「積算」欄に記載のとおり、テレワーク用備品として職員が自宅において操作するパソコン 30 台を購入するほか、テレビ会議システムの導入費用を含むテレワーク環境を構築するための委託料と通信料等のランニングコストを追加するものであります。

3つ目は、「指定避難所感染防止対策事業」、5,008万4,000円であります。

1点目は、指定避難所における感染防止対策のため、使い捨てマスクや非接触型体温計などの備蓄 物資を購入するものであります。

2点目は、避難者間の飛沫感染を防止するため、「積算」欄に記載しておりますが、①2.1 メートル四方で、高さが 1.8 メートルの間仕切り用パーテーションを、更衣室用 12 基を含んで 512 基、②定期的な換気に伴う室温低下を防ぐためジェットヒーターを 18 台、③感染症発症者の隔離に伴う対策として、自動ラッピング機能を有する災害用トイレ 6 基、隔離室用の発電機及びバルーンライトを各 6 台導入するものであります。

3点目は、小中学校14校の屋内運動場トイレの衛生環境を改善するため、和式トイレの洋式化改修工事を行うものであります。

16ページになります。

4つ目は、「子育て支援施設感染防止対策事業」、109万2,000円であります。

保育所での感染拡大防止対策として、町立保育所3か所と忠類へき地保育所に次亜塩素酸水生成装置を導入するものであります。

5つ目は、「町内宿泊施設宿泊費助成事業」、2,500万円であります。

大きな経済的影響を受けている町内宿泊施設に対する経営支援と地域住民に向けた観光振興策として、町民に限定して、町内宿泊施設の宿泊費の2分の1を、1人1泊につき5,000円を上限として助成するもので、宿泊数5,000泊分を計上しております。

6つ目は、「保護者費用負担特別軽減事業」、474万5,000円であります。

1点目は、就学援助と修学支援資金の特例措置であります。

会社の倒産や休業・離職などを理由に収入が減少し、子どもの学用品費等の支払いが困難となった 保護者の経済的負担を軽減するため、直近の世帯の収入状況により再計算し、特例的に給付認定を行 うものであります。

7つ目は、「生活応援食材提供事業」、177万4,000円であります。

これまでの小中学校の休業期間中、自宅での昼食の費用負担が生じたことから、生活保護または就

学援助を受給している世帯に属する児童生徒 1人につき 4,000 円相当の食料品を提供するものであります。

8つ目は、「図書館書籍消毒機導入事業」、266万5,000円であります。

図書館での感染拡大防止対策として、紫外線によって書籍を除菌し、風力によって髪の毛などのごみやほこりなどを除去することができる、書籍消毒機を図書館本館と札内分館、忠類分館に導入するものであります。

表の下段に記載のとおり、今回の補正予算で臨時交付金を充当する事業の合計は、太線で囲んでいるとおり、1億275万8,000円であります。

国の追加補正 2 兆円に係る幕別町への交付額は、現時点で通知されておりませんので、今回は、既に示されている幕別町の当初の交付限度額 1 億 5, 219 万 9, 000 円から、充当済みの 1 億 873 万 8, 000 円を控除した 4, 346 万 1, 000 円を充当し、差し引き 5, 929 万 7, 000 円を財政調整基金で賄うものであります。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

別冊の予算案に係る議案書の5ページにお戻りください。

はじめに、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、8目庁用車両管理費4万8,000円の追加であります。

先月21日に町内のエイシン運輸有限会社様から町に寄贈されました軽自動車2台のうち、全職員の 共用車両として使用する1台分の保険料を追加するものであります。

22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 1 億 275 万 8,000 円の追加であります。

ただいま、予算説明資料で説明いたしました公共施設感染防止対策事業から6ページ、7ページまでにわたりますが、図書館書籍消毒機導入事業まで8つの事業費を計上しております。

ここでの説明は省略いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目老人福祉費4万8,000円の追加であります。

エイシン運輸有限会社様から寄贈された、もう一台の軽自動車の保険料を追加するものであります。 12 目ふれあいセンター福寿管理費 50 万円の追加であります。

冬場の凍上被害の影響が大きい福寿前駐車場の舗装補修に要する修繕料を追加するものであります。

8ページになります。

2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費4万1,000円の追加、6目児童館費2万7,000円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家庭内保育の協力要請等を行った期間において、通所されなかった日の保育料を保護者へ還付しておりましたが、出納整理期間内に還付を終了していない相当額をそれぞれ追加するものであります。

保育料の総還付件数は 538 件、総還付額は 272 万 7,170 円でありますが、そのうち、常設保育所保育料で 4 件、 4 万 1,000 円、学童保育所保育料で 9 件、 2 万 7,000 円が対象であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費285万6,000円の追加であります。

予防接種法施行令の改正により、本年10月1日から定期予防接種の対象疾病にロタウイルス感染症が「A類疾病」として追加されましたことから、接種委託料等を追加するものであります。

9ページになります。

6款農林業費、1項農業費、8目土地改良事業費315万円の追加であります。

糠内1地区の水利施設等保全高度化事業が道営土地改良事業の令和3年度新規採択地区と位置付けられ、今年度、北海道が計画樹立調査を実施することとなりましたことから、調査に係る事業費の2分の1を町が負担するものであります。

7款1項商工費、3目観光費533万8,000円の追加であります。

「アルコ 236 及び道の駅・忠類」の指定管理業務のリスク分担分に係る精算金であります。

株式会社忠類振興公社との間で締結している管理に関する基本協定に基づき、施設、設備等の修繕 費について精算を行うものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費80万円の追加であります。

平成11年度に購入した除雪専用車両の修繕料を追加するものであります。

10ページになります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費953万3,000円の追加であります。

特別会計繰出金であります。

2目都市環境管理費90万円の追加であります。

幕別ライオンズクラブから創立 50 周年を記念して町にナウマン象の復元模型が寄贈されることとなりましたことから、復元模型の設置に係る基礎工事と案内表示板設置に係る費用を追加するものであります。

10 款教育費、5項社会教育費、8目百年記念ホール管理費173万3,000円の追加であります。

「百年記念ホール」の指定管理業務のリスク分担分に係る精算金であります。

特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場との間で締結している管理に関する基本協定に基づき、 燃料費及び電気料の物価変動分について精算を行うものであります。

6項保健体育費、2目体育施設費116万9,000円の追加であります。

「札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンター」の指定管理業務のリスク分担分に係る 精算金であります。

特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブとの間で締結している管理に関する基本協定に基づき、燃料費の物価変動分について精算を行うものであります。

11ページになります。

加えて、町民プールの修繕に係る費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人74万3,000円の追加であります。

現年課税分であります。

16 款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金4,346万1,000円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

20 款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金8,400万円の追加であります。

22 款諸収入、5項4目雑入69万7,000円の追加であります。

本年2月27日から3月末までの小中学校臨時休業の間、学校給食センターが発注済みの食材をキャンセルすることができずに購入せざるを得なかった食材の費用について、国が全国学校給食会連合会を通じて、その対象額の4分の3を補助するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 補正予算の5ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の中で、一つには、今回、前段説明ありました庁舎職員の方たちのテレワーク環境を整備されるということでありました。具体的なパソコン30台とか、テレビ会議の運用とかというところは、全国で取り組まれまして、理解をいたしております。実際にどんな運用になっていくのか、庁舎に出勤する職員は、こういったコロナ対策対応によって、自宅で待機して、自宅でできる仕事は自宅でということになっていくのだろうと思うのですが、どの部署でどのぐらいの割合であるのか、どんな会議が適用と考えて整備されていくのか伺いたいと思います。

もう一つは、歳入の面でお聞きしたいのですけれども、国が地方創生臨時交付金という形で第1次が今実際に金額が分かっておりまして、1億5,000万何がしの活用ということであります。それで、今回これだけでは足りないので、一般財源という形、併せて事業を実施するということなのですけれども、最後のほうにご説明ありましたように、例えば学校給食費の食材の余りについては、別途補正されるということでありますよね。そういった形でこういった今出されているメニューは、地方創生資金の中で全部見ていかなければならないものだと思うので、提案されていると思うのですけれども、別途国の事業に乗っていく、2兆円とは別に乗るというメニューは、この中には入っていないのですね。

- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) 私のほうからは、テレワーク環境構築事業に関わってお答えをいたします。 1点目の、今回新たに、いわゆるテレワーク、在宅勤務、それからサテライトオフィスという形でそういった環境を構築するための費用を計上しておりますけれども、基本的な考え方として、今回の感染症対策として、3密、密を回避するための環境を構築するということで、職員の3分の1に当たります、事務職員で申し上げますと 210 人程度おりますが、そのうちその3分の1に当たる 70 人をいわゆる分散した形で密を回避したいと。そのうち 30 人については、いわゆる在宅勤務、そして 40 人については、執務室の移動、分散によって、合わせて3分の1を回避するという形なのですが、まず在宅勤務の 30 人につきましては、おおむね1つの課で1人ないし2人程度、同一日に在宅でできる仕事、基本的には、書類についてはコピーを、それからパソコン1台等を貸与する形になるのですが、パソコンを家で実際に持ち帰ってできる仕事というのは、個人情報を扱うようないわゆる総合行政システムとか滞納管理システムについては扱うことができないのですが、情報系あるいはインターネット系の情報処理についてはパソコンを用いることで処理する事務ができるということであります。ですので、個人情報以外についての情報は、職場にいるときと同じような環境で在宅勤務ができるという環境を構築するものであります。

それから、テレビ会議につきましては、今、想定しておりますのは、庁内での定例的な会議、例えば庁議あるいは部長会議あるいは課長連絡会議等、定例的に行っている会議を想定しておりまして、 基本的には、本庁舎以外に勤務をしている職員が本庁舎に集合しなくても、それぞれの勤務場所から 会議に参加できるような環境を構築するためのテレビ会議の想定をしております。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(白坂博司) 私のほうからは、歳入の臨時交付金の関係についてご答弁させていただ きます。

今回、歳入のほうで計上している交付金につきましては、あくまでも地方単独事業分に係るものとしまして、国の一次補正の中で各自治体に配分されました交付上限額、我が町では1億5,219万9,000円ですけれども、そちらに係る分のみの計上となっておりまして、例えば国の補助事業に係ってその補助裏に対して地方負担分に交付金が当たるだとか、そういった事業については、今回の補正予算のほうでは計上はされておりません。こちらにつきましては、なぜかと言いますと、国の補助事業というのは、この臨時交付金の対象となる補助事業というのが国のほうで決まっておりまして、その補助事業に我が町が該当する事業はないというところから計上はしていないというものであります。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 分かりました。補助事業の該当がなかったということでありますから、致し方がないことだと思います。いろんなメニューが出てきまして、リーマン・ショックのときの特別交付金を上回る財政措置をするのだというようなことが豪語されておりまして、先ほど議員にも内閣府の出しました交付金の活用事例などを頂いたのですけれども、まだ全部目を通していないものですから、分からない面もありました。有効に活用されるということを期待したいと思います。

テレワークのほうなのですけれども、3分の1というのは、やっぱり一つの何か立てられた目安の

根拠ですね、どこでも、ここもそうなのですけれども、基本2メートル間隔を空けてというようなことが豪語されているわけですけれども、庁舎内の一定の床スペースだとか、そういったものを基準にして職員の過密化を避けていく。職員の過密化を避けるのが一番の目的だと思いますので、そういった観点から、この70人、3分の1というふうに数字を出されてきたのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) いわゆる3分の1、特に法的なというか、決まった根拠的なものはないのですが、一定の距離、2メートル程度と言われていますけれども、その間隔を空ける上では、一つの目安として、係3人体制で考えたときに、そのうち1人が外れることで一定の距離が保てるという考え方に基づいたものでございます。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) なかなか基準というものがないので難しいのだろうと思うのですけれども、在宅で可能なものは在宅で行うということは奨励されるべきことだとは思います。ですから、そのことによって業務上の支障はもちろん来すことはないでしょうし、感染も防げる体制の強化の一つであろうというふうに思うのですけれども、いかんせんこのコロナウイルスの対策というのは、これから長期になるというのが予測されることから、いろんな決め事をしていくときには、やっぱり根拠となるその基準というようなものを設けていく必要があるのではないか、いわゆるその70人の根拠というよりは、一定の間隔を取らなければならない、例えば2メートルなら2メートルの間隔を取るためにはどのぐらい必要なのか、何人がテレワークに向かわなければいけないのか、それから会議であれば、その会議のリストの中から、今ざっくりと説明はありましたけれども、町民が関わって出向いていって参加しなくてはならないような会議などについても広げていくのかどうか、そういうことも含めてもう少し基準のようなものを示していただければ分かりやすいなというふうには思います。そういう考えはお持ちですか。
- ○議長(寺林俊幸) 企画総務部長。
- ○企画総務部長(山岸伸雄) 基本的な考え方は、課長からご説明あったのですけれども、私どもとしましては、課長のほうで説明ありましたとおり、基本的には業務に支障ないような形でどう仕事を進めていくかと。かつ、今、議員からのご指摘がありましたように、密にならないような体制をどう取るかといったところで、まずはテレワークで30人程度、それと役場庁舎の別室において執務を行うといったところで40人ということの一つの目安をつくってやることによって、ほぼ過密にならないような体制に持っていけるのではないかということで決めさせていただいたということで、明確な基準というのはありませんけれども、基本的には、どういう体制においてもやっぱり執務が動かせる状況にしておかなければならないと。行政を止めることにはならないものですから、そういう中において、今回この3分の1程度というのを今考えているといったところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。(異議なしの声あり)
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 関連なのですけれども、今のテレワークの事業なのですけれども、特に在宅勤務 に関して言いますと、勤務時間の管理がどういうふうにされるのかなとすごく疑問に思うところなの ですけれども、その辺はどのようにされるのか、運営するに当たってお伺いしたいと思います。

また、これはお話を聞いておりますと庁舎内などということで、町職員に対してということだと思いますけれども、今、全国的には民間での導入も進んできているのですけれども、そういったことで地方にもかなり勝機もあることではあるのかなとは思うのですけれども、民間でのというところの考え方はお持ちではないのかお伺いしたいと思います。

もう一点、6ページの子育て支援のほうの感染防止対策事業の中で次亜塩素酸水の生成装置という ことなのですけれども、最近の報道によりますと、噴霧をして使用した場合なのですけれども、喉に 刺激があったり肺にも悪影響を与えるなどといった報道もありまして、使用方法の注意点については、 きちんと押さえて指導していくということでしょうか。お伺いします。

- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) 私のほうからは、テレワークに関わっての2点についてお答えいたします。 1点目の実際在宅勤務に当たる場合の勤務時間ですとか職員管理についてになりますけれども、基本的には、庁舎、いわゆる公用のパソコンを貸し出しておりますので、日頃の情報管理と同様にその職員が自宅で何時にパソコンをつけて、どういった情報を例えば見たのかと、そういった情報管理はできますので、何時にパソコンをつけて何時に仕事を終えたのかという情報的なものは、まず管理ができることと、あわせて実際に在宅勤務を行ったときにどのような内容の仕事をしたのかといような、最終的には勤務内容の確認については、今後の運用の中でどこまで求めていくかというところは、整理していきたいと考えております。

それから、2点目の民間への活用については、現在のところは、まだそういったところまでは考えておりません。あくまで庁内で実施をしてみて、まずは庁内の中でというふうに考えております。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) ご質問2点目の次亜塩素酸水の使用方法についてということなのですが、まず保育所のほうでは、ふだんからドアノブや遊具、こういった消毒作業で次亜塩素酸ナトリウム、俗に言うブリーチですね、そういったものを使っております。また、給食調理器具等については、最終的に洗浄後にはアルコール消毒ということで、吹きかけて使用しておりました。そういった入手困難な状況もあったりだとかということで、こういった2つをこの次亜塩素酸水に置き換えて使用するということですので、これを噴霧器に使用するだとか、そういったことではございません。以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) テレワークの勤務時間の管理なのですけれども、例えば時間外勤務とか、そういったものも可能性として考えられて、それもきちっと管理がされていく、そういう形になっていくのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) 基本的には、内容にもよりますけれども、勤務時間内ということを想定はしておりますが、もちろんその勤務体制によりましては、時間外が発生する場合、そういったことも出てきた場合には、同じように勤務の管理ですので、そこを管理していくような体制にはしていかなければならないと考えております。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 感染症拡大防止対策として、1次補正、2次補正で様々な事業が提案されたのですけれども、例えば札幌なんかでは、クラスターが発生したときに、かなり人とか物とか、そういったものが必要になってきております。今後、第2波、第3波があると思うのですけれども、老人施設とかに例えばガウンですとか、防護服とか、そういったものを町として用意していくという考えはどうでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 老人福祉施設等にガウンの用意ということですけれども、現在のところ そういう施設のほうから不足しているというような状況は聞いてはおりません。ただ、今後の状況を 見て、そのようなものを町で用意する必要があるのかどうかなのかを見極めまして、今後の事業に計 上していくということを考えていきたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 現実にクラスターが起きてしまうと、なかなかそういったものがそういった施設に準備されているところというのは、なかなかないみたいで、やっぱり全てのところに置く必要が

ないのですけれども、町内で発生したときのリスクを考えて町としてできることをやっていただきた いと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 現在、町のほうでも備蓄しているガウン等ございますので、そのような ものが必要になったときには、それをまず活用するということも考えていきたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第57号、令和2年度幕別町公共下水道特別会補正予算(第2号)を議題といたします。 説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第57号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 953 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9億 6,305 万 6,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費29万8,000円。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費923万5,000円の追加であります。

4月の人事異動において水道課に係長職1名を増員したことに伴い、人件費を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 953 万 3,000 円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第58号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、 地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。 暫時休憩いたします。

10:53 休憩

(10:53 藤原議員退場)

10:53 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第58号、工事請負契約の締結について説明を求めます。 伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第58号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

はじめに、工事概要についてご説明いたします。

議案説明資料の17ページを御覧ください。

札内中学校北側の旧教員住宅跡地に令和2年度から3年度にかけて4棟24戸の桂町西団地公営住宅を建設するもので、建設後、当初の数年間は、あかしや南団地公営住宅の建て替え事業に伴う仮移転先として、当該事業の完了まで活用するものであります。

本年度は、配置図に記載のとおり、敷地の南側から1号棟、2号棟と、鉄筋コンクリート造、地上 2階建て、延べ床面積496.36平方メートルの建物、1棟6戸を2棟建設するものであります。

18ページになります。

住戸は、全て 2LDK で、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室の 3 か所に給湯設備を整備し、室内の出入口を引き戸にするなど、ユニバーサルデザインに配慮した設計であります。

19ページを御覧ください。

建物の外壁は、コンクリート打ちっ放しの上に塗装仕上げとし、屋根材は、屋外使用時の耐久性に 優れたガルバリウム鋼板であります。

以上が工事概要であります。

議案書の6ページを御覧ください。

- 1、契約の目的は、桂町西団地公営住宅建設工事、建築主体であります。
- 2、契約の方法、3、契約の金額、4、契約の相手方であります。

令和2年6月3日に、萩原・萬和経常建設共同企業体、宮坂・北海技建経常建設共同企業体、藤原・加藤・大野・佐藤経常建設共同企業体の3共同企業体によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2億4,717万円をもちまして藤原・加藤・大野・佐藤経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和3年3月29日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。
 - (なしの声あり)
- ○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第58号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。 ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

10:58 休憩

(10:58 藤原議員入場)

10:58 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第59号、工事請負契約の締結について及び日程第7、議案第60号、工事請負契約の締結についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第59号と議案第60号の工事請負契約の締結について、一括して提案理由 をご説明申し上げます。

一括してご説明いたします2議案は、いずれも小中学校の校内通信ネットワーク環境整備工事に係る契約の締結についてであります。

2つの契約がそれぞれ「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が 5,000 万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

はじめに、工事概要についてご説明いたします。

議案説明資料の20ページを御覧ください。

全国全ての小中学生が1人1台のタブレット端末などを使う環境を整えようという国の GIGA スクール構想の下、本町においても、町内全ての小中学校において、1人1台の端末を前提とした高速大容量の通信ネットワーク環境を形成するため、所要の整備を行おうとするものであります。

町内14校の全ての整備を行うことから、事業量、事業費に鑑み、3つの工事に分割して発注しようとするものであります。

整備工事その1は、表の最上段に記載のとおり、札内北小学校、札内南小学校、古舞小学校、途別 小学校、札内中学校に係るものであります。

校内のコンセント設備、LAN 配線設備、各種機器設備の取付けを行うもので、校内無線 LAN の整備とインターネットへのアクセス環境の整備を行うものであります。

21ページを御覧ください。

札内北小学校を例にご説明いたします。

1階平面図であります。

下段中央部右側の小さい部屋ですけれども、印刷室と書かれておりますが、この印刷室にインターネットアクセスルーターを設置し、校内 LAN とインターネット接続を行います。

児童生徒がタブレット端末を使用して、インターネットへ無線接続ができるよう、廊下や理科教室、 体育館に LAN ケーブルを敷設し、黒四角で表示をしております無線アクセスポイントを複数箇所設置 いたします。

普通教室内には、黒い長方形で表示しておりますが、保管中に充電が可能なタブレット端末充電保 管庫を配置いたします。

22ページを御覧ください。

こちらは、2階の平面図であります。

1階と同様にLAN ケーブルを敷設し、無線アクセスポイントを複数箇所設置し、タブレット端末充電保管庫を配置いたします。

以上が工事概要であります。

議案書の7ページを御覧ください。

議案第59号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

- 1、契約の目的は、校内通信ネットワーク環境整備工事(その1)であります。
- 2、契約の方法、3、契約の金額、4、契約の相手方であります。

令和2年6月3日に株式会社大上電気工業、株式会社十勝電設、滝上電気工業株式会社の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、7,876万円をもちまして株式会社大上電気工業が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町本町35番地1、株式会社大上電気工業代表取締役、大上真一氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和3年2月15日までと定めております。

次に、議案第60号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案説明資料にお戻りいただき、23ページを御覧ください。

整備工事その2は、表の最上段に記載のとおり、幕別小学校、白人小学校、幕別中学校、札内東中学校に係るものであります。

整備工事その1と同様に、校内のコンセント設備、LAN 配線設備、各種機器設備の取付けを行うもので、校内無線 LAN の整備とインターネットへのアクセス環境の整備を行うものであります。

以上が工事概要であります。

議案書8ページにお戻りください。

議案第60号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

- 1、契約の目的は、校内通信ネットワーク環境整備工事(その2)であります。
- 2、契約の方法、3、契約の金額、4、契約の相手方であります。

令和2年6月3日に株式会社大上電気工業、株式会社十勝電設、滝上電気工業株式会社の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、6,765万円をもちまして株式会社十勝電設が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町宝町85番地、株式会社十勝電設代表取締役、小林喜己氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和3年2月15日までと定めております。

なお、整備工事その1とその2の対象校以外の明倫小学校、糠内小学校、忠類小学校、糠内中学校、 忠類中学校に係る整備工事は、「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」に当たらない ことから、議案としてご提案しておりませんが、「その3」として発注しておりますことを申し添え ます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第59号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第60号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第61号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第61号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が 1,000 万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の24ページをお開きください。

今回、取得しようとする財産は、草刈り装置一式を備えた小型除雪車1台であります。

現在、幕別地域で使用しております小型除雪車を国の社会資本整備総合交付金事業を活用して取得するものであります。

前部にロータリー装置を装着した車両で、冬季間は、歩道除雪車として、春から秋にかけては、草刈り装置を装着して路肩の草刈り作業車として、効率的な活用を図ってまいりたいと考えております。 議案書の9ページを御覧ください。

- 1、財産の名称及び数量は、小型除雪車1台であります。
- 2、契約の方法、3、購入金額、4、購入の相手方についてであります。

令和2年6月3日に開発工建株式会社、ナラサキ産業株式会社北海道支社の2者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、3,850万円をもちましてナラサキ産業株式会社北海道支社が落札いたしましたので、同社の代表であります、札幌市中央区北1条西7丁目1番、ナラサキ産業株式会社北海道支社支社長、小松誠一氏を相手方として取得しようとするものであります。

納期は、令和3年3月19日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第61号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第62号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第62号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が 1,000 万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の25ページをお開きください。

今回、取得しようとする財産は、現在、主に日新線で運行しておりますスクールバスの更新を行う ものであります。

現行のスクールバスは、平成 13 年8月に購入したもので、18 年余りが経過し、走行距離も本年3 月末現在で40 万キロメートルに達し、老朽化が著しいことから、国のへき地児童生徒援助費等国庫補助金を活用して、取得するものであります。

規格形式に記載のとおり、中型バスで、シートベルトを備えた補助椅子席を含め 45 人乗りであります。

議案書の10ページを御覧ください。

1、財産の名称及び数量は、スクールバス(日新線)1台であります。

2、契約の方法、3、購入金額、4、購入の相手方についてであります。

令和2年6月3日に東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店の2者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2,083万2,830円をもちまして東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市西20条北1丁目3番2号、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店支店長、湯浅康雄氏を相手方として財産を取得しようとするものであります。

納期は、令和3年3月15日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第62号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

「陳情付託]

○議長(寺林俊幸) 日程第10、陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意 見書」の採択を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議事の都合により、明 6 月 11 日から 6 月 21 日までの 11 日間は、休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、6月11日から6月21日までの11日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月22日午前10時からであります。

11:15 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第2回幕別町議会定例会 (令和2年6月22日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(6人)

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

1 開催年月日 令和2年6月22日

2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂

3 開会・開議 6月22日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (19名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

11 田口廣之

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子

13 芳滝 仁

14 千葉幹雄 15 小川純文

16 藤原 孟 17 東口隆弘

12 谷口和弥

6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明 教 長 菅野勇次 代表監查委員 八重柏新治 育 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁 糠内出張所長 天羽 徹 住民生活課長 谷口英将 防災環境課長寺田治 福 祉 課 長 樫木良美 こ ど も 課 長 西田建司 保 健 課 長 金田一宏美 商工観光課長 西嶋 慎 土 木 課 長 小野晴正 都 市 計 画 課 長 河村伸二 保健福祉課長 林 隆則 学校教育課長 宮田 哲 生涯学習課長 石田晋一 学校給食センター所長 鯨岡 健

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟

議事の経過

(令和2年6月22日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、14番千葉議員、15番小川議員、16番藤原議員を指名いたします。

[一般質問]

- ○議長(寺林俊幸) 日程第2、これより一般質問を行います。
 - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第 2 項の規定によって通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9番(酒井はやみ) 子どもたちの健康と学習権を守る教育を。

新型コロナ感染症の拡大は、度重なる急な体校の知らせ、在宅時間の増加、他人との接触の機会、 友達と遊ぶ機会、学習の機会の減少など、町の子どもたちの生活にも大きな変化をもたらしました。 子どもたちの成長、発達への影響は計り知れません。子どもたちに与えた影響を様々な角度から考慮 し、父母、保護者、教職員、町民が知恵を合わせて、子どもたちを守る取組を進めることが必要です。 とりわけ学校は、単に学習の場にとどまらず、人間的な関わり合いを培う場であり、貧困対処や栄 養の摂取、障がいや発達の困難への特別支援等々、子どもの権利の実現や社会の営みを進める上で欠 くことのできない、高度で重要な役割を果たしていることが、体校を通して再認識されました。

学校がその役割をどう積極的に発揮するかは、これからのまちづくりを左右する大きな課題だと考えます。

感染症の対策は長期化することが想定されます。学校運営の在り方を慎重に検証し、これからどう 新しい時代の教育をつくっていくのか、以下の点について伺います。

- 1、休校中、休校後の子どもたちの声やストレスをどのようにつかんで対応してきたか。
- ①休校中の子どもたちへの対応は十分だったか。虐待の子どもたちの実態把握、一人ひとりの生徒の状況把握、習っていない範囲のプリントの負担感などはどうだったか。
- ②登校が始まってから、一人ひとりの子どもの面談をしている学校や、学習計画や校内の感染対策など、保護者の不安に応える保護者説明会を行っている自治体などもあるが、幕別町での計画は。
 - ③今後の子どもたちのストレスに長期的に配慮する計画は。
- ④子どもたちに新たな負担をかけることにならないように、学習計画や行事の精査をどのように進めるのか。
 - 2、学校現場、教職員から出されている不安や課題は。

- 3、どの段階で休業や学級閉鎖を行うか、その際の給食の提供の在り方など、誰もが見通しを持って対応できるよう、町の対応基準を設ける考えは。
- 4、できる限り休校となるのを避け、子どもたちに安心できる居場所、行き届いた学習を保障する ため、少人数学級を全学年で実現を。
- 5、コロナ禍で保護者の収入が不安定になるなど経済的影響を勘案し、就学援助基準を生保の 1.5 倍に引き上げる考えは。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「子どもたちの健康と学習権を守る教育を」についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小中学校の臨時休業につきましては、2月27日から3月24日までに加え、4月20日から5月31日までの間、長期にわたるものとなりましたが、5月26日、全国に出されていました緊急事態宣言が解除されたことから、今月に入り道内全ての公立小中学校が再開したところであります。

この間、前半の臨時休業期間中においては、健康状態の確認と学習状況の把握等を目的とした分散 登校を実施いたしましたが、その後、4月に入り臨時休業が長期化したことから、学習に著しい遅れ が生じることのないよう、家庭学習を課すなどの必要な措置を実施したほか、家庭訪問等を実施しな がら、子どもたちの健康観察や生活状況の把握に努めてきたところであります。

5月18日からは、生徒指導や児童生徒の健康観察を行う観点に加え、学校再開に向けて段階的に学校教育活動が再開できるよう分散登校を実施し、6月1日からの学校再開を迎えました。

今後におきましては、社会全体が長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症と共に生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要と考えております。

ご質問の1点目、「休校中、休校後の子どもたちの声やストレスをどのようにつかんで対応してき たか」についてであります。

1つ目の「休校中の子どもたちへの対応は十分だったのか、虐待の子どもたちの実態把握、一人ひとりの生徒の状況把握、習っていない範囲のプリントの負担感などはどうだったのか」についてであります。

各学校においては、長期の臨時休業に伴い学習の遅れが懸念されたことから、学習プリント等を作成し家庭訪問で配布するなどの対応を実施してまいりましたが、訪問時に併せて子どもたちと面談したり、電話での連絡を通じて、心身の健康状態や生活状況等の把握に努めるとともに、期間中に実施いたしました分散登校時においても、子どもたちの様子を確認したところであります。

このような対応の中で、学校を通じて子どもたちの状況を確認いたしましたが、虐待の疑いがある といった報告は受けておりません。

また、学校が再開した際に、できる限りスムーズに学習のペースを取り戻せるよう、各学校においては、復習に併せて予習用の学習プリントを配布いたしましたが、その際には、学級通信等を通じて、学習スケジュールや教科ごとの取組内容、進め方などを丁寧に伝えたほか、「分からないところは空欄とする」など、子どもたちにとって負担のかからないよう実施されたものと認識いたしております。

2つ目の「保護者の不安に応える保護者説明会の計画は」についてであります。

集団生活の場である学校においては、できる限り感染予防対策を実施し、保護者の不安を解消することが必要であることから、学校だよりなどを通じて予防対策の内容等をお知らせしているほか、学校再開前には、教育委員会から保護者宛てに、学校内での小まめな手洗いやマスクの着用、消毒、可能な限り身体的距離を確保するといった「学校の新しい生活様式」のポイントをまとめたチラシを配布いたしました。

このほか、万一、児童生徒等に感染が確認された場合の学校への情報提供のお願いや、感染症への

不安やストレス等、児童生徒の心のケアとして、電話相談を活用していただくことを保護者に対し通知するとともに、ホームページにも掲載し周知したところであります。

また、学習計画については、学校ごとで異なるため、今後、各学校において保護者との面談や参観 日の中で説明する機会を設けたり、既に学校だよりなど、学校からの発出文書で保護者への対応を実施していることから、教育委員会として説明会を開催する計画は持っておりません。

3つ目の「今後の、子どもたちのストレスに長期的に配慮する計画は」についてであります。

学校再開後においても、三密を意識しながら学習活動を進めることになるため、大きな声で話すことができない、友達との距離を保たなければいけないなど、生活や行動上の制限を伴うことから、様々な不安やストレスを抱える子どもたちが少なからずいるものと考えております。

このため、学校再開後においても、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察などを通じて、子どもたちの状況を的確に把握するとともに、必要に応じて家庭訪問や個別相談を実施したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフの力も借りながら、長期的な視点の下、子どもたちに寄り添ったケアに努めてまいります。

4つ目の「子どもたちに新たな負担をかけることにならないように、学習計画や行事の精査をどのように進めるのか」についてであります。

4月20日から5月31日までの臨時休業中、5月18日から5月31日までは学校再開に向けた準備期間として分散登校を実施し、6月1日から学校を再開いたしましたが、各学校において、今後、実施可能な授業時数と指導に必要な時数を照らし合わせたところ、特に大規模校においては大幅に授業時数の不足が生じております。

学習の遅れについては、国の通知に基づき、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じることとされているところであります。

このため教育委員会といたしましては、校長会と協議を行った上で、1学期の終業式を7月22日から8月7日に、2学期の始業式を8月19日から8月18日に見直し、授業日数を11日間増やし授業時数を確保することといたしましたが、子どもたちに過度な負担がかからないよう、1日当たりの授業時数を短縮するなどの対応を行ってまいります。

また、学校行事につきましては、北海道教育委員会からの発出通知に基づき、運動会・体育祭などの体育的行事や、修学旅行、宿泊学習などの宿泊行事、文化祭などの文化的行事については、当面の間、実施を見合わせることとされたことから、本町を含め十勝管内では、1学期中の各種行事を延期といたしました。

現在、各学校においては、2学期以降、授業時数を確保した上で、教職員が知恵を絞りながら子どもたちにとって思い出に残る行事を模索しておりますが、教育委員会といたしましては、卒業を迎える小学6年生や中学3年生の修学旅行の実現や、可能な限りコンパクトで工夫を凝らした行事の実施を学校に対しお願いしたところであり、併せて子どもたちの新たな負担とならないよう配慮するよう各学校に指導してまいります。

ご質問の2点目、「学校現場、教職員から出されている不安や課題は」についてであります。

学校現場、教職員から出されている不安や課題については、消毒をいつまで続けるのか見通しが持てないといったことや、消毒や衛生用品など物資面の継続的な確保に対する不安をはじめ、子どもたちへの感染への不安や授業時数の確保に伴う各種行事の見直し、授業の持ち方などについての課題があると伺っております。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、「学校の新しい生活様式」に基づき、感染症防止のため校内の消毒をはじめ、三密を避けながら学校運営を進めるとともに、子どもたち一人ひとりに応じた心のケアに努めていかなければならないと考えております。

また、授業時数の確保や行事の見直し、学校運営に係る課題整理などについては、文部科学省や北海道教育委員会の通知、近隣市町村の動向も踏まえ、引き続き、校長会等と協議しながら、可能な限

り感染拡大のリスクを低減させながら教育活動を実施してまいります。

ご質問の3点目、「休業や学級閉鎖、給食の提供の在り方など、町の対応基準を設ける考えは」に ついてであります。

本年5月22日、文部科学省では、6月からの学校再開に当たり、学校の衛生管理の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成し、この中で、学校で感染者が発生した場合の臨時休業の判断について示したところであります。

学校で感染者が発生した場合の臨時休業については、児童生徒や教職員の感染が確認された場合、 学校の設置者は、濃厚接触者が保健所で特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施することとされており、その後は、保健所の調査等により感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広まっている可能性が高いと判断された場合には、引き続き学校の全部または一部の臨時休業を行うこととされております。

また、感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、都道府県知事がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛要請することがあり、このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏における蔓延状況により臨時休業を行う場合もあります。

このため臨時休業を行う場合については、北海道の衛生主管部局と連携し、その必要性を判断するなど、国が示したマニュアルに基づき対応してまいりたいと考えておりますことから、町独自の対応 基準を設ける考えはありません。

また、臨時休業や学級閉鎖等については、従来のインフルエンザにおける場合と同様に、感染症の 予防を目的とした対策であり、この期間における学校給食は休止することになるため、対応基準を設 ける考えはありませんが、今回のように臨時休業中に分散登校を実施する場合につきましては、可能 な限り給食の提供に努めてまいります。

ご質問の4点目、「子どもたちに安心できる居場所、行き届いた学習を保障するため、少人数学級を全学年で実現を」についてであります。

公立の小中学校の学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、1学級の児童生徒数について、40人と定められておりますが、平成23年の法改正では、小学校第1学年の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられ、教職員の基礎定数化が図られました。

北海道では、小学校第2学年と中学校第1学年について、国の加配定数を活用し35人以下学級とする少人数学級実践研究事業を実施しており、さらに本年度からは小学校第3学年に、来年度からは小学校第4学年に拡大されるところであり、本町においても本制度を活用してまいりたいと考えております。

これまでも申し上げてきましたが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるように、そして今回の新型コロナウイルス感染症など、不測の事態にも対応でき、教職員が児童生徒としっかりと向き合う体制を整備するためには、国が教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、子どもたちの豊かな学びにもつながるものであります。

教育委員会といたしましては、新学習指導要領でうたわれている「主体的・対話的で深い学び」を 実現する授業の充実のため、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、北海道十勝圏活性化推進 期成会などの関係機関を通して、引き続き北海道に要望するとともに、国への働きかけを続けてまい りたいと考えております。

ご質問の5点目、「就学援助基準を生活保護の1.5倍に引き上げる考えは」についてであります。 就学援助基準の引上げについてでありますが、就学援助の対象者は、「生活保護法」による要保護 者と、市町村教育委員会が認定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方、いわゆる 準要保護者とされております。

準要保護者の認定要件については、「地方税法」や「児童扶養手当法」などの法的根拠の9項目に

該当するかどうか、あるいは現に生活状態の困窮が認められる方を基準として判定しているところで あります。

この判定の際、生活状態の困窮の判断基準として、「生活保護法」に準じて算出した「需要額」と前年1年間の「収入額」を基に計算した額が、生活保護基準の1.3倍未満の方を認定することとしており、また生活保護基準の1.3倍以上の方であっても、当該年において、会社の倒産等により急激に収入が減少した場合など、申請者の生活実態等を勘案した上で判定し、きめ細かな対応を行っております。

さらに、本年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年になってから休業、会社の倒産等により家計が急変した保護者を対象に、追加で認定するよう準備を進めており、既に学校を通じて保護者にチラシを配布したほか、町のホームページで周知しておりますが、申請漏れのないよう、7月号広報紙においても制度内容を掲載する予定としております。

また、支給基準である 1.3 倍については、全国的に見ても平均的な判断基準となっていることから、引き続き現在の支給基準で認定してまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) それでは再質問させていただきます。

2月末のいきなりの要請からほぼ3か月間休校が続きました。学校現場も親も混乱したのですが、 やっぱり子どもたち、毎日不安の中で過ごしてきたと思います。テレビでは朝から夜までコロナのこ とが報道されている。そんな中、日中一人で留守番をし、一人でご飯を食べていた子もいると思いま す。

一番に心配されたのが、虐待が疑われる子どもたちなのですけれども、学校を通じて状況を確認し、 虐待の疑いがあるといった報告は受けていないということだったのですが、平成29年の議会の答弁の 中で、幕別町でも約19件の虐待の相談が児童相談所にあったと言われました。町のほうから、虐待が 疑われている家庭の子どもたちの状況を積極的につかむことがされたのかどうか伺います。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) ご質問の虐待の実態の把握ということでありますが、今回のコロナの対象 期間中の相談受理件数として、児童相談所のほうで把握している件数が、31 年が 27 件、令和 2 年度 については未発表となっております。また、虐待相談を受け、相談、調査した結果、虐待として認定 を受けた件数が 31 年、こちら未発表となっております。さらに、令和 2 年度についても未発表となっております。

なお、対象期間中に、令和2年度において、現在に至るまで1件の件数が児童相談所に通報がありましたが、そちらのケース検討会議等、虐待の事実を確認したところ、虐待の事実はなかったというものでございます。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 休校中に27件、31年のときに相談あった家庭に、直接こちらから連絡を取ったりということはなかったのですか。
- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 31 年度の27 件につきましては、31 年度4月から1年間の、31 年度の件数が27 件ということですので、対象期間の件数ということではございません。なお、そのような家庭にこちらのほうでやり取りをしたということはございません。 以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 社会的にも、休校になって虐待の家庭の子どもたちのことが心配されるという ことは、いろんな報道でもあったと思います。そういった子どもたちに積極的に状況をつかんで対応

していただけたらよかったなと思いますので、今後の検討材料にしていただきたいと思います。 次の質問に移ります。

通常の登校に戻りましたが、子どもたちの体調や気持ちのバランスが崩れていないかどうか心配するわけですが、欠席している児童生徒の割合や、欠席しがちな児童生徒の割合が、休校前と後でどのように変化しているか、お伺いします。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 今回、休校に当たりまして、学校再開した後、コロナの影響で、それを 理由に欠席をしている児童生徒はいないということで、学校からは報告をいただいているところでご ざいます。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 欠席しがちになっている子どもたちの状況というのは、分かりますか。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) コロナの影響がなくても、不登校の児童生徒はいるのは現状でございます。そういった家庭には、引き続きまして家庭と学校で連携を密にしながら、状況を確認しているというところでございますので、それぞれ対応はさせていただいているという状況でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。

次の質問ですが、子どもたちの心のうちに寄り添うことを前提とした、学習支援の必要性についてです。

長い休校の間に、子どもたちは本人も気づかないうちにストレスをため込んでいる可能性もあります。学校に行きたくないと泣く子を、毎日学校まで送っていっているという新入生のある保護者の方は、学校の先生やお友達と仲よくなる前に、学校のこともよく分からないままに長期休校となったために、学校再開後の子どもの行きたくないという抵抗、反発が強いと言われていました。また、ある中学生は、学校が始まって腹痛を訴える日が1週間続いたとお聞きしています。コロナ危機で、子どもたちの心に変化が起こっていると捉えることが大事と思います。

国立成育医療研究センターが、緊急事態宣言中に全国の小・中・高の子どもを対象に「コロナ×こどもアンケート」を行い、その中間報告が発表されています。これは全国 1,292 人の子どもたちが回答したものです。子どもたちの直接の声ということで、とても興味深い結果でした。困りごとはという設問に対しては、1位は友達と会えない、続いて学校に行けない、外で遊べないと続いていまして、困りごとに関しては予想どおりかなという気がするのですが、次の設問の「こどものこころへの影響」という項目で、1位は「コロナのことを考えるとイヤだ」となっています。続いて、最近集中できない、すぐにいらいらしてしまう、寝つけない、夜目が覚める、嫌な夢を見ると続き、かなりよくない影響が休校中に行われたアンケートに出ています。次に、「こどもたちが相談したいこと」という設問では、勉強や友達のことよりも上に「コロナにかからない方法」と答えた子どもたちが 46%で1位でした。

町内の子どもたちからも、学校に行けなくなり友達にも会えなくしたコロナに腹が立つとか、コロナが怖くて家から出られない、またコロナよりも、公園やお店に子どもが来ているのをとがめる大人の目が気になって萎縮しているという声もお聞きしています。

コロナ危機という歴史的な事態を経験して、計り知れない影響を受けている多感な子どもたちに対して、これまでの一般的な対応に終わることなく、それぞれの学年や発達段階に応じて学ぶコロナを 教材とした授業も必要かと思いますが、この必要性への考えや実際の取組などあれば、お聞かせください。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 今回のコロナの影響でございまして、学校再開をした後、やっぱり常に 感染予防対策といたしまして、手洗いについては学校で常に指導をしているところでございます。そ

れですとか、マスクの必要性なども常日頃から学校を通じて子どもたちにその辺を理解するように、 授業や普通の学校生活において指導しているところでございまして、そういったことを通じまして、 子どもたちへの感染予防対策に努めていっているという状況でございます。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 予防などだけではなくて、この間の子どもたちの経験を率直に出し合うことが 大事かなというふうに思います。子どもたちにも経験や思いを出させる場が必要かなというふうに思 います。

東日本大震災では、深刻な被害の中で子どもと教員がつらい体験を語り合う中で、学校生活をスタートさせたというすばらしい経験もありました。私たちが思う以上に、子どもたちは多感にコロナのことを感じ取っていると思います。実際の子どもたちの実情に寄り添いながら、心のケアをしていくことをこれからの学びを進める前提としなければならないと思います。

また、学校再開に喜び安堵する一方で、学校では食事中の会話を控えるだとか、音楽の授業で歌も歌えないなど感染防止対策が取られて、休校前と一変した学校の環境にストレスを抱えていることも心配されます。

沖縄県では不登校ぎみな児童が増えているということで、調査が始まっています。また、富山県では小児科医や臨床心理士に、腹痛や吐き気、微熱などを訴える子どもが目立っているということで、「子どもたちの日常を取り戻すプロジェクト」というのが取り組まれています。毎日新聞の大阪版で報道されたのですが、兵庫県立大学の冨永良喜教授が、チェックシートで子どもたちの心のケアをすることを提唱しています。これは東日本大震災や熊本地震でも活用された「心とからだのチェックリスト」というもので、今アクセスが殺到していると紹介されています。授業中に使うことを想定したパターンや、小学生が自宅に持ち帰って保護者と活用できるものも提起されています。名古屋の教育委員会では、休校中にこれを各学校、平均3回実施したそうです。担当者の方はテレビのインタビューで、「学校再開からしばらくたったこれからの時期に注意をしている。逆に頑張ろうとし過ぎて、ちょっとたったときに疲れが出てしまう可能性があるかなと思う。ゆっくりと子どもたちが学ぶ権利やちょっと怠けたりする権利もあるわけなので、そういうところで大きく見守ってあげてくださいと先生方にメッセージを出しています」というふうに答えられています。

5月26日の中央教育審議会の初等教育分科会に出された資料では、「成り行きの未来(何も手を打たないと起こり得る避けたい未来」として、もし土曜日の授業や夏休みの短縮、行事などが削られていくということが続くと、置いていかれる子どもたちや人間関係のトラブル、問題行動、いじめ、不登校、貧困など、深刻な未来が起こり得ることが言われています。子どもたちのケアを長期的な視野で行っていくと答弁されたのですけれども、今までの一般的な対応に終わることなく、継続して取り組んでいくことが重要になってくると思います。チェックシートなども活用しながら、ゆとりを持って子どもたちの声に耳を傾けていくことを、長期にわたって継続していくことについてお考えをお聞かせください。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 児童生徒に対するケアという部分であります。

1点目に、分散登校の際にも、コロナといったものがどういうものかというのは、実際に学校に来たときに児童に教えております。これ、私どもも分散登校をやった際に、ちょっと伺った際に、そういった取組もしております。

それと、今後においても、これはやはり感染症がいつまで続くかというのが終息が見えない状況ですので、議員がおっしゃったように健康チェックといった部分では、毎朝登校時にこういった子どもたち、児童生徒の健康状態がどうなのかといった部分、それと加えて先ほど言いました多くの児童生徒の不安や心配、あるいはストレスを抱えているといった状況は、当然こちらとしても考えているところであり、校長会議等でもお話ししておりますが、長期的な視点で今後もそういった心配な子がいるといいますか、相談を受けるといったような要望も含めて、何かサインが見えたときには、家庭訪

問や、あるいは電話相談、そういった部分で、寄り添った対応をしていただきたいということで伝えているところであります。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 寄り添った対応をお願いしているということで、ちょっと安心したのですけれ ども、先生方、皆さんも子どもたちに気を配って関わっていただいていると思います。気をつけてい ても日々の多忙な中で見逃していくことがないように、異例な事態だけにアンケートなどのチェック リストなどの手段も活用して、子どもや家庭の実情や本音をつかむことをぜひご検討いただきたいと 思います。

次の質問に移ります。

行事の精選・重点化などについて答弁いただきました。1学期の行事をやむを得ず延期するということで、仕方ないかと思いますが、行事というのはそこに向かって子どもたちが頑張れるということで日常のめり張りにもなりますし、行事の中止は子どもたちに新たなストレスとなり、成長をゆがめてしまうことにもなりかねないかと思います。規模を縮小してでも子どもたちが楽しみを持ちながら学校生活を送れるようご検討いただきたいと思います。

夏休みについて1点伺うのですが、11日間登校日を増やした結果、連続で言うと、土日祝日の関係もありまして、27日間が10日間に短縮された形になるかと思います。校長会で協議をしたというふうに言われましたが、帯広市では10日間の登校日、ほかの自治体もいろいろ出ているかと思うのですけれども、新聞の報道では足寄町では6日間の登校日ということですが、幕別町は11日ということで若干多いのかなという感じがしますが、根拠も併せて校長会で議論して結論が出たのか、その根拠も学校現場にきちんと結果と併せて伝えられたのかどうか伺います。

- ○議長(寺林俊幸) 教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 夏季休業日の関係でございますけれども、うちの町では 11 日間、登校日を増やすということで、新聞報道等でも、おっしゃられるように各町村において様々であります。うちの町については、ほかの町に比べると若干長いようなところではございますけれども、まずは考え方の一つとしては、今後、北海道で言いますと第 3 波、第 4 波というのも想定されますので、ほかの町は冬休みの短縮も想定した中で、そういった日程を設定しておりますけれども、夏休みである程度授業の回復を行っておかないと、第 3 波、第 4 波が来たときに冬休みだけでは調整がつかない、土曜日に授業をやらなければならないだとか、日曜日に授業をやらなければならないだとか、そういった事態も、悪くすればそういうことも想定されますので、ある程度夏休みの期間中に回復を図りたいということで、11 日間の増ということで検討したところであります。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。学校現場にもそのような内容は伝わって、先生方にも伝わって いるのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 当然、校長会等々協議をした中で決定をいたしておりますので、校長から教職員の方々にも伝わっているというふうに認識をしております。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。いろいろと意見があると思うのですけれども、そういう議論で決まったということですので、理解します。

それでは次に、学習内容についてなのですけれども、文部科学省も、最終学年の子どもたちは特別な措置を講じる必要があるが、ほかの学年については次学年または次々学年に移して教育課程を編成するべきという通知を出しています。子どもたちの実態に即して学習事項を見定めて、深めるべき中心的な内容を明確にして深く学び、考え、それ以外は教科を横断で学んだり、次年度以降に送って効率よく学べるよう、学習内容を精選する考えがあるのかどうか、この点はいかがですか。

○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。

○学校教育課長(宮田 哲) 学習の授業の内容についてでございます。

議員がおっしゃるように、最終学年、6年生、中学3年生は年度内、それ以外については2年なりというところで検討しても構わないという通知は、現状は出ているのは事実でございます。しかしながら、それありきで進めるわけにはいかないというふうに考えておりまして、あくまでも年度内にやらなければいけないことはやるというところの前提に基づいて授業内容を組んでいくと、そういうふうに考えているところでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) ちょっとその考え方でいくのかなというのは、すごく不安に思っています。ただでさえ子どもたちはストレスを抱えて学校再開しているわけで、そこでいろんな行動の制限を受けながら、また授業もハイスピードで、全部消化するような形で進められていくということで大丈夫なのかなということは、率直に心配をするところです。教科書を駆け足で消化するやり方になるとすれば、それは新たな負担をかける可能性が大きいと思います。この間、日本教育学会が提言を出していまして、時数回復自体を自己目的化するのではなく、子どもたちの協働的な学び合いなど、子どもたちをケアする視点も盛り込みながら、学びの質を高める工夫が大事と指摘をしています。子どもたちの実態に即して学習内容を精選して、場合によっては教科を横断、次年度に送るなど、学校現場でよく検討していただきたいと思います。現場での創意工夫や柔軟な教育が、今こそ保障されなければならないと思いますが、その点はいかがですか。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) まず、学習内容をハイスピードで、詰め込みといいましょうか、そういうこと に対する不安ということでございますけれども、まずは回復ということはございますけれども、通常 の授業でやっておりますとおり、新学習指導要領にあります主体的、対話的で深い学びということを 意識しながら、決して子どもたちの負担になるような詰め込みということではなく、やっぱり対話等 も重視しながら、そういったことを意識しながら授業のほうを実施していただいて、回復に努めていただくようにお話をしているところであります。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。丁寧な教育内容の在り方の検討をお願いしたいと思います。 次に、学校現場、教職員から出されている不安や課題について再質問します。

現場は、消毒や清掃などの感染防止対策や給食の配膳も先生が行っているなど、業務が増えているとお聞きしています。その中で子どもたちのケアや学習、行事の計画など、ただでさえ忙しい先生方は多忙を極めているかと思います。ぜひ教育委員会の方も現場に来て現状を知ってほしいという要望もお聞きしています。校長会などで協議していくということを言われたのですけれども、そういった声も踏まえて、ぜひ現場に赴いて、先生方や子どもたちの状況をつかんで、随時対応を検討する努力もお願いしたいと思うのですが、その点はいかがですか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 今回の臨時休業後の再開、それから臨時休業中の分散登校等におきましては、 私も分散登校時あるいは再開後も学校訪問させていただきまして状況等を確認させていただいたりしております。ただ、時間的にはやっぱりそんなに長くはないということもありますので、職員等を含めまして、実態については随時把握をしたいなというふうに思っておりますので、今後におきましてもなるべく現場のほうを確認して対応するようにしてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。今後の学校現場の感染防止の消毒の在り方だとか、そういうことは随時やっていくということも、最初の答弁のほうにあったのですけれども、富山市では地元の小児科医を座長にして、地元の医師会、保健所、小中学校の校長会、園長会の代表が集まって、最新の医学的データを基に話し合う検討会をつくっています。感染の危険度合いを見極めながら、過剰な対策はやめていくという決断を進めています。掃除は、教室や廊下は子ども、トイレは教員、机は従来

どおり水拭きで大丈夫など随時判断をして、保護者全員にQ&Aも配っています。こうした取組にも 学んで、町の総意を結集して子どもたちを守る取組、学校現場の不要な負担を減らし、子どもたちに 必要以上のストレスをかけない日常づくりを、総意を集めて取り組んでほしいと思うのですけれども、 これについての考えはいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 消毒作業等の負担といいましょうか、そういったことの見直しといいましょうか、そういうふうな関係だと思います。現在でも学校の体制の中で、先生方を含めて町から配置している臨時職員といいましょうか、会計年度職員、特別支援教育支援員ですとか、事務補助ですとか、そういった職員が力を合わせながら、そういった作業を行っているところでありますけれども、これはやはり感染防止という意味合いで、そういった作業は必要だというふうに考えてございますので、そういった学校運営体制の中で、いつまで続くかというところはあるのですけれども、学校体制の中でやっていっていただきたいというふうに思いますし、教育委員会といたしましても、何か支援できるところがあれば、支援をしてまいりたいというふうに考えています。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。いろんな専門の立場の方などの知恵も合わせられたらなという ことでお伺いをしました。

町の総意を集めてという場合、学校については地域や保護者との連携も重要かと思います。休校中、学校からの連絡はプリントを2回配布されたのですが、そのうち1回は学習状況の把握と健康観察の家庭訪問というふうに位置付けられました。しかし、平日でしたので保護者は不在のお宅も多かったかと思います。保護者からは、学校との双方向のやり取りがほとんどなく不安だったとか、再開する際も感染防止に努めて再開しますというお知らせが1枚で、この間、保護者は仕事の段取りなどでも奔走し、子どもたちもストレスをためて過ごしたこの休校は、一体どう考えての措置なのかだとか、その間、子どもたちをどう過ごさせようとしていたのかが、あまり見えなかったなどの声もお聞きしています。ほかの自治体では、教育委員会の教育長が子どもたちへのメッセージなども出していましたが、子どもたちへの直接的な言葉もなかったですし、町の考えが見えてこないという声もありました。学校のホームページもありませんし、教育委員会のホームページにも随時情報が載るということでもなく、保護者の不安も出てきたのかなというふうに思います。

今回の休校は急な要請でもあり、現場も多忙を極めていて、家庭や子どもたちへの個別の連絡は難しかったのかなと思いますし、感染防止の観点で難しい問題もあったと思うのですけれども、ぜひそうした保護者の声も受け止めていただいて、今後の地域や保護者との連携しながらの学校づくりにつなげていってほしいと思いますが、この点ではいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 町の考えが見えないというようなお話もありましたけれども、基本的には学校のほうから、学校だより等を通じて、保護者の方々については学校だより等を発出しておりますので、その中で丁寧に考え方等を含めて、所属の学校体制の状況ですとか、そういったことも含めてお知らせをしているところではありますけれども、不足しているというようなことでございますので、そういうところがあれば、当然にして、保護者の方とも連携しながら、町内関係者全てが子どもたちを守り育てていくことが重要だというふうに考えておりますので、保護者のより理解をしていただけるような対応をしてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) ぜひよろしくお願いします。

次に、町のガイドライン作成についてなのですが、学校などで感染者が出た場合の対応については、 文部科学省などのガイドラインで対応するのかなというふうに思いますが、分散登校の際に、答弁に もありましたように、学童に通う子どもたちに給食は準備され、助かったと多くの歓迎の声が聞かれ ました。こうした学校内での感染者が出た際以外で休業になった場合、町としてできること、今後の 感染拡大に備えて計画しておく必要があるのかなというふうに思います。文科省のガイドラインの中にも、教室や図書館や体育館、校庭などの利用で受け入れることだとかも触れていたかなというふうに思います。地域全体として、子どもの居場所づくりを検討していく必要があるというふうに提示されていたかと思います。あと、ほかの自治体では、休校中に学校側がICTを使った教育をする上で、タブレットを持っていない子どもたちに学校のものを貸し出しただとか、そういうこともありました。いろいろとできることがあるかなというふうに思いますので、ぜひこうしたことも検討していただいて、関係者に見通しが持てるようなことをお示しいただけたらなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 子どもの居場所づくりということでありますけれども、緊急事態宣言が発せられてからは、これなかなか公共施設自体が閉鎖ということになりましたので、屋内に関してはなかなか難しかったのだろうなというふうに思っています。外に出たら駄目だということではなくて、三密を意識しながら、例えば公園ですとか、そういったところに出るということは構いませんので、そういったことも含めて、さらなる周知をしていけばよかったかなというところもございます。

あとは ICT、オンライン学習の関係でございますけれども、オンライン学習につきましては、今後 GIGA スクールの関係で進めていくことにはなりますけれども、まだ緒に就いたばかりでございますので、今後、整備をしていくということでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 分かりました。

次に、「少人数学級を全学年で実現を」の項目なのですけれども、政府や専門家の中では、新しい生活様式として、人との距離をできるだけ2メートル取るというふうに提唱されていますが、学校はどう考えてもできないということで、例外的に扱われています。しかし、子どもたち一人ひとりの声を聞き取り心をケアする、学びを保障する、感染防止対策をする、行事を精選する、学習内容を立案、検討するというこれだけのことを、今の学校体制でやるためにも人員増が必要ではないかと思います。子どもたちの授業、学びを保障する上で、やはり分散登校のときには、先生方から子どもたちの顔がよく見えたという、そういう効果も実感されたとお聞きしています。国も教職員を3,100人増やすという計画を盛り込みましたが、これでは10校に1人しか配置できません。町においてもコロナによる休校という事態を乗り越えて、子どもたちをサポートしていくために教職員を増やして、サポートする体制も増やしていくことが、子どもたちや現場の助けになると思いますが、その点を伺って質問を終わります。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 少人数学級の関係でございます。

答弁の中でも申し上げましたけれども、基本的には教育の機会均等、それからその水準の維持向上という義務教育の趣旨からしても、本来、国が考えて国が措置すべきものというふうに考えてございます。そうしたことから管内の教育委員会、連絡協議会あるいは町村会等を通じて、引き続き要望を続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長(寺林俊幸) 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。 この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10:58 休憩

11:10 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、芳滝仁議員の発言を許します。芳滝仁議員。

○13番(芳滝 仁) 質問の前に訂正がありますので先に、申し上げます。

下から6行目、「アイヌ施策推進交付金」となっていますが、これは「アイヌ政策推進交付金」が 正しい名前でございますので、訂正し改めさせていただきたいと思います。

では、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

幕別町におけるアイヌの人々の誇りが尊重される伝統的生活空間(イオル)の再生事業の推進をであります。

平成31年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、今回、北海道町村議会議長会より幕別町議会に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し、民族共生の未来を切り開く決議」が要請されているところであります。1899年(明治32年)制定されたアイヌの人々に関する法律が1997年(平成9年)に廃止され、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」、いわゆる「アイヌ文化振興法」が、当時の北海道ウタリ協会様等の尽力によりまして制定されたところであります。

その後、この法律の課題について議論される中、2008年(平成20年)に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択されたのを受け、有識者等の議論を経て、2019年(平成31年)に「アイヌ文化振興法」が廃止され、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、いわゆる「アイヌ施策推進法」が成立をしました。

この法律に基づき、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針が定められ、白老町に開設される民族共生象徴空間(ウポポイ)をはじめ、アイヌ政策推進交付金については、その地域計画の申請認定に伴い、2019年に14市町に計約7億3,600万円、本年は24市町に計約15億6,400万円の交付の決定がなされたところであり、十勝では帯広市の385万2,000円、上土幌町の65万6,000円で、幕別町には交付されないこととなっています。

この現状の中で、第6期幕別町総合計画の3か年実施計画に「郷土文化資料館(仮称)建設事業」が明記され、本年の事業内容に「アイヌ施策推進地域計画策定の検討」とあり、令和4年には工事予定とされているが、以下お伺いをいたします。

- ①「アイヌ施策推進法」の施行に伴い、町はこの間アイヌ施策推進地域計画を国に申請したのでしょうか。また本年の事業内容としている「アイヌ施策推進地域計画の策定」については、国の交付金を申請するための計画策定なのか、町独自の事業なのか、また財源はどういうことになっているのでしょうか。
 - ②郷土文化資料館について、その構想の方向性はどういうことでありますでしょうか。
- ③資料の整理については、郷土文化研究員や郷土文化特別相談員の協力をいただいてはおりますが、 アイヌ民族文化研究センター等からの専門員の登用は考えていらっしゃいますでしょうか。
 - ④老朽化した千住生活館についての今後の方向性について。
- ⑤幕別町公営住宅等長寿命化計画では、千住の公営住宅について入居する2戸のほかは用途廃止となっているが、今度の方向性についてお伺いをしたいと思います。
- ⑥幕別町における「アイヌの人々の伝統的生活空間(イオル)」の再生事業として、観光や雇用等も視野に入れた総合的な計画の策定を、幕別アイヌ協会、学識経験者、関係機関等と協力し行うべきだと考えるが、どうでしょうか。

以上でございます。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目と、4点目から 6点目につきまして答弁させていただきます。

「幕別町におけるアイヌの人々の誇りが尊重される伝統的生活空間 (イオル) の再生事業の推進を」についてであります。

アイヌ文化の総合的な伝承を図るための伝統的生活空間(イオル)の再生に向けた取組につきまし

ては、平成8年4月に内閣官房長官からの要請を受けて、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」がウタリ対策の4つの新しい施策の一つとして提言したものでありますが、その後、具体的な施策として実現するに至らなかったことから、平成17年7月に国のアイヌ文化振興等施策推進会議において、「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」が取りまとめられました。

この基本構想は、自然と共生してきたアイヌの人々の伝統的な生活の場(イオル)をイメージし、アイヌ文化の保存・伝承活動に必要な自然素材、すなわち衣・食・住や伝統的儀式で使われる道具等を製作する自然素材が確保され、それらを活用した工芸技術等の文化の伝承や体験、あるいは交流等の活動ができる空間を形成しようとするものであります。

道内では、平成18年度から白老町、平取町などの先行実施地域において、イオル再生に向け具体的な施策が展開されており、国においても新型コロナウイルス感染症の影響で開業が延期となっておりますが、アイヌ文化の振興を図るための拠点として「民族共生象徴空間ウポポイ」が整備されたところであります。

ご質問の1点目、「「アイヌ施策推進法」の施行に伴い、町はアイヌ施策推進地域計画を国に申請したのか、また本年の事業内容としている「アイヌ施策推進地域計画」の策定については、国の交付金を申請するための計画策定か、町独自の事業なのか、また財源は」についてであります。

昨年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、いわゆるアイヌ施策推進法により、市町村は、政府が定めるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針に基づいたアイヌ施策推進地域計画を作成することにより、計画に基づく事業の実施に対して、アイヌ政策推進交付金の交付を受けることができるとされており、交付金の交付率は10分の8、市町村負担分については、起債もしくは特別交付税による地方財政措置があり、実質的な負担率は10%となっております。

このアイヌ政策推進交付金については、令和元年度からの2年間で帯広市と上士幌町を含む25市町に対し、23億8,000万円の交付が決定されております。

「第6期幕別町総合計画3カ年実施計画」に掲載しました「郷土文化資料館(仮称)建設事業」の本年度事業内容にあります「アイヌ施策推進地域計画策定の検討」につきましては、この交付金を受けるために、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするものであり、計画には、アイヌ文化の保存及び継承、アイヌの伝統等の理解促進、観光振興・産業振興や地域内外の交流促進に関する事業などを盛り込むことになるものと考えております。

作成に当たりましては、アイヌの方々や専門家など関係者のご意見を伺わなければならないところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画作成業務が停止した状況にありますことから、今後収束状況を見ながら業務に着手してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「千住生活館についての今後の方向性は」についてであります。

千住生活館については、地域住民の生活文化の向上を図るため昭和38年に建築し、平成17年には 老朽化が進んでいたことから大規模改修を行い、現在は、主にアイヌ文化保存会の活動や共同入浴事業、さらには地域住民のコミュニティ活動の場としての近隣センターとしても、ご利用いただいております。

現在、この生活館を拠点としたアイヌ文化の保存伝承活動としては、週1回のアイヌ刺繍の会やオオウバユリとヒシの実の採取・加工、ガマを材料としたゴザ編み等が行われております。

伝統や文化を受け継いできた人々の高齢化が進む中で、活動を拡大していくのは難しい状況にありますが、本町にとってかけがえのない財産であるアイヌ文化を保存し、正しく後世に伝えていくための拠点として、アイヌ政策推進交付金を活用し、複合的な機能を持った施設を新たに整備してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「千住の公営住宅についての今後の方向性は」についてであります。

公営住宅の千住団地につきましては、昭和 43 年に建設された 2 棟 8 戸からなる団地であります。 千住団地は、この地区における唯一の賃貸住宅であることから、かつてはその大半が入居済みとな っておりましたが、平成 29 年からは 2 世帯のみの入居となっており、新たな入居に関する問合せもない状況となっております。

平成30年に策定いたしました「幕別町公営住宅等長寿命化計画」におきましては、公営住宅の需要動向や将来における必要戸数のほか、改善検討による建替えを含めた整備計画等を総合的に判断した結果、計画期間の最終年である令和9年度において、現在ある8戸のうち6戸を用途廃止とする将来的な計画の位置付けをしたところであります。

このようなことから、当面の間はこれまでどおりの維持管理を行うことと考えており、今後においては入居世帯の居住動向や新たな需要等を十分に把握し、おおむね5年ごとに見直しを行う新たな長寿命化計画の策定の中で、改めて用途廃止を含めた住宅の在り方を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「幕別町における「アイヌの人々の伝統的生活空間(イオル)」の再生事業として、観光や雇用等も視野に入れた総合的な計画の策定を幕別アイヌ協会、学識経験者、関係機関等と協力し行うべきだと考えるがどうか」についてであります。

アイヌ民族の文化は、北海道を中心にアイヌの人の長い歴史の中で育んできた大切な文化であり、雄大なスケールで語られるユーカラに代表される口承文芸、躍動感あふれる舞踊、また民族固有の文様が繊細にあしらわれた衣装や工芸品など、いずれもアイヌ民族の誇りが込められたすばらしいものであり、今日の北海道の生活文化にも多くの影響を与えたものであります。

十勝圏においては、こういったアイヌ文化振興のため、平成 12 年に「伝統的生活空間の再生」十勝 圏誘致促進期成会が設立され、当初は本町相川・千住地区をイオルの候補地とした「十勝圏地域イオル構想(アイヌ民族のトカプチミュージアム)」が十勝圏イオル基本計画に盛り込まれておりましたが、国が平成 17 年に策定した基本構想において、イオルの再生はアイヌ文化の保存、伝承に必要な自然素材の確保が可能となる空間の再生と整備を柱とするものとなり、ハードからソフトに転換されました。

このため、期成会としては、候補地を自然環境に恵まれ隣接地で既にアイヌ植物園が開設され、伝統の保存に努められていた上士幌町上音更地区に計画変更したところであり、その時点で本町におけるイオルの再生については消滅したものと認識いたしております。

しかしながら、本町には、アイヌの指導者吉田菊太郎氏が収集した、アイヌ民族の収蔵品など貴重な資料が蝦夷文化考古館に収蔵されており、この吉田菊太郎氏の功績も含め、アイヌ民族の歴史や文化、生活館を拠点とするアイヌ文化保存会等の方々の文化伝承活動を後世に引き継いでいくための、複合的な機能を有した施設が必要であると考えております。

このため、繰り返しになりますが、施設整備に当たっては、アイヌ政策推進交付金の活用が不可欠でありますので、前提となる地域計画案には、アイヌの方々や専門家など関係者のご意見を十分反映してまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「郷土文化資料館について、その構想の方向性は」についてであります。

平成27年3月に策定しました「(仮称)幕別町郷土文化資料館整備等基本構想(案)」では、新たな郷土文化資料館として、蝦夷文化考古館とふるさと館の機能を合わせた施設を、現在の蝦夷文化考古館敷地に新築、または蝦夷文化考古館を現在の敷地で新築し、ふるさと館を別の場所に新築することも併せて検討することとしておりました。

施設の整備に当たっては、本基本構想(案)を踏まえ、検討を行ってまいりましたが、収蔵資料台帳の整備や収蔵資料の確認作業のほか、未整理資料の調査研究に時間を要していることや、大きな課題として財源のめどが立たないため、現在に至っているところであります。

そうした中で、昨年5月にアイヌ施策推進法が制定され、アイヌ政策推進交付金が創設されたこと

から、これを機に当該交付金を活用し、アイヌ文化の保存や伝承事業の拠点施設として、千住生活館の機能にアイヌ民族資料等の展示スペースも併せた新たな複合施設を整備してまいりたいと考えております。

また、新たな施設の整備に当たりましては、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会のほか、千住生活館の利用団体などと協議を行い、新たな施設がアイヌの人々と地域住民との交流の場にもなりますように、町福祉課と連携を図り、施設の整備及びソフト事業の内容についても検討してまいります。

ご質問の3点目、「資料の整理について、アイヌ民族文化研究センター等からの専門員を登用する 考えは」についてであります。

自然環境や歴史の背景の中で培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的、民族的な価値があるだけではなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源であり、町民の共有財産、知的資源であります。

教育委員会では、町民の郷土文化に対する理解を深めることを目的として、平成 18 年度から郷土文化研究員を配置し、郷土の歴史や民族、芸術、文化、産業並びにアイヌ民族に関する資料の収集や整理を行っているところでありますが、今後におきましては、国の交付金を活用した新たな施設の整備に向け、資料の展示や保管方法のほか施設の活用など、より専門的な知識を有する職員の配置が必要になるものと認識いたしております。

加えて、昨年度実施いたしました、忠類ナウマン象化石骨発見 50 周年記念事業の発掘調査におきまして、新たな足跡化石や本年度の発掘調査につながる発見があり、今後の事業展開や展示方法など当面する課題がありますことから、高い専門性を有する学芸員の配置につきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 芳滝議員。
- ○13番(芳滝 仁) 町長並びに教育長からご答弁をいただきまして、ほぼ意を共にさせていただくご 答弁だったと確認をさせていただいたところであります。

今回、北海道町村議会議長会から要請されています決議文につきましては、最終日に議論をされるところでありますが、このことに関しましては、幕別アイヌ協会様の確認を得ての決議文になっているところであります。この文言の中に、十勝総合振興局管内においては、帯広市、上士幌町、芽室町、幕別町、本別町及び浦幌町のアイヌ協会支部や自治体関係団体が中心となって、アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業に取り組んでいるという文言があることでありまして、この決議をするに当たって、その再生事業に取り組むということにつきまして、これに基づいて質問事項として挙げさせていただいたところであります。

幕別町史、百年史を読ませていただきましたら、アイヌ民族の、幕別町のその歴史も触れられてありまして、古くからその活動が示されてあるところであります。明治政府になりましてから、開拓史が置かれて、本州のほうから多くの方々が開拓に入られていく中で、やはり伝統的な生活の形や、そして民族のその文化だとか、様々な形で規制をかけられていくというふうな歴史の中で、大変ご苦労なさったり歴史があったのだろうなとご拝察をしているところであります。

その百年史のところに、明治4年の幕別町の古潭は5つの古潭があって、そして153人いらっしゃるという、そういう資料がございました。明治43年には286人、そして昭和10年には216人、ちょうど吉田菊太郎氏が村議会議員として活躍していらっしゃったときでありますが、それぐらいの多くの方々が幕別にいらっしゃったのだということでありまして、今思いますときに、本当にその方々の人数が本当に減った、寂しいことだなと思っているところであります。

この施策を推進するに当たりましてのその基本的な考え方につきましては、その法律の中に示されてあります「アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

に資することを目的とする」とされておりまして、施策の推進につきましては、アイヌの人々の自発的な意思の尊重に配慮しつつ行われなければならないと規定されているところでありまして、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」、その人権のところについても触れられてあるところでありまして、これが新しい法律の基本的な中身だろうと確認をさせていただいているところでありますが、思いといたしまして、私どもが、こう受け止めさせていただかないとならないということにつきまして、確認をさせていただきたいと思うのでありますが、これは考古館のところでなのですけれども、全体的な思いとして受け止めていかなければならないことがあろうかと思います。

このアイヌ文化考古館建設についてお願いということで、北海道アイヌ文化保存協会会長吉田菊太郎ほか会員一同というところでの文章なのでありますが、鎌倉時代から本道開拓のために移入する内地人の奴僕となって、深いいばらを分けて道しるべとなり、あるいは河川に丸木舟を操って荷役を務め、開拓移民の先駆者として文字どおり犬馬の労に身命をさらす。その報いとして与えられた品々及び物々交換によって求めたもろもろのものが宝物として先祖は大切に保存をし、子孫に残したのではありますが、これらの古俗品も滅亡する者とともに果て、あえなく消え失せつつあることは誠に悲惨な状態にあります。先住民アイヌの先祖に対するはなむけとして、はたまた考古資料にも役立てようとすることから、白人古潭のウタリが中心となり北海道アイヌ文化保存協会を組織し、古俗品を収集して一堂に収め永久に保存するために、この考古館を建てるのだと、そういう内容でありまして、やはりこのところに、これは吉田氏だけではなくて、多くのアイヌの方々が共通にして思っていらっしゃる思いであろうと確認をするところでありまして、そういう思いというものを深く受け止めさせていただき、そのところに立って施策について進めていくべきであろうと、こう思うところでありますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 芳滝議員が今おっしゃったように、私たちはアイヌの人たちが苦労して今日まで至ってきた、迫害という言葉が適当かどうか分かりませんけれども、自分たちは狩猟民族として生活を立てていたのが、それを奪われる形になって、その結果、苦労されて日々の生活もままならない中で今日に至っているという、そういうご苦労と、それとアイヌの人たちが築いてきた様々な文化、活動、そういったものをしっかりと私たちは受け止めて、それを後世に残していかなければならない、そんな思いでいるわけであります。
- ○議長(寺林俊幸) 芳滝議員。
- ○13番(芳滝 仁) 意を同じくするところであります。

質問の1番目の「「アイヌ施策推進法」の施行に伴い」というところで、その申請をされたのかどうかということでお尋ねをしたのでありますが、これから申請をされるということだと受け取らせていただきたいと思います。

2018 年 12 月の同僚議員の、小島議員の質問につきまして、新たな交付金の活用についてというところで質問がありました。そこで、国でのアイヌ政策の在り方について、新法の制定を含めて検討が進められているところで、その検討の中では、新たな交付金、地域振興、産業振興含めた交付金の創設を検討していること、その中で各市町村において、どのような支援が必要だということの意見を求められたところであります。町といたしましては、生活館の老朽化も進んでいるということでありますので、生活館の整備に関する支援、また考古館含めた文化伝承・保存を含めて、そういった建設の支援、もう一点はアイヌ文化の専門家登用に係る財政支援ということでありました。この3点を町の必要な支援として国に提出をされたので、その時点で申請をされたのかどうか、その辺のところの確認と、あと教育長もこのときに、また国においてアイヌ民族の文化伝承に基づいた地域振興、産業振興に取り組む自治体を対象とした新たな交付金を措置する方針を固めたとの報道があったところであり、新交付金の、従来の福祉関連を中心としたものから、地域振興や産業振興、総合的な支援を目指すところであります。現在、その詳細について国から正式な通知はありませんが、今後も情報収集に

努め、施設の整備が対象となる交付金が創設されましたら、有効に活用していただきたいところであります。

今、所蔵物の答弁をいただいているところであります。この答弁をされた後の対応につきまして、 どう対応をされたのかお伺いをしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 今の芳滝議員がおっしゃった内容については、アイヌ新法が制定され、そしてそれを実現するための推進交付金が創設されると、そういったときにどういったことに使う、使ったらいいのか、使いたいのかという要望調査がありまして、その中でお答えしたことであります。それで、今日もお答えしていますように、やはりそのときから、アイヌ文化をいかにして町民に理解してもらって後世に伝えていくのか、そのための拠点施設というのは必要だろうと、そんな思いが当時からありましたので、そういった要望調査の結果により応募させていただいたということであります。

ただ、やはり難しいのは、考古館というアイヌ文化でいうと拠点、核施設が今あります。それともう一つは、ふるさと館という古代からの発掘調査をやったものだとかの展示、あるいはその後の町民の暮らしぶりで使った道具なども収蔵してあるわけでありまして、これをいかに調整していくかということが非常に難しい課題でありましたので、そこはやはり一番はアイヌの人たちのお話を聞いて、どういうふうに思っておられるかということを聞いた上で、計画に反映させていかなければならないということがありましたので、その点で時間がかかっているということで、ましてや今年、この4月から3か年実施計画に位置付けさせていただいて、そして計画をつくるという思いでおりましたけれども、このコロナ禍の影響で、全く外部と接触ができていないということで、この後ようやく行き来ができるようになってきましたので、アイヌの人はもちろんのことで、専門家など様々な方とお話をさせてもらって、計画策定に向けた取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 芳滝議員。
- ○13 番(芳滝 仁) ふるさと館のことも触れられましたので、今回の答弁を聞かせていただきましたら、生活館の中に資料館等を併設して、恐らく作業もするところもあるのでしょう、そういう形の方向性を出されていらっしゃいますので、私はそれでいいのだろうと思っておりまして、建物はやはり保存をして、あとは資料館として生活館と併設するという方向が正しいのだろうと。やはりそのところではアイヌ民族の文化、そしてそれこそ具体的な活動、そういうものが含まされておりますから、基本的にはふるさと館と別な形で、そこのところにはアイヌ民族の一つの資料館として併設をしていくという方向が、選択されるべきだなと思うのでありますが、町長がおっしゃられたように、アイヌ民族の方々の思いはやはり一番先に聞かなければならないことが先決でありますから、そのところを含めて慎重に進めていただければなと思うところであります。

この事業につきまして、4月の交付決定が終わりました。あと7月の中旬に交付決定がされる2弾目があります。これはまだ具体的に明らかになっていないわけでありますが、ここには全体的に20億円ぐらいの交付金の予定がされていると、今、報道がありまして、今までの15億6,000万円でありますか、15億円ぐらいの交付金のほかに20億円ではなくて、最大限7億円ぐらいの幅があるのだろうというふうな報道があることでありまして、国から出ましたその説明書によりますと、10月以降のことにつきましては、問合せをしてくださいというふうなこととして示されてあります。結局7月のにつきましては、6月4日から末でありますけれども、締め切られておりますので、恐らく10月以降の事業として考えているのか、また来年も引き続きそういう事業が継続されるのかどうか、その辺のところの町としてどういう情報を得られているのか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 今年については恐らくあと6億円程度予算が残っていると、そんなことをお聞き しているわけでありますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、非常に今、業務が止まって いるということで、できることならば今年の計画策定に、いろんな人に来てもらってアドバイスをも らうということが出てきましょうから、そういう人たちの経費、旅費といいますか、そういう策定経

費について、できることなら交付金を申請できればというふうに思っております。ただ、これもやはり一番は、アイヌの人たちの気持ちを確認するところから始まらなければいけないので、そこを一番はじめに確認した上で、どれだけのスピード感を持ってやれるかっていうことで、非常に課題でもあるわけでありまして、この事業については、アイヌ交付金抜きではもう成し遂げられないというふうに思っておりますので、最終的にはこの推進計画の認定権者は内閣総理大臣でありますので、内閣総理大臣に認めていただけるような、そういう計画、アイヌ交付金を100%、自己負担は10%ありますけれども、100%予定している事業について対象にすると、そんなことで進めていきたいなというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 芳滝議員。
- ○13番(芳滝 仁) 来年がどうなるか分からない、明記されていないものですから、今年については 10月以降は相談をしてくださいということでありましたので、その辺も見極めながら、スピード感を 持って調整をしていただかないと、なかなか間に合わなかったらまた変なことになりますので、ご期 待を申し上げているところであります。

2番目の郷土文化資料館については、先ほど答弁をいただきました。これはやっぱりその方向で私 は意を同じくするところでありまして、そういう方向で努力をしていただければなと思うところであ ります。

3番目の専門員の登用につきましても前向きな回答をいただいておりまして、やはりもう今の段階でお願いをして整理にかからないと、事業に間に合わないのでないのかと。やはり専門の人に早く来ていただいて、そして整理に取りかかっていただく。置く順番だとか、中身だとか、その性質につきましても、やっぱり専門の方がいらっしゃらないとなかなか進まないので、早くそういう、これも交付金ということであるのでありますが、準備を進めていただきたいと思いますが、どうでしょう。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 専門員の採用といいましょうか、配置の関係でございますけれども、議員がおっしゃられますように、今後の複合施設の在り方、展示の方法等も含めて、そういったことにも携われるように、できるだけ早い段階で配置をということで考えてございます。
- ○議長(寺林俊幸) 芳滝議員。
- ○13 番 (芳滝 仁) 昨年の6月の同僚議員の藤原議員の質問にもありまして、大変詳しい方が調べられて、すばらしい文化財があったということで報告がありました。やはり専門の方でないと分からないことが多かろうと思いますので、早急にそういう手だてを前もってしていただく必要があるのだろうと思うことでありまして、そのこともご期待を申し上げたいなと思うことであります。

あと、老朽化した千住生活館の今後の方向性につきましてご答弁をいただきました。これもほぼ意を同じくするところでありまして、その方向で計画を立てて申請をしていただければなと思うところであります。大変古い、平成17年に改修をされていらっしゃいますけれども、結構古くて、冬は外の戸が1枚なものですから中が寒くて、そしてトイレのその水が凍るというふうな話も聞いておりますし、町長もご存じだと思いますけれども、廊下がちょっと傾いているのですね。そういう今現状で生活館を利用されて、毎週金曜日でありますか、保存会の活動がされていらっしゃって。以前は大勢いらっしゃったのですけれども、今はちょっと数が少なくなっているようでありますが、着実にそうして活動を続けていらっしゃるということでありますから、このことにつきましてもきちっと計画を立て、またお示しいただきながら進めていただければなと思うことであります。

5番目の千住の住宅の件でありますが、なかなかここで住んでいらっしゃったのですけれども、帯広に出られたり亡くなられたりしまして、今、2戸、2人でありますか、3名でありますか、お住まいいただいているわけであります。やはりアイヌ民族の方々が住めるところ、やはりその地域、古潭という考え方は、1人でも住んでおりましたら古潭だと言われてあります。そういう考え方のところで、やはり空間のところに住む場所というのは、やはり確保していく方向が大事なのではないかというふうに考えるところでありまして、今、これは個人的なことでありますけれども、お住まいいただ

いておりますお一人の方とは長い間お付き合いをさせていただいて大変お世話になっているお方でいらっしゃいますから、いろんな事情を聞かせていただいておりますけれども、ここでは申し上げませんけれども、やはりこの場所を離れたくない、ここを離れたら私はどうなるか分からない、そこで生活をされていらっしゃることが本当にその方の安心になっており、そしてそのことが支えになっている、そういう思いで生活をしていらっしゃるという話は以前から聞かせていただいているところでありまして、そういう思いも受け止めながら、長寿命化のことがありますけれども、全体のこともありますけれども、そういうことも受け止めながら考えていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 現に今2世帯の方が住んでおられるわけでありまして、次回の見直し、今の計画は9年までということになっていますので、その間、中間見直しもあるわけで、やはり住んでおられる方の意向はどうであるかということが一番大切でありますので、十分にお話をお伺いしながら、最終的には計画に反映するということになりますけれども、そういった手続、慎重に手続を進めてまいりたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 芳滝議員。
- ○13 番(芳滝 仁) ぜひ住んでいる方の思いを受け止めていただければなと。そしてやはりそこをふるさととされて、結構機会がありましたら皆さん帰ってこられて、そしてそこで皆さん集まっていらっしゃるというところがあります。だから、そういう方向性で、やっぱりふるさとでありますから、大切な思いでそこにいる方もいらっしゃるんだと含めてお考えいただきたいなと、こう思うところであります。

最後の質問でありますが、全体的な計画の進め方ということで、これはもう今まで町長もご答弁いただいたそのとおりでありますが、結局ハードからソフトの事業になったということで、一つそこにハードルがあるんだろうと思いますけれども、今回2か年で事業を申請された中で、生活館の改修を9か所、9の自治体が出されておりまして、それが認定の方向か認定されたのか、ともかく9か所がされております。あと、そういう申請される中身、釧路だとか、平取だとか、白老だとか、具体的なソフト事業につきましても書かれてあります。そういうことも参考にされまして、中身のある、そしてソフト、ハード含めた形で計画を立てていただきたい。やはりこれはアイヌ民族の方々、そして専門のその知識を持った方々、そういうことを含めてお進めいただきたいなと思うことであります。ここに「十勝川中流域かわまちづくり」という構想があって、サイクリングロードがつくられて、それが考古館のところに下りるのだという、そういう計画があるようで、進んでいないようでありますけれども、こういうことも観光の中身でありますから、こういうことも広く含めて検討をいただければなと思うところであります。

質問につきまして、おおむね前向きな回答をいただきました。思いも受け取られて、本当に腹を据 えてスピード感を持って取り組んでいただきたいと申し上げまして、質問を終わらせていただきます。 〇議長(寺林俊幸) 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:59 休憩

(11:59 小川議員退場)

13:00 再開

- ○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、荒貴賀議員の発言を許します。荒貴賀議員。
- ○8番(荒 貴賀) 通告に従いまして、質問いたします。

安心できる保育所の整備と待機児童ゼロの実現をであります。

厚生労働省は、認可保育所(園)などに入所を申し込んでも入れなかった子どもは、昨年4月1日時点で1万6,772人と発表しました。前年より3,123人減少したものの、なお1万6,000人以上が待機児童となっており深刻な事態です。認可保育所などに入れなかったのに関わらず、別の基準によって待機児童に算入されない「隠れ待機児童」の実態はいまだ把握されず、希望する保育施設に子どもを預けることができない事態も続いています。

幕別町でも、昨年度9名、今年度12名の待機児童が出ていますが、保護者からは「4月に仕事に復帰するのに、どうしたら…」「幕別町に引っ越してきたが預け先がない」など切実な声が上がっています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で、各保育所(園)は例年と全く異なる対応を迫られました。 年度初めの忙しい業務に加え、通常よりさらに厳しい感染防止対策に取り組み、感染への不安を抱え ながら、保護者の労働を支え、社会的役割を果たしてきました。

安心・安全の認可保育所の整備と安定した保育を実施するため、一番の課題である保育士不足の解消を講じることが求められています。

以下の点を伺います。

- ①町内の教育・保育施設の入所状況及び町外施設の利用実態は。
- ②今年度の待機児童数の実態は。
- ・現在待機児童になっている児童の現状は。
- ・待機児解消に向けた対策は。
- ③町内の保育所入所状況を公開する考えは。
- ④保育士の確保と待遇改善は。
- ⑤第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画では保育利用率を今後40.9%から64.1%としていますが、施設の整備計画は。
 - ⑥保育所の新型コロナウイルス感染防止策は。 以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 荒議員のご質問にお答えいたします。

「安心できる保育所の整備と待機児童ゼロの実現を」についてであります。

平成29年6月に国が公表した「子育て安心プラン」では、平成30年度から令和2年度までの3か年計画で、待機児童の解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう32万人分の保育の受皿整備や、保育人材の確保を行うこととしており、1年目の保育の受皿拡大量は、約11万2,000人分となったことが公表されたところであります。

一方、本町では、本年3月に「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育事業の量の見込みに応じた確保量を定め、少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化している状況に対応するため、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携を含め、幼児期の教育・保育の一体的提供を図るなど、環境の整備に努めているところであります。

ご質問の1点目、「町内の教育・保育施設の入所状況と町外施設の利用実態は」についてであります。

はじめに、本年4月1日現在の未就学児が利用する教育施設の入所状況については、わかば幼稚園は定員130人に対し27人、新制度未移行幼稚園の幕別幼稚園は定員210人に対し120人となっております。

次に、本年4月1日現在の保育施設の入所状況については、幕別中央保育所は定員 90人に対し70人、札内北保育所は定員 90人に対し86人、札内さかえ保育所は定員120人に対し128人、札内青葉保育園は定員90人に対し113人、札内南保育園は定員120人に対し129人となっております。

次に、駒畠保育所は定員 30 人に対し6人、明倫保育所は定員 30 人に対し4人、古舞保育所は定員 30 人に対し5人、途別保育所は定員 30 人に対し4人、糠内保育所は定員 30 人に対し11人、忠類保育所は定員70人に対し35人となっております。

このほか、事業所内保育所の「のびのび保育所」は定員 10 人に対し 5 人、認可外保育所の十勝の杜病院内の「ひまわり保育園」は入所児童数が 2 人となっております。

また、町外施設については、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証の交付を受け、保育所入所申込書を提出した方の利用実態になりますが、幼稚園や認定こども園が9施設で入園児童数が51人、病院内保育所等の認可外保育所が4施設で入所児童数が7人となっております。

ご質問の2点目、「今年度の待機児童数の実態は」についてであります。

本年4月1日現在の町内5か所の認可保育所における待機児童数は、ゼロ歳児1人、1歳児3人、2歳児1人、3歳児3人の合計8人となっておりますが、6月1日現在、ゼロ歳児1人が認可外保育所に入所、3歳児1人が幼稚園に入園し、1歳児3人、3歳児1人の合計4人が子育て支援センターの一時保育を利用しており、この結果、2歳児1人、3歳児1人がいずれの利用もしていないことが確認されております。

また、待機児童解消に向けた対策については、来年度に札内青葉保育園の建替えが完了する予定でありますことから、計画期間中の令和4年度から入所定員について、ゼロ歳児7人、1歳児3人、2歳児5人、3歳児5人、4歳児5人、5歳児5人の合計30人の増加が見込まれるとともに、これまでと同様に児童1人当たりの認可基準の面積要件の範囲内で受入れを行うこと、さらには民間の各保育施設との連携を強化し、認可外保育所とも調整を図るなどして、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「町内保育所の入所状況を公開する考え方は」についてであります。

保育所の情報については、町ホームページにおいて、保育所条例や保育料条例などの例規を掲載するほか、「子どもを預けたい」方へ、保育所の所在地、施設の定員、保育時間、利用申込みや一日の保育の流れなどの情報を提供しているところであります。

また、待機児童が発生している状況にありますことから、入所希望者に対しては、各保育所の入所 状況をはじめ、町内の事業所内保育所の利用、幼稚園の利用から引き続き行う預かり保育、子育て支 援センターによる一時保育、認可外保育所の利用における補助金の紹介など、個々の保育ニーズに合 った相談を行っているところであります。

今後におきましても、きめ細やかな相談業務に努めるとともに、ホームページに認可保育所の入所 状況を掲載してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「保育士の確保と待遇改善は」についてであります。

はじめに、保育所ごとに所長を除く保育士の配置状況を申し上げますと、幕別中央保育所については、配置基準9人に対して正職員5人、保育資格を有するフルタイムの会計年度任用職員5人の合計10人、札内北保育所については、配置基準10人に対して正職員6人、有資格のフルタイム職員6人の合計12人、札内さかえ保育所については、配置基準15人に対して正職員6人、有資格のフルタイム職員10人の合計16人となっており、各保育所ともに国が定める基準を上回る保育士を配置しているところであります。

また、正職員の保育士の確保については、道央圏の保育士養成学校や十勝管内の短期大学に出向き、保育士の確保について要請を行ってきたところであり、有資格のフルタイム職員については、各年度の入所児童数に合わせ、年齢ごとに法律で定められている配置基準に従い正職員を補助する形で配置し、さらに時間単位での勤務のパートタイムの保育士を活用することにより、保育に支障が出ないよう対処しておりますが、年々、どの市町村においても有資格の保育士の確保が難しくなってきております。

このようなことから、町では北海道町村会を通じ、幅広い保育人材の養成・確保に向けた支援策など、実効性のある対策を講じるよう国へ要請を行っているところであり、今後とも、保育士養成学校

等との連携を深め安定的な保育士の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、保育士の待遇改善については、平成27年4月に臨時保育士の賃金を日額から月額に改定しており、毎年度、人事院勧告に基づく給与改定率を基準に賃金改定を行っておりますが、30年度には人事院勧告の給与改定率0.11%を上回る1.42%の賃金改定を行っており、29年4月からは有給休暇の中に病気休暇を加え、待遇の充実を図ってきたところであります。

また、令和2年度から新たに創設された会計年度任用職員制度への移行に合わせ、さらなる待遇改善を図ったところであり、具体的には、有資格のフルタイム職員で申し上げますと、現給から 0.31% 引上げとなる給料の格付を行ったほか、6 月と 12 月に期末手当の支給、病気休暇や夏季休暇等の特別休暇の付与、昇給制度の導入、共済制度及び退職手当制度への加入など、待遇改善を図ったところであります。

ご質問の5点目、「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画に掲げる保育利用率を勘案した施設の整備計画は」についてであります。

国の「子育て安心プラン」において、女性の就業率8割に対応できるよう保育の受皿を確保することを掲げておりますことから、全国的に満3歳未満の子どもの全体数に占める、満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育利用率は、年々上昇傾向にあり、平成31年4月現在37.8%で、前年度から1.2ポイント上昇しております。

本町においても、平成30年1月に実施した、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果では、64.1%が保育所の利用を希望している状況にありますことから、計画中の3歳未満の保育利用率については、令和元年度時点の実績値から5年間で段階的に、令和2年度が40.9%、3年度が46.7%、4年度が52.5%、5年度が58.3%、6年度が64.1%とニーズ調査結果を踏まえ設定し、教育・保育事業の量の見込みに応じた確保量を定めたところであります。

施設の整備計画といたしましては、札内青葉保育園の建替えのほか、幕別地区における町立幼稚園と町立認可保育所の幼保連携型認定こども園への移行についても、本年度中に建設位置やスケジュールなどの計画作成を進めることで、老朽化した保育所の計画的な施設整備に努めるとともに、幼児教育や保育サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「保育所の新型コロナウイルス感染防止策は」についてであります。

本年2月に国において、「保育所は、保護者が就労しており、家に一人でいることができない年齢の子どもが利用するもので、臨時休業を行う学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として引き続き開所すること」とされたところであります。

しかしながら、本町においては、子どもや保護者、保育士等への感染を防ぐために、可能な限り家庭内保育をお願いしながらも、共働きや社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な保護者の就労支援のため、2月27日から3月31日までを家庭内保育の「協力要請」、緊急事態宣言発令後の4月20日から5月31日までを、家庭内で保育をすることが困難な場合の利用とする「限定開所」として、保育を実施したところであります。

保育所を開所するに当たり、国が定めた「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、食事の際に対面を避けるほか、定期的な換気を行うなどの飛沫感染対策と、石けんを用いた流水による手洗いの徹底、手が触れるドアノブや遊具等の消毒を行うなどの接触感染対策に努めるとともに、保護者説明会や不特定多数の方が集まる運動会の中止などの対応を行ってきたところであります。

また、保護者に対しましては、登所する場合も、手洗いの励行や朝晩の検温など健康観察を確実に行っていただくとともに、発熱など風邪の症状がある場合は自宅で療養するようお願いするなど、感染予防に細心の注意を払いながら、保育の提供に努めているところでありますが、今後も、引き続き感染予防や児童及び保育所職員の健康管理に十分留意した上で、保育を行ってまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 荒議員。

○8番(荒 貴賀) それでは、再質問させていただきます。

安心できる保育所に子どもを預けることは、保護者の願いです。保育所の整備と待機児童ゼロについて、町の取組についてお聞きしたいと思います。

昨年9月に一般質問で、酒井議員が町の対応についてお聞きしました。この中で問題があるなと感じたのが、町が待機児童になるときに、毎月申請書を出さなければいけないという事態が発生しているというお話がありました。今回について、この問題が解決されているのか、どのようになったのかお聞きできますか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) ただいまお話ありました、毎月の申請ということだったのですけれども、 保育所に入る際については、当然、認定を受けるための申請をお受けしてということになり、またそ の場面で待機児童になり、認可外保育所に行く場合には当然申請を前提として、申請をお受けした場 合に、そういった認可外の助成金の対象としているということもありますので、まず申請をお受けす る場合も、認可外保育所に行く場合についてはあるというものでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 私が聞いたのは、毎月、要は申請させているのかということをお聞きしているのです。要は、特別、そういったことに、なぜ町としてそういった方々を受け入れて、対応することができなかったのかということをお聞きしています。その辺の改善がされているのかお聞きしています。どうですか。
- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 大変失礼いたしました。一度申請をお受けしてからは、その都度その都度 毎月申請のほうはお受けしていない形になっております。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 分かりました。では、改善されたということですね。

あと、やはりこの問題、大変大きな課題があります。ここに北海道のホームページから出しました 保育の利用状況が出る資料があります。ここには利用実績ですとか、利用見込み、利用日数、潜在的 待機児童や待機児童数が書かれています。道のホームページから簡単に入手することができます。こ の中でやはり気になったのが、利用申請数ですね。要は利用者が、例えば幕別町では 624 人いました と、利用児童数が 615 人です、待機児童が 9 名いましたというふうに書かれています。

要は、利用して町として申請したものについては、待機児童として含まれていますが、逆に申請を蹴られた人たち、申請を受け付けなかった人たちはここに書いていません。そういったものが帯広市や音更町などは、潜在的待機児童数としてしっかりと数が上げられてきているのです。やはりこういった状況、町にどれだけの利用申請があるのか、どの地域に集中しているのかについては、しっかり町として押さえる必要があると思うのですが、こういったことを把握することはしていますか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 原則、申請のほうはお受けする形を取っております。基本的には入れない からということで、申請のほうを受け付けていないということではなく、まずは受け付けた上で、初 めてここ申請数ということで、待機児童の一番基の数字というふうになってきますので、申請のほう は受け付けている状態でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員
- ○8番(荒 貴賀) やはり実態についてはしっかりと把握していただいて、町の次の政策のために役立てていただきたいというふうに思います。

今、先ほど答弁にありました、今年の待機児童の実態について報告をいただきました。4人の方が子育て支援センターの一時保育所で預かっているということがあります。この辺大変残念に思っているところであります。要は、子育て支援センターは一時保育であって、月に15回、週に3回以内、5時から9時までと時間がかなり限定されているのです。こうしたところに預けたので、何とか対応が

できていますよというのは、なかなかならないのではないかと思っています。やはり町としても、一時的にはこういう状況もありますけれども、最終的には改善に向けて対応していくことが求められますが、この辺については町としてどのような認識でありますか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 先ほど町長の答弁にもございましたように、これまでと同様に、児童1人当たりの認可基準の要件、面積要件の範囲内で、要するに定員の数、そういったものをぎりぎり受け入れることによって、さらには民間の各保育施設との連携を強化するなどして、解消に努めてまいりたいというところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員
- ○8番(荒 貴賀) やはりこれもう2年連続でこういった事態になっています。次年度もこういったことが想定されますので、やはり何かしらの手だてを取っていく必要があるのではないかというふうに思います。この間も、保育所を希望されている保護者の方から、札内の保育所を希望したが入れなかったと、仕方なく幼稚園に入れましたというお話もありました。上の子と下の子で、保育所を別にしなくては入れないと言われたという話もありました。保育事業や送迎が二つもあり、対応することができないという話もあります。やはり、帯広から引っ越してきて、年度途中であったが保育所には入れないか相談したら、断れたという話もありました。

保育施設で働いている方が、自分の子どもを保育所に入れられなかったという、こういう方もいらっしゃいました。やはりこういった問題、改善させるために、抜本的といったらあれですけれども、制度をしっかりと民間もそうですけれども、もっと制度設計を見直していく必要があるのではないかというふうに感じているところであります。

昨年ですね、答弁にありました、子ども・子育て支援アンケート調査の中で、保育所を利用している、保育所のサービスを利用したいという一番多かったのが、認可保育所だったのです。44%ありました。次に幼稚園、そして幼稚園の預かり保育という順番でありました。それで、アンケートからも認可保育所に入所したいという保護者がすごく多いのは明らかであります。こうしたアンケートからも町として認可保育所をどのようにしていくのか、やはりしっかりと制度設計を進めていくべきではないかと思っているところでありますが、町として認可保育所を中心に待機児童の解消を進めるべきと思うのですが、町の認識をお伺いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これはもう本年3月に、第2期幕別町子ども・子育て支援計画、これを策定しまして、保育所、基本的には認可保育所に預けていただく、これベストでありますけれども、ただ、すぐ建てれるかというと、そういうわけにもいかないので、この計画の中で期間満了の最終年度を目指して待機児童がないような、そういった計画を立てたところでありますので、今のところは極めて低空飛行的な形になりますけれども、認可保育所、それと幼稚園、あるいは一時保育、あるいは民間の施設、こういったところを利用していただきながら、最終的な最終年度においては待機児童が出ないような、そういう計画づくりをしたところでありまして、これは今子育てしている方にとっては、何とかしてという気持ちは重々分かるわけでありますけれども、そこはすぐにはできない、そして将来一回建てたら、保育所はずっと維持しなければならないということもありますので、なるべく効率的なところを目指して運営を考えていかなければならないとする中で、最終年度に向けて、待機児童を解消するという計画であります。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員
- ○8番(荒 貴賀) 第2期幕別町子ども・子育て支援計画、私も拝見させていただきました。この中、 今、町長が待機児童解消に向けて最終年度で取り組んでいきたいというお話がありましたけれども、 残念ですけれども、計画内容には令和6年度での待機児童が発生しているという状態があります。要 は、幕別全体においては待機児童が発生にはなっておりません。しかし、札内地域に限定していけば、 令和4年度には青葉保育所の建設が予定されていますが、2人待機児童が発生しますよと、令和5年

度には6人が発生しますよと、令和6年度には9名発生しますよということが、計画書に既に書かれているのですよね。要は、最終年度についても、やはり現状ではこういったことが想定されるということが、既に分かっているのではないかと思われます。

やはりここに向けて、何かしらの対応を町として、町長として取っていく必要があるのではないか と思いますが、町長、その辺の認識をもう一度お願いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) ちょっと言葉が正確ではありませんでした。おおむね解消というふうに訂正をさせていただきたいというふうに思いますけれども。これはやはり大胆に何十人も増やすことができるのであれば、これ苦労はしないわけでありまして、この令和6年度においても、青葉保育園で改築していただく、そこで30人の定員増を担っていただいた上で、何とかおおむね令和6年度には解消していくというのが現計画でありまして、なかなかこのキャパの関係があって、それ以上は増やせないということもありますし、また、ではほかのところで増築が可能かというと、そういうことにもならないわけでありますので、ここはいま少し我慢をしていただくしかないのかなと。みんなが、希望する方が認可保育所に入ってもらうこと、これはもうベストでありますけれども、そこはご勘弁をいただきたいなというふうに思う次第であります。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員
- ○8番(荒 貴賀) やはり町長ですから、そこはやはりしっかりと解消に向けて、もうできる限りの 手だてを取りますということを言っていただければ、また保護者の方々も違った思いであったのでは ないかなというふうに思います。こういったものは、町長がどのように進んでいくのか、進めていく のか、やはり子育てを支援していく、子育てを子どもたちに住んでほしいまちづくり、子どもたちの 未来のためにという公約を掲げている以上は、やはり一定程度置いておくわけにはいかない課題の一 つだと思っております。

町長、いろいろな政策の中で人口減少社会を見据えた中で、いろいろな手だてを取って、何とか解消に向けて取り組んでいきたいというお話がありました。私は待機児童解消はその一つであろうというふうに思っておりますので、やはりここは町長がしっかりとその辺にについて、覚悟を持って取り組んでいただきたいというところがあります。難しいところがありますので、次に移りますが。

今回、基準を上回らずに受入れを進めていくというお話もありました。現在では、多少なりとも受入れ可能な施設もあるのではないかと思っています。それについては、保育士が確保できないために受入れができなかったのか、単純に定員、希望者がいなかったのか、その辺についてお聞かせください。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 内容につきましては、先ほど答弁のほうでもありましたように、基準は満たす正職員と資格を保有する保育士で行っているところですが、今、荒議員のお話のように、もう少し保育士がいれば、子どもを多く受け入れることができるのかというようなこともございますが、やはり小さな乳児の部屋、基準内ではございますが、やはり子どもが増えることによって、保育士も増えるというような部分もあろうかと思います。ですので、大きなクラスであれば、ある程度そういった部分も可能かなとも思うのですけれども、今ぎりぎりの中で、可能な限りの人数で対応しているということでございますので、やはり正職員のほうについても現時点では定数のほう、2名足りない状況ではございます。ですので、そういった部分を解消しながら、さらにまた待機児童を発生させないように努めてまいりたいというところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 今ご答弁いただきました。何とか職員の方を増やすことができれば、基準の解消 に向けてひとつ施策として伸びるのではないかということであります。次の4番目の質問になるので、 そのときにお話ししたいと思います。

3番目になります。入所状況の公開をする考えは、についてであります。町長、先ほどご答弁の中

で、入所状況をはじめ、町内の利用状況をお知らせしているというようなお話がありました。私が一般質問を書いたときには、保育所の利用状況というか、保育所の住所、電話番号、ちょっとこれは書いてあったのですけれども、入所数ですとか、今現在どれだけの子どもたちがここにいますよ、もしくはどれぐらいの子どもがいますよということが書かれていなかったのですね。

可能かどうかというところもあるので、その辺についてはご議論をしていただければと思うのですが、やはり次年度保育所を利用したい、もしくは来年度幕別に来たときに、やはり保護者の方はホームページを見て情報を取るのですよね。幕別町の保育所どうなっているのかな、今、待機児童どうなっているのかな、やはりそうした中で、なるべく情報を多くお知らせすることが大変重要になってくるので、可能な限り情報を載せていくという方針を取っていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 先ほどの町長の答弁のとおり、ホームページに認可保育所の入所状況を掲載してまいりたいというふうに考えております。

なお、内容については、先進地だったり、いろんなものを研究しながら掲載させていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、保育士の確保と待遇改善についてであります。先ほどご答弁にもいただきましたが、やはりどの施設につきましても、正規の職員の方が全体の職員の半分ぐらい、いわゆる担任の先生が正職になっていただいているのかなというふうに認識しているところであります。やはり担任の先生も、特に今回、会計年度任用職員になったことで、大きな制度改があって、現場も大変苦労されているのではないかなというふうに認識しているところであります。

特に、会計年度任用職員は、5年間しか昇給がないのです。音更町に7年とか多少増えたところもありますけれども、やはり臨時職員の一定の改善にはつながったとは思いますが、保育士の確保というまではなかなか行ってはいないのではないかと思っています。特に、今回、会計年度任用職員になって、有休の取得ができるようにもなりました。先ほど答弁にもありましたが、夏季休暇、特別休暇というお話がありましたが、現場ではこういったものがしっかり取られる環境にあるのか、お聞きしたいところでありますが、どうですか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) ただいまお話ありました、特別休暇の夏季休暇でございますが、今回であれば、4月、5月、6月、平均しまして、1週間当たり15時間30分以上の勤務を行った者は、夏季休暇の対象ということになりますので、対象者のほうには夏季休暇を使っていただくということで、既に皆様のほうにはお話しさせていただいております。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 今、現場はかなりぎりぎりの人数で対応しているのだと思います。先ほど課長もお話しされたとおり、正職員もまだ2名不足しているというお話がありました。やはり正職員の方が担う仕事は大変重くなっています。特に町としても、保育士の確保や待遇の改善もそうなのですけれども、やはり正規の雇用をもう少し柔軟に考えていただければと考えています。

例えばですけれども、今新しく新規で採ると、2名の方が足りないということで、新規で新しく募集するという考えはなかったのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 正職員のほうについては、改めてまた来年度、退職の方もいらっしゃいますので、併せてそちらの分を募集かけさせていただくということになろうかと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) なぜ聞いたのかというと、要は、今回、多分正職員の方を募集したけれども来な

かったのかな。ちょっとその辺はよく存じ上げていませんけれども、なぜ不足する事態になってしまったのか。やはりこれだけ保育士の方が不足する中で、正職員ですら確保することが困難なのか、少しお聞きしたいと思いますが、どうですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 正式には、正職員2人足りないということはお答えはしていないわけであります。ただ、今いる保育士の年齢構成を見ながら、どういう年次で確保していったらいいかということは、当然考えながら職員採用はやっているわけでありまして。それで、募集したけれども来なかったのではないかと、そういうご懸念をいただいているわけなのでありますけれども、そういうことはなくて、比較的地の利がいいものですから、募集をすれば応募していただけると、そういう状況にあります。ただ、この職員採用というのは難しいものでありまして、誰でもよければいいのかということではなくて、一定程度、事務職も保育士も全てそうなのですが、そういった選考は必ずしなければならないということがありますので、10人来ても一定レベルに達していなければ、それは合格者はいないと、そんなこともあるわけでありますので、そこら辺はご理解いただきたいなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 正職員で募集をすると、一定程度の確保が担えるというお話がありました。町長、今、年齢構成というお話もありました。自治体によっては、保育士を採用しなかった時期があるというお話は聞いています。要は、中堅層が少なく、大変この間が不足しているのだというお話がありました。町として現場の状況を見ながら、中途採用なども検討する必要があるのではないかと思うのですが、その辺については考えはありますか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 新卒者、学卒者のみではなくて、現にこの4月1日も、30代の保育士の方も採用されておりますので、そこは、今、学卒者にこだわってしまうと、本当に来ていただけないので、年齢的にはかなり幅を持ちながら募集をしているというのが実態であります。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 理解したところであります。どこの保育所も、やはり中堅層すごく大切なのですよね。シニアの方で結構経験が大変重要になってくるものですから、そういった意味でも、一定程度その中堅層の方を採用して、柔軟な、柔軟と言いますとあれですけれども、各保育所において、各構成の方がいらっしゃる人員配置を進めていただければと考えているところであります。

昨年ですけれども、帯広市で保育士の復帰セミナーというものがありました。幕別町から2名参加しているというお話もあります。就労に際して、不安や職場復帰につながる環境など聞くことができて、現場の改善にもつながっているというお話がありました。こういった手法を取り入れて、環境改善ですとか、潜在保育士の復帰についても、町として検討する考えについてはございますか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これ、なかなか一つの町で実施するというのは難しいと思いますし、よりたくさんの方に来ていただくとなれば、やはり十勝全体、共通のこれは悩みでありますので、十勝全体の中で行うべきなのかなというふうに思っております。そういう意味では、枠組みとして町村会というのもありますし、または定住自立圏という枠組みもありますので、そこら辺やはり他の市町村と情報交換をしながら、どういった形がいいのかということについては、そういった場で提言をさせていただきたいなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員
- ○8番(荒 貴賀) 保育士の方が安心して、やりがいを持って働けるように、これからも改善に力を 入れていただければと思います。

5番目の施設の整備についてお聞きしたいと思います。答弁の中で、青葉保育所を改築しますよ、 幕別地域については、新しく計画を策定を進めているというお話がありました。いま一つ、札内北保 育所についてもぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。特に、老朽化が大変激しくなっ てきまして、雨漏りですとか、結露が出てくるとか、大変悩んでいるそうですので、やはり早急に改修、改築の計画を立てる必要があるとは思うのですが、その辺の改修については、どのようにお考えでありますか。

- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 北保育所につきましては、町全体の公共施設の維持管理、管理計画の中で、長期的な修繕等も踏まえて検討していきたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 保護者が求める保育所は、行政がしっかりと責任を持って監督する施設であります。特に、今回、北保育所は定員に行かない状況にもなっています。もしかしたら、枠組みの範囲内を広げれば、もう少し対応できるのかなというところもあります。ぜひこうしたところを改修を、長期的なというお話がありましたけれども、改修についても、今地方債を使ってということもありますので、ぜひこうしたところも活用しながら考えていただければと考えています。

札内地域では、やはり保育を求める保護者、本当に多いですので、子育て支援計画にもありますとおり、待機児童は仕方がないではなくて、解消のためにできる手だてをぜひ尽くしていただければと思います。

6番目のコロナ対策についてお聞きいたします。

はじめに確認したいのですが、今月の17日に内閣府、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症対策で休業させてきた保育士さんへの休業手当として、給料相当額を通常どおり支給するよう求める通知が出されています。町として、今回の通知内容についてはご存じでしたでしょうか。それと、この辺についてはどのように進める考えでありますか、お聞かせ願えますか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 本町の保育所につきましては、答弁の中にありましたように、家庭内保育 の協力要請や限定開所を行ってきましたが、休所することなく開所してきたということですので、休業はありませんでした。なお、会計年度任用職員を含む職員については、小中学校等が臨時休業になったことに伴い、子どもの世話を行うことが必要になった場合は、職務専念義務の免除として、有給での休暇の取扱いとして取り扱ってきたというところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 休業手当、いわゆる有給手当、平均で約6割の支給ということでなっています。 今回の通知内容については、休んでもらった職員については、賃金や賞与等については、満額支給を してくださいというふうには通知がされていたと思うのですが、その辺について考えはどうですか。
- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 先ほどのお話のとおり、休業して、休業に補償するというようなそういう 内容でなく、開所してましたので働いていただき、また先ほどのとおり、子ども等の世話のために休 んだというときは、職務専念義務ということで有給でお休みいただいたというような対応になっていますので、休業6割の補償だとかそういうような対応ではございません。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 要は町としては、この通知の内容に当てはまることはできなかったということですね。

分かりました、はい。

保育現場では、新しい生活様式が今現在模索されているのではないかと思います。健やかな成長と感染リスク、現場は苦労しているのではないかと思います。やはり身体的距離の確保ですとか、三密の回避、私たちの暮らしには徐々に浸透しつつあるのですが、やはり子どもと密接に関わっている保育士の現場では、実践が大変難しい部分もあるのではないかと思います。やはり待機児童の解消のために進めてきたこともありますけれども、部屋の状況、換気についても大変苦労されていると認識しているところであります。

マスクについても、日本の小児科医師会が熱中症や窒息のリスクがあるとして、2歳未満の着用はしないよう勧めているところでありますが、町としてはどういった対応を取られてきましたか。

- ○議長(寺林俊幸) こども課長。
- ○こども課長(西田建司) 保育所の児童については、特段マスクの着用を義務づけてはおりません。
- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 分かりました。アフターコロナを視野に、新しい生活様式もやはり保育の現場でも必要になってくるのではないかと思います。働き方、今後も課題にしていただきながら、負担軽減、業務の電子化もそうですけれども、体温計や対応設備の機械の整備など、負担軽減にもぜひ取り組んでいただきたいと思います。子どもの命と豊かな成長を助けるためにも、この間、保育現場は休業しないで頑張ってきていたのだと思います。これからも町としてできる限りの手だてを取っていただくことを求めていきたいと思います。

最後に、保育士の待遇改善、施設の環境改善、今後進めていくというようなお話がありましたけれども、やはり今困っているのは、そこにいる保護者の人たちですので、一日も早く一つでも改善できるよう、対応を求めたいところですが、町としての認識をお願いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 保育につきましては、できる限り保護者のニーズに沿ったような形でやっていきたいというふうに思います。職員の待遇改善については、これはやっぱり近郊市町村との均衡をですね、隣接市町村との均衡がありますので、そういったものも見ながら、会計年度任用職員に来ていただけるように、そんなような待遇改善はひょっとすると必要なってくるかもしれませんので、そこは状況を見ながら対応したいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。 この際、14 時まで休憩いたします。

13:52 休憩 14:00 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(14:01 小川議員入場)

次に、野原惠子議員の発言を許します。 野原惠子議員。

- ○10番(野原惠子) 通告に従いまして、質問を行います。
 - 1、感染症と自然災害の複合災害に備えた対策を。

今回の新型コロナウイルスは世界中に広がり、猛威を振るっています。グローバル化を反映した現代的流行だと言われています。最近20年間、SARS(重症急性呼吸器症候群)、MERS(中東呼吸器症候群)、今回の新型コロナと3度も新たなコロナウイルスが発症し、その間隔が短くなっています。近年、生態系への人間の無秩序な進出、地球温暖化による熱帯雨林の縮小、それに伴う野生動物の生息域が縮小するなどにより、野生動物に寄生していたウイルスが人に感染するようになったと報告されていませ

コロナウイルスの終息は長期になると思います。いつ起こるか予測のつかない自然災害と感染症の 複合災害に備えた対策が必要です。

以下、次の点について伺います。

- ①避難所の1人当たりの面積の見直しと増設を。
- ②避難所の感染防止のため換気・空調設備(エアコン)の設置を。
- ③組立て式トイレ・段ボールベッドの備蓄増を。
- ④感染防止に必要な備品の備蓄を。

- ⑤複合災害に備えた防災訓練を。
- ⑥複合災害に備えた防災計画の見直しを。
- 2、「二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を。

温暖化は、研究者から産業革命前に比べて地球の平均気温の上昇が2度を超えると、不可逆的状況となり、壊滅的な事態につながると指摘されてきました。現時点で地球の平均気温は、産業革命前と 比べて約1度上昇していると報告されています。

地球温暖化問題を話し合う締約国会議 (COP) では、特に温暖化の原因となる二酸化炭素排出量で上位を占める日本など5か国の取組の強化を求めています。小泉環境相は、COP25の演説の下、自治体に「二酸化炭素排出実質ゼロ表明」への協力を訴えています。既に、一般質問提出時点では、全国で93の自治体が表明し、北海道、札幌市、古平町が含まれています。ウイルス発症の一因に地球温暖化が指摘されています。幕別町でも「二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行うべきでないでしょうか。

町の考えを伺います。以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「感染症と自然災害の複合災害に備えた対策を」についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大が日本全国、全世界に及んでいる中、近年、毎年のように起こっている自然災害が発生すれば、その地域は感染症と自然災害による複合災害に襲われる可能性が高くなると、日本地震学会など防災減災・災害復興に関わる58の学会で構成する防災学術連携体が、複合災害への警戒を呼びかける緊急メッセージを5月1日に発表いたしました。

これが現実に起こると、医療の許容量を超える感染者の爆発的増加、いわゆるオーバーシュートの可能性が高くなるなど、被災した地域にとっては極めて対策が難しい状況に陥ると、住民や行政に注意を促しており、本町におきましても、感染リスクを考慮した指定避難所における感染防止対策などに早急に着手したところであります。

ご質問の1点目、「避難所1人当たりの面積の見直しと増設を」についてであります。

避難所における感染症対策につきましては、4月1日付で、内閣府、消防庁及び厚生労働省が連名により「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の通知があり、避難者に対する手洗い、せきエチケット、換気、十分なスペースの確保に留意するほか、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所以外の避難所の開設についても検討するよう示されたところであります。

このため、本町の地域防災計画におきましては、指定避難所の収容人数を、1人当たり2平方メートルを基準として算定をしておりますが、感染症流行時の災害においては、通常の2倍となる4平方メートルを目安にスペースを確保し、飛沫感染や接触感染防止に努めることとしております。

この場合、従来の一次避難所の収容可能人数の合計 1 万 7,396 人が半数の 8,692 人となり、二次避難所を含め、1 万 1,230 人までが現在の指定避難所の収容可能人数となります。

現在、地震災害の避難所生活者数推計値が 5,615 人でありますことから、一次避難所のみで収容可能ではありますが、浸水災害の場合は避難者が 1 万人を超える場合も想定されますことから、二次避難所をはじめ、指定した避難所以外の公共施設を可能な限り開放し、収容人数の確保を図るとともに、災害が及ばない安全な親戚、知人宅への避難や住宅と周辺の安全が確認できた場合の垂直避難などを呼びかけてまいります。

また、町内の社会福祉施設や宿泊施設、高校、金融機関など6施設と避難者の受入れに関する協定 を締結しており、大規模災害に伴う避難所不足の解消や緊急に介護の支援が必要な高齢者等の受入れ など、状況に応じてこれらの施設に収容の要請をすることとしております。

ご質問の2点目、「避難所に換気・空調設備(エアコン)の設置を」についてであります。

避難所内につきましては、多くの住民が同じ室内に一定期間滞在することから、感染症につながる ほこりなどを定期的に室外に排出する換気が必要となります。 一般的にエアコンは、室内の空気を熱交換器を通し循環させる構造のものがほとんどであり、ウイルスを含むほこりなどを室外に排出することができず、送風により室内で空気が循環し、ウイルスを含むほこりなどが施設全体に拡散し、感染を拡大させる可能性があるため、窓やドアなどを一定時間開放して、十分な換気を行うことが肝要であると考えております。

このため冬期においては、施設内の室温の低下が懸念されることから、ポータブルストーブに加えて、十分な暖房を確保するためジェットヒーターを追加して備蓄することといたしております。

ご質問の3点目、「組立て式トイレ・段ボールベッドの備蓄増を」についてであります。

災害の規模や被害状況によっては、上下水道や電気などのライフラインが寸断され、避難所内の水洗トイレの使用ができなくなる可能性がありますことから、現在、災害用ポータブルトイレを 53 台、施設内の洋式トイレで利用できる凝固材を入れた簡易トイレ用の回収袋を 1 万 5,000 回分備蓄しており、加えて、状況に応じ災害協定を締結しているリース会社 2 社から簡易トイレの借用を要請することとしております。

さらに、本年度は感染者等を隔離する別室用に自動ラップ式トイレ6台を新たに備蓄する計画であり、排泄物を手を使わずに1回ごとにフイルムで密閉して廃棄することができることから、細菌やウイルスによる二次感染リスクの軽減が図られるものと考えております。

また、段ボールベッドについては、災害備蓄庫での占有面積が大きいため、備蓄する計画はありませんが、避難の長期化が想定される場合には、同じく災害協定を締結している段ボールメーカー2社に必要数を速やかに供給していただくこととしております。

ご質問の4点目、「感染防止に必要な備品の備蓄を」についてであります。

はじめに、各公共施設における感染予防備品として、「手指用アルコール消毒液」や「液体石けん」「マスク」については、在庫管理を行いながら、随時必要量を補充しており、また感染者が公共施設を利用していた際の消毒防疫物資として、消毒剤、手袋、エプロン、保護眼鏡、さらには防護服等を備蓄しているところであります。

次に、避難所の備品や資機材につきましては、これまで幕別町地域防災計画における「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に基づき、その個別計画として「第2期幕別町防災備蓄計画」を本年3月に策定しており、今般、国や北海道からの指針やマニュアルにより、具体的な対策方法が示されたことから、これらを参考に防災備蓄計画の修正を行ったところであります。

今後、6月10日に補正予算の議決をいただきました、避難所内での飛沫感染や接触感染の防止効果を高める「避難所用テント」、避難者の健康状態を確認するための「非接触型体温計」や避難所内の衛生備蓄消耗品として「アルコール消毒液」「次亜塩素酸ナトリウム」、ごみ処理や嘔吐物などを処理する際の「手袋」や「ビニールエプロン」、避難者用の「マスク」のほか、感染者等を別室に隔離した場合の環境整備として「発電機」や「バルーンライト」を備蓄する予定であります。

ご質問の5点目、「複合災害に備えた防災訓練を」についてであります。

地震や気候変動に伴う災害が新型コロナウイルス感染地域で発生した場合、その災害の種類や被害の状況、避難所環境によってその対応が大きく異なることが予想されます。

このため、地域の特性に応じて発生する可能性が高い自然災害の対応をベースに、感染対策を考慮した避難方法や避難所運営が必要になるものと考えております。

町では、今般の新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを改訂したところであり、今後、公区長会議や出前講座など様々な機会で、自主防災組織の設置と改訂マニュアルに基づく防災訓練の実施を働きかけていくとともに、自主防災組織や避難所単位で継続的な訓練が実施できるよう、防災マネジャーによる人的支援をはじめ、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「複合災害に備えた防災計画の見直しを」についてであります。

幕別町地域防災計画につきましては、現時点におきましても、被災後から復旧までの間における避難者の健康の確保を目的とした、感染症予防等に関する基本的な事項について記載しておりますが、

感染症が流行している状況下での災害発生を想定し、本年5月に初動期における具体的な感染症対策 を盛り込んだ避難所運営マニュアルを改訂したところであります。

今後、国の防災基本計画はもとより、北海道地域防災計画につきましても所要の改正が見込まれますことから、その動向を踏まえ、幕別町防災会議において、適宜見直しを図ってまいります。

次に、「『二酸化炭素排出実質ゼロ宣言』を」についてであります。

地球温暖化は、私たち人間の活動によって、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増加し、これに伴い太陽からの日射と地表面から放射する熱のバランスが崩れ、地表面の温度が上昇する現象で、既に地球規模での大気や海洋の平均温度の上昇、南極や北極の氷や山岳氷河などの広範囲にわたる減少、さらには世界平均海面の上昇等、地球全体の気候に大きな変動をもたらしており、「脱炭素社会」に向け、世界規模で取り組まなければならない大きな問題と認識しております。

令和元年6月 11 日に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という長期目標を掲げている中、令和2年6月8日現在で、全国で99 自治体が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明し、北海道においても本年3月に温室効果ガス排出実質ゼロを目指すと表明したところであります。

このため、今後は、北海道が中心となって、温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進められることになるものと考えておりますが、町としても脱炭素に向けた具体的な取組や施策など、十勝定住自立圏環境部会などで協議を進め、十勝管内市町村とともに、できる限りの排出削減に努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 避難所は、典型的な三密の典型になると思います。密閉、密集、密接、こういう 状況であると思います。

5月16日に九州各地で大雨が降り、熊本県美里町では町内4か所の避難所での避難が呼びかけられたものの、避難した町民はゼロだったと報道されております。新型コロナの感染リスクを承知の上で避難所に行くのは、空振りを恐れず避難する、これは避難するときの心構えだと思うのですけれども、このような心構えの心理的な障がいとなっていて、避難する方がいなかったという結果でもあると思います。日本の避難所の生活環境は、国際的な難民支援基準を下回り、海外の支援者から指摘を受けるほど劣悪な現状であるという、そういう状況でもあります。今回のコロナ禍からこれまでの避難所の生活環境が一層鮮明になっております。

幕別町の地域防災計画では、指定避難所の1人当たりの面積、2平米と定められております。ご答弁では、コロナ対策として4平米と答弁されております。しかし、学校に避難した場合、屋内のみの使用になっているのではないかと思いますが、その点も一つお聞きしたいと思っております。

今回、質問に当たりまして、その避難所の面積調べてみました。防災計画では、例えば札内の白人小学校では避難面積は 2,660 平米ですが、学校施設のこの管理総合管理計画では、白人小学校の場合には、屋内が校舎全体で 4,933 平米、体育館が屋体が 909 平米となっております。この収容可能な面積の基準は、どこをもって避難面積としているのでしょうか。

防災計画の指定避難所では、白人小学校では2平米として1,333人避難できるとしております。この基準となる数字、どこを見たらいいのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 白人小学校の避難面積でございますが、私ども押さえている数字でいきますと 2,666 平米、これは主に 1 階部分の体育館、それと 1 階部分の共有スペースを含めておりまして、今回のコロナ対策でいきますと、 2 階の教室部分も含めて避難スペースを広げようという考えでございます。

以上でございます。

○議長(寺林俊幸) 野原議員。

- ○10番(野原惠子) そうしますと、自然災害の場合には、今まではどの施設を活用していたのでしょうか。屋内体育館だけだったのではないかと思うのです。そうなりますと、1人1平米として計算されていたのでしょうか。その辺がこれから問われるところかなと思うのですけれども、1人4平米になりますと、この1階の体育館、1階の共有部分、ここで十分1人、予想される避難者の人に対して4平米確保できる、こういう面積になるのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 今、白人小学校のお話でございますが、感染症対策用として1人4平米を確保すると666人、白人小学校で収容できるという計算になっております。 以上でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 今は白人小学校を例に取ったのですけれども、札内地域では南小学校、札内中学校、東中学校とありますよね。そういうところでもやはり1人4平米確保できるだけの面積は確保できる、そういう状況でしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) そのとおりでございます。ちなみに、札内地区の一次避難所、こちら37 施設あるのですけれども、一次避難所だけで4,511名の収容が可能となっております。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 4平米確保できるという、そういうことで確認をしたいと思います。また、これは今まで自然災害のときに、幕別、日本もそうなのですけれども、大体 1 人畳 1 枚というそういう避難のスペースだったという状況もありまして、改善が求められておりました。今回は、コロナ対策として4平米確保するということも今確認したのですけれども、自然災害のときでも、自然災害だけでも4平米確保するぐらいの対策が必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 自然災害となりますと、地震あるいは大雨、浸水災害ということになります。特に厄介なのは、浸水災害、大雨の浸水災害なのかなと思います。浸水災害の場合は、恐らくハザードマップ見ていただいても分かりますけれども、相当の地域が、特に札内は浸水を受けるということになります。ただ、実際にはそういうことにならないわけですね。どこが破堤するか、越水するかによって浸水する地域が変わってきますので、その時々の状況に応じて、場合によっては高台のほうのホテルの協力をいただく、あるいは江陵高校の協力いただく、あるいは真幸協会の協力いただく、そんなことも出てくるかというふうに思いますし、まず何よりはその時々の降り方、周りの浸水の状況によって、個々の町民の方がどこに避難すればいいかということをまず考えていただく。下手に夜中動くと、かえって遭難する、身の危険が及ぶわけでありますので、自分の家にいても浸水しないな、するなということを、まずは判断をしていただいて、安全な知人宅に伺うだとか、そういったことも含めて、ケース・バイ・ケースでどこに避難していただくかは、今度、防災無線もできますので、的確にお知らせをしてまいりたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) そういう適切な避難、これが大事だというふうに私は思います。後ろのほう、質問の中で、避難訓練のことも出てきますけれども、そこの視点が管理者とそれから町民がどれだけ共有できるか、ここが一番大事な基本のキーになっていくと思います。

それで、このようなどのようなところに避難するかは、その災害によって違ってくるというご答弁でしたけれども、それに伴いまして、職員の配置、どのようにするか、こういう場合はどういう職員を配置、どのような職員を配置するか、そういうところまできちっと手だては取れているのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 今現在でいきますと、指定避難所の開設に当たりましては、職員、避難

所担当職員を割り振って、事前に割り振って配置しているところでございます。 以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 今、適材適所、どういう状況によって避難するかということが変わってくるという町長の答弁がありました。そういう場合に、職員をどういうふうに配置していくのか、ここのところの計画はきちっとされているのでしょうかという質問です。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 災害の状況によりまして、開ける避難所というのがきっと変わってくる ということですね。その避難所ごとに担当職員決めておりますので、その災害によって開ける場所に その決められた担当職員が避難所を開設に担当すると、その避難所に伺うということでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) そのためにはやはり常日頃、きちっとその手だてを取っていくことが必要だというふうに思いますので、また後で質問をしていきたいと思います。

次に、避難所の感染防止のための換気、空調設備、エアコンの設置なのですけれども、今回の補正 予算の中でその手だては、換気の場合は取れているのかなというふうに思います。また、エアコンは その換気には適切ではないというご答弁なのですけれども、やはりウイルスの感染症にかかっている 方とかそういう方は基礎体力が衰えているということもありまして、熱中対策としてやはりエアコン の設置というのは必要かなというふうに思います。これ、夏場ですけれども、特に。

そういうことであれば、その熱中対策として体育館にそのエアコンの設置ということが必要ではないかというふうに思います。それで、国の緊急防災減災事業債、こういうものが国で活用できるということもありまして、こういう国の制度を使いまして、幕別町でも体育館にエアコンを設置することが可能ではないかと思うのですね。これは地方債30%、地域で自治体で、予算組まなければならないということではあるのですけれども、これだけ災害が多発している場合には、そういう手だても必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) ご質問の中では、症状とかのある方というようなご発言もあったところなのですけれども、そのような症状の方は個別に避難させるという状況になろうかと思います。その場合は、その部屋での換気なり空調を考えるべきというふうに考えてございます。体育館を、あの大きさのものを一括して空調するというのは、なかなか困難であるというふうに思いますので、空調の必要な方にどのような形で提供していけばいいのかという部分を合わせて検討していきたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) その手だても必要だというふうには思います。しかし、体育館ということであれば、やはりこれから症状の出ない方もそこに収容されると、避難するというそういう場合もありますし、そういうことを考えますと、やはり感染症だけではなくて避難されている高齢者ですとか、そういう方々のためにエアコンの設置というのは必要ではないかと思いますが、その辺の検討はいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 体調が優れない方、あるいは高齢者向けに福祉避難所というのも設けることになっております。そうしますと、福祉避難所というのはコミセンであったり、コミセンが主、次に保健福祉センターということになりますけれども、実は学童保育所でエアコンを今年整備することになりますので、そういった部屋も活用していただきながら、それなりの対応はできるのかなというふうに思っております。

それで、学校の体育館に一律エアコンを設置するというのは、将来的には不必要とは申し上げませんけれども、これ全ての学校の体育館に設置するとなったら、体育館のみならず教室はどうするのと

いうことにもなって、しかも避難所になっていない学校は設置しなくていいのかという、そんな問題 も出てきますので、そこは学校全体の環境整備の中で、どうあるべきかということは考えなければな らないのかなというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) それでは、学校整備の中でエアコンの整備をこれからどうするか、そういうことも合わせて質問の趣旨とは違いますけれども、検討していただきたいと思います。また、臨機応変にということで、学童保育所で今回エアコンを設置したということは、そういうところにも活用できるということでは、大変有効な手だてだったのではないかというふうに思います。

次に、組立てトイレ、段ボールベッドの整備ということであります。今回の補正予算でトイレの整備、かなり改善されたのではないかということで、本当によかったのかなと思っております。また、リース会社2社から、簡易トイレの借用をしていくということでしたけれども、これは何台借用をしていくという予定なのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 協定を結んでいる会社から何台借りるかということですけれども、その 施設の状況によって変わると思います。考えているのが、やはり女性の使用が、やはり男性の3倍ほ ど必要になってくるということもありますので、その辺も踏まえて台数を発注というか、リース会社 のほうにお願いしていく考えでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) これは簡易トイレもそうですし、段ボールベッドも同じような対応だと思うのですけれども、その災害によって発注する、借用するということですね。そうしますと、すぐ対応できるのでしょうか。

それともう一つ、段ボールベッドなのですけれども、これも本当に有効だということで、1人当たり面積も有効に使えるというそういうこともあるのですけれども、すぐ必要数を確保することができるのかどうか、その辺がちょっと不安に思うのですけれども、大規模な災害に遭ったときには、どこの町村も同じような状況になる可能性もあります。そういうときに確保できるかどうか、その点の確認はいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 大規模災害に備えて、段ボール会社2社と協定を結んでおります。さらには、この協定会社につきましても、工場が釧路と恵庭ですとか、道東方面が被害大きかった場合に道央のほうから運んでいただくような、そういった形態を取って協定を結んでおります。

確保を間違いなくできるかどうかというのは、正直なところ分かりません。災害の規模によって、 やはり同じような自治体が災害協定結んでいますので、今日災害が起きて、今日届くかということは、 にはならないと思います。ですので、ある程度中長期化の避難所生活に備えて、段ボールベッドを運 んでいただくという形になろうかと思います。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) やはりどこの町村もこのような形で、簡易トイレですとか、段ボールベッドですとか、そういう業者と提携を結んでいるのでしょうか。幕別町だけではないのでないかと思いますが、その辺の状況はどんな状況になっているのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 他町村のことはちょっと分からないのですけれども、大体は段ボールベッドにつきましては、備蓄することが非常に困難でございます。というのは、専有面積が非常に大きな倉庫が必要になってきます。加えて湿度の管理ですとか、段ボールですので、実際に備蓄して使おうと思ったら、湿度で使えなくなってしまっているですとか、そういう問題もあるものですから、段ボールベッドについては、その災害の状況に応じて、大体の町村が協定を結んで、運んでいただくと

いう形になろうかと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) その管理の大変さは承知いたしました。やはりどのぐらい必要かという、こういう災害にはどのくらい、こういう災害にはどのくらいという予測は持っていると思うのですけれども、やはりそういう状況になったときには、いち早く手だてを取るということが大事なのかなと思いますので、その手だてを十分に行うよう求めていきたいと思います。

次に、感染防止に必要な備品の備蓄なのですが、これもかなり補正予算で備蓄されているというふうに思っております。この中で一つフェースシールド、これ眼鏡というのは違いますよね、フェースシールドというのは、難聴者の方がマスクをかけていると対応するときに、口とかそういうので聞き取りをしていく、目で確認していくという、そういう意味でフェースシールドが必要だということもこの間言われております。手話通訳の方がこれしていますよね。そういう備品の備蓄も必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺はどのように押さえておりますか。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 現在のところフェースシールドにつきましては、備蓄という対象にはなっておりません。ただ、今後の備蓄の中で、聴覚障害者の方だけではなく、日常の健診などでも必要になってきますので、準備をする予定ではあります。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 今、高齢化が進みまして、何ともないように見えても難聴の方が増えているというふうに思っております。日常的にもやはり必要になる場合が往々にあると思いますので、ぜひ避難の備蓄の中にも加えていただくということで、確認をしていきたいというふうに思います。

次に、複合災害に備えた防災訓練ということですけれども、平成27年度から実施しておりました地域防災訓練は、大規模地震を想定して実施しておりましたけれども、平成31年度で終わっております。今、コロナ感染が続く中で、豪雨、地震など、複合災害に見舞われることが想定されておりますけれども、今まで以上に迅速に対処することが必要だと考えております。それで、このことは地域防災訓練というのは、地域のコミュニティが果たす役割にも大きく貢献しているというふうに思っております。それで、こういう地域防災計画の中では避難所の確認、備蓄、炊き出し、そういう援助体制など、生活単位を小さくして行っているということが強みかなというふうに思っておりますけれども、やはりこの地域防災訓練を引き続き行っていくことが、被害を少なくできるのではないかと考えております。

現在、46 の自主防災組織が今幕別町ではつくられておりますけれども、さらに自主防災組織をきちっと設立していくことが必要ではないかと思いますけれども、その点の手だてはどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 自主防災組織の設立に関してでございますが、今年、防災マネジャーが入って、地域に出向いていろいろ組織設立に向けたアドバイスですとか、コーディネートですとかをする予定となっております。残念ながらコロナの関係で、4月からちょっと外に出たりというようなことができませんけれども、今、一つの公区の中で、どういった地域の訓練ですとか、そういうことが、どういうことができるだろうかという御相談を受けているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 本州のほうでも北海道でも大きな災害があったのですけれども、繰り返しその訓練を行っている地域では、やはり1人も死亡者が出さなかったというそういう報告もされております。 ですから、備えとしてこの防災訓練というのは、大きな役割を果たすと考えております。

今回防災マネジャーの方が、様々な立場で助言などをしていただけるのかなと思うのですけれども、 やはり訓練を繰り返し行っていく、自然災害の場合、地震、水害、複合災害、そういういろいろな訓 練を、それから夏場ですとか冬場ですとか、そういう訓練を繰り返し行っていくことが必要だと考えておりますけれども、そういう手だても併せて訓練の手だてを講じていく、そのことをどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 基本的には自治防災組織ごとに、自分たちの身の回りで災害が起きたとき、どういうふうに動けばいいのだろうということを、訓練していただくことが大切なのだろうというふうに思っております。また、今回の新型コロナの関係の感染症が流行しているときでの避難所といいますと、今までの避難所と違いまして、受付時から避難してきた方の体調管理だとかという部分もありますので、これまでの避難所の運営とは異なってくるというふうにも思いますので、この避難所担当職員の訓練も踏まえた中で、行っていくことが大切なのだろうというふうに思います。

また、その感染症対策を、避難所でこういうことをやっているということが住民に分かることが、 ああ、こういうときには避難所に行こうというふうに、避難所への避難の勧奨といいますか、避難に 結びついていくものというふうに思っておりますので、その辺も含めて訓練を行っていきたいという ふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 私も、その訓練を行っていくと同時に、こういう災害のときには、どういう対処をしていったらいいのかという、そこを町民にしっかりと周知していく、このことが本当に被害者を出さない一つの大きな要因でもあると思います。ですから、そこのところもしっかり踏まえた中でのその防災計画の見直し、防災訓練を行っていくということを求めていきたいと思います。

最後の質問ですが、二酸化炭素実質ゼロ宣言の質問を行いたいと思います。

環境省は2100年未来の天気予報というのを公表しております。産業革命前から気温上昇が1.5度未達成の場合、台風の強さがスーパー台風が毎年接近する。熱中症としては、熱ストレスによる国内死亡者が1万5,000人を超える。米の生産、北海道が日本一の米どころとなる。スキー場、北海道でも雪不足でオープンできない。このように予測しておりますけれども、既に異常気象が日本でも毎年現れてきております。

今年、新型コロナウイルス感染症が発症し、その要因に気候変動を含む環境破壊があると学者が論じておりますけれども、森林破壊や都市化により、野生動物と人間社会の距離が短縮、それが動物のウイルスに人が感染する機会を増やしていると報告されています。森林の役割は二酸化炭素を吸収する役割を持っております。森林保全はもちろん、温室ガスの排出量の削減が急がれております。

ご答弁の中では、その排出ガスの削減に努めていくと答弁されておりますけれども、具体的にどのように削減していくのか、このところのご答弁を再度お願いしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 具体的にということでございますが、これまで新エネルギービジョンですとかそういったビジョンの中で、例えば公共施設の防犯灯を LED 化にするですとか、あるいは公用車をハイブリッド車にするですとか、あるいは公共施設建てるときに地中熱ヒートポンプを使うですとか、そういった環境に優しい取組をしてきておりますので、こういった考えを引き続き持ちながら、進めていくと考えてございます。
- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) このように削減していく具体的に削減していくということでは、今、課長から答 弁ありましたけれども、そのためにはやはり排出ゼロのその計画を持っていくことが必要ではないか と思いますけれども、その二酸化窒素排出、そのための計画を幕別町としてもしっかりと持つ必要が あると思うのですが、その計画についてどのように行っていきたいと考えているのか、計画を持つ必 要があると思うのですが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長。(細澤正典) CO₂排出ゼロということでありますが、幕別町においては地域新エネル

ギービジョンをつくりまして、平成 27 年度の CO_2 の削減、排出削減量を目標値 3,914 トンに対して、 実質 6,430 トンということで、160%の達成率ということで実施したところでございます。ただ、町の CO_2 の排出量というのが 24 万トン、そしてうちの町の森林が CO_2 を吸収する量というのが、年 5 万トンという形になってございます。なかなかこの CO_2 の排出ゼロというのはかなり難しい達成目標だというふうに考えてございます。

答弁のほうにも、北海道のほうでこの取組を行うということで表明してございます。北海道においてどのような実施する施策を行っていくかも踏まえながら、うちの町としてどのような行動が取れるのか考えていきたいというふうに考えております。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 森林の年間吸収5万トンということでしたけれども、そこだけに頼るのではなくて、地域生活、町民が生活していく中でもその CO₂削減はできると思います。それで、帯広市なども、その CO₂削減のための計画を持っております。それで、どのようにやっていくかということでは、資料がいっぱいあるのですけれども、まず町民としてはごみの排出を少なくするですとか、それとそういうようなことをしっかりと日常生活の中で行っていく、そういうこととやはり農業のことでも農業は食料を生産するだけではなくて、地球環境にも大きく貢献している、そういうこともあります。

そういう中で、帯広市はやはり市民に対してごみの削減ですとか、そういう計画を持って臨んでおります。農業も環境に優しい農業をということで、手当も取っております。そのほかにもいろいろ施策の中にあるのですけれども、まず町民として何ができるか、それから事業者として何ができるか、そういうようなところを持つことがやはり CO_2 削減の大きな力になると思うのですよね。ですから、そういう計画を持たなければ、削減には結びつかないと思います。国とか北海道とかそういうところが率先して行う、それに基づくのではなくて、この幕別町として何ができるか、そこをしっかりと手だてを講じていくことが必要だと思います。

今、地球規模で温暖化が進められておりまして、そういうような中で、この新型コロナの発症も起きてきている要因の一つでもあるというふうに言われておりますので、できるところからしっかりと計画を持って臨んでいく、これは若い世代にしっかりとした環境を残していく、今に生きている私たちの責任ではないかと思うのですけれども、町としてもしっかりと市の姿勢を持つ必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) おっしゃるとおり、今を生きる私たちにとっては、後世、我が子に住みやすい社会を残す、これはもう当然の責務があるというふうに思います。それで、町としてやれることをやるということもごもっとものことであります。ただですね、やはり町がやることを示すことは大切なことでありますけれども、全世界で取り組まなければ、やっぱり何もならない、効果が表れないことであります。その前段として、北海道がまず、日本は当然ですけれども、北海道が今表明をしたということで、北海道の施策というものが出てくるでありましょうし、また十勝でも取組を進めていくという流れもありますというので、そこは一つの町というよりは、全体、圏域の中で、あるいは都道府県の中で取組を進めることがより効果が高まるということでありますので、例えば定住自立圏であったり、そういう議論の場がありますので、そういう場で議論させてもらって、足並みをそろえて取り組んでいこうやと。

帯広市がやっているというお話でありました。で、あれば、定住自立圏の一番の根っこのところ帯 広市でありますので、帯広市がそれぞれの町と 18 の町村と定住自立圏の計画をつくっているわけであ りますので、そういった取組を当然話題になってきてもしかるべきであるというふうに思いますので、 そういったより大きな範囲の中で取組ができるように、町としては働きかけをしたいというふうに思 っております。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 世界的な取組ということでは、もう皆さんもご存じだと思うのですけれども、2018

年、15 歳だったグレタさんが一人で環境問題で声を上げていきました。それが世界中に広がって、今、世界で気候非常事態宣言、こういう中で CO_2 削減も含まれております。そういうふうに取り組んでいる国が増えてきております。そういう中で、日本は化石賞というものを、不名誉なものを頂きましてね、日本が遅れているというあかしでもあると思うのですよね。ですから、待つという、待ち姿勢ではなくて、地方から声を上げていく、これが本当に大事だと思います。

それで、既に外国ではそういう状況も起きておりますし、私が一般質問に出したときには、今二酸化炭素排出実質ゼロ表明、93 の自治体だったのですけれども、ご答弁では今 99 ということですよね。短期間で増えてきているのですよね。それだけ今回のコロナの影響もありまして、やはり環境問題をしっかり自治体で取り組んでいくという、こういう姿勢の表れでもあると思うのですよね。ですから、定住自立圏で、帯広市も中心になって行っていくという表明もしておりますから、幕別町としてもぜひ町長から声を上げて、これを取り組んでいくということと同時に、幕別町でもしっかりと計画を持つ、これは町民にしっかりと、今、環境問題がこのような状況になっている、ですから町民もしっかり取り組んでほしいという、取り組んでいくべきだということを表明して、町とともに取り組んでいかなければ、これは実現はなかなか難しいと思うのですよね。ですから、一人ひとりの町民が環境問題を考え、そして CO_2 削減のために力を注いでもらう、そういう手だてが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) やれるところからやっていく、これは実現というのは何を指しているかというのは難しいのですが、実質ゼロということは、先ほど部長から答弁申し上げたように、極めて難しい、24万トン排出していて森林吸収が5万トンでありますから、では、そこの19万トンの差をどうやって埋めていくか。ゼロにすることは実現ということになりますから、それは無理としても、やれることはやっていくという姿勢は、間違いなくこれは持っているわけでありまして。それは、計画を使わなければできないものではないわけでありまして、いろんな取組がある中で、それを一つ一つ達成することも、ひとつ排出実質ゼロに一歩近づくものであるというふうに思います。

それで町としては、帯広圏の中で、定住自立圏の中で、帯広市がそうやって表明をしている、定住自立圏の中にも1項目挙がっています。ただ、実質的な取組は、これってものがないのですね。向かうべき方向性として、そういう実現をしましょうやということはあっても、では個々具体の取組何をやっていきましょうと。ハイブリッド車を買いましょうとか、ごみの排出やめましょうかということが、個々具体の活動内容として、定住自立圏の中で決められているわけではありませんので、そこを具体性を持つような形で定住自立圏の取組をやるように、提案をしてまいりたいというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 帯広市では、具体的な計画を持っていて、排出ゼロを目指して取り組んでいるのです。計画がなくてもやるべきことをやる、これではどこまで到達したか明らかになりません。計画を持って、その計画にどれだけ近づいたか、そのための計画でありますので、やれるだけやれるということではなく、計画を持ってその計画にどれだけ近づいたか、そのために町民、町がどれだけ対策を取ったか、そこが問われることだと思います。ですから、私は計画を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 本当、計画をつくることの意味合いというのは、非常に難しいというふうに思っています。実現が、ある程度努力をすれば実現可能かなというところの目標を持つことが計画でありますので、今考えますと、2050年という長い期間ではありますけれども、そこで19万トンというものをどうやって埋めていくのかなというふうになると、一歩一歩進むどころか、なかなか下手をすると増えてしまう、これまでもそういうことがあったわけで、努力してもなかなか成果が出せないということがあります。近づくのであれば、まだ町民の皆さんも、少しは排出量が減ってきたので頑張り

ましょうやということになるかもしれませんけれども、非常に計画をつくることの怖さというのも私 は感じているわけであります。というのは、一歩も進んでいかないということも、ひょっとするとあるのかなということもあります。計画を作成するかどうかについては、個々の取り組める内容を吟味した中で、計画のその必要性というものは、どうなるかということは検証したいというふうに思います。

- ○10番(野原惠子) 終わります。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、野原惠子議員の質問を終わります。 この際、15 時 10 分まで休憩いたします。

15:01 休憩

15:10 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

- ○12番(谷口和弥) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。
 - 1、幕別町内の高校に対する支援の在り方等について。

北海道教育委員会は、6月2日、令和3年度から令和5年度の「公立高等学校配置計画案」を発表しました。計画案で示された十勝学区に関する概要は、①平成30年度の計画で決定していた令和3年度に道立帯広柏葉高校を1学級減とすることに変更はない、②令和4年度・令和5年度に学級減はなく現状維持とする、③令和2年度の入試で40人以上の欠員が生じ学級減となっている音更、清水、鹿追、大樹、本別の5校は、令和3年度も令和2年度と同じ募集学級数を維持するのかは9月の正式決定時に公表するというものでありました。十勝学区の中の中卒者数は年度ごとに多少の増減はありつつも減少方向にあり、欠員数の多い高校や1学年1学級となった高校など、再編整備や定員調整の対象とされていくことが示されている計画案となっています。

幕別町内には、今年度で歴史を閉じる道立幕別高校と私立江陵高校、新設校として2年目の道立幕別清陵高校の3校が存在します。幕別町教育委員会が「幕別町後期中等教育を考える懇話会」を設置して答申を受け、幕別町が江陵高校の同意を取り付けて北海道教育委員会に再編統合を要請したという経過で実現したことを鑑みれば、幕別町・幕別町教育委員会が各高校の課題に対して必要とされることにしっかりと向き合う責務があると感じるところであります。

ついては、以下の点を伺います。

- 1、幕別清陵高校が新設初年度から2年連続で定員割れしている現状をどのように認識しているか。
- 2、幕別清陵高校への「魅力ある高校づくり支援事業補助金」は有効な支援策となっているか。
- 3、幕別高校と江陵高校の果たしてきた役割を幕別町史にしっかりと刻むべきと考えるが町の考えは。

2つ目であります。

迅速な情報発信をする上で配慮すべきことについて。

本年1月15日に国内初の新型コロナウイルス感染症が確認されてから、「緊急事態宣言」全面解除後も全国各地で新たな感染が確認されています。これまで幕別町は、新型コロナウイルスに関する対策を国や道の要請・宣言等に従い判断し、幕別町民に情報提供を行ってきました。

幕別町の新型コロナウイルス感染症対策の受皿の経過を追うと、①2月25日、国から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示され、「新型コロナウイルス感染症対策連絡会議」を開催した。②2月27日、十勝管内から初めて感染が確認されたことを受けて「新型コロナウイルス感染症対策本部(以降、同対策本部)」を立ち上げた。③4月16日、「新型インフルエンザ特措法」に基づく「緊急事態宣言」が、既に発令されていた7都府県に加え対象地域を北海道を含む全国に拡大したことに

より、「同対策本部」を法に基づく対策本部として移行した。

今後も、国や道の要請や生活支援に関する情報をホームページや SNS、広報紙等の様々な媒体を通して迅速に提供するように努めていくことは重要です。特に迅速さの点でホームページや SNS の果たす役割は大きいです。ついては、「新型コロナウイルス関連情報」を迅速に発信する上で配慮していることは何かを伺いたいと思います。

以上であります。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 谷口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは、ご質問の1点目につきまして 答弁させていただきます。

「幕別町内の高校に対する支援の在り方等」についてであります。

今日、高校への進学率は98%を超え、生徒の能力・適正、興味・関心、進路などは多様化しており、その多様なニーズに対応する教育活動を推進することが重要でありますが、道内におきましては、中学校卒業者数が昭和63年をピークに減少しており、令和9年には約4割まで減少すると試算されております。

このような中、今月、北海道教育委員会が発表した令和3年度から5年度の公立高等学校配置計画案では、基本的な考え方として教育水準の維持向上などを図る観点から、地域の実情等を考慮しながら、定員調整や再編整備等を行うとともに、多様なタイプの高校づくりを推進することとされております。

本町におきましては、平成27年10月に中学校の保護者等10人で組織する「幕別町後期中等教育を考える懇話会」を設置し、町内の高校に関する中長期的な展望について検討をしていただき、28年6月に「本町における高校教育の展望について」の報告書が提出されました。

この報告書を受けて、町と教育委員会で検討を行い、本町における高校教育が安定的かつ持続可能で、生徒・保護者が求める高校の確保を図るため、江陵高校に対し、幕別町内の高校の再編等について要請を行い、同意をいただいたことから、平成29年4月、北海道教育委員会に対し、幕別高校と江陵高校の再編統合に関し要望を行い、昨年4月、幕別清陵高校が開校いたしました。

教育委員会といたしましては、幕別町の土壌や幕別高校と江陵高校の伝統・特徴を生かした魅力ある学校づくりを目指す幕別清陵高校に対しまして、今後におきましても、できる限りの支援を実施してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の1点目、「幕別清陵高校が2年連続で定員割れしている現状をどのように認識しているか」 についてであります。

幕別清陵高校の入学状況について申し上げますと、定員が 120 名のところ平成 31 年度の入学者は 102 名で 18 名の欠員、令和 2 年度は 96 名で 24 名の欠員となりましたが、当初出願状況では、31 年度は 118 人で倍率 1.0 倍、令和 2 年度は 171 人で倍率 1.4 倍となり、十勝管内では最も高い倍率でありました。

出願の段階では、幕別清陵高校を選択し、受験している生徒の数は増加している状況でありますが、 入学者数に結びつかないことの要因の一つに、私立高校の授業料無償化により経済的な負担の面で、 公立と私立の差が縮まっていることも少なからず影響しているものと受け止めております。

幕別清陵高校におきましても、より多くの生徒に高校の魅力を伝えるため、各中学校への学校説明やオープンスクールを実施しているほか、子どもからお年寄りまでを対象とした学校開放講座や学童保育所との連携による「ハロウィンイベント」を行うなど、地域とのつながりを深める取組も実施しており、こうした活動を通じて徐々に幕別清陵高校の魅力が子どもたちや地域に浸透し、選ばれる学校へつながるものと考えております。

ご質問の2点目、「幕別清陵高校への「魅力ある高校づくり支援事業補助金」は有効な支援策となっているか」についてであります。

幕別清陵高校に対する「魅力ある高校づくり支援事業補助金」につきましては、幕別高校と江陵高校の両校の伝統を受け継ぎ、町民に親しまれ、愛される高校になるために、本町の特色を生かした魅力ある教育活動をはじめ、社会に開かれた学校づくりに向け、準備委員会等と協議を進めてきたところであります。

幕別清陵高校では、本年度から大学や専門学校等への進学を目指す「文理探求コース」、介護職を目指す「福祉コース」、就職を目指す「ビジネスコース」、スポーツや健康に関する学びを通じた自己実現を目指す「スポーツ&ヘルス」の4コースが編制されており、町として側面的支援を行っているところであります。

具体的な補助金の内容につきましては、大会遠征費用の保護者負担軽減等のための部活動振興補助や、3年間の学習状況の記録や部活動、奉仕活動の記録などを行う学習支援システム導入に対する補助、学校行事等の教育活動へのバス運行経費の補助、広報・宣伝活動や各種行事、体験活動等への補助を実施しております。

また、本年度からは、福祉コースの生徒を対象とした、介護職員初任者研修に要する費用の補助を 追加するなど、各種学校活動に有効に活用されているものと認識いたしており、今後におきましても、 引き続き可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「幕別高校と江陵高校の果たしてきた役割を幕別町史に刻むべきと考えるが町の 考えは」についてであります。

北海道幕別高等学校は、昭和23年11月、北海道立池田女子高校幕別分校として定時制課程3学級で設立され、26年4月に北海道幕別高等学校として独立し、本年で72年目を迎える高校であり、3年生を対象としたインターンシップの実施などの進路教育に力を入れたほか、パークゴルフやそば打ち体験など地域と連携した学習の充実を図ってまいりました。

また、多田学園江陵高等学校は、昭和21年4月、池田町に池田服装裁断学院として設立、39年に池田西高等学校に改称、60年4月には幕別町に移転と同時に江陵高等学校と改称され、本年で開校して75年目、幕別町に移転後36年目を迎える高校であり、平成17年4月に管内唯一の福祉コースを開設し、高齢社会のニーズに対応した人材育成に取り組むなどの先進的な役割を果たしてまいりました。

両校は、本年度をもって長い歴史の幕を閉じることとなりますが、先ほど申し上げましたとおり、 これまで果たしてきた役割は計り知れないものと考えており、今後、機会を捉えて両校の歴史を後世 に伝えていくとともに、町の歴史を振り返る出来事であると認識しているところであります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「迅速な情報発信をする上で配慮するべきことについて」であります。

本町では、町民の皆さんに対する情報発信の手段として、毎月1回発行する広報紙のほか、ホームページ、さらには平成31年1月からはフェイスブック、インスタグラム、ツイッターといったSNSを活用するなどして、情報発信を行っているところであります。

特に、ホームページ及び SNS は、情報発信が随時可能であると同時に、スマートフォン等の普及に伴い、情報を受ける側もいつでも情報に接することができるなど、情報伝達における即時性に優れているほか、特に SNS については、届いた情報をリツイート、シェア等することにより、受け手である町民自ら情報を広めることが可能であることから、町としてそれぞれの特徴を生かし、迅速かつ効果的な情報発信手段として積極的に活用しております。

また、SNS の発信については、迅速な発信ができるよう、職員向けマニュアルの作成や町で定めたソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、法令等で定められている内容やイベントの状況写真等については各所属長の判断で発信することができるようにしているなど、SNS の持つ即時性を損なうことのないよう情報の発信に努めているところであります。

特に、新型コロナウイルス関連では、国や北海道からの重要事項の発表等に合わせて町新型コロナ

ウイルス感染症対策本部会議を開催し、本町における対応等について速やかに決定するとともに、会議での決定事項について迅速に情報発信を行っております。

しかしながら、北海道から事前の情報提供がなく記者発表で初めて知らされる事項もあることから、 町の対策本部会議が当日のうちに開催できない場合や、対策等の内容によりましては、情報の整理等 実施する上で準備が必要になることもあり、即時の情報発信とならない場合もあります。

なお、発信した情報については、ホームページにおいては、新型コロナウイルス関連情報としてトップページに大きくバナーを設置するとともに、「特別定額給付金」「町内施設の開館情報」「町主催のイベント情報」といった主要なカテゴリーを配置し検索性を高めており、SNS においても、投稿をトップに固定することで、検索等することなく、情報に即アクセスできるよう配慮しているところであります。

今後におきましても、町民の皆さんに対して、新型コロナウイルス関連情報のみならず、住民の安心・安全に関わる様々な情報を、迅速かつ正確に届けるよう努めてまいります。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

教育長、それから町長からは、大変ご丁寧な答弁をいただいたものというふうな認識にまずは立っているところであります。

最初に、1つ目のところで質問させていただきます。

定員割れをしている現状はどう認識されているかということを質問した中で、具体的な数字、初年 度、2年目、それぞれいただいたところであります。

定員割れしていることに対する期間があったものですから、この質問をさせてもらいました。

やはり道教委の発表した6月2日付の配置計画は、とても深刻に捉えなければ駄目なものであるというふうに考えているのです。来年度、令和3年度は普通科高校1つ、十勝学区で減る、そのことはもう明らかになっていて、そして6月の案の中では、5つの学校が40人以上人数が足りなかったと、そのことによって1学級減っていると。だから、次の9月のときには、1学級減らすような学校がもしかしたら幾つか出るような含みのあるような、そういう文章である、そのように私は認識しているのです。そして、令和4年、令和5年度は、数字は学級減はないけれども、令和6年度については、それは再編統合という言葉を使っているけれども、また学校の学級減につながっていくような、そんな方向性を暗に示しているものというふうにも取れるものですから、そのときにどこが対象になっていくのだろうというふうなときに、まだできたばかりの幕別清陵高校がそんなことになったら大変なことである、そういう立場に立って、私は質問をさせていただきたいなというふうに思いました。

数字のこと、それは報告はいただきましたけれども、いろいろ支援をしていきたいということのご答弁、これは非常に意を同じくする、全く同意するものであります。当然、支援するに当たっては、学校側とも連絡関係を持ちながら、どうしたらいいのかということの話はされていくのだというふうに思います。ということは、それを前提にして、今度は定員割れしている理由をどのように幕別町教育委員会としては押さえられているかということを、差し支えない範囲でお聞かせいただきたいなというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 定員割れをしている理由につきましては、まず大きくはご答弁で申し上げましたように、公立、私立の無償化に伴いまして、公立、私立の費用的な負担の差がなくなってきたというのは、これはまず大きなことだというふうには認識しております。

ただ、そのほかにも、様々な要因があろうかというふうに思います。

そこで、今年の2月に道教委が高校を通じて町内の中学生やその保護者等に行いました高校教育に関するアンケート調査によりますと、「幕別清陵高校に対してどのような印象を持っていますか」という問いがございまして、これ生徒、保護者それぞれに問うております。その内容からしますと、生

徒でも割以上、保護者で7割以上、「分からない」という答えが返ってきております。そうしたことから、開校後間もないということもあろうかと思いますけれども、まだ清陵高校のイメージ、魅力というものが中学生や保護者、地域に浸透していないのではないかというふうに思っておりますので、今後とも町教育委としましても、PRに努めてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 分かりました。

1つ目の初回答弁にもあった、私立の高校との授業料の差がなくなってきているのだということについては、これは一部の普通科高校を除いて、大変な影響があるのではないかなというふうに推察しているのです。帯広の進学率の高い上から3校は、生徒はやはり行きたがるようだし、そうでないところ、例えば受験が全員がうまくいくわけでないわけです。失敗してしまう生徒さんもいるわけで、そんな生徒さんが、では一昔前だったらば、どうしようかということになったときに、授業料の安い、公立高校二次試験で、二次募集で受けてみようかというようなこともあったかもしれない。だけれども、それが今、授業料云々の差がないわけですから、そして私立高校も物すごく進学にも力を入れている、そういう学校があって、実績もあって、そうなってくるとそちらのほうで頑張ってみようというふうになるケースが多い。そういったことがやっぱりあるようですし、また、私立の独自のカリキュラムの中でスポーツが強い、そういったこともあったりするものですから、私立高校の人気が安定しているという言い方が妥当かどうか分かりませんけれども、なかなか受験する中には強いのかなという印象を持っているところであります。

もう一つの幕別清陵高校の知名度、魅力が伝わっていないということについては、引き続き様々な 努力をしていかないとならないと思うのだけれども、学校のほうでもいろいろと努力をされている、 そのことは私自身もちょっと懇談させていただいて確認しました。教育委員会もできる範囲で協力し ていっていただきたいというふうに思うのです。

もう少しこの定員割れしている状況のことの私なりの分析で言うと、去年、結局全員が合格したと。 90人が一般受験をするはずだったと。でも、当日、結構欠席者も出た、私立高校に推薦入学で決まっ ている、そういった生徒さんたちが、もうそちらに決めてしまって来なかったということをお聞きし たところであります。結局 90人全員が受験ではなかったけれども、そのうちの 62人が入学手続をし た。推薦 36人と合わせて 98人が入学。定員が 22割れているわけですけれども、そこで二次募集。22 の募集に対して4人が受験をされて、102人ということでのスタートを切ったということですよね。

2年目、一般入試では147人が受験することになっていたけれども、同様に欠席者はたくさんあった。結局147人のうち75人が入学の手続をして、そしてこれも気になっていることなのですけれども、推薦が20人、120人定員だから、36人推薦の枠がある中でも、20人しか来なかったのだ、まだ枠があるのに生徒が来なかったのですね。その20人と合わせて95人が入学して、要するに25人の一次試験では定員割れです。二次募集をかけたらば、1人しか受験者がなかったということでの96人なのだと。

本当にこの辺のことで言うと、私立高校よりもより魅力のある学校づくりということでは、大変なのだと思うのです。やっぱり思うに、進学とそれから部活、この2つの充実が、幕別清陵高校がこれから魅力ある学校として認められていくのには、重要な案件かなというふうに思うのだけれども、どちらも大変厳しい状況にあるのだという、そういう印象を受けたところであります。それは、進学のほうは、今言ったように、帯広の普通科3校がそういうふうに十勝管内では君臨していて、そして、そこの受験がうまくいかなかった子も公立高校には来ないでという、学力的にはまだ伸び代がとてもあるような生徒さんが集まってきていたと。ちょっと遠回しに言いましたけれども、決して上位の人ばかりではなくてという意味です。そういう中で、ここの高校で学力をつけていくということになっていくということがあるわけです。これは、やっぱりすごくハンデだと思うのですよ。

そして部活も。当初、幕別の新設校については、幕別町は4学級でやったのですが、道教委に要望を出したのですが、残念ながら3学級になった。4学級を要望した理由は、部活の充実が1つあった

わけです。その人数がいたらば、部活が充実するだろう。教員も配置が多くなって、指導者としてのものもあるだろう、そういうことがあったのだけれども、3学級になって、ここでまた部員数確保ということでは、大変な状況があるわけですけれども、あまりというか普通の高校に比べたらば、部活の参加者が少ない状況がある。大体60%ぐらいの生徒が部活に参加するのだけれども、今、清陵高校さんでは44%、1年生だけで言えば35%という状況なのだということをお聞きしました。3人に2人が帰宅部の状況になっている。一生懸命誘っているということは、今この新型コロナウイルス感染症、めどがついて、学校が始まってということは、先生方は言っていましたけれども、今そういう厳しい中で、部活のほうもちょっと人数的には厳しい。今、1年生、2年生になって秋の新人戦がどうなってくるかはちょっとまだ分からないですけれども、に向かうに当たっては、ほかの学校と条件が同じになるわけだけれども、まだ清陵高校単独で高体連に、あるいは高野連に参加するということは、ちょっとまだ厳しい状況があったりするようです。

そういうことなどがあるものですから、もちろん学校が、魅力ある学校をつくるということが主体であって、一番努力してもらわなければ駄目なわけですけれども、幕別教育委員会、幕別町も本当に真剣になって取り組んでいかないと。具体的には、もう来年度こそは3間口、1学年3学級、定員で埋まるような、そういったふうな学校を目指していくことが重要ではないかなというふうに思うのです。長々と述べてしまいましたけれども、最後の1学年3学級の定員いっぱいの学校にしていくのだという、そういう私の思い、その辺は教育委員会や幕別町と意を同じくしていただける、意を同じくする内容であるかどうか、お答えください。お願いします。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 私どもも同じ思いでございまして、できましたら来年度の募集におきましては、 定員を超える数の申込みがあって、さらに入学者数も定員の入学者をということで我々も望んでおり ますし、教育委員会としても支援をしてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 分かりました。ぜひその考えでもって、教育委員会、町、それから議会のほうも そうだと思うのです。これを全会一致で決めてきた、そういったことがあるものですから、責任を持 ってというか、志高く、来年の新学生を120人で迎えるということに向けて奮闘していただくことが 大事なのだというふうに思っているところであります。

それで今、2年生になってコース別、4つのコースのことの紹介もありました。幕別清陵高校は、この2年生がどういうふうな内訳になっているかということをお尋ねすると、やはり進学コースを選んでいる生徒さんが圧倒的に多いのだそうです。今、101人の2年生在籍者がいる中で、101人なのだそうです。64人が進学のコースを選んでいると、スポーツ&へルス13人だと、歴史ある江陵高校の福祉課を受け継いだ福祉課ですけれども、やっぱり資格の関係なのかな、7人なのだそうですよ。そして、もう一つビジネスコースがあるという内訳の中で、やはりこれで清陵高校の今の2年生の希望が分かったわけですから、生徒たちの夢が実現するように、しっかり支援をしていくことが必要なのだというふうに思っています。

2つ目に行きます。

幕別清陵高校の「魅力ある高校づくり支援事業補助金」、有効な支援策だと、有効だというふうに認識されているということでありました。これも学校のほうから、いろいろな要望が出されたりするのかと思います。その都度検討しながら、できるだけ意に沿うように協力していっていただきたいというふうに思うのですけれども、1点質問なのですが、清陵高校の説明会、平成30年度、2回ありました。7月と10月だったと思います。7月は百年記念ホールで行われて、10月は江陵高校の体育館で行われたというふうに思うのですけれども、7月のときに、そのとき出されたパンフレットには、札内駅から学校までのバスの送迎、それをパンフレットの中で、参加している生徒、保護者、それから教員の関係に説明しているのです。それが途中で消えて、2回目のパンフレットではなくなって、もちろん我々町議に関する説明の中でも、それは消えていてということがありました。

これは、どういう経過の中で消えていってしまったのか。そして、これはもう例えば来年度から実施するということは難しいことなのかどうなのか、その辺を確認させていただきたいというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) スクールバスの件だと思います。

当初は通学といった部分で、そういったバスの運行、駅からの運行も検討していた経過はございます。ただ、その中で、今、学校までスクールバス線といいますか、江陵高校まで西帯広から生徒を乗せていっているバスがありますけれども、そういった部分との競合という部分で、ちょっと万一そういった形で出した場合に、乗車人数が減るということも、バス会社のほうとの協議の中で、そういった場合については廃止といいますか、路線運行も困難になるということも伺っていたことから、単独で町のほうでバスを運行するというのを断念したといった経過でございます。

- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 実はこれ、学校側と私が個人的な懇談の中でお話をお聞きしたのですけれども、 そういうことが実は生徒確保の重要な1つポイントになっているのだということをおっしゃっていま した。札内駅から学校までの送迎があることが、生徒確保に有効な手段だという判断の中で、独自に バス会社と相談したりとかということの経緯があったりするのだそうです。

今、バス会社との競合の関係で、できないということの答弁だったと思うのですけれども、これもう一回よく学校側とも、バス会社は分かりましたけれども、とも話し合っていただくことが必要ではないかなと思っています。それは、やはりさっきも言いましたように、120 人いっぱいのということを目指していくのであれば、少しずつ学校側がそのことを1つ大事なポイントとして押さえてあるならば、それは何とかしてあげないとならん、そういうふうに思うからなのです。これ、学校側と事情を聞きに行くというふうなことを、これからやっていただくことはどうですか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 学校側とは、常にといいましょうか、頻回に情報交換等はさせていただいておりまして、スクールバスの関係は、今、学校のほうでも、帯広市の南のほうから通われている生徒さんが多いということがございますので、南町とかあちらのほうですね。あちらのほうから通われているお子さんもいらっしゃるというようなこともありますので、そちらのルートはどうなのだろうとか、当然先ほど言われましたように、札内駅と清陵高校の間というのもありますけれども、そこは先ほどうちの部長から説明いたしましたように、十勝バスと競合するというようなことがありますので、そこは難しいのかなというふうには思いますけれども、今後、その検討状況等に応じて、町が支援できる部分があれば、していきたいというふうには思っておりますし、十分に高校とも連携を図りながら、その補助金の在り方等も含めて検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) 3つ目、両校が果たしてきた役割を幕別町史にしっかり刻むべきということであります。

これについての答弁は、すごくまたこれも意を同じくする、私の思いと同じものがここに示されたのかなというふうに思います。機会を捉えて両校の歴史を後世に伝えていくとともに、町の歴史を振り返る出来事であると認識している、そのことを事あるごとに発信していただきたいなというふうに思います。

長い歴史を持つ両校には、当然たくさんの卒業生がいて、その卒業生たちが一応自分が卒業した学校とは違う名前の、同じ名前がなくなってしまうということになる。これは寂しいことなのだと思うのです。だけれども、幕別高校のほうは、校歌を清陵高校が受け継ぎ、江陵高校は校舎を受け継いでいる。そして、両校が閉校になった後の事務手続、例えば卒業証明書だとか、成績証明書だとかというようなことの発行は、道教委のほうから、幕別清陵高校のほうでやるのだというようなことが内諾されているなんていうことになってくる。その窓口に取りに行くということになるわけですね。両校

の卒業生が、幕別清陵高校が、今、俺の母校に代わってあるのだよと。そして、様々な行事に OB として参加してもらえる、応援してもらえる、そういう環境をしっかりとそのことで残していただきたいなというふうに思います。そのことはよろしいでしょうか。よろしいですね。

では、2つ目の質問、迅速な情報発信する上で配慮すべきことについて。

答弁があったように、なかなか正式な発表を待つというのは、内閣総理大臣であったり北海道知事が記者会見をして発表するということを受けてから町が動くというのが手順で、それが遅れれば、ずれ込んでいくということにはなっていくのだというふうには思います。

私がこの質問をしたのは、ちょっと2つのことが気になって、2日間のことにあった幾つかの事象が気になって、帯広市や音更町の発信の在り方とちょっと違ったものですから、この質問を立てました。

1つは、4月17日の幕別町の対応なのです。何があったかというと、4月16日に新型コロナウイルス感染症のことで、官邸が緊急事態宣言の対象地域を7都府県から北海道を含む全都道府県にしたということを決めて、そして17日の18時から記者会見に内閣総理大臣は臨んで、そのことを発表したという日なのです。このとき幕別町は、結局4月18日から5月10日までの公共施設の休館や、小中学校が4月20日月曜日から5月6日の間、休校ということを決めているのですよね。この発信がなかなか幕別町はされなかった。ホームページの更新は夜10時を、当然、保護者なんかは、私もどういうふうな対応するだろうというような思いの中で、ホームページの更新を待っていたのですけれども、22時の時点では更新なくて、24時に見た時点では、それが更新をされていました。非常に遅い時間帯で、家族の中で更新にならなかったらどうしようというような話題にする、そういう時間を過ぎていたわけです。

帯広市はどうだったか。ホームページは9時には終了していてと。そして、これで公共施設や小中学校のことは発信があったわけです。そして、私ちょっと帯広市のほうの指定管理者が管理している施設を月会員で利用できる、そういった会員になっていて、18日から使えませんからというメールが来たのが15時56分でした。4時前でした。

音更町、18 時 59 分にツイッターでこの公共施設のことが発信があって、小学校は 19 時 16 分でした。ホームページはやはり 9 時には更新がされていました。

幕別町はどうだったか、言いましたね。ずっと夜までされなかったということです。このことで何があったか。4月18日、結局17日に明日から休館にしますからということの連絡が行く、そこから使う人に対して連絡が行く、代表者がそういうふうに連絡するわけだけれども、全部つかなくて、間に合わなくて、結局、朝、会議室を借りている札内の公共施設に集まってしまって、札内支所の職員が謝りに出てくるというようなことが起きてしまったということがありました。それから、幕別町内の指定管理者が、結局夜6時半ぐらいに連絡を受けて、そこから明日から休館ですという準備なんかをするのに、結局日が変わる直前まで作業に入ったと。そして、ホームページは政策推進課が更新するのだと思うのだけれども、結局夜遅くまで、10時、11時、12時そんな時間まで拘束してしまうようなことになった。こういう対応になってしまったのが幕別町でした。

もう一つ、5月26日の幕別町の対応です。この日は何があったか。5月25日に全面解除が官邸で正式決定して、夜に内閣総理大臣が記者会見をした日の翌日であります。5月26日から公共施設が使えますよという発信を幕別町がした日なのです。

先に帯広市から言います。帯広市は、もう緊急事態宣言が解除されることを見越して、その内容を見越して、5月23日にホームページを更新して、今報道されているとおりの緊急事態宣言の解除の内容であれば、こういうふうに使えますからということを出していて、そのことはマスコミも報道していて、そして5月26日ではなくて、1日置いて27日に、一部26日のところもあったのだけれども、27日からの利用開始にしている。

音更町はどうだったか。音更町は、やはり 5 月 27 日。26 日ではなくて 1 日遅い、そういう公共施設の再開でした。これは 25 日の 18 時 12 分にツイッターで発信されました。

そういうことで、その前日のうちに、あるいはその前に発信されているのだけれども、幕別町はこれがなくて、結局次の日になってしまうわけです。だけれども、私が幕別町が明日からやるのだなというふうに分かったのは、幕別町の地域おこし協力隊が18時59分に、ナウマン公園のパークゴルフ場が明日9時から使えますよという発信を出したのですね。では明日から使えるのだと、では幕別町のほうはどのような発信を町民にするのだと思ったら、結局その日は発信がなくて、翌日も発信がないものだから、私は7時半にちろっとの森パークゴルフ場に行ってみました。ちょっとしてから幕別パークゴルフ協会の人たちが準備に来て、そして始まったわけですけれども、集まってきた人、町民はどんな人が集まってきたかというと、2つでした。幕別パークゴルフ協会の人から今日オープンだよと聞いてやってきたのだと。もう一つは、幕別町は帯広に右倣えだから26日からやるのだろうと思って、自分の判断で来たと、来てよかったと、そういうことになってしまっていた。

私は始業時間を待って担当の建設部の係に電話をして、まだ更新されていないのだけれども、早く町民に教えたほうがよろしいのではないでしょうかと、そういうふうに言ったらば、25 日のうちにホームページ更新の決裁は出ていて、それは政策推進課のほうでこれからやる作業でと。ツイッターのほうは各課でやれるので、これから直ちにやりますからといって発信されたのが9時半過ぎでした。建設部のほうはパークゴルフ場のことだけ、政策推進課が出したのは16時を過ぎてからでした。もう朝9時から使えるものが、発信されるのがようやくその日の夕方になってくる、それが幕別町で、そして26日からというのも幕別町だけで、あとは1日余裕を持って27日なのですよね。26日にやるのだったらば、26日にやれる準備をして、本部会議を開いてもらわないと、そのように思ったわけです。私が一番この発信の中で気をつけなければ駄目なことは、まずは町民にちゃんと早く知らせること、そして指定管理者や委託業者に迷惑をかけない、町職員も遅くまで働かせない、そういったことが大事なのだと思うのだけれども、そのようなことが十分でなかったのではないかなというふうに思うのですが、その辺ではどうですか、町長。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- これ例えばパークゴルフについて、お話を申し上げたいというふうに思いますけ ○町長 (飯田晴義) れども、パークゴルフ場については、特に制限がない施設でありましたので、本町としては帯広市あ るいは音更、芽室町に対して、足並みをそろえて早めにオープンしようやということの調整をずっと やってきていたわけであります。それで、そういう中で、国が解除する、そして道がどういう形を取 る、道も道立公園の中にパークゴルフ場を持っていたりしますので、その辺の対応も見極めなければ ならない、そして1市3町のオープンがいつになるのかということも考えなければならないというこ とがありました。一番懸念したのは、うちの場合は帯広市に近いところにパークゴルフ場を持ってお りますので、うちが先に開けてしまう、帯広が開けない、日にちがずれるとなると殺到して密を生ん でしまうと。そういうことを非常に気にしておりましたので、足並みをそろえようとやっていたので す。やっていたのですが、途中から帯広は先んじて連絡し合いながらやりましょうと言ったのですが、 それがなかなかそういうことにならなくなってしまって、それでやはりうちの対策本部会議としまし ては、道の知事が記者発表します。そこで情報が初めて出るのですね。あらかじめ事前に情報は来な いわけです。記者発表の結果を見て、そして詳細まで言いませんので、それをホームページで今度出 すわけです。道立の施設をどうするかというようなこと、あるいは要請をどうしていくのかというこ とを出すわけで、それを見た中で、どうしてもうちのほうは、じゃあ、どうしようやということにな りますので、時差が出てくるということは確かにあったというふうに思います。そういう事情があっ たことは、まずはご理解をいただきたいというふうに思いますけれども、ただ、やはり連絡が遅れた、 あらかじめ準備はできたところは、これはあるわけでありますので、想定しながらいち早く情報を出 すということは、これは必要なことでありますので、今回のことについては反省をし、次回に生かし てもらいたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 谷口議員。
- ○12番(谷口和弥) そういう姿勢で臨んでいただくことが重要かと思いました。やはり実際来てしま

った町民がいる、ちゃんと同時に知らされなかった町民がいる、それは正しくないことなのだと思うものですから、本部会議のときにどこまで、まだ正式に出せなくても、こういうあれが出たらこうしよう、そういったものは準備して臨んでいくことが必要なのだと思うし、そして職員のほうもそういう情報でゴーが出ているならば、直ちに発信すると、そういう姿勢を持っていただくということが大事なのだというふうに思っているところであります。

これからも、この新型コロナウイルスがどういうふうになっていくか分かりませんし、また同じような緊急事態宣言が出るかもしれない。また違う件で出てくるかもしれない。さらには、今回、防災のそういう危機が、これからどんどん町民の中に届いていく、違う連絡の手法も加わったりするわけです。町民にいち早く正確な情報を迅速に送ってもらう、そのことが非常に大事だと思うものですから、今回のこともひとつ糧にして、しっかりやっていただけたらなというふうに願っております。

以上で、質問を終わります。

○議長(寺林俊幸) 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、16時15分まで休憩いたします。

16:03 休憩

16:15 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番(小島智恵) 通告に従いまして、質問させていただきます。

中国発の新型コロナウイルス対策と経済活動との両立などについてであります。

中国発の新型コロナウイルスは、今もなお世界中で感染拡大が続き収束する気配がなく、感染者数は 600 万人を超え、死者 37 万人を上回りました。 5月 31 日時点での北海道の累計感染者数は 1,091人、死亡者数 86人、そのうち十勝管内では感染者 3人のみにとどまっております。

我が国では、特措法に基づく緊急事態宣言が4月7日から7都府県に発令され、4月16日には全国に拡大し、特定警戒都道府県として北海道も指定されました。5月25日には全ての都道府県で解除されましたが、長引く休業要請や外出自粛は様々な社会活動への影響がありました。

経済への影響も甚大でありまして、町内においても、特に飲食店や宿泊業は大打撃を受け、さらに他の業種にまで及んでおります。帝国データバンクの調査によりますと、6月1日までのコロナの影響による企業倒産は全国で200社を突破し、これは中小企業にとどまらず大手企業も含まれております。また、北海道労働局によりますと、2月14日から5月22日に少なくとも道内97事業所で673人解雇されました。派遣社員については集計していないため実態が見えない中、派遣切りが深刻化しているとの報道もありました。

今後、コロナ禍における経済悪化により倒産、失業・鬱・自殺者の増加、犯罪増加など懸念されておりまして、適切な感染症対策を取りつつも、経済活動を両立させることが大事だと考えます。北海道では、さらなる第3波、第4波へと感染拡大が警戒され、長期戦も予測されておりますが、今後に向けて以下お伺いいたします。

- ①感染症対策と経済活動の両立について町の考えは。
- ②地方創生臨時交付金を充当した「頑張る事業者応援事業」「飲食店・ホテル等緊急支援事業」「感染症関連融資円滑化事業」の効果、町内業者の反応は。今後、町に交付される臨時交付金の交付見込額と追加の経済対策は。
- ③町内の倒産、廃業、失業者の状況は。町が開設する求人情報の窓口強化、コロナ関連により失業された方などを町職員(会計年度任用職員)として雇用する考えは。
 - ④特別定額給付金の申請忘れを防ぐ体制は。

⑤札内南小学校などの児童生徒数が多い学校では、分散登校が少ないため学習の遅れなど心配の声が聞かれました。今後に備えオンライン授業導入のほか公共施設を活用する考えはないでしょうか。 以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは、ご質問の1点目から4点目に つきまして答弁をさせていただきます。

「中国発の新型コロナウイルス対策と経済活動との両立などについて」であります。

令和2年1月に発生した新型コロナウイルスは、世界中で感染が拡大し、6月17日現在で感染者数は800万人を超え、44万人以上の方が亡くなるなど、今なお収束の見通しが立たない状況であります。本町においては、これまで感染者は確認されていないものの、新型コロナウイルス感染症の影響による国の緊急事態宣言や北海道による自粛要請などにより、町内企業は甚大な影響を受け、4月に実施した影響額調査では、101事業者で5億7,297万円を超える影響額となったところであり、今後も増大が懸念されるところであります。

国の緊急事態宣言は5月25日に全ての都道府県で解除されるとともに、5月31日で北海道の休業要請の解除も受け、外出の自粛や施設の使用制限が緩和されるなど、これまでの人との接触を避ける「感染拡大防止期」から、今後は、徹底した感染防止対策を講じながら、社会経済活動を維持・継続していくための取組を進め、事態の状況変化に応じて社会経済活動の範囲や程度を段階的に拡大していく「感染防止・経済回復期」に移行していくことになります。

ご質問の1点目、「感染症対策と経済活動の両立について町の考えは」についてであります。

北海道では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、4月17日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態措置として、道民に対して、手洗いの励行やせきエチケットの徹底のほか、三密の回避及び不要不急の外出自粛の要請を行い、感染拡大防止に協力を求めるとともに、遊興施設や商業施設等の施設管理者に対して、休業要請等を行ったところであります。

その後、国の緊急事態宣言解除を受け、6月1日からは、施設等の休業要請等を全面解除するとともに、今後は感染リスクの低減を図りながら、事業継続やビジネスチャンスの拡大につなげ、新型コロナウイルスと共存する新たなステージを目指すとして、「新北海道スタイル」を提唱し、道民に対しては改めて、三密の回避やせきエチケット等といった、国が示す「新しい生活様式」の実践をお願いしたところであります。

また、事業者に対しては、スタッフの健康管理やマスクの着用、施設内の換気や設備等の消毒・洗浄、人と人との接触機会の低減など7つの習慣に取り組んでいただくよう協力依頼をしており、本町におきましても、ホームページ、SNS 等を通じて、住民及び事業者の皆さんに対して、「新北海道スタイル」へのご協力をお願いしているところであります。

町といたしましては、5月までは、企業の運転資金を確保するための融資環境を整えるとともに、 臨時かつ緊急的に資金を確保する必要性がある企業に対して、スピード感を持った現金給付策に取り 組んできたところであり、6月からは、国の緊急事態宣言の解除や道の休業要請の解除を受け、スー パープレミアム付商品券発行事業や町内宿泊施設宿泊費助成事業に取り組むことで、引き続き感染予 防を徹底しつつ、町内の消費喚起と域内経済の循環により経済の回復を図る期間と捉えております。

緊急事態宣言は解除されたものの、長期間にわたり経済活動の縮小を余儀なくされたことにより町内の経済は甚大な影響を受けており、今後も長期化することで、経営の悪化、従業員の解雇や倒産を免れない事業者も出てくる可能性があります。

このため、町では、商工会や観光物産協会、金融機関など町内経済団体と引き続き連携を図りながら、今後の感染拡大を防止するとともに、可能な限り事業の継続、雇用の維持、生活支援に努めてまいります。

ご質問の2点目、「「頑張る事業者応援事業」「飲食店・ホテル等緊急支援事業」「感染症関連融

資円滑化事業」の効果、町内業者の反応は、また、今後交付される臨時交付金の交付見込額と追加の 経済対策は」についてであります。

「頑張る事業者応援事業」及び「飲食店・ホテル等緊急支援事業」の支給状況につきましては、6月19日までの累計になりますが、「頑張る事業者応援事業」は申請書受理件数101件のうち支給済は76件、2,280万円となっており、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」につきましては、申請書受理件数70件のうち支給済みは64件、640万円となっております。

また、「感染症関連融資円滑化事業」につきましては、新型コロナウイルスの発生に起因する「中小企業信用保険法」に基づくセーフティーネットの認定件数が、6月19日現在で112件、融資額は金融機関からの聞き取りになりますが、80件で約20億3,450万円となっております。

町では「頑張る事業者応援事業」「飲食店・ホテル等緊急支援事業」の交付対象者に対し、町独自支援策に対するアンケートを実施しており、交付対象者 128 件のうち 6 月 17 日現在で 53 件から回答があったところであります。

アンケートの結果につきましては、事業について全体的によかったという声が多かったものの、新型コロナウイルス感染症が収束しておらず長期化することも予想される中、事業継続に困窮している事業者もおり、事業回復のための継続的な支援やお客を呼び戻す対策を望む意見も寄せられております。

このたび、国は地方に対して、地域の実情に応じた取組を展開できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を交付し、本町においても第一次で約1億5,000万円が交付されることとなっており、今後、交付予定額が通知されることとなっている第二次分と合わせ、「どの市町村においてもリーマン・ショック時を下回らない額を交付する」との担当大臣の談話がありましたことから、第二次で最低でも2億円程度を見込んでいるところであります。

このように、臨時交付金の配分額が決まらない段階では、明確なことは申し上げられませんが、町といたしましては、町内事業者の事業継続を最優先にさらなる支援策を講じてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「町内の倒産、廃業、失業者の現状は」についてであります。

本年4月に実施した影響額調査におきましては、町内において101社、5億円を超える影響を受けるなど、新型コロナウイルスが長期化することで、宿泊業や飲食業など直接的な影響を受ける企業だけでなく、仕入れ業者や建設業、製造業など間接的な業種も含め幅広い分野で影響を受けているところであります。

町内における新型コロナウイルスの影響による倒産や廃業、失業者の状況につきましては、商工会や社会福祉協議会と連携しながら情報収集に努めておりますが、町として今のところ倒産や廃業の情報は寄せられておりませんが、失業者につきましては、6名把握しているところであります。

次に、町が開設する求人情報の窓口強化につきましては、4月9日に新型コロナウイルス感染症に対する相談支援体制強化のため、生活困窮や雇用・中小企業の資金繰りなどに関して、住民福祉部福祉課に「生活相談窓口」を、経済部商工観光課に「事業者相談窓口」を設置するとともに、6月1日には、商工観光課において特定地方公共団体無料職業紹介所として「幕別町お仕事紹介所」を新たに開設し、ハローワークと連携を図りながら求職者に対して町内の求人情報を紹介するほか、庁内各課が連携し、地域を把握している町職員の強みを生かして事業所の特徴を伝えたり、生活に役立つ情報なども提供しており、求職者を新たな雇用の場につなげたケースもあったところであります。

また、コロナ関連により失業された方などを緊急的に会計年度任用職員として雇用する考えにつきましては、今後、雇用情勢を見極めながら、任用について検討してまいりたいと考えております。

なお、内定取消しや未就職の若年者については、既存事業として実施しております、新卒3年以内の方を対象とした若年者緊急雇用対策事業の周知を図るため、4月上旬に管内の高等学校13校を職員が訪問してきたところであります。

ご質問の4点目、「特別定額給付金の申請忘れを防ぐ体制は」についてであります。

6月19日時点における申請書の受理件数は1万2,096世帯となっており、このうち1万1,942世帯、金額にして25億6,080万円が既に支給済みとなっております。

本町における対象世帯 1 万 2,537 世帯に対しましては、96.5%が申請済みとなっておりますが、引き続き、広報紙やホームページ、SNS 等を通じて周知を図るとともに、申請期限は 8 月 18 日まででありますので、必要に応じて未申請世帯に対する勧奨を行うなど、申請忘れを防ぐ取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の5点目、「今後に備えオンライン授業導入のほか公共施設を活用する考えは」についてであります。

分散登校の実施に当たっては、北海道教育委員会からの発出通知に基づき、1 教室当たりの児童生徒数が 20 名を限度とされていたことから、20 名以内の小規模校については、毎日登校いたしましたが、児童生徒数の多い学校については、クラスを分けるなどの対応が必要であったことから2日に1回の登校とするなど、学校規模によって登校回数に違いが生じたため、特に大規模校においては、大幅に授業時数の不足が生じていると学校から伺っております。

このような状況は本町のみならず全国各地で発生したことから、文部科学省においては、臨時休業期間中における家庭学習の方法の一つとして、オンライン教材等を活用した学習やオンライン指導を通じた学習などの取組事例を挙げ、さらに今後、臨時休業となった場合においても学びの保障の視点に立ち、児童生徒1人1台の端末整備の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備を市町村に求めているところであります。

今後、オンライン授業を実施していく上で、学校としての課題は、例えば配信するために必要なカメラやマイク等機器の整備、先生方に対するオンライン授業の基礎的な知識の習得をはじめ、どの教科をどの程度の内容と時間で構成しなければならないのかなど、多くの課題があるものと認識いたしております。

また、家庭におきましても、パソコンなどの端末の保有状況や、インターネットなどの通信機器の有無等、児童生徒が自宅でオンライン授業を受けられる状況にあるのかといった実態把握が必要であると考えているところであります。

このようなことから、教育委員会といたしましては、オンライン授業を行うためには、一定程度の機器を整備しなければ実施することができないと考えておりますが、家庭への端末貸与の検討も含め、現在、準備を進めている1人1台の端末整備を早期に実現させることが最優先であると考えているところであります。

オンライン授業の実施に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり多くの課題がありますことから、今後、先進事例も参考に、学校と協議しながら導入方法等について検討してまいりたいと考えております。

また、分散登校における公共施設の利用につきましては、必要となる施設の数や部屋の広さ、机や椅子など授業に必要な備品等の準備、児童生徒の移動方法、さらには衛生面を含めた給食配送などの課題に加え、一斉に分散した上で授業を行う場合には、指導する教員が不足するといった課題があり、現状では難しいものと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 再質問させていただきます。

①の経済活動との両立についてでありますけれども、よく失業率と自殺率というのは、強い相関関係にあるというふうに言われるのですけれども、経済の悪化で困窮されますと、たとえコロナに感染しなくとも、鬱病だとか、あと自殺する懸念もございます。感染拡大の防止はもちろん大事でありま

す。それと同じぐらいに経済のほうも重要になってくるのではないかと思っております。その辺、うまくバランスを取りながら両立を図っていくことが今後求められていくことと思うのですけれども、 その点についてはいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 失業と自殺の関係は、今日の新聞でも私も見ましたけれども、相関関係があるようであります。

町といたしましては、やはり事業者が事業を継続する、そのことによって雇用が守れる、失業者が 出ないということになりますので、そのことに最重点を置いてこれまで対策を講じてきたところであ りますし、今後もまだまだ足りない部分があるというふうに思っておりますので、これは交付金次第 というところもなきにしもあらずでありますけれども、その額によってはさらなる追加対策を講じて まいりたいというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) ②のところで追加対策というところなのですけれども、答弁にありました、今後 第2弾の臨時交付金ということで、町のほうには最低でも2億円程度の見込みということなのですけ れども、配分額が決まらない段階で、施策等については明確に申し上げられないといった答弁でした ので、聞ける範囲になるのですけれども、お聞きしていきたいと思います。

国の地方創生臨時交付金を充てました頑張る事業者応援事業、1社に30万円、飲食店・ホテル等緊急支援事業、1社に10万円等々の町独自の施策を打ってこられました。国のほうでも、持続化給付金だとか、あと雇用調整助成金など行われているのですけれども、持続化給付金なんかはなかなか手元に届かなくて遅いだとか、書類の不備があったりするとさらに遅くなっていくということで、国会のほうでもかなり論争が起きているのですけれども、今回、町独自で施策を打っていただいて、本当に必要な事業者のところに速やかにお手元に届いていると思っておりますので、非常によかったというふうに考えております。事業者アンケートの結果でも、全体的によかったといった声も答弁でありました。欲を言いますと、もう少し金額のほう大きければ、なおのことよかったのかなというふうに思ってはいるのですけれども、そういったご意見だとかは伺っておりますでしょうか。今後に向けてお考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西嶋 慎) 町のほうでは、特に町の経済対策事業について、交付決定と併せて利用者のアンケートを同封しております。その中でも、額についてアンケートを取っておりましたが、頑張る事業者応援事業につきましては、「妥当な金額」という答えが約57%、「少し足りない」「足りない」という意見も23.7%ございました。また、飲食店・ホテル等緊急支援事業につきましては、「妥当な金額」という答えが約44.5%、一方、10万円ということもありますので、「少し足りない」、あと「足りない」という意見も約40.7%ございました。そのほか各種自由意見につきましても、もうちょっと金額を上げてほしいという意見は、確かにございました。
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 特に飲食店・ホテル等は大打撃を受けられたということで、今のお話を聞きますと、もう少し上乗せしていただきたいといった声もあったかと思います。次なる施策のほうにつなげていただければというふうに思っております。

あとは、この2つの事業なのですけれども、申請件数だとか支給済額のご答弁はあったのですけれども、逆に申請されていない事業者とかは、いるのでしょうか。何件だとか押さえていましたら、お聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西嶋 慎) 今回の緊急経済対策につきましては、スピーディーな給付をまず第一に 掲げております。

その中で、頑張る事業者応援事業につきましては、影響額が20%以上50%未満ということで、町のほうでは事業者の割合が分からないものですから、そこは申請を待つしかなかったのですけれども、その分、それにつきましては、金融機関や商工会を通じて、つぶさに回っていただくようになりました。なので、頑張る事業者応援事業については、正直言うと、まだ届けていない件数につきましては、正直押さえておりません。

一方、飲食店・ホテル等緊急支援事業につきましては、こちらにつきましては、店を構えているということで、状況が分かるものですから、議決前ですけれども、5月8日から受付を開始しました。そして、議決後1週間待った段階で、飲食店・ホテル等につきましては、職員のほうが一軒一軒訪問し、申請してくださいというお願いをしております。その中で、残り飲食店につきましては、我々のほうで押さえている限りでは、残り6件がまだ申請していない状況でございます。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 申請されていない事業者も一部あるようでありますから、今後もしっかりフォローしていただきたいと思います。

飲食店、宿泊業、とりわけ大打撃を受けられてということで、ちょうど送別会だとか新年会シーズンでもありましたので、団体客のキャンセルなんかは本当に大きかったと思いますし、個人のお客さんなんかも感染のことも気にされて、どんどんとお客さんが戻ってくるような状況でもないようであります。そういったことで、おのおのでテークアウトだとか出前など、たくさん工夫もされているのですけれども、飲食店の方からは、夏フェスタや盆踊りなんかも中止が決まって、イベント中止による影響もこれから心配だといった声も聞かれております。

また、コロナの影響なのですけれども、飲食店、宿泊業のみならず、多業種に及んでおります。工業系になるのですけれども、ガソリンスタンドについてもゴールデンウイークなんかも外出自粛要請などで、車を使わないような状況でありましたので、売上げが落ちてしまったとか、あと電気屋さんなんかも、あまり影響ないのかなと思ったのですけれども、商談をするときに密になったり、長話ができないといったことで、成立しそうな商談も成立がしないということで、打撃を受けているようであります。建設業でも、中国などのサプライチェーンがストップして資材が入ってこないとかということで、本当に多業種、ほとんどの業種で影響があったというふうに思っております。

そして今もなお、そういう悪い影響というのが、まだ長引いている状況でございます。今後、第3 波、第4波も想定されるのですけれども、本当に長いスパンで第2弾、3弾の施策を打っていく必要 があると思うのですけれども、その辺の認識、お考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは本当に、先ほど申し上げましたように、事業者が事業を継続していただく こと、これが全てだというふうに思っておりますので、そういう視点から支援をしてまいりたいとい うふうに思います。

ただ、いかんせん財源です。やはりたくさん、2億円と見込んでいますけれども、最低でも2億円と思っています。これが2億5,000万円、3億円になれば、また支援の方法も変わってくるだろうというふうに思っております。

頑張る事業者応援事業の中で申請を受けた、もう既に申請を受けた事業者の飲食店の一月の売上げ減の平均が65万円ぐらいあるのですね、平均で。そうすると30万円足す10万円を支給したとしても、まだ足りない。そういう、たった一月分の平均が65万円ほど減少しているという実態も分かっておりますし、また、先ほど答弁申し上げましたセーフティーネットですね。これは全業種ということになりますけれども、80件で20億円ですから平均しますと1社当たり2,500万円ぐらいになるわけでありますので、本当に影響が広範囲に及んでいるということでありますので、しっかりとその辺は状況を見ながら、もちろん財源ありきではありますけれども、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) ③の答弁の中では、倒産、廃業については今のところ情報は寄せられていないというお答えでありました。

先ほど来より町長が言っております、いかに事業者が事業を継続できるのか、そこに雇用も生まれてくるということなのですけれども、私も同感でありますし、この状況が長期化していきますと、本当にどうなるのか分からないといった状況の中で、とにかくこの町内の事業所を1軒も潰さないのだと、そういう強い気持ち、気概を持っていただきたいなというふうに思います。一旦潰れたものは、また元に戻すなんていうことは、もう容易ではありません。ほとんど無理だというふうに見ていいと思います。また、1軒潰れますと、お得意様との連鎖倒産なんかも考えられるわけでありまして、そうならないようにとにかく町長おっしゃられていますように、事業を継続させる、存続させるために町として何ができるのか、最大限できる支援というのをやっていただきたいと思います。そして、先ほど言ったように、絶対に1軒も潰さないのだと、そういう気概で今後の施策に臨んでいただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは4月30日ですかね。経済対策を発表させていただきました。もうそのとき の思いはまさにそういうことでありますので、それはもう何ら今も変わらないわけで、将来に向かっても本当に潰さない、1軒も潰さないのだと、そういう思いで今後も支援に努めてまいりたいという ふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 町の施策のほうも頑張っていただいているのですけれども、町職員の有志の方といいますか、自主的な応援というのもたくさんいただいているというのも十分承知しております。その点、感謝するところなのですけれども、一部紹介をさせていただきます。

商工観光課の若手職員の方が主体となって、毎月1回、ノー残業デーの水曜日に、弁当より単価の高い惣菜セットを希望者の方に購入をしていただいているようであります。それと、町職員組合のほうでは、テークアウトお食事券を組合員の方に配布をしております。また、商工観光課の町職員さんをはじめ、たくさんの町職員の方の皆さんに、個人でも町内の飲食店等々を何度も利用されて、かなり売上げに貢献されているといった話も聞いております。私個人としましても、地元愛で1軒も潰したくないとは思ってはいるのですけれども、意識して利用するようにはしているのですが、本当に微々たるものだというふうに痛感しているところであります。引き続き町職員の方のそういった自主的な応援に期待を寄せるところなのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これ本当に職員の皆さんが知恵を絞って、地元の飲食店を盛り上げていただいていること、本当にありがたく思っているところでありますし、まず1つ紹介していただくと、幕別農協が4月の下旬から全部で8回、昼食を毎週1回、都合8回弁当を取ると。そんな取組もしていただいて、ほぼ毎回100食ぐらい出前を取っていただいて、テークアウトを注文していただいていると、そんな話もありますので、本当に町職員のみならず、できれば町民の皆さんにもそういったご協力していただいて、地元の飲食店、商店街を支えていただければというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 民間のほうにまでご協力いただいて、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

それと、スーパープレミアム商品券の事業なのですけれども、先般の行政報告では、1万5,000 セットに対し、7,812 セット申込み、約半分ぐらいの申込みにとどまっておられたと思います。過去最大のプレミア率の50%ということで、かなりお得、魅力感もあるのですけれども、申込みが進んでいない状況ということで、第二次の受付が開始されたと思います。どのぐらいまで申込みがその後進んでおりますでしょうか。また、最初の申込みが進まなかった理由だとかは、分析されていますでしょ

うか。

- ○議長(寺林俊幸) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西嶋 慎) スーパープレミアムの商品券の発行事業の申込件数ですが、当初 12 日まででしたが 19 日まで延長し、19 日消印有効分まで含めますと、今日現在、最終ですが 2,819 人、セット数で言いますと 1 万 3,086 セットが申込みございました。なので、1 万 5,000 セット設けておりましたので、87.2%の申込みがあったところでございます。

申込み当初、伸びなかったのは、伸びないという話だったのですけれども、我々としては87.2まで伸びたので、結果的には大多数の方が購入できたかと考えております。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) それでも少し残ってしまうような状況なのですけれども、本当に根本的なことになってしまうのですけれども、例えば札内の大型店だとか、町外の大型店に購買が流出してしまっている。その点は否めないのかなというふうに思っております。今回コロナ禍でも大型店なんかは売上げが何か伸びているというふうな状況であるのですけれども、そういう大型店への流出、本当に根本的なことなのですけれども、難しい面もあり、今後課題でもあるのかなというふうに思っております。それでも今回のスーパープレミアム商品券、こういう緊急的な形であれ、困っている事業者の一助となると思いますし、町内の内需の消費拡大につながるものだと思いますので、私から見れば意義ある施策だったなというふうに思っております。

次に、③なのですけれども、失業者の状況を答弁いただきました。町内での失業者 6 名ということで把握されております。

それで、非正規労働者の雇用情勢の悪化というのが、全国的なデータになるのですけれども、総務省が発表した4月の労働力調査では、前年同月比97万人もの減少となって、いかにコロナの影響が大きかったかと思うのですけれども、窓口のほう、幕別お仕事紹介所、6月1日に開設されたばかりということであるのですけれども、商工観光課のほうでは、恐らく大きくPRはしていなかったのですけれども、これまでもそういった紹介所というか、相談所といったものも設置はされていたのかなというふうに思うのですけれども、今回の開設に当たって、今までと大きく違うことは、どういったことになるのでしょうか。

○議長(寺林俊幸) ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議は、小島議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、小島議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

答弁をお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長(西嶋 慎) 今のお仕事紹介所の関係でございます。

昨年、町では、はたらき隊ということで援農隊を導入するに当たりまして、職業のあっせんという というふうに取られたら困るということで、特定地方の公共団体の無料職業紹介所の資格は取ってお りました。しかしながら、課の人員体制だとか、ではどこまでできるか、ちょっと手探りで実施して いたところがございます。そのため、積極的な情報の開示というのはしていませんでした。

しかしながら、今回このコロナの関係で失業者は確かに増えています。先ほど事業の継続、そして 雇用の確保、雇用の確保はすごい大事なことだと考えておりまして、町ではできることは全てやろう という考えの下、今回、人員は確かに替わってはいないですけれども、お仕事紹介所を設けて、仕事をしたいという方に対して、雇用の場を紹介する取組を始めたところでございます。 以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 取組、意気込んでやっていただきたいと思いますけれども、芽室町のハローワークについて、新聞報道あったのですけれども、1月末に開設してから、4月の採用決定するなど、かなり何か好調に推移しているといった報道でありました。芽室の場合は、地域おこし協力隊の専任の方が担当しているようなのでちょっと幕別とも状況が違うのですけれども、町内企業にも足を運んだりマッチングに力を入れてということで、おっしゃられましたように、今後もコロナ関連で失業者が増えていく可能性もありますので、何か参考になることもあるのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西嶋 慎) 今回、お仕事紹介所開設に当たりましては、芽室町にもどういったことをやっているのか、事前に電話等で確認させていただいております。その中で、1人専任がいるとやはり町内事業所を回ることもできるのですが、今の町の状況ではそこはできません。ただ、それでも、今回お仕事紹介所を町に設けることで、ハローワークに行くと、自分で仕事を探さなければいけないところでありますが、町のほうで、答弁にもございましたとおり、求人情報を単に紹介するだけでなく、例えば現場の課の方を呼んで、業界の情報を教えたりですとか、あと雇用だけではなく、今のプレミアム商品券の情報ですとか、町のお店の情報とか、そういったものも教えながら町の職員としてできることは実施していく考えでございます。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 分かりました。

あと次に、コロナ関連で失業された方などを町職員として雇用する考えについて、ご答弁いただきましたけれども、今後、雇用情勢を見極めながら任用について検討をしたいという前向きなご答弁ではありました。

函館市の事例を申し上げるとするならば、新型コロナの影響によって、失業者、あと内定を取り消された方を対象に、会計年度任用職員を100名も募集をしております。先般の行政報告でも、十勝の雇用情勢、厳しさを増しているということで、4月の有効求人倍率も4か月連続で減少ということになってきているのですけれども、こういったコロナの影響で職を失った方、新卒者で急に内定取消しになられた方、そういった方の働く場があって生活困窮にならないような形にしたいものだというふうには思うのですけれども、今回のコロナ関係で我が町の町職員の事務作業なんかも、かなり膨大になっているというふうな話も聞いております。特別定額給付金については、1日に何千件もの処理に追われたとか、あと支給決定通知書を送る作業もありまして、いろんな残業も多々あったようであります。こういった多忙化するコロナ関連の事務作業として人員を入れていくという、そういう意味合いも兼ねてくるのでしょうけれども、そういったことの考え方についてはいかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 学卒者につきましては、既存の制度があります。これは商工観光課で従前からやっております、学卒で3年以内の方については、そこで4日間働いてもらって1日間は求職活動をしてもらうと。そして正規の職に就いていただく、そういう制度がありますので、そこをまずは利用していただきたいなというふうに思っております。

それと、会計年度任用職員での任用ということについては、今のところそういった状況までいっていないだろうと。というのは、管内の有効求人倍率も1.12倍でしたかね。まだ1倍を切っていないわけでありますので、業種を選ばなければ職は今あるという状況になりますので、これがだんだん減っていって1を切っていくということになって町内でも離職者、失業者が出てくるということになれば、

そこは会計年度任用職員で、これは期限付ということになりますけれども、一時的にしのいでいただくという方法は考えなければならないなというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 情勢を見ながらということでありますけれども、次に④特別定額給付金の件について移りたいと思います。

世帯主に世帯全員分の給付金が支給されるということで、あくまで申請主義となっております。リーマン・ショックのときには、2009年の定額給付金1万2,000円の支給でありましたけれども、今回1人10万円ということで、額も大きくて、町民の関心も高かったというふうに感じております。できれば100%の申請を目指していただきたいなというふうに思っておりますけれども、ご答弁では96.5%申請が済んでおり、残り3.5%、世帯ですと441世帯になるかと思うのですけれども、必要に応じ干渉を行うといった答弁でありましたけれども、例えば認知症の方だとか、病院、施設入所されている方なんかは、申請されずに封筒がそのままになっているかと思います。そういったところの対応、どういうふうに考えていますか。

- ○議長(寺林俊幸) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(谷口英将) この事業、住民福祉部を中心といたしまして、事業の実施本部を立ち上げております。そこには、福祉課ですとか保健課の協力も得ながら対応していくわけなのですけれども、今後、今ご質問のあったような内容につきましては、各課の情報を持ち寄りながら、町内で連携を図りながら、そういった手続に配慮が必要な方については、答弁にもありますように、個別に対応してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 個別対応ということで、民生委員さんなどからの情報提供だとかご協力、そういったものもあるのかなというふうに思うのですけれども、8月18日まで期限ありますので、できる限りの対応を求めてまいりたいと思います。

次に、⑤分散登校に関わってオンライン授業の導入、公共施設を活用する考えということでありますけれども、札内南小学校と、あと恐らく札内中学校もそうなのかなというふうに思ったのですけれども、そういう大規模校については、分散登校の日が少なくなってしまって、ご答弁にありましたように大幅に授業時数の不足も生じているということでありました。これは2日に1回ぐらいのペースで分散登校されたのでしょうか。札内南小、札中になるのですけれども、お伺いしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 5月に行われた分散登校の実施の内容についてでございます。 札内南小学校につきましては、1クラスの人数も多いということから、クラスを2つに分けまして、 10日間実施して5日間の登校、半分の登校となっているところでございます。

札内中学校につきましては、中学3年生に1日多く登校をしておりますので、1、2年生については4日間、3年生については6日間登校と、そういった実態でございます。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) すみません。個別の話にちょっとなってくるのですけれども、札内ですと北小、 白人小、東中ありますけれども、そういったところの分散登校の状況については、どうだったのです か。結構毎日のように登校されていたのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 白人小学校につきましても、クラスを半分に分けて登校実施しておりますので、白人小学校につきましては、その中でも1年生と6年生には1日多い登校としております。 札内北小学校につきましては、クラスを分けずに週2回から3回の登校というところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 学校によって何かばらつきというのがあるようなのですけれども、その点の改善 策というのがちょっと必要なのかなというふうに思うのですけれども、今後第3波、第4波に備える

という意味でも、改善策が必要だとは思うのですけれども、オンライン授業をしていく上で、ご答弁ありましたけれども、実施していく上で、学校側の課題と、あと家庭側の課題もあるということでありました。ご家庭のネット環境などの状況についてアンケート調査をしたといった話も聞くのですけれども、その辺の結果は出ていないのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) オンライン授業に伴いまして、各家庭におきまして、家庭における ICT の環境調査をしてございます。調査を行ったのですけれども、現在集計中でございまして、集計結果 はまだ出ていないという状況でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 集計中ということで、最近なんかはそういったネット環境、ご家庭のほうにも大 分普及はしてきているような感じにはなってきているのですけれども、そこはきちんと確認はしてい ただきたいと思います。1人1台の端末整備を早期実現させることが最優先だという答弁でありまし た。それについては、どのぐらいのスピード感を持ってされるのでしょうか。何年以内にやるとか、 まだ時間を要するようなことにはなってくるのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 昨年の12月ですか、国のほうでGIGAスクール構想という構想がございます。そちらでは、向こう5年間で小中学生、児童生徒全てにおいて、1人1台のタブレット端末をというところで、構想が練られたところでございます。

しかしながら、コロナ禍の中で、今年の4月ですか、国のほうで今年度中に児童生徒1人1台のタブレット端末の整備をするということになりましたので、教育委員会といたしましては、必要な予算措置につきましては、町のほうに要望したいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 今年度ということですね。

あと、タブレット端末なのですけれども、既に学校のほうに何台かは整備されているのかなという ふうに思います。多分、南小なんかは1クラス分ぐらい、40台ぐらいあるのかなというふうに思うの ですけれども、南小、札中は、どのぐらい現在はタブレットが整備され、活用されているのかお伺い します。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 現在、パソコン教室にタブレット端末を導入してございます。大規模校でしたら、1学校について約40台のタブレットを整備している、そういう状況でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 大規模校 40 台なので、特に中学 3 年生なんかは受験を控えているので、より配慮といいますか、学習環境の整備が重要となってくるのですけれども、ご家庭にネット環境というか、端末がない子どものところには、そういった学校にある端末を貸し出すとか、あとネット環境があるご家庭では使ってもらえばいいのですけれども、そういう今ある端末を活用しながらできることもあるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 今現在、タブレットを整備しておりますのは、大規模校でも 40 台でございます。南小につきましては、児童数が六百数十人の中で 40 台。

今現在、ICT 環境の整備のアンケート調査をしてございまして、どういった家庭にどういったものが必要なのかというところは調査中でございます。それとは別に、GIGA スクール構想というのは1人1台の端末を今年度中に整備をする、それと併せまして、今年度に校内のLAN整備も行うと。そういったところを複合的に検討しまして、今後に結びつけていきたいというふうに考えております。

- ○議長(寺林俊幸) 小島議員。
- ○5番(小島智恵) ちょっとお時間ないので次に移るのですけれども、公共施設の活用についてです

けれども、答弁では現状では難しいということでありました。

それで、できない理由として、細々としたことがたくさん挙げられておるのですけれども、一つ一つ本当に細々とした内容でありまして、教育委員会の力だとか、あとコミュニティ・スクールということで、地域の方にお手伝いをいただくとか、いろんな形でこれクリアできるのではないかなというふうに思います。特に札内スポーツセンターなんかも、体育施設なんかも考えられるのですけれども、そういった広い施設なんかも閉所して使われないというのも、もったいない話でありまして、そういった子どもたちのために、本当に使えなかったのか。スポセンには Wi-Fi の環境も整備されております。

中札内村での一般質問の答弁なんかでも、通信環境が整備されている公共施設の利用も想定し、全員がオンライン授業に参加できるように進めるというお答えがありました。教育委員会として、子どもたちの学習する環境、これはコロナ禍であっても妨げられてはいけないと思います。どうやったら分散登校の日をもう少し増やせたのか、どうしたら子どもたちの学習できる環境を整えられるのか、本当にそれを考えていくのが教育委員会の仕事だというふうに思っております。

公共施設の活用について再度お伺いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 公共施設の活用の関係でありますけれども、逆に私がどうやったらできるのか、 お聞きをしたいようなところでございます。

例えば南小学校のことを考えれば、普通学級が 18 学級ございます。これを半分に分けると倍になります。36 になります。18 の増です。これは札内中学校だとか、東中学校だとか、北小、白人も同じでございます。そうしたときにかなりの学級数が増えるのですけれども、例えば体育館に幾つの学級が入るかといったときに、同じところでたくさんの学級を指導するというのは、なかなかこれ難しいと思います。実際に体育館で分散登校をやっていた学校もございますけれども、やはり 2 学級が限度なのですね。そうなれば、おのずと施設は根本的に不足すると。町内の体育館等を利用しても、これは絶対に物理的に足りないということになりますので、そういったことに加えて先生の数も足りないというようなことでございますから、ただ、教育委員会といたしましては、子どもたちの学びの保障ということは、常に考えていかなければならないというふうに思ってございますので、それに向けては、これ、オンライン学習は時代の要請でございますから、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(「時間もないので、これで終わります」の声あり)

○議長(寺林俊幸) 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

[散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、明日の会議は、午前10時から開会いたします。

17:17 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第2回幕別町議会定例会 (令和2年6月23日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

17 東口隆弘 18 中橋友子 1 石川康弘

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(6人)

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

1 開催年月日 令和2年6月23日

2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂

3 開会・開議 6月23日 10時00分宣告

4 応集議員 全議員

5 出席議員 (19名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

16 藤原 孟 17 東口隆弘

6 地方自治法第121条の規定による説明員

長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明 町 教 長 菅野勇次 代表監查委員 八重柏新治 育 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地域振興課長 亀田貴仁 糠内出張所長 天羽 徹 防災環境課長寺田治 福 祉 課 長 樫木良美 保 健 課 長 金田一宏美 商工観光課長 西嶋 慎 土 木 課 長 小野晴正 保健福祉課長 林 隆則

学校教育課長宮田哲

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

17 東口隆弘 18 中橋友子 1 石川康弘

議事の経過

(令和2年6月23日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、17番東口議員、18番中橋議員、1番石川議員を指名いたします。

[一般質問]

- ○議長(寺林俊幸) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
 - 一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○2番(小田新紀) 通告に従いまして、質問させていただきます。

今後の学校教育活動についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休業となっていた町内小中学校が、6月から再開となりました。児童生徒たちにおいては、家庭での生活においても大きな制限を受け、長期間、我慢の生活を続けてきました。

また、学校関係者においても、日々変わる情勢の中での対応に追われながら、児童生徒たちの心身の健康維持に向けて苦心されてきました。

誰もが経験したことのないような事態の中、保護者の思い、教職員の思い、そして何より児童生徒の思いが複雑化し、今後も様々な懸念事項が考えられます。こうした異常事態な状況下においての教育委員会の役割としては、学校現場との意見交換をより一層深め、学校現場の意思を理解し尊重していくことが期待されますが、時には教育委員会の強い意志のもとでのリーダーシップも必要と考えます。今後も、まだまだ新型コロナウイルス感染症における影響が考えられる中で、今後の学校教育活動全般において、どのような強い意志を持ちながら推進していくのか、以下のとおり考えを伺います。

1点目、感染症対策以外の点において、児童生徒への今後の対応で懸念される事項は。また、特に 重点的に対応していくべきと考えることは。

2点目、時数確保のために、行事や教科外の特別活動などを削減するという自治体もあり懸念されていますが、町としての考えと対策は。

3点目、通常業務に加え、児童生徒への感染対策に追われる教職員にかかる、さらなる負担についての軽減策は。

4点目、今後、より一層重要性が高まってくると考えられるオンライン授業に向けての現状の課題 と対策は。 以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 小田議員のご質問にお答えいたします。

「今後の学校教育活動について」であります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小中学校の臨時休業につきましては、長期にわたるものとなりましたが、5月26日、全国に出されていました緊急事態宣言が解除されたことから、今月に入り道内全ての公立小中学校が再開したところであります。

この間、3月の修了式までの臨時休業期間中においては、健康状態の確認と学習状況の把握等を目的とした分散登校を実施いたしましたが、4月に入り臨時休業が長期化したことから、学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習を課すなどの必要な措置を実施したほか、家庭訪問等を実施しながら子どもたちの健康観察や生活状況の把握に努めるとともに、5月18日からは学校再開に向けて段階的に学校教育活動が再開できるよう分散登校を実施いたしました。

教育委員会といたしましては、分散登校時や学校再開時に子どもたちの様子をうかがうため学校訪問を実施したり、校長会議や教頭・主幹教諭会議、校長会役員との打合せ等を通じて、新型コロナウイルス感染症対策についての共通認識を図ってきたところであります。

ご質問の1点目、「感染症対策以外の点において、児童生徒への今後の対応で懸念される事項は。 また、特に重点的に対応していくべきと考えることは」についてであります。

小中学校においては、6月1日から学校を再開いたしましたが、特に大規模校において大幅に授業時数の不足が生じており、学習の遅れに加え、三密を意識しながら学校生活を送ることになりますことから、様々なストレスを抱える子どもたちが少なからずいるものと懸念しているところであります。

このため教育委員会といたしましては、学習の遅れにつきましては、校長会等と協議を行った上で、1学期の終業式を7月22日から8月7日に、2学期の始業式を8月19日から8月18日に見直し、授業日数を11日間増やし授業時数を確保することといたしましたが、子どもたちに過度な負担がかからないよう、1日当たりの授業時数を短縮するなどの対応を行うよう各学校に指導してまいります。

また、不安やストレスを抱える子どもたちに対する心のケアにつきましては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察などを通じて、状況を的確に把握するとともに、必要に応じて家庭訪問や個別相談を実施したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフの力も借りながら、長期的な視点の下、子どもたちに寄り添った対応に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「時数確保のために、行事や教科外の特別活動を削減する自治体もあるが、町と しての考えと対策は」についてであります。

学校行事につきましては、北海道教育委員会からの発出通知に基づき、運動会・体育祭などの体育的行事や修学旅行、宿泊学習などの宿泊行事、文化祭などの文化的行事については、当面の間、実施を見合わせることとされたことから、本町を含め十勝管内では、1学期中の各種行事を延期といたしました。

現在、各学校においては、2学期以降、授業時数を確保した上で、教職員が知恵を絞りながら子どもたちにとって思い出に残る行事を模索しておりますが、教育委員会といたしましては、卒業を迎える小学6年生や中学3年生の修学旅行の実現や、可能な限りコンパクトで工夫を凝らした行事の実施を学校に対しお願いしたところであり、併せて子どもたちの新たな負担とならないよう各学校に指導してまいります。

また、教科外の特別活動につきましては、新学習指導要領において、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、お互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して資質・能力を育成することを目指すこととされております。

具体的には、児童会活動、生徒会活動、クラブ活動が位置づけられておりますが、学校行事ととも

に特別活動につきましても、子どもたちの発達に必要な時数の確保に配慮しつつ、授業時数の確保の 観点から各学校において、精査するようお願いしたところであります。

ご質問の3点目、「児童生徒への感染対策に追われる教職員にかかるさらなる負担についての軽減 策は」についてであります。

学校再開後における、教職員の新たな業務につきましては、臨時休業が長期にわたったことから、 授業時数の見直しを行うとともに、各教科における指導計画の見直し、さらには授業時数の不足が生 じることから、学校行事の精選等に費やす業務が一時的に増えるものと認識いたしております。

また、学校においても「3つの密」を避け、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など 基本的な感染対策を行うため、文部科学省が示した「学校の新しい生活様式」に基づき教育活動を再 開しておりますが、感染症対策のため校内の消毒作業のほか、朝の児童生徒への健康状態の確認作業 についても当面の間、実施していくこととなります。

教育委員会といたしましては、特定の教職員に負担が増すことのないよう、校務体制の中で感染症対策を行うよう指導していくとともに、特に大規模校における校内の消毒作業については、事務補助員や特別支援教育支援員の活用や朝の健康状態の確認作業については、1日の勤務時間のスライドを行うなど、教職員の負担軽減に努めてまいります。

ご質問の4点目、「オンライン授業に向けての現状の課題と対策は」についてであります。

小島議員の答弁でも申し上げましたとおり、オンライン授業を実施していく上で、学校においては、機器の整備や先生方に対する基礎的な知識の習得をはじめ、授業の内容や時間など、多くの課題があり、また家庭におきましても、端末の保有状況や通信機器の有無等、児童生徒が自宅でオンライン授業を受けられる状況にあるのかといった実態把握が必要であると認識しているところであります。

このようなことから、教育委員会といたしましては、オンライン授業を行うためには、一定程度の機器を整備しなければ実施することができないと考えており、家庭への端末等の貸与の検討も含め、1人1台の端末整備を早期に実現させることが最優先であり、現在、準備を進めているところであります。

オンライン授業の実施に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり多くの課題がありますことから、今後、先進事例も参考に、学校と協議しながら導入方法等について検討してまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) それでは、再質問させていただきます。

2月末から始まりました休校ということで、途中、学校に行けた時期もありましたけれども、全国的に見ても北海道は割と長い期間、休校時期があったということで、この間、学校現場もそして教育委員会のほうもいろいろと翻弄されて、大変ご苦労されていたというふうには認識しているところではあります。いろいろ保護者の意見、それから先生方の意見、この間いろいろと私の耳にも入ってまいりましたが、何しろ、みんなが初めて経験することですので、これまでの対応についてはいろいろと精査しながら、今後に生かしていかれることだろうというふうには思っております。

一番大事なのは、やはりこれからどういうふうに教育活動を進めていくかというところで考えていかなければいけないという中で、最初の質問で、重点すべきことはということで質問させていただきました。答弁の中にも時数のこと、それから心身のケアということでありましたが、教育委員会としては、どちらかということもないかもしれませんが、やはりその2つの中でもこれは結構大事なところで、まず最重要で一番最初に考えているというところは時数の確保でしょうか、それとも心身のケアでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) これは小田議員もおっしゃったように、どちらがということはなかなか申し上 げられません。正直申しまして、どちらも最重要でございます。

- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) お気持ちはお分かりだと。やはり保護者の声を代弁しますと、やはりこの間、も ちろんいろんな声があって、どれが多いとかというのはちゃんと調査したわけではないのであれです けれども、私が聞く肌感覚でいくと、やはりだんだんだんだん子どもたちの心身のほうの心配をされ る保護者のほうが多いなという、肌感覚としてはあります。もちろん教科のほうの心配はありますけ れども、それはいろんなことで取り返しができると。ただ、本当にこの2か月、3か月間、我慢を強 いられて、遊ぶこともままならない、家庭で閉じ込められていた子どもたちが友達とも遊べない、そ ういった中で子どもたちの表情がどんどん変わっていき、いろんな表に出す行動が出てきたりとか、 そういった部分で心配される声というのは、本当に一般家庭で非常に多く聞いております。そういっ た部分で、国も単純な時数確保というよりは、やはり心身のケアという部分をまず第一にということ はもう強く国のほうからも指示があったかというふうに思いますが、まずそこをやっていただきたい と思うのですけれども、一部の子にはとか、あるいは、昨日の質問の中でも、今のところその報告は 受けていないと、いろんな報告は受けていないというようなことがありましたけれども、私はこれ表 に出ている症状の子どもというのは、逆に心配要らないというふうに思っています、表に出せてるわ けなので。だけれども、やはりまずほぼ間違いなく、これだけの状況になった中で、隠れていて、何 らかの、本当に何らかの異常を持っているという子どもたちが、ほぼ全員だというふうな認識でいる わけなのですけれども、教育長はその辺りどのように考えますでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 何らかの関係で、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休業が続きまして、なかなか外出できないですとか、そういった行動上の制限ですとか、生活上の制限を受けることによって、ストレス、何らかのストレスを抱えてるという意味合いでは、全員といいましょうか、何らかの影響はそれぞれの子どもたちが受けているのだというふうには思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 全員そういった可能性があるというような認識を持つことによって、やはり専門家を活用したカウンセラーとか、そういったケアのこと、ご答弁にありましたけれども、その具体的な手だてという部分もやはり変わってくるかなというふうに思います。特別表に出た子、表立って分かる子に対するケア体制をつくるのか、それとも児童生徒全員に対してそういった可能性があるという認識の下で、そういった体制をつくるのかというようなところもあるかと思うのですが、その辺の具体的な手だてという部分では、何かイメージを持っておられるでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 基本的には、表に出てくるということは、学校なりでも養護教諭を中心として 担任の先生ですとか、そういった行動に、表に出てくる部分については把握ができるというか、その 都度見取りをしながら把握ができるかなというふうには思いますけれども、やはり表に出てないとい う部分では、家庭の協力というものが非常に必要になってくるかなというふうに思います。保護者、 家庭の協力というのが重要だというふうに思いますので、そういった意味でも、相談窓口のご紹介で すとか、そういったことも含めて、何らか学校のほうに情報を入れていただくですとか、そういった ことも保護者の方にお願いをしていきたいなというふうには思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) いずれにしましても、全員がそういった可能性があると。それから、出てくる時期、それが今なのか、またもう少したってからかという部分の違いもその子によって本当にまちまちなものですから、そういった部分で、答弁にも長期的な視野でというようなことがありましたけれども、まさにそういった視点で体制を維持し続け、また改善していっていただきたいというふうに思います。

先ほどの時数が大事か、心身のケアが大事かという部分で、その状況によって当然大事な部分も変わってきますし、また時期によっても変わってくる部分もあります。また、そういった時数の不足と

いうことで、当然、休業してたわけですので、単純な数としては不足してるというのは当然のことでありますが、これは本当に教育観という部分になってくるかと思うのですけれども、その時数の不足という部分をどう考えるかということなのですけれども、国のほうは、今回、先ほども申し上げましたとおり、時数にとらわれることなく、子どもたちのケアを大事に最優先にしながら、そして最初からそのつもりでということではないけれども、大きな視野に立って、2年、3年の教育課程を見据えてというようなことをうたっているわけですけれども、特に小中学校においては、4月、6月という時期においては、行事に関わる時数が非常に多いですので、そこが現実なくなったというか、先送りされたという部分がございまして、教科の時数という部分については、4月、5月、2か月間の、単純に教科時数が完全になくなっているという状況ではないという、また分散登校もかなり後半はできたということで、学校の違いは確かにあるかと思いますけれども、大部分の学校については、もう時数を既に取り戻しつつあるというような最近の情報でもあります。

また、その時数計算もしっかりされて、2つ目、3つ目の質問でしたかね、これから教職員が時数の見直しというようなこともありましたけれども、もう既に4月、5月の段階で、各学校しているので、年間のある程度の見通しは立っていると。また状況が変わればもちろん変わりますけれども、見通しが立っているという中で、そこまでかなり時数に相当困っているというような状況ではないという認識もあるのですけれども、そういった中で、昨日の質問もありましたが、まず夏休みをほかの自治体と比べて1日多く出校、学校に行く登校日にしたというようなことにおいて、これは学校の全体の総意なのでしょうか。学校側からの提案なのでしょうか。それとも教育委員会側からの提案なのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 時数の関係でございますけれども、各学校において、これまでの臨時休業期間中においてどれだけ不足したかというのは、これは現場でないと分かりません。そういったことから、各学校に時数がどの程度この間において不足していたかというのは、まず調査していただきました。その中で、校長会とも協議した中で、これやはり今、議員がおっしゃったように、小規模校と大規模校でまたちょっと隔たりがある。昨日もお話ししたように、分散登校の中でグループ分けして、2日に1回行く学校もあれば、毎日行けるような学校もある。なおかつ今回午前中ですとか、限られた時間の中でやったという部分で、この隔たりがある中で、ではどういう形でこの時数を確保していけばいいかということで、校長会でも協議した中で、今回、夏休みの部分については決定したところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 夏休みが1日とか2日変わるというその数字自体は大きな差には生じないだろう ということで、登校日を1日増やしたところでせいぜい6時間ないし7時間というあたりだと思うの ですけれども、多くてですね。それは次の波が来たら、そんなのはあっという間に消えてしまうとい うことで、あまり数字に対してはそんなに意味はないと思っているのですけれども、考え方として、 長期休業中ということも、子どもたちにとって非常に大事な時期であり、学校で学べないことを学ぶ というような、家庭での生活も含めてある。今回、休業中は遊びの休みだったわけ、遊びというか、 そういったことが経験できる休みではなかったわけですよね。どこにも出かけては駄目だということ で、人とも接触するなというような形で、全く我慢を強いられていた生活。ましてやプリントも配ら れて勉強もしていたというような中で、全然意味合いが違う中で、大事な長期休業という、子どもの 発達においても大事な長期休業というのを削減するという部分については、できれば削減したくない というのは、教育委員会も先生方も同じ思いだというふうには思います。国のほうから、道のほうか らも10日前後というような話があって、その中で各自治体はほぼ10日というような中でやってい る中で、単純に時数を確保するために、うちの町の子どもたちは1日学校に行く時間を増やすという、 練りに練った最後に行き着いた考えなのか、最初の考えなのか、これによっても大きな差があるかと 思うのですけれども、本来、教員、学校の関係者の立場から言えば、子どもたちのその休みを奪わな

いように何とか時数を確保しながら、工夫しながら、授業の研究も今まで以上にして、また行事の計画、そういった特別活動の計画、そういったことも内容の意味合いを失わないように精選して、そして工夫してつくり出していくというものだと思うのですが、そこの辺りの考え方いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 長期休業の考え方ですけれども、昨日、酒井議員のご質問にもお答えしましたように、第3波、第4波等のことを考えると、ある程度夏休みの期間中に確保しておきたいというような意思というか、考えがありまして、そういったことで、うちの町は11日授業日が増えるということでございますけれども、帯広が10日でしたかね、音更はうちと同じだったかなと思うのですけれども、ほかの町は冬休みも既に5日とか授業日を増やすような形で考えているようですけれども、うちの町はあくまでも夏休みを、現段階では夏休みだけは方向性を確定して、その間に授業時数をある程度確保、回復した中でというふうに考えて結論づけたものでございます。先生方がいろいろ工夫しながら、子どもたちの例えば行事のことですとか、そういったことも想定しながら、授業を組み立てて回復を図っているという意味では非常にありがたいことですし、ご苦労かけてるなというふうには思うのですけれども、そういったことも含めて、2学期、さらにまた学校行事については、なるべく子どもたちの思い出に残るような行事をやっていただきたいということでお話もしてますから、そういった学校行事等も考えた中では、やっぱり2学期もある程度工夫してやらなければならないということですから、前半である程度確保したいということで結論づけたものでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 理解したいとは思うのですが、実際、確保できる時数が6時間もしくは7時間、 先ほど申し上げたとおり、最大でもですね。恐らく夏休み中の登校は、午前授業ぐらいになるだろう というようなことですので、まあ4時間程度ということで、今、教育長がおっしゃられた説明が、おっしゃってることは非常によく分かるのですけれども、実質その数字と合わないというか、今のうち に確保するという部分であれば、もっともっと時数を確保しておかなければいけないだろうなという ふうに思うわけですけれども、考え方として、やはり保護者の思いとしてでも、これだけ子どもたち に我慢させておいてという言い方おかしいですけれども、させておいて、そして夏休みもまた減らさ れるのかというような思いであるわけで、ここはやはり先ほど言ったとおり、1日とか2日と数字の 問題ではなくて、やはり夏休みはできるだけ減らさないという学校としての姿勢、教育委員会として の姿勢を、やっぱり示していただきたかったなというふうに思うわけです。もし、学校側からそうい った提案があったというのであれば、やはりそれは教育委員会としてもう少し考えさせるというか、 学校側のほうに課題をもう一つ突きつけるというぐらいの、本当に1日、10日ではなくて11日にし ないと運営できないのか、本当にそれが子どもたちのためになるのか、そういった部分の強い意志と しては、教育委員会としてはいかがだったのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 提案はどちらからということではなくて、あくまでも学校長なりと、私どもと、教育委員会とが協議した中で決めたことでございます。先ほども申し上げましたように、相対的にほかの町では、夏、冬含めて15日間とか、そういうところもございますので、そういった意味では、我が町はこの夏休みの状況を踏まえた中で、ひょっとすると冬休みは短縮しなくてもいいかもしれないですし、そういったことも含めて、小田議員言われますように、長期休業期間中に子どもたちがいろいろな経験をする、これも大事なことだというふうに思っております。そういったことも含めて検討した中身でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 今後、教育委員会として、しっかりした姿勢というか思いを、学校のほうにもぶつけていただきたいというふうに思うわけで、今、教育長おっしゃってた、冬休み、今後もしかしたら状況がよくなれば、削減しなくてもいいだろうという思いを持ってくださっているのであれば、そういった強い意志も、またもし学校のほうが時数を削減して、冬休みも減らしたいというような話が

あったときに、何らかのやっぱりそのときの状況によるので、今どうのこうのということはもちろん 言えないと思いますけれども、やっぱり一定程度、子どもたちの長期休業を確保するという姿勢を、 強く示していただきたいなというふうに思っております。

また、これは学校によっても、こういった異常事態ですので、異常事態ではなくても学校によって 休みは変えていいわけですけれども、ある程度はっきりしていますよね、大規模校の状況とそれ以外 の学校が、今うちの町の中ではそれ以外の学校がほとんどで、分散登校もほぼ毎日、最後はできてい たという学校がほぼですよね。一部の学校、いわゆる大規模校といわれる学校が、2日に1遍という ような程度の分散登校という、そこにちょっと大きな差が出てきてしまっているというような状況で ありますから、あと学校によっても違いもありますし、小学校、中学校が同じ対応なのかというとこ ろもやはり疑問としては上がっています。中学校3年生の状況と小学校1年生の状況が、同じ状況な のかということなのですね。

現に小学校低学年の時数はもう既に余って、余って悪いことではないのですけれども、この 11 日間 の登校をすることによって、相当な量が余時数として出来上がっているというふうなことを聞きました。ですので、そういった状況も全然違うわけですし、それからそういった部分で、一律という部分 の考え方ではなくて、分散登校も結局、学校によって違うわけですから、長期休業中だってその学校 に応じて、状況に応じて、柔軟に考えていって本来いいべきものだというふうに思いますが、夏休み はもう決まっていることですので、冬休みも状況によってはそういった状況というのも考えられると いう押さえでよろしいでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 議員言われますように、うちの町は大規模校から小規模校まで 14 校ございまして、小・中もありますし、それぞれ学校の状況というのは異なっておりますし、差があるのが実態でございます。そんな中で、夏休みはこういった形で統一をさせていただきましたけれども、冬休みは先ほど申し上げましたように、学校によっては本当に冬休みは削らなくていいというようなことが出てくるでしょうし、大規模校においては、まだ不足してるというようなことで、ある程度削らなければならないというような場合もあろうかと思います。というようなことで、冬休みも含めて、2 学期以降の状況見ながら、冬休み等の関係については、柔軟に対応していきたいというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) わかりました。今のようなお考えを、先生方、そして保護者の皆さんにしっかり 伝えていただくと、今回の対応も理解いただけるのではないかなというふうに思っておりますので、 ぜひそこは努力していただければと思います。

次の質問に移ります。

行事は特別活動という部分で、今の質問にも関わってくるような内容になります。答弁の中では、特別活動といったものの意義について、教育長も理解してそこは大事だというような答弁がありましたので、まさに今回のコロナ禍の中で、これは学校でしかできない学習と学校以外でもまあ何とかできる学習ということが、はっきりと分かれてきたというふうにも言われています。もっとシンプルに言えば、教科的な学習については、オンラインでもできないことはないと。それから、ただやはり子どもたちが集まって、教科以外の、いわゆる特別な活動、そういったものについては、学校の集団の中で培われるものだというようなことで、そういった活動をやはり学校が再開できている時期に大事にしましょうということは、これもまた文科省が強くうたっていることだということで認識いただいているかと思いますが、そこの部分、若干気になった答弁としては、授業時数の確保の観点から精査するようにというようなことがありましたが、そういった観点というよりも、やはり子どもたちにとって今できる学びの大事な内容ということで、よりこれまでより工夫を凝らして、充実したものになるということを求めていっていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。

- ○教育長(菅野勇次) 特別活動につきましては、答弁でもお答えしましたように、集団活動を通じて 子どもたちが身につけるものというのは、これは本当に学校でしかできないというふうに私も思って おりまして、そういった意味で授業時数の確保ということもあるのですけれども、特別活動そのもの が、今、申し上げましたように大切だということがございますので、そういったことも配慮しながら、 精選していっていただきたいなというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) これから、また2学期入って、全てができるかどうかという心配もあってご苦労されるかと思いますが、そこを大事にした教育活動になるように、教育委員会のほうもしっかりと指導していただきたいというふうに思います。

3つ目の質問に移ります。

教職員にかかる負担軽減策ということで、ご答弁の中では時数の計算とか、そういった部分、精選とか、そういうことと、それから感染症対策に関わることということで大きく2点いただきましたが、時数のことについては日常茶飯事ということで先生方もやっていますので、常にやっているということですので、もちろんやっていただきたいというふうに思うわけですが、感染症対策のほうですよね、やはりより大きくなってきているというのは。今、先生たちが自分たちで、子どもたちがいる間ももちろんですけれども、下校した後も机や椅子とかという部分も含めて消毒したりということをやっているわけですが、答弁の中でも、先生たちの中で、校務体制の中でやってもらうというようなことで答弁があったわけですけれども、今、国のほうでも予算をつけて、外部のそういったボランティアというか、元教員であったりとか、地域の方とかという部分で、大きな予算つけて人員確保しようということで予算も取っているかと思うのですけれども、そういったことの活用も含めて、外部の力、地域の力を借りながら、そういったことで学校のバックアップをしていくというような、そういった考え、あるいは準備というのはあるでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 今、現状の中では、再開して間もないという部分もありまして、教育長の答 弁にありましたように、例えば会計年度任用職員の活用ですとか、今、時間が一定していますが、そ こを前後ずらすだとかいうような形の対応もあるのかなというふうに答弁しているところでありま す。ボランティアという部分でございますけれども、概要は来てないですけれども、細かいところは まだちょっと来ておりません、内容については。これが本当にそういった形で、制度的にうちでやっ ていただける方がいるかどうかというのは、まだまだちょっとその辺は不透明な部分がありますので、 そういった方がいて授業が活用できるというような形になれば、そういったことも手法の一つではあ るのかなというふうには考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) もっともっと地域の力というのを借りていいのではないかなというふうに思うわけで、全て学校とか、あるいは教育委員会の中で、責任感の中で何とか解決しようということがやっぱり非常に強いなということを、この2か月間見ても思ったのですけれども、今の人との接触という部分で、外部の方が入るということに対しての懸念というものも一方はあるのですけれども、特に今の状況であれば、そういったしっかりした感染対策を取ってそういった取組というのは、必要になってくるかなというふうに思います。

先生方のほうで、かなりそこに費やす時間や、それから気持ちですよね、気をつけなければいけないという気持ち、子どもたちが外に遊びに行って戻ってきて、外で遊んできてほしいので、外で遊んでくる、戻ってくる、そこで一人ひとりがしっかり手洗いしているかというのを、全部というのはやっぱり見切れないでしょうし、でもそこでもし何かあったときに、責任が学校、その先生に来るのではないかというような思いもあったりとか、何よりも子どもたちのためにそういったことをちゃんとやってあげなければという部分もありますし、終わった後の消毒、それもどの程度やればいいのかという部分があって、本当に考えなければいけない心身の苦労というのが非常に多いですので、学校の

授業のサポートとか、文科省の事業使って授業もできるしということもあったのですけれども、そこまでに至らなかったとしても、そういった消毒作業とか、今は給食の準備も、今は大分、子どもたちがやれるようになってきてるというふうに聞いてますけれども、一時期はやはり全部先生たちがやらなければいけなかったと。また、状況がそうなったときに、そういったことへのサポートという部分では、これは教員免許を持っていなくても、学校経験なくても、本当に保護者でも、保護者の方がやってくれる方もきっとおられるでしょうから、こういったときなんかは本当に皆さん子どもたちのためにと一つになってくれるというふうに、私はすごく期待したいなと思っていますので、そういったことの準備を、今のうちからやっておくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) 地域のお力をお借りしてというお話でございますけれども、先ほど部長からの 答弁にもありましたように、基本的には学校の運営体制の中でというふうに、今は、現段階では考え てはございますが、手法の一つではあるというふうに思っております。

コミュニティ・スクールが、学校運営協議会がなかなか会議を持てなかったというようなこともございまして、そういった場面でもこういったお話ができればなというふうには思っておりますので、 今後においてそういう場面があれば、検討といいましょうか、お話はしていきたいなというふうには思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 学校の先生たちも、教育委員会が先生たちだけで、教員だけでやってくれよというような見せる姿勢と、何らかのサポートを、保護者も含めて、地域も含めてそういった姿勢を考えている、これからそういう体制をつくるというものを見せる、その姿勢を見せるというだけでも、先生方の安心感というか、やる気という部分にもつながってくるかと思いますので、そういった体制を早くつくっていただくことを期待したいと思います。

4つ目、オンライン授業に向けての質問に移りたいと思います。

今後の学校教育活動において、最初に申し上げた、学びの保障という部分と、子どもたちのケアという部分、その2つはまずやっぱり大事かなというふうに思いますけれども、もう一つは、次のやはり波が来たとき、あるいは、またこういうような、同じような、同じようなことではないのですけれども、子どもたちが学校に行けないというような状況の何か災害とか、そういった事態が起きたときに、また今回と同じような状況でしかならないというのは、やはりこれは何やっているのだということになるかと思うのですよね。今回の場合は、本当にしようがないなというふうには思うのですけれども、やはりその次のための準備という部分ですよね。次に備えて、それからもっと言えば、今までできなかったことを新たにつくり出すということができれば、このコロナ禍の休校ということも決して無駄ではなかったというふうに思うわけですけれども、そういった部分で、これもまた国が強く推しているという中でのオンライン授業ということで、当然準備をしていくというようなことで考えておられるというのは分かりますし、これから準備していくということでのご答弁があったわけですけれども、スピード感ですよね、要は。答弁の中では、まず機器を整備するということを最優先にして、それが準備できたらオンライン授業ができる体制を考えていくというようなふうに受け止めてしまったのですけれども、それでは遅くないでしょうかね、どうでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) この間、確かに GIGA スクールの中で、このコロナの影響を受けてオンラインというのをどんどん加速化している状況でありました。こういった中で、既に遠隔リモート学習の研修ですとか、そういったもの実は局主催ですとか、各学校においても取り組み始めているところであります。私ども、そういったリモート学習、実際にちょっと見てみました。なかなか今 40 分というような制限つきの中でやっているということで、そう簡単になかなか理解進められるかなというのはちょっとありますけれども、現状としては、各学校そういったことで、実際に臨時休業期間中に自分で

取ってみてやっている学校もあります。個別の部分もあり、全体的な研修の開催もあります。なるべくそういった研修の機会を、さらに提供するような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 本当にこれは早い自治体であれば、休校期間中にぱっとつくり上げてしまった自治体もたくさん全国であるわけで、その前の状況が十分できていたのかといったらそうでもなくて、もう本当に、今、我が町がやっているアンケート調査から始めて、1週間ぐらいで体制つくったという自治体もありますし、昨日のアンケート調査、まだ集計が完成していないというようなご答弁ありましたけれども、多少それもちょっと遅いのかなというふうに単純に感じてしまったわけなのですけれども、先生方の話を聞くと、大体ざっと見た結果の中では、7割、8割ぐらいが各家庭で何とか対応できそうだというような感じだったというようなことを聞いております。これは全国的な調査と比べても、そう差はないかなということで、どうしても行政の立場、学校の立場からいきますと、その1割、2割の家庭をどうするかというところで、できないという判断をしがちなのですけれども、逆に言えば、70%、80%の家庭がもうできる準備ができているわけなので、これは積極的に進めていくし、進めながらその1割、2割を埋めるというような姿勢でもいいのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 確かに、今おっしゃったような数字が出ているのかなと思います。これから の流れをといいますか、動きを考えるときには、そういった積極的に導入するというのは当然ではご ざいますけれども、まず学校現場のほうで、先生方にまずどういった形でこれを進めていくかという のをしっかりと理解を深めていただいて、そういった中で、委員会としては、当然、委員会も多分恐らく学校も現場のほうも進めたいという思いは一致していると思います。ただ、その中でどういった 形で組み立てるかというのは、先進事例も含めて研究してまいりたいと考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) お考えはよく分かりますが、多分それをやっているとなかなか進まないと思うのですよね。やっぱり先生たちの中で、得意な先生ってやっぱりいるので、ある意味学校に任すという、各学校に、無責任な言い方ではなくて、各学校で事例をつくってもらうというような組立方というのは、いかがなものかなというふうに思うのですけれども、最初から100の形では絶対できないですし、完璧な形で、やってみていろんな不備な点等も見つかるという部分もありますので、本当にやれるところからやるという言い方おかしいですけれども、やれるところがあるのだったら、どんどんそこで事例をつくっていってもらうというような体制にしていっていただければなというふうに思うわけですが、今、学校の先生たちも、得手不得手の先生たちがいて、全く知識がないという先生も確かにいます。いますが、これでも、その先生、ちょっと言葉悪いかもしれないですけれども、その先生を待っていたら進まないわけですよね。教員としての仕事として、それも勉強しなければいけないことなので、今の時代。だから、その先生がしっかり勉強してもらうという強い姿勢もやっぱり教育委員会として持って、まさに強い意志で進めていこうよ、進めていっていいよというような発信というのをしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) このオンライン学習については、やはり時代の要請ということでありますし、 今後また臨時休校等があった際には有効な手だてというふうには思っておりますので、スピード感を 持って進めていくということはもちろんでありますけれども、いかんせん環境整備として機器がなか なかそろわないというようなこともございます。それと先生方の研修、今、小田議員言われますよう に、得手な先生もいらっしゃれば、不得手な先生もひょっとするといらっしゃるかもしれないです。 そういった中で、先生方の研修をはじめとした、そういうスキルアップを図る研修ですとか、そうい ったことも必要になろうというふうに思います。

ただ、大切なのは、これは二次的にやはりそういった緊急事態に備える意味合いで、今後必要になってくるものだというふうに私は思っておりまして、やはり学校で授業を行うのが一番でございますので、分散登校なり何なりでできる際には、なるべく学校に来て先生方と相対した中で授業を行うというのが、やっぱり一番いいのだろうなというふうに思っております。ただ、言いましたように、これはもうやらなければならない時代の流れですから、スピード感を持って、早めにいろんな条件だとか、そういったものはございますけれども、そういった中でも進めていかなければならないというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 機器の不足、いわゆる物の不足、ハード面ですね、ハード面がまだ十分ではないという部分については、これも何とかなると思うのですけれども、機械自体がなかったと、例えば2割の子、8割2割として考えたとしたときに、2割の子は学校に来ればいいのですよね、別にね。そういう自治体たくさんありますよね。8割家庭でできる、では残り2割の子はやむを得ないけれども学校でやりましょう。あるいは、昨日もありましたけれども、公共施設を活用して、Wi-Fi等もあるわけですから、そういったこともやりませんかと。今回の中で、学校現場からもそういった意見というのは出てきたかと思うのですけれども、そういった場所を工夫してやるということで、体制ができていないのでまだ取りかからないというゼロな体制よりも、やはり10でも20でも積み上げていくという、それができるのが逆に言えば今のうちだというふうに考えるわけです。

教育長おっしゃるとおり、それはもう全員が学校でやれたほうが、通常どおりやれたほうが、それがベストであり、非常に喜ばしいことなのですけれども、やはりそうではない状況が起こり得るということが十分考えられるということもありますし、さらに今まで、こういった事例もありますよね。学校に不登校だった子が、オンラインによって少し学校に関われるようになった、先生としゃべれるようになったというような事例もありますし、それから例えばインフルエンザで休んでいた子が、最終日ぐらい元気ですよね、学校に行ってはいけないのですけれども、学校に行ってはいけないけれども、元気だというような状況のときに、オンラインというものも今後活用できる可能性というのは十分ありますし、そういった部分で二次的なものでもありながらも、先ほど申し上げましたとおり、新たなことを生み出せる可能性があるということで、私もオンラインが全ていいとは思ってないですし、オンラインありきとは思ってないですけれども、でもそういった部分で、有効活用ができる体制、ものということで、だから国もこれだけ推ししているという部分もあるわけですので、これは本当に待ったなしだというふうに思うわけです。

学校の、現場のほうは先生たちにお願いしながら、先ほど申し上げたとおり、一個一個事例をつくっていってもらえればいいなというふうに思うのですけれども、教育委員会の体制として、そういったちょっと専門的な知識がやっぱり必要ですから、そういった体制がもし今できているのであれば全然いいのですけれども、できていないということであれば、外部の担当者であったりとか、そういった専門の方を職員として入れるとか、そういった配置をするとか、そういったことなんかも今のうちにやっておかなければいけないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。
- ○教育長(菅野勇次) オンライン学習というか、そういった機器を、OA、ICT の機器を活用して、今後、不登校傾向の子ですとか、先ほど議員おっしゃられるように、休んでいる子の対応ですとか、そういった意味の有効活用という意味では、やっぱりいろいろ新たな活用が広がっていくのだろうなというふうに思っております。そういった意味で、やはり進めなければならないというふうに我々も認識を致しておりまして、その際にそういった ICT 機器等に詳しい専門サポートスタッフといいましょうか、そういったものが教育委員会のほうで手当てできればいいかなというところもありますので、その辺は学校現場等とも相談をさせていただきながら、そういった国の補助制度、交付金制度もあるやに聞いておりますので、そういったものの活用も含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 本当に異常事態というか、今まで本当に誰も経験したことないような、こういった事態の中で、いろんな新たなものが生み出されたりとか、つくり出したりできるということが本当に理想だなというふうに思います。平常時は、私は先生方の意見を聞きながら、丁寧に進めてくださいというようなことを、再三再四申し上げてきたと思うのですけれども、こういった異常事態の中で、学校現場も保護者の方も、いろんな思いの中で本当に交差しながら、子どもたちが一番ストレスを抱えているという状況の中で、どうしていいのかなという、いわゆるやっぱりガイドライン的なものというのが必要になってくるというのはすごく感じますし、何よりもリーダーというか、トップの強い意志、リーダーシップという部分がこういった時期というのは問われる、必要だなというふうに感じています。いろいろと教育委員会のほうで考えていらっしゃるということはよく分かりましたけれども、そこを表に出して、先ほど申し上げたとおり、先生方、学校関係者、そして保護者の方に強く示していく、アピールしていくということをやっていただけると、いろんな安心感も生まれて次へつながっていくというふうに感じますので、そういった部分のアピールというか、発信力というものも強く期待して、質問終わります。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。 この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

11:01 休憩 11:10 再開

- ○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、中橋友子議員の発言を許します。中橋友子議員。
- ○18番(中橋友子) 通告に従いまして、次の質問を行わせていただきます。

感染症の拡大は長期化が予測されるため、十勝全体での対策会議の設置と、引き続き町独自の支援 策について質問を行います。

新型コロナウイルスの感染は、世界中に広がり、今なおその勢いは衰えていません。一旦、収束しても、数次の波襲が来ることが危惧され、今後も新たにウイルスの感染拡大が起こり得ることから、長期的な視野での対策に覚悟をもって臨む必要があります。

本年1月に日本国内で最初の感染が確認されてからの間、緊急事態宣言の下で自粛要請による経済的な打撃、不安定雇用者等に広がる失業、教育の場を失う学生・子どもたち、感染防止に追われる介護・福祉現場など、数々の問題が生じました。特に医療現場では、感染拡大防止の入り口になる検査も十分に提供できず、重症患者のための医師やスタッフ、必要機材も不足する極めて脆弱な体制が浮き彫りになりました。

また、感染症対策を担い、健康管理の重要な組織である保健所体制が十分機能できない実態も見えてきました。背景には効率優先の経済政策の下で、非正規労働者の拡大、医療費削減のための医師・病床数の減、保健所の半減、不十分な教育・福祉の予算措置などがあり、国の政治の矛盾が鮮明に表れています。

コロナ感染から住民を守るため、町は「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、事業所や 医療・福祉関係等の支援対策を講じてきましたが、長期化するにつけ、その影響は大きく、関係機関 と力を合わせさらなる支援策を講ずるよう、以下の点について伺います。

①緊急事態宣言に関わる判断地域は、北海道全体から振興局単位にすることにより、地域の特性に 対応した施策が決定できると考える。十勝全体で恒常的な対策会議の設置を求めていくべきである。

②町民が感染した場合、速やかに検査を受け、治療を受けるためには、拠点病院を持つ帯広市との 連携が欠かせない。検査態勢の確立、必要病床、医師、治療機器、スタッフなどの確保ために、北海 道医療計画で定めた、十勝が一つになる第二次医療圏、十勝は第三次医療圏とも重なっていますが、 この単位で検査・医療体制を整備すべきである。

- ③保健所の機能が感染防止対策に有効に発揮できるよう体制の拡充と、将来的には市町村単位で検査ができるように求めていくべきである。
- ④全国的に倒産、失業が増え、特に非正規雇用、フリーランスへの支援が届きづらく、生活難に陥っていると伝えられている。幕別町内の実態をつかみ、雇用と生活支援策を講ずるべきである。
- ⑤事業者の経済的な落ち込みが回復に向かうのは、相当長期化することが予測される。国の第二次 補正予算の地方創生臨時交付金も視野に、第二次、第三次の支援策を準備すべきである。 以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「十勝全体での対策会議の設置と、引き続き町独自の支援策を」についてであります。

新型コロナウイルス感染症に対する都道府県及び市町村の対応については、令和2年3月14日施行の「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」により、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等対策特別措置法」、いわゆる特措法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づき、各種措置を実施するとされたところであります。

特措法では、都道府県においては政府対策本部が設置されたときに、市町村においては新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときに、それぞれ対策本部を設置し、当該区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどるとされており、本町におきましても、緊急事態宣言が発令された4月16日、それまで任意で設置をしていました「幕別町新型コロナウイルス感染症対策本部」を同日付で法に基づく対策本部に移行し、北海道と連携を図り、各種対策に取り組んできたところであります。

ご質問の1点目、「十勝全体で恒常的な対策会議の設置を求めていくべきと考えるがどうか」についてであります。

特措法では、第32条の規定により、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令する際には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間及び区域並びに緊急事態の概要について公示をするとともに、国会に報告するものとしております。

このうち、区域につきましては、新型インフルエンザ等対策有識者会議において、新型インフルエンザ等の流行状況等を総合的に勘案し、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞いて決定する必要があるとしており、また、区域の設定については、「原則、広域的な行政単位である都道府県の区域を最小単位とし、区域を設定する」とされているところであります。

しかしながら、広域な行政区域を有する北海道では、3月26日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置を受け、同日、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、迅速かつ適切な防疫対策等を行うため、各振興局単位に地方本部を設置し、十勝でも総合振興局長を本部長とする「北海道新型コロナウイルス感染症対策十勝地方本部」が設置されたところであります。

この地方本部では、国及び北海道における対応等についての情報共有及び今後の対策の検討、決定等を行うとしており、必要に応じて、市町村、消防本部及び警察署等関係機関との情報交換を行うほか、協力して防疫上等の課題を解決するなど地域連携に努めるとされております。

また、十勝総合振興局及び十勝町村会では、5月26日、新型コロナウイルス感染症に対する行政懇話会を開催し、十勝総合振興局長及び町村長による意見交換を行うなど、今後の感染症に対する対応等について、それぞれが連携して取り組んでいくことを確認したところであり、今後もこうしたことを通じ、十勝全体で情報の交換及び共有等、連携を図りながら、各種対策に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「北海道医療計画で定めた第二次医療圏単位で検査・医療体制を整備すべきと考

えるがどうか」についてであります。

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、迅速かつ的 確な検査につながるものであり、感染の拡大防止に重要なことであります。

北海道が策定している新型インフルエンザ等対策行動計画では、検査体制については、感染症未発生時期から PCR 検査等を実施する体制を準備し、国内発生早期においては、「道は国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、PCR 検査等の確定検査を行う」とされております。

感染者の発見に欠かせない PCR 検査の実施機関は、4月初旬までは道立衛生研究所と札幌市衛生研究所の2か所のみでありましたが、その後検査態勢が整備され、現在では、帯広保健所においても1日20件程度の PCR 検査を行うことができる体制となっており、十勝における6月22日現在の実施数は、延べ161件となっております。

これまでの PCR 検査は、専用の綿棒で鼻や喉の奥を拭って検体を採取する検査でしたが、帯広保健所においても6月5日から唾液による PCR 検査が導入され、検体の採取が容易となり医療機関の負担が軽減されたところであり、さらに帯広市医師会において PCR 検査センターの設置に向けた協議を始めたとの報道もありますことから、実現されれば管内の検査態勢が一層拡充され、感染者の早期発見と感染拡大防止が図られるものと期待しております。

また、医療体制については、北海道が策定している新型インフルエンザ等対策行動計画では、第二次医療圏を単位として北海道の保健所が中心となり、医師会や中核医療機関などの関係機関と連携を図りながら、地域の実情に合った医療体制の整備に努めるとしております。

管内における新型コロナウイルス感染症を含む二類感染症に係る病床を有する感染指定医療機関は、帯広厚生病院1か所で6床の病床を有しておりますが、帯広保健所が帯広市医師会や十勝医師会と連携の下、必要病床の確保に努めているところであります。

これに加えて、軽症者を隔離するホテルの確保についても準備が進められているとお聞きしており、 間もなく十勝における検査から入院、治療までの一連の態勢が整うものと考えております。

ご質問の3点目、「保健所の機能が感染防止対策に有効に発揮できるよう体制の拡充と、将来的に は市町村単位で検査ができるよう求めていくべきと考えるがどうか」についてであります。

はじめに、「保健所の機能が感染防止対策に有効に発揮できるよう体制の拡充」についてであります。

北海道では、北海道医療計画に定める第二次医療圏を保健所整備単位の基本として、圏域の中心的保健所を 21 か所、圏域内の地域特性や保健需要などを考慮した地域特性による保健所を 5 か所、保健所機能の一部を担う補完的な役割をもつ支所を 14 か所設置しております。

今回の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、十勝医療圏においては、帯広保健所が健康相談や PCR 検査などの対応を行っているところでありますが、これまで他の保健所から職員等の応援要請をすることなく、業務の遂行ができている状況にあり、体制の拡充を求めるには至らないものと考えております。

次に、「将来的には市町村単位で検査ができるよう求めていくべき」についてであります。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が本年3月に改正され、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなすとされ、これにより策定済の政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画は、新型コロナウイルス感染症に対しての行動計画とされたところであります。

北海道新型インフルエンザ等対策行動計画では、道が実施主体として中心的な役割を担うこととされており、PCR 検査を実施し、判定が陽性となった場合は、適切な治療につなげるため、都道府県知事または保健所設置市長が入院勧告を行う必要があり、専門職の配置など体制の面からも、検査から隔離・入院、治療という一連の流れに滞留が起きかねないというスピード感の面からも、市町村単位での検査については困難であると考えております。

ご質問の4点目、「全国的に倒産、失業が増え、特に非正規雇用、フリーランスへの支援が届きづらく、生活難に陥っていると伝えられているが、町内の実態をつかみ、雇用と生活支援策を講ずるべ

きと考えるがどうか」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に飲食・観光・宿泊・サービス業を中心に失業者が増え、北海道におきましても、北海道労働局による調査で2月14日から5月22日に少なくとも道内97事業所が673人を解雇していることを5月29日に公表したところであります。

町内における新型コロナウイルスの影響による倒産や失業、非正規雇用の解雇やフリーランスの廃業状況につきましては、商工会や社会福祉協議会と連携しながら情報収集に努めておりますが、町として今のところ倒産や廃業の情報は寄せられておりませんが、失業者につきましては、6名把握しているところであります。

このうち、社会福祉協議会が受付窓口になります生活福祉資金貸付制度につきましては、3月から6月19日受付分で緊急小口資金特例貸付の申請件数46件のうち決定件数は44件、770万円、総合支援資金特例貸付の申請件数6件のうち決定件数は3件、133万5,000円、このうち失業者に対する貸付けは緊急小口で3件、総合支援で1件の実人数では3人で、申請の際には雇用や生活に関わる相談窓口等の情報提供をしていただいているとお聞きいたしております。

また、自立相談支援事業所である「とかち生活あんしんセンター」が窓口になります住居確保給付金は、相談はあるものの申請には至っていないとお聞きしておりますが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方も増えているものと考えております。

この間、町では、4月9日に新型コロナウイルス感染症に対する相談支援態勢強化のため、生活困窮や雇用・中小企業の資金繰りなどに関して、住民福祉部福祉課に「生活相談窓口」を、経済部商工観光課に「事業者相談窓口」を設置するとともに、6月1日には、商工観光課において特定地方公共団体無料職業紹介所として「幕別町お仕事紹介所」を新たに開設し、ハローワークと連携し求職者に対して町内の求人情報を紹介し、新たな雇用の場につなげたケースもあったところであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、引き続き、町民が気軽に相談ができる体制を継続しながら、関係機関と連携して町民の雇用の場の確保に努めるとともに、できる限りの生活支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「国の第二次補正予算の地方創生臨時交付金も視野に、第二次、第三次の支援策 を準備すべきと考えるがどうか」についてであります。

町といたしましては、これまでに関係機関・団体との懇談や直接事業者にお話を聞くなどして状況 把握に努めてきたところであり、この結果を基に、5月15日の第1回町議会臨時会で、「頑張る事業 者応援事業」「飲食店・ホテル等緊急支援事業」「無利子融資円滑化事業」「スーパープレミアム商 品券発行事業」の議決をいただき実施しており、さらに本定例会において「町内宿泊施設宿泊費助成 事業」を提案し議決をいただいたところであります。

国は地方に対して、地域の実情に応じた取組を展開できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を交付し、本町においても第一次で約1億5,000万円が交付されることとなっており、今後交付予定額が通知されることとなっている第二次分と合わせ、「どの市町村においてもリーマンショック時を下回らない額を交付する」との担当大臣の談話がありましたことから、第二次で最低でも2億円程度を見込んでいるところであります。

このように、臨時交付金の配分額が決まらない段階では、明確なことは申し上げられませんが、町といたしましては、町内事業者の事業継続を最優先に、さらなる支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) それでは、再質問をさせていただきます。

新型コロナの感染状況は、第1質問でも申し上げましたように、なかなか収束というふうには至りません。北海道の昨日現在の感染者数は、今朝の朝刊に載っておりましたが、全体で1,182人、亡くなられた方は94人となっていました。万全な対策で町民を守るよう、質問を続けていきたいと思いま

す。

1点目の質問の、地域性に即した対策ということで、まずお尋ねをいたします。

この間、コロナウイルス感染の拡大の動向というのを見ますと、北海道全体の中でも特に石狩圏に集中をし、ほとんどがそこで感染の患者が出ております。全道広い中で、この間、北海道独自の緊急事態、また国の緊急事態ということがありまして、言わば全国統一の自粛要請に基づく対処をされてきたと思います。そのことは今回初めてのことでもあり、住民にとっても不安が大きいということもあって、言わば出された指示を受け身といいますか、それを受けて身を守るということに徹していったのだと思います。このこと自体は非常に大事なことで、感染を防止するという点での結果として、よく分からない面があるのですけれども、有効な手だてであっただろうというふうに私は思います。

それで、それを経過した上で、よくよく感染の状況を分析しながら、また世界や日本の様々な地域での感染状況などを見て、今後は地域に沿った自粛の在り方、経済活動の在り方、学校教育の在り方、クラスの在り方というのが考えていけると、もっと実態に合ったものになると同時に、そのことがこういった自粛要請で非常に広がった経済危機なども打開できていくというよりは、影響を少なくすることにもつながるであろうというふうに思うのです。

それで改めて感染の状況を見ましたら、先ほど言いましたように、石狩振興局管内が、これはほとんど札幌なのですけれども、約8割、76%になっています。それを長期間でありましたから、月ごとに見てみましたら、北海道の場合には、1月28日に一番最初に武漢の方でしたけれども、発症が分かりまして、その後、道独自のがありましたけれども、そこでは比較的落ち着いていたのですよね。問題は、その後の2週間後から発症が増えていきまして、緊急事態宣言の4月の17日から5月末までの感染者というのは、全体で感染者は710人に増えていました。この710人のうちの、石狩管内が586人と、あとはオホーツクが29人、空知29人、胆振というようなことで、変化のない振興局単位、地域が4つありました。また、それを過ぎた6月1日から昨日までの状況なのですけれども、感染が新たに分かった方は106人。この中でも、石狩管内が85人、空知10人、胆振2人、そのほか11の振興局の変化はありません。

十勝は、4月の28日に3人目の方が確認されているのですけれども、その4月28日以降、変化はありません。というような状況で、これは北海道が特にそうだと思うのですけれども、都市圏に、住宅密集地に集中しているということは、集中しているところに対する対策と、全く4月28日から変化のないこの十勝での対策というのは、違っていていいのではないかというふうに思いますが、まず町長の認識を伺いたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) これは緊急事態宣言の区域指定、これはもう対策本部長の権限でありますので、 しかもどんな病気なのか、ウイルスなのかよく分からない中で、北海道全域を区域指定をしたという ことについては、私は正解であった、これはもう北海道は島国であります、ある意味鎖国的な状況を つくり出せるわけでありまして、ここは感染予防という点では、私はもう正解であったなというふう に思います。

ただ、おっしゃるように、その後の感染状況を見た中では、やはり特定のところに感染者が集中している。それは何かというと、人の行き来がなされているところ、人と行き来が多いところであるというふうに分析できるのだろうなというふうに思います。

したがいまして、緊急事態宣言の区域としてはいいのでありますけれども、その後の休業等の自粛要請、こういったものについて、私は振興局を一つの単位として、それの幾つかを指定していくとか、解除するとか、そういう考え方を持つことによって、経済への影響、あるいは、先ほど来出ています、学校、子どもたちへの影響というものも大きく違ってくるというふうに思っておりますので、恐らく今後においては、今回の緊急事態宣言、一度終わりましたけれども、北海道でいくと第3波ということになりますけれども、そのときには私はもっと的確な対応、対策というものが出されるであろうというふうに思っておりますし、そうしなければ駄目だというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 同じ思いでおります。そういうご答弁いただきましたので、そういう方向で進んでいただきたいなと思います。

もう一つあえて言えば、先ほど人口密度のこともお話ししましたけれども、地域面積のこともあると思うのですよね、密度にも関連してくるのですけれどもね。北海道の面積というのは、8万3,000平方キロメートルで、これは東北6県がそっくり入ってもまだ残るのですよね。そのぐらいの広さ、つまり東北6県は、6県それぞれがそれぞれの判断をされてやっているけれども、それより大きい北海道の一くくりは、やはり今、町長言われたような仕組みから、一つの判断しかできていないという、ここは今回の非常事態宣言をめぐって、私自身もおかしいなというふうに一番思ったところです。

それで、そういうふうになっていくだろうというふうに思うのですけれども、町長もちょっと地域的な区分とおっしゃられましたけれども、政府の専門家会議が示した区分判断というのがありましたので、それをちょっと読んでみますと、3つの区分に分けているのですね。一つは、感染拡大警戒地域。これは直近1週間で新しい患者が出る、そして感染経路が分からないという人が大幅に増えていくというところで、10人以上は駄目ですよというところなのですが、2つ目は、感染確認地域。同じような状況であるのだけれども患者の数が少ないと、一定程度に抑えられているというですね。3つ目は、感染未確認地域。この十勝がそうなのだと思うのです。海外から帰国したという人は除かれますけれども、この1週間の間に感染者はいませんよというところ。ここのこの3地域、それに分けて学校の休校を考えたり、あるいは地域の生活圏の在り方、三密、三密と言われてますけれども、もちろんこれは大前提なのですけれども、行動範囲の規制について一定緩めていくとか、そういう指針があるわけですね。ですから、この次からはといいますか、そういうことを十分考慮していただきたいというふうに思います。

それと、今、落ち着いていますけれども、十勝はいつ出るか分からないというのは、もうこれは拭えません。心配されるのは、この夏をくぐって、秋、冬に向かうときに、当然、従来のインフルエンザが出てきます。そのときにこの新型コロナとの見分けとか、医療機関に対する、それは後段の質問になるのですけれども、そういったことも含めながら、早期のうちにこういった3区分などもきちっと提案をしていただいて、今の状況では、これで言えば、うちは③番目に当たるわけですから、そういった方向性で臨むと。しかし、秋以降については、さらにまたその時点での判断となっていくというような段階を踏んで、極力このことによって犠牲になることを減らすという言い方も変ですけれども、一番子どもたちのことで思いました。そういう対応が、緻密で急いだ対応が求められると思いますが、どうですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 今、中橋議員がおっしゃられた、国が示している3つの判断基準ですね。この区分については、まさしくそのとおりでよろしいのだろうなというふうに思っておりまして、今後の対応については、そこの基準を一つ原則としながら、自粛等の要請、知事による要請ですね、あるいは学校休業の申入れ、道教委に対する申入れですね、こういったものが、やっていかなければならない、北海道全域で考えるというのは、あまりにも地域特性が違い過ぎるわけで、やっぱり人の行き来が少ないところ、今回も宗谷だとか、留萌だとか、日高だとか、根室だとか、十勝は真ん中にありますけれども、非常に3人と少なかった。やっぱり地域特性によって、当然要請の仕方、ありようというのは変わってくるというふうに思うのですので、しっかりとそこは求めていきたいなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) ぜひ、十勝の中での、新型コロナウイルス感染症対策十勝地方本部というのが設置されて、その後には行政懇話会が開催されているということでありますが、これがどのぐらいの頻度で開催されるのか期待をしたいところですけれども、こういったところで、ぜひ幕別町長から積極的に提案をしていただきたい、申し上げたいと思います。

次に、医療圏の問題です。

この間、一つには自粛による様々な問題が出ました。町民の方たちもいろんな困難をくぐり抜けてきているわけですが、もう一つの町民の不安は、実際に自分がコロナウイルスに感染しているかどうかということが、調べようがなかった、分からなかった。体調が悪くなっても、関係機関につながっても、検査までたどり着かないという声、町長自身も随分聞いているのではないかと思うのですよね。そうですか。

私は、具体的に本当にこんなことでいいのかというふうに思ったのは、これ肺炎と重なるということありまして、発熱をし、うちの町内の方なのですけれども、発熱をし、自分としては息苦しくて肺が重たいと、そういう状況で病院にかかったと。病院から、かかりつけ医から保健所に連絡をしていただいたと。しかし、帰国者でもないと、それから感染した人とも接触していないと、おうちで待ちなさいと、こういうのが繰り返されたというのですよね。これすごい、一番自分が伺った中では分かりやすい事例だなというふうに思ったのですけれども、こういう状況の中で今も過ごしているわけですよ。随分、帯広の保健所でも検査が、お答えいただいたように、できるようになったということでありますから、改善はされていくのだろうと思うのですけれども、こういう状況は決して感染防止にはならない、命を守ることにはならないと思いますけれども、どう認識されていますか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 今まで、過去を振り返りますと、やはり検査体制もさることながら、その後の陽性になったときの症状に応じた隔離であったり、入院ですね、その体制がやはり整っていないということが大きかったのが、ですからちょっと言葉悪いですけれども、何か渋っていたのかなと、検査を、あるいは指示をですね。そんな思いが私もちょっと拭えないわけでありますけれども、今まさに現在進行形の中で検査体制が充実しつつある、これは帯広保健所もそうですし、医師会のほうでも検査センターを造るといったそんな動きもあります。さらには、病床確保についても、これは保健所と医師会の間で協議がなされているということが報道されておりますし、答弁の中で隔離施設、ホテルですね、申し上げましたけれども、これはまだ報道にはなっておりませんけれども、これは水面下で進められているという情報も入っておりますので、そこら辺が入院施設の前に隔離施設、そして入院施設、重症者が入る病床というふうに整備ができれば、私はスムーズに行くのだろうなと。やはり最後のところ、療養するところがしっかりしないと、やはり受入れができないということになりますので、まさに私は今そういった体制、一連の流れが整いつつあるのだろうなというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 一連の流れが整っていくことを期待したいのですけれども、現状の分析からいったらなかなかそれは到達までは時間がかかるのではないか、到達すればいいのですけれども、今の厚労省の姿勢では難しいのではないかというふうに正直思ってしまうのですよね。

と言いますのは、まず私も入院や治療が大事だと、それはもちろんそうです。そこで二次医療圏といっているのですけれども、入り口の検査が十分されない、これは感染をまず防止するという観点から言えば、ここが充実されないということは、かかっていてもそのまま放置されるわけですから、これはもう絶対許してはならないことだと思うのですよね。たくさん感染の、PCR センターも苫小牧でもできましたし、帯広の医師会も言ってますし、期待はしていますよ。ですけれども、現状を申し上げますと、全国の検査件数自体が、もうこれ世界で蔓延していますから、もう各国から比べたら物すごい差で日本が遅れている。今、終息まではいきませんけれども、先例として随分お手本にされているドイツは、10万人に対して3,000人、つまり1万人いたら300人が検査を受ける、その勢いでずっとやってきている。韓国も1万人いたら120人でやってきている。日本はどうなのかと見ましたら、もう全くそこに行かないのですよ。僅か10万人で190件ですから、1万人で19人ですか。これは国民が本当に頑張って、三密とか日常生活に気をつけた結果、たくさん広がってこなかったというのもあるとは思いますけれども、厚労省のクラスター対策に入っている北大の西浦先生という方が発言されていましたけれども、この10倍、20倍はいますよという、感染者がね。そういうことですから、

やはり入り口の PCR 検査については、もっと地域から、つまり市町村からも強化するように意見を上げるべきだと思うのですね。このドイツ並みのやり方で、幕別町の場合、検査したら、幕別町は大体800人、現時点で済んでいなければいけないのですよ。先ほどの町長の答弁でしたら、161人、4分の1なのですよね、満たない。

こうなってきますと、あ、これ十勝ですね、幕別町なんて公表されていないのですよ、大体。もうそのぐらい分からないのですよ。だから、やっぱりそういう情報がきちっと開示されていない、個人のプライバシーはありますけれども、うちの町の感染状況がどうなのかと、一体検査を受けられているのかということも、町民は正直分からないのですよ。こんな中で今日を迎えているということについて、やっぱり変えるべき、改善すべきと思います。どうですか。

○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 疑わしきは罰せずではないですけれども、疑わしきはやはり検査をするというのは本来である。そのことによって不安は拭える。そして、もし感染していれば、他への感染拡大を未然に防止できるということでありますので、それはもう今後そういう体制でなければならない。

ただ、先ほど申し上げましたように、今までは最後どうしても受入れのところがあって、いろんな症状の方がいらっしゃる中で、やはり自宅で隔離、自宅で静養していただくのもいいのですが、これは確か埼玉県かどこかで、ご夫婦で、ご主人が陽性で奥さんが行ってくるからねと言って出勤して、帰ってきたら亡くなっていたと。そういうこともありますので、やはり安心できるところでの隔離というのが好ましいというふうに思います。

そういう意味では、私はそういうホテルなどで隔離体制が整うということも重要なことであると、 やっぱり安心して療養までいかない、隔離される、様子を見るという態勢、そして治療を受ける態勢、 そして ICU などの重篤者が入る病室があるということを一連の流れで整えることは、やはり医療の受 入れがあって初めて、やっぱり中詰まりすることなく、スムーズに完治まで流れるのだろうなという ふうに思います。

ただ、おっしゃるように検査はやっぱり不安を拭う、あるいは要らぬ感染の拡大防止をするという 点ではこれは受けたい、不安がある方は受けるべき体制が整わなければならないなというふうに思い ます。

○議長(寺林俊幸) 中橋議員。

○18番(中橋友子) 質問、これは3番目とリンクしてしまうのですけれども、一緒にお尋ねするのですけれども、そういった感染防止の本来の職務として専門的に携わるのは保健所ですよね。でも、お答えいただきましたように、保健所そのものは、この数十年間で半減してきて、十勝でも帯広保健所1か所のほかには、もう池田もありませんし、新得と広尾と本別だけで、これ、ここは支所ですよ。だから、ほとんどそんな、実際、実務的なことなんかはできないわけですよね。そんな体制の中で、そして増やしたとはいえども、1日20件程度の、十勝もその程度の検査だということで、これは先ほど申し上げましたように、秋のインフルエンザの発症期と合わせて、どっと検査を希望される方が増えると思うのです。そういったときに対応していくというような、そういう計画を持ってきちっと整備していくということが大事だと思います。大事だと町長おっしゃってられるので、この点ではそれを要望しておきたいと思うのですけれども、現実には本当に不安でもかかれないというのは、聞いていないというのは、ちょっとアンテナが低いのではないかと思います。相当数の町民の方たちが、こういったことでは心配されていたという現実ありますので、押さえていただきたい、このように思います。

それと、もう一つ最終的には大事だという治療期間なのですけれども、現状では帯広、固有名詞を挙げてしまうと、厚生病院の6床だけなのですよね。協力は求めているといっていますけれども、この間、国の感染病に対する対策も本当に削減の一途をたどりまして、全国でも351の感染症を担当しますよ、いいですよという受入機関、医療機関というのは351しかなくて、ベッド数では1,758と、もう疑ってしまうような数なのですよね。十勝にも、実はコロナではありませんけれども、独立行政

法人の国立帯広病院が今もあるのですけれども、そこの結核病棟、あそこは 14 床あったのですけれども、今もホームページには載っているのですけれども、この4月から医師不在で休業になっているのですよね。だから、そういうところの助けも借りられないというようなこともありまして、これは医療に関しては、幕別町だけで解決なんてことはもうできませんので、それこその二次医療圏の中核の帯広医師会、帯広の病院、そして市長、それから町村長、連携した中で、どの町からもきちっとそういう事態が起きたときに検査もしてもらえる、治療も受けられる、そういう医師や機材の不足、こんなことなどもきちっと確保していただきたいと思うのですけれども、現状、医師だとか、機材だとか、そういったところもお調べになっていると思うのですけれども、十勝の現状はどうなのですか。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) 現在の医療体制の状況につきましては、帯広保健所などにも確認を取ってはいるのですが、現在、公表されている情報が限られておりまして、いろいろ調整を取りながら、市内の病院なども調整を取りながら確保に努めているというところの情報までしか求められておりません。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) では、ぜひ明確になるように求めていっていただきたい、このように思います。 それこそ今、二次補正の中で、国の仕事として医療の充実というのを掲げているわけですから、こういった町の状況を明確にして、十勝圏の状況を明確にした上でどんどん声を上げていくと。せっかく入院をしても人工呼吸器が足りないとか、専門のお医者さんがいないとか、ECMOでしたか、あるのかないのかも分からないというような、そんな下で34万人の十勝住民がいるわけですから、その中に幕別町民も入っているわけですから、しっかりと確立するように要請していただきたい、このように思います。

次に、雇用のほうに入っていきたいと思います。

このコロナの下で、幕別町ではそんなに大きな失業の相談とかはなかったというお答えでありますが、6名の方が失業されていたということでありますけれども、なかなか町村だけで失業者の数ですとか、暮らしの実態とかを押さえるのは難しさがあると思うのですよね。ハローワークが担っているということもありますし、でも全国的にこれだけ大きな北海道で出した失業率からいっても、幕別町が6人ぐらいで終わっていればいいのですけれども、それより多いのではないか。つまり道内で673人の解雇というふうにありますけれども、国単位で見れば、雇用調整助成金の請求もそうだったのですけれども、失業、あるいは仕事がなくても休業になっているとかというのが、申請するだけでも600万人、さらに予備を入れて1,000万人いるだろうというふうに押さえられているのですよね。そうすると、うちの町が6人程度で終わるということにはならないのだろうというふうに思いまして、それで可能な限りの実態掌握、相談に乗りますということをPRして、来ていただくということなのだと思うのですけれども、ぜひそこは強化していただきたいと思いますが、どうですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 全国で1,000万人が、果たしてうちの町で何人いるかというのは、これは分からないわけでありますけれども、分からないだけに町としては、今回コロナ対策、一つには生活相談があるだろうと、それともう一つは雇用相談があるだろうということで、これは特別の相談窓口を設けて、しかも幕別のお仕事紹介しようというものも看板を掲げて、しかもこれはかなりマスコミの力も借りながらPRもしていると私は思っておりますので、ぜひ今日ネットで聞いている人がいれば、宣伝もしていただきたいというふうに思いますし、気軽にお越しいただければありがたいなというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 就職紹介の窓口もつくられましたし、そういう点では積極的に頑張っていただいているというふうには評価はしているのですけれども、何せリーマンショック以上のというぐらいに言われています。それだけに生活苦、あるいは、最後の質問の事業所応援なども入るのですけれども、

本当に意を決して臨んでいかなければならないというふうに思うのですよね。当然、失業だとか倒産とかになっていきますと、もう暮らしが直撃されますから、具体的にはそのことによって日常の生活が困難になる、税の支払が困難だ、あるいは、公共料金、家賃、大変だ。それから、子どもさんの食事の問題、大学生はもう5人に1人が退学や休学を考えているという報道もあります。そういう現状があるだけに、町の支援というのは、今までどちらかというと事業者ですとか、あるいは医療関係とかというふうにされてきていますけれども、こういった生活者に視点を当てた応援というのも考えいく必要があるのではないでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 町としましては、ともかく失業者を出さないということを考えなければならない。 そのためには事業を継続していただくということになると。事業を継続することによって、雇用が守られ、そしてその結果として生活も守られるという、そういう連鎖になっていくというふうに思っておりますので、まずは事業者に対する、事業者が事業を継続していただくための支援に重きを置きたい。そして次には、やはりどうしても生活が困窮する方が出てくるので、生活支援というものについても、特に低所得者対策については、今後の給付金を活用した中で事業の組立てをしてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 私も町長と同じように、事業所そのものが成り立たなくなってしまったら、雇用が全部崩れてしまうということですから、それはそのとおりだと思います。ただ、頑張っているのだけれども、現状でそういう状況に陥っている、倒産はしていないけれども休んでいただいてる、それからパートさんは時間を減らすとか、お休みいただくとかということなのですよ。そうすると、今ある制度としては、国の雇用調整助成金なのですけれども、それはもうご承知のとおり、この間、政府は15日間で出すようにするとかといっていましたけれども、本当に時間がかかって届かない。だから、生活そのものがもう逼迫してしまっているのですよ。だから、出さないという目標は、それはそれで頑張って達成させながらも、現状に、困難に陥っている人のところに目を向けた政策を必ず打っていただきたい。考えているとおっしゃってられましたので、ここでこれはこれ以上質問はしませんが、必ず政策に反映していただきたいと思います。特に、学生さんたちが学校から帰ってきてしまう、もう続かなくなって退学してくるなんてことを、幕別町から生み出さないように力を入れていただきたい、このように思います。

最後ですけれども、事業所に対する支援です。これはもう昨日から同僚の議員の皆さんたちがやっ ていますし、町長もかなりお答えになっていますので、私もあえてというふうには、それを理解しな がらも思うところは、やはりこれまでの支援だけでは絶対足りないということだけははっきりしてい るということですね。ですから、昨日もありましたけれども、中小企業の北海道の同友会の会長さん が、道内の企業の人たちのアンケートを取ったら、89%がもう苦しい思いに入ってきていると、落ち 込んでいるということを答えられたと。それで、問題はこれからなのだと。一旦落ちたものの、経済 危機の波というのは今まだ大きくなくて、これから大波になってくるということをおっしゃってられ るのですよね。そうなのだと思うのです。ブラックアウトのときの地震ですね、あのときの胆振東部 地震で落ち込んだ景気、経済、回復するまでに9か月以上かかったと、あれだけで。そうすると、今 回のもっと、部分的にはあそこは大変ですよ。だけれども、今回の規模というのはそれにとどまらな いわけですから、もっとかかるだろうと。もっと言えば、リーマンショックの 2008 年に起きたあの経 済危機、派遣村だとか、おうちをなくした人たちが、日比谷の公園が随分放映されましたけれども、 あの危機の回復までには5年以上かかっているのですよね。5年たってまた新たな危機が来ているの ですけれども、そういうことを考えれば、この第一次の地方創生予算で打った政策の評価をされなが ら、評価、お聞きしますけれども、されながら次の手を打っていくという、これ今やっている最中だ と思うのですけれども、どんな基本的な姿勢で臨んでいられるのか、1件も出さないというのは分か るのですけれども、長期スパンに対して、どのような捉え方をして対策を打っていこうとするのか、

そこは伺っておきたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 長期的な視野での対策というのは、現時点においては非常に難しい。しかも、評価をどう考えているかといっても、これは本当に今現在進行形でありまして、日々変わっていく状況になります。多少なりとも、若干右肩上がりになりつつあるかなという中での回復でありますので、これを将来見通して、今この段階でどうだということは私は申し上げられない。これは、恐らく、そのうち起業景況についても、各機関が調査をして出てくるというふうに思いますので、そういったことも敏感に情報収集しながら、やはり事業者が継続できるということ、今はともかくしのいでもらうということをやっていかないと、今、潰れたらその先ないわけでありますので、私はそこまでしかできない。長期的なものは、確かに資金を借りて利子補給をするという点では、私は昨日も申し上げました1社平均2,500万円を借りる予定であるというのがありました。これは利子補給もさせていただくということはありますけれども、今やれるというのは臨時交付金を活用した事業です。町、一般財源でというのは、これは難しいわけであります。そうなると、繰越しができないということがあるわけですから、これ、補正予算をまた組ませていただくことになると思いますけれども、できるだけ状況を把握した中で、まずは今やっておられる事業者の方が何とか頑張って継続してもらうと、そういうところを大事にしたいな、そこに支援をしたいなというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 分かりました。もちろん単年度の予算ですし、今回の二次補正は、今、真っ最中ですから、一次と合わせる中で応援をするということで、この推移を見ていきたいというふうに思いますし、二次がそういった点で多くの方たちの困難を救済できる政策になることを期待して終わりたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。 この際、13 時まで休憩いたします。

12:12 休憩 13:00 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、藤谷謹至議員の発言を許します。藤谷謹至議員。

○4番(藤谷謹至) 通告に従って、質問させていただきます。

「幕別町の業務継続計画(BCP)について」であります。

BCP とは地震・洪水などの自然災害、感染症や大事故等の緊急事態が発生しても重要な業務・事業を中断させない、中断したとしても可能な限り短時間で復旧させるための方針、体制、手順を示した計画であります。民間企業等では事業継続計画、行政では業務継続計画と分けて訳されます。幕別町では新型インフルエンザ等対策業務継続計画及び行動計画は策定済みではありますが、災害等に対するBCP はまだ策定されていません。さらに、現在の新型コロナウイルス感染症によって新型インフルエンザ等 BCP の見直しも必要であると考えます。千島海溝沿いの巨大地震の切迫も予想され早急な計画策定が必要であります。幕別町の業務継続計画 (BCP) について伺います。

- 1、災害等に対する業務継続計画の策定進捗状況について。
- 2、新型インフルエンザ等対策業務継続計画には訓練等の実施・職員理解の重要性が示されておりますが、現在までの実施状況と問題点について。
 - 3、新型コロナウイルス感染症における業務継続の対応状況について。
 - 4、統一した業務継続計画を策定する考えは。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町の業務継続計画 (BCP) について」であります。

大規模災害が発生した際、市町村は、災害対応の主体として重要な役割を担うとともに、災害時であっても継続しなければならない多くの業務を有しており、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下にあっても、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ業務継続計画に定め、業務を適切に遂行する必要があります。

近年、全国各地で自然災害が頻発していることに加え、感染症への対応が極めて重要となっている 状況下において、業務継続計画の策定は、行政機能を維持し、業務の継続性を確保する上で大変重要 であると認識しているところであります。

ご質問の1点目、「災害等に対する業務継続計画の策定進捗状況について」であります。

内閣府では、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を、28年2月には、東日本大震災の教訓や災害事例等を踏まえた「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」をそれぞれ作成し、市町村において、業務継続計画を策定するよう要請されたところであります。

また、本町の地域防災計画では、「災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。」としており、これら内閣府の作成ガイドや手引及び地域防災計画を参考に、業務継続計画の策定に向けた取組を進めてきたところであります。

業務継続計画の策定に当たりましては、内閣府から特に重要な要素として示された、1つには「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」、2つには「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」、3つには「電気、水、食料等の確保」、4つには「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」、5つには「重要な行政データのバックアップ」、6つには「非常時優先業務の整理」の6つの要素をすべて明記することとしており、また、想定する災害につきましては、地域防災計画に準じ、最も甚大な被害が予想される十勝平野断層帯による直下型地震(町内全域の最大震度7)が発生した場合の被害を想定しております。

これらを踏まえ、これまで各課において、地域防災計画で定める所掌事務を含めた全業務について 点検を行い、早期に優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」として整理してきましたが、部課間における非常時優先業務のばらつきの調整、発災時における職員の時間ごとの参集人数に見合った 非常時優先業務の選択、さらには、避難所担当職員の配置数の調整など、現在、再度調査・確認を行っているところであり、それらを整理した上で、年内の早いうちに策定を行ってまいります。

ご質問の2点目、「新型インフルエンザ等対策業務継続計画には訓練等の実施・職員理解の重要性 が示されているが、現在までの実施状況と問題点について」であります。

町では、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平成27年2月に幕別町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するとともに、新型インフルエンザ等発生時における町の業務継続を図るための実施体制等を整理した幕別町新型インフルエンザ等対策業務継続計画を同年10月に策定し、28年組織機構の改革を踏まえ改訂を行っております。

この計画には、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練等を実施し、対応方法等の実効性を確認するとしておりますが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第12条では、地方公共団体の長等を含む指定行政機関の長等に対し、防災訓練等との有機的な連携が図られるように配慮し、訓練を行うよう努めなければならないと規定されておりますことから、現在作業を進めております災害時の業務継続計画の策定後に訓練を行う予定としております。

また、問題点はとのことですが、まだ、訓練を実施しておりませんので、申し上げる段階にはありませんが、今後、在宅勤務やリモートワークの導入が見込まれる状況にある中で、これらを業務継続計画上、いつ、どのように盛り込んでいくかが課題となってくるものと考えております。

ご質問の3点目、「新型コロナウイルス感染症における業務継続の対応状況について」であります。

本年3月14日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」において、政令で定める令和3年1月31日までの間、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等とみなすとされているところであります。

このことから、新型コロナウイルス感染症における業務継続の対応については、新型インフルエンザ等対策業務継続計画に基づき対応しており、現在のところ業務の縮小などを行うことなく通常どおり実施できている状況にあります。

また、緊急事態宣言に伴う各種対応及び対策については、幕別町新型コロナウイルス感染症対策本部において、適宜情報収集を行い、国及び北海道の対処方針等との整合・一体性を図り、業務を行ってきたところであります。

ご質問の4点目、「統一した業務継続計画を策定する考えは」についてであります。

大規模地震災害を想定した業務継続計画と新型インフルエンザ等を想定した業務継続計画については、いずれも行政機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られますが、大規模地震災害と新型インフルエンザ等では、被害の程度や範囲及びそれを踏まえた職員の勤務体制や行動制限などといった対応が異なりますことから、それぞれ別々の業務継続計画として策定することが適当であると考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) それでは、再質問をさせていただきます。

平成28年の6月の定例会で、災害に関するBCPについて一般質問をさせていただいたところでございます。その後、平成30年12月定例会においても、同僚議員であります内山議員の一般質問にもBCPについての質問が出されました。その当時の町長の答弁では、これは内山議員の答弁でございましたけれども、来年度前半を目途に業務継続計画を策定したいという考えを出されたところでございます。この当時の来年度前半を目途にということは、平成31年の前半であると考えておりますけれども、その後、幕別町行政改革大綱第二次推進計画、前期推進目標進捗状況を平成28年から平成32年度では、平成30年に事業継続計画、BCPの策定に向けて、ほかの自治体の計画や策定までの進め方について調査を行ってございます。その調査の実績として、先進的に事業継続計画を策定した自治体のヒアリングを基に、町の事業計画等に盛り込むべき事項等を確認することができたと、そして検証としては、非常時の業務継続計画に向けて、具体的な方法、手順を詳細に検討していく必要があるというふうに検証され、その後、平成31年度、年度内に業務継続計画を策定するというところでございました。

本来の計画では、既に計画の策定ができていなければならない状況であると思っておりましたけれども、なかなかこれが完成に至っていないと、ちょっとしびれを切らして質問させていただいたところでございますけれども、私が一般質問したときも、その町長の答弁内には、やはりBCPに必須の6要素のことも答弁の中にございまして、まず1番目に代替庁舎の特定については、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎については、この免震構造の庁舎は、防災活動拠点としての機能を維持するため、地震ばかりでなく、水害や台風にも強い構造、立地場所であることから、災害時に庁舎が倒壊や破壊等により使用できなくなる可能性は極めて低いものと考えており、代替庁舎の特定はしていませんけれども、不測の事態への備えとして複数の公共施設を候補とし、代替庁舎を検討する考えであるというふうに答弁されてございました。

次のバックアップすべき重要な行政データでございますけれども、庁舎の免震構造に加えて、戸籍、住基、総合行政システムデータ等、主要データは毎日バックアップされていると。3番目の代行順位、4番目の職員参集体制、5番目の非常用発電、燃料、水、食料の確保、6番目の多様な通信手段においても、地域防災計画、備蓄計画、災害時の各協定書等で定まっていると。しかし、非常時優先業務については、この当時も未整理でありまして、今後、地域防災計画に定まっている事項も含めて、より具体的な非常時の対応について BCP を策定したいという答弁でございました。

この当時もやっぱりネックとしましては、今回の答弁と同じように、非常時優先業務についてが一

番の問題であるというふうに再認識したところでございます。今回の答弁の中で、やはり部課間におおける非常時優先業務のばらつきについてということで、これが問題であるというふうにされてございますけれども、これ具体的にどのようなことを言っているのか、お尋ねしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) ご質問の内容ですけれども、当時からこの計画の策定に当たりましては、時間も経過しているのですけれども、この計画については、重要な6要素ある中で、やはりこの非常時優先業務、この部分がいかに想定をし、対応できるかということを、その協議のために時間を要しており、現段階でも協議している中では、この部分の一定のまだ整理ができていないということなのですが、実際に業務としては、全体、町内各課で担う業務というのは、全業務874業務ございます。その中で、防災計画等で規定されております応急対策業務291業務を除く、いわゆる通常業務とされている583業務あるのですが、このうちいかにして優先をして行う業務をいわゆる選別するかという判断になります。各課で押さえている583業務を、それぞれいわゆる3時間以内、あるいは24時間以内、72時間以内、1週間以内、1か月以内、さらには休止、停止をすると、そういった業務分けする中で、各課、各部において、それぞれ優先しなければいけないと判断している業務がありますけれども、それに見合うだけの職員がその時間内に参集できるかどうかと、そういったところを精査していく中で、どうしても必要としている時間に必要となる職員が確保できない状況にあるというところも課題として残っておりますことから、いわゆる各部課で所管する業務についてもっと精査をした中で、本当に必要な業務、もちろん全部必要な業務ですけれども、その中でいかに優先順位をつけた中で、こういった災害時に対応していけるかというところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 内容は分かりました。この職員の通勤状況もそれぞれ、幕別、札内、忠類と、それぞれございますことから、その参集体制については難しい問題があるのではないかというふうに私も理解しているところでございます。この第四次推進計画の中で、平成29年度には、職員の勤務地と居住地について実態把握を行ってございまして、本町勤務がこの当時でございますけれども、166人で67.5%、札内勤務が13人で5.3%、忠類勤務が26人で10.5%、その他の勤務が41人で16.7%、居住地でございますけれども、本町居住が40人で16.3%、札内居住153人、62.2%、忠類居住が27人で11.0%、その他の居住が26人で10.5%というふうに認識してございます。この居住地、勤務先を想定した非常時における対応について、これ全町的な調整が必要であるというふうに29年度では検証されてございますけれども、これからこの後、この人数がまず把握されてる人数がどのように大きく変化したのか、それから調整されたのかについてお聞きしたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) 職員のいわゆる居住地と勤務地の状況でございます。令和2年、本年の4月 1日現在の状況で申し上げたいと思います。まず、居住地、居住地から申し上げますと、全体職員、 正職員249名、今、4名ほど派遣で、派遣職員4名おりますけれども、それについては除いて全部で 249名に対する人数でございます。本町地区に居住している者が29人、率にして11.7%、それから札 内地区に居住している職員が169名、率にして67.9%、それから忠類地区に居住されてる職員が27 名、率にして10.8%、その他、町外になりますけれども、が24名で9.6%でございます。

それから、勤務地で申し上げますと、いわゆる本町地区が 184 名、率にして 73.9%、札内地区勤務 が 30 名、率で 12%、忠類地区が 31 名で 12.5%、その他地区が 4 名で 1.6%となっております。これらの部分、昨年度までの協議の中で、そういった勤務地のことも踏まえて協議は行っておりますけれども、また年度が替わり、職員の勤務地あるいは職員が変わっておりますので、今現在この新年度の体制の中でこの計画策定に当たりましては、調整をしていかなければいけないと思っております。以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 分かりました。

多少はこれ増減はある中で、平成 29 年度からこの体制自体は変わっていない部分でございますので、この参集部分の災害時における職員の時間ごとの参集時間というのは、これ具体的に考える時間は十分にあったのではないかというふうに思われるのですけれども、これが調整が難しいと、いろいろ災害で参集する気象状況と、あとその優先業務に就くまでの時間と、これ難しい状況があると思うのですけれども、なかなかこの具体的に定めきれなかった状況というのは、この3極化ということにあるということで、理解してよろしいのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) 要因としては、もちろんそういった本町のいわゆる3極化というのも、もちろん大きな要因だとは思いますけれども、それに加えてなかなかこれはあれですけれども、そのときそのときで当然人の動きがあり、担わなければいけない業務がありということで、そのときそのときでやはり基本は変わらないまでも状況の変化というものがありますので、そういったものを踏まえて一定の条件設定、いわゆる被害想定をした中で、体制の維持、いわゆる行政機能を維持して、業務の継続性を確保するという視点に立って計画を策定していかなければいけないというところで、3極化も要因の一つというふうに捉えております。
- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 次に、答弁では避難所担当職員の配置数の調整ということも問題に挙げられておりますけれども、どのような問題点なのか、避難所にそれぞれ配置する人数について、ちょっと詳しく具体的に教えていただければと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) 今回、被害想定、被害状況の想定をしておりますのは、答弁の中でもありま したけれども、地域防災計画に準じて、甚大な被害が予想されるというところでの直下型地震、最大 震度7という状況で、想定が冬季の早朝午前5時にこういった震度7の地震がありましたというとこ ろで、被害想定についてもいわゆる全体の家屋の約11%がいわゆる全壊なり半壊をして、死者それか ら重軽傷者も全町民の1.2%、避難所で実際に生活をされる方が6,173人、いわゆる全体の22%程度 が避難所を利用されるというような想定の中で協議をして、すみません。ちょっと数字あれですね。 そういった約2割強の方が避難所を利用されるという想定の中で、今、ただ協議している中では、こ の約 22%の方を避難所の利用がどこの避難所を開設してというような想定はしていないのですけれ ども、具体的にこれがいわゆる全避難所を開設したということになりますと、そこに職員が約60人以 上の職員が、避難所の担当職員としてそこで対応しなければいけないと。これは、極論にはなります けれども、全避難所いったときには、それぐらいの、正確に言えば66人、地震で66人の職員が必要 になると。これと併せて、いわゆる避難所の開設というのは、当然災害が起こってから早急な、いわ ゆる3時間あるいは12時間以内に開設をしなければいけないと、そういうような急がれる業務になり ますので、そこにそれだけの職員がまず最優先で対応しなければいけないと。それと併せて、当然通 常業務もあるわけですから、そういったところで、本当に必要な業務に必要な職員がきちんと対応で きるかと、そういったところが課題としてあると。
- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 何だか苦しい答弁だったのですけれども、これは BCP 策定云々に関わらず、これは早急にこれ決めなければいけないことだと思うのですけれども、これ緊急性は認識されているのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 企画総務部長。
- ○企画総務部長(山岸伸雄) 災害起きたとき避難所を設定するというのは、これは当たり前の話でございますので、そういう面で災害起きたら、その規模に応じて、あと被災場所に応じて職員を配置するということになります。今、うちの課長が申し上げたのは、防災計画において本町における最大規模の被害状況があったときの人数を申し上げておりまして、繰り返しになりますけれども、地震については66と言いましたけれども、最大で言うと64人の職員がそちらのほうに配置になると。それを

ベースにするというのは当然でございまして、それから、業務をどのようにその 64 人がいない中において、どういうふうに業務を今度割り当てていくのかという話になってきます。問題は、業務の数ではなく、その時間によって職員というのは、やっぱり参集してくると。参集してくる人数と業務の量、そして避難所に配置されている職員の数、それらを、3つをどういうふうに有機的に、合理的に配置し、業務をつくっていかなければならないかと、そこに今大変労力を要しておりまして、今後、一時的にはもう全部こういうふうに避難シートを作って、もう出来上がってるのですけれども、その結果を見ると、今申し上げた 64 人なんかを配置したときに、業務がなかなか回らないだろうと。それで、もう一度やっぱり整理が必要だなと。それが、整理が必要と言ったところがばらつきという表現で町長のほうから答弁があったということでございまして、今後は、そういう整理をするのに当たって、担当課だけではこれできませんので、やっぱり各課のヒアリングだとか、そういうのを通じて確定していきたいということでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 分かりました。ただ、これはこの避難所の配置職員というのは、いかなる状況であってもこれは優先的にやらなければいけないということは、これ確かなことでございますので、BCP、完全な形で最終的には、配置職員こうですよという部分は分かるのですけれども、この避難所の部分に関しては、早急にこれ練っていただきたいと、そういうふうに思ってございます。

次に移らせていただきますけれども、代替の庁舎の特定についてでございますけれども、不測の事態に備えて、先ほども申し上げましたけれども、備えとして複数の公共施設を候補として代替庁舎を検討する考えであるというふうに以前答弁されて、町長答弁されましたけれども、この代替庁舎の特定については現在のところでは、どのように考えているのかお伺いします。

- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) 代替庁舎につきましては、まず一つ考えるのは、本庁舎、札内、それから忠類、3つの大きな庁舎がございます。当然こういった災害起きたときに、3つとも何かもう被害があってということをまず想定するかどうかということなのですが、現在のいわゆる耐震、一定の免震構造であったり、耐震構造が図られてるというところでは、これら3つの庁舎が一遍に何か起こるというようなことは現実的には想定されにくいという前提に立ったときには、当然その3つの中の1つが大きな被害があったとなれば、残りの2つの庁舎、あるいは場合によっては一つの庁舎、そういったところが代替の大きな拠点施設ということになるかと思います。

さらに、いわゆる3つとも何かあったときには、他の公共施設、いわゆる町民会館であったり、トレーニングセンターであったり、スポーツセンターであったり、あるいはコミセンであったりと、いわゆるそのときの、いわゆる使える公共施設を一つの拠点として考えなければいけないというところで、現段階においては、しっかりとしたこのどこをまずという優先順位をつけた中での調整というのは、まだ検討中でございます。

- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) まず私もこの庁舎が被災するということは想定していないのですけれども、ただ そのどんなことが起きるか分からないと。地震以外にも火災等考えられますし、今回、新型コロナウ イルスの感染によって、この消毒等を考えなければいけなくなったときに、これ庁舎の代替も考えな ければいけないのかなという考えがございます。大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続 の手続の中には、やはり本庁舎が使用不可能となった場合でも、執務場所となる代替庁舎を定めることが必要だということが書いてございまして、地震による建物損害以外の理由で庁舎が使用できなく なる場合もというところで、書いてございます。

また、今回、音更町でも大規模災害の BCP が策定されたということで、新聞報道で出されました。 6月の2日に報道で出されたのですけれども、音更町の場合でも代替庁舎については記載がございま す。本庁舎が使用できなかったときには、3番目まで順位をつけて施設名称、例えば音更町であれば、 音更町総合福祉センター、2番目、音更町総合体育館、3番目、音更消防庁舎と、代替庁舎について 明記されてございます。ただ、これもやはり難しい部分があるということで、課題と対策として、課題として災害規定には、幕別町の災害対策本部規定には、代替庁舎の特定及び順位が示されてないとか、個室になっている一部の部屋で書庫やロッカー等の転倒、落下により入り口が開かなくなる可能性があるとか、こういう課題が列記してございます。

本町においても、やはりある程度の庁舎の代替庁舎についても想定すべきだと考えますけれども、 先ほどの答弁では、町民会館というのは、本庁舎よりも古いわけで、可能性としては大分低くなるか なと思うのですけれども、本町については、ここの庁舎が一番と思うのですけれども、やはり頭ひね って考えていただきたいなというふうに思ってございます。

次に、バックアップすべき重要なデータでございますけれども、庁舎の免震構造に加え、戸籍、住基、総合行政システムデータは毎日バックアップされているということでございました。けれども、自治体クラウドも検討されたという経緯がございまして、自治体クラウドの構築によって、遠隔地においてデータを保護することで、非常時においても業務を継続し、住民へのサービスを維持することが期待できる次回の総合行革情報システムの更新に向けて、クラウド化による経費負担の軽減や一対策の強化について、調査研究すると。これは平成28年度からの計画で、28年度は計画の実施はございませんけれども、29年度に検討されてございます。そのときに、後年次に実施の予定の場合のその理由と検討経過ということで、次回の総合行政情報システムの更新、平成31年度更新、平成32年度稼働開始に向けて、クラウド化による経費負担の軽減やセキュリティー対策の強化について、自町式との比較検討及び調査研究を行うというふうにされてございますけれども、この比較、遠隔地でのデータ保護、セキュリティーの効果についてこれは必要ではないかなというふうに考えるのですけれども、この点についてお伺いします。

- ○議長(寺林俊幸) 企画総務部長。
- ○企画総務部長(山岸伸雄) 自治体の情報のクラウド化ということでございますけれども、議員おっしゃったとおり、私どもも去年システムを入れ替えております。その際に、今お話あったとおり、内部でクラウド化の検討もさせていただきました。結論で言えば、コストに見合うものが得られなかったということが最終的な結論でございます。クラウド化と言いましても、どこかにそのデータを送らなければならないという、その基地が設けられます。検討した中では、十勝で被災、仮に大地震などがあったときに、十勝にクラウドを置いても、これは一蓮托生で駄目になる可能性があるので、例えば比較的地震が少ない道央圏に置くと仮定して計算しまして、その際にそこまでの通信線が今度、そこに置くとして仮定したときに、そこまでの通信線が災害に本当耐えられるだけの複数線持てるかどうかということも、情報の保守を行う上では大変重要な部分でございます。そこは持てるのですけれども、複数線持つとすると、大変なコストがかかってくるといったところも明らかになったということ、それと、やはり私どもの庁舎、これ免震構造で建てさせていただいておりますので、そういう現実の庁舎の機器類の状況から考えると、その通信する場所を外部に求めるよりは、現段階においては本庁舎において整備したほうが、コスト的に賄いがいいということで、今回31年の入替えのときには、自町方式で従来と同様に本庁舎にシステムを導入したといったところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 分かりました。BCP については、紆余曲折しながら今年中につくるという回答は得てございます。ぜひ早くつくっていただきたいと思いますし、この業務継続計画を策定するための体制としまして、先ほどの地方公共団体の業務継続の手続の中には、業務継続計画の策定に当たっては、全庁に関わるプロジェクトになるため、災害時に責任を負う首長自らが、リーダーシップを発揮し、取り組まなければうまくいかない、これは非常時優先業務の整理や必要資源の分配等を検討する際には、部門を越えた優先順位等の合意形成が必要となるためであるというふうに記載されてございます。このことについて町長一言ございましたら、よろしくお願いします。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長 (飯田晴義) 職員は鋭意努力してやってきた結果として、残念ながら策定に至ってないという

ことであります。しかしながら、いつまでも先延ばしということにはならないわけでありまして、それこそ職員の総力を挙げてここに、先ほど答弁でも申し上げました年内、年内というか遅くとも年度内に完成をするということを目標に進めてまいりたいというふうに思います。

- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 次に、新型インフルエンザ等業務継続計画について、訓練の実施、職員理解の重要性について質問を移らせていただきます。

新型インフルエンザ等行動計画及び新型インフルエンザ等業務継続計画、幕別町で既に計画されてございますけれども、この継続計画の中にはやはり質問でありました訓練等の実施、新型インフルエンザ発生時に全ての職員が的確に行動するために、新型インフルエンザ等に関する基礎知識や感染防止対策の内容、業務継続の重要性等を正しく理解しておくことが不可欠であるというふうに明記されてございまして、また新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練等を実施し、業務継続計画やマニュアルその他の対応方法の実行性を確認するというふうに記載されてございます。

また、この計画の見直し等についても、ウイルスの病原性や感染力等様々であり、発生時の状況についても流動的な点が多いことから、常に最新情報の収集に努め、新たな知見や国や北海道の町の行動計画にも見直しがされた場合には、必要に応じて業務継続計画を見直すというふうに明記してございます。平成28年7月に改訂されて、インフルエンザ等行動計画は平成27年2月策定でございますけれども、その間答弁では防災計画及び町のBCPが策定した折に訓練等行うという答弁でございましたけれども、期間がありましたことから、その間なぜ訓練できなかったかの理由について、一点お伺いしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 保健課長。
- ○保健課長(金田一宏美) この計画につきましては、議員がおっしゃられましたように、28年7月に 改訂をしております。その中で、訓練をするということになっておりましたが、なかなか中の業務を 止めるということも難しいこともありますし、具体的に効果的な訓練の手法というものも、検討して きてはいるのですけれども、なかなか効果的な方法というのに探り当てられなかったということもご ざいます。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) なかなかこれ担当者等お替わりになったばっかりで、これ質問は苦しいのかなと は思うのですけれども、インフルエンザ等の業務継続計画を策定しているところでは、具体的に訓練 の例と記載されているところがございます。例えば、手洗い、うがい、せきエチケット、正しいマスクの装着方法の予防策の訓練、発症者が出た場合の対応訓練、業務縮小・停止等の対応訓練、安否訓練、情報提供訓練等、この業務継続計画の中に記載されてございます。本町における BCP には、これの記載がないわけでございます。それで、今回のこの新型コロナウイルス感染症によって、この町のインフルエンザ等 BCP も見直すことが、早急に見直すことが必要ではないかなというふうに感じておりますけれども、その辺の考え方についてお伺いいたします。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) ただいまの業務継続計画の見直しの関係でございますが、28年につくった段階と今コロナのウイルスの関係での状況の中で、大きく変わってきている部分はあるというふうに認識しております。これは、国においてまた道においても、この業務継続計画の見直しがなされるものというふうに思っております。それらを注視しながら、うちの町の業務継続計画見直してまいりたいと思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 分かりました。これ新型インフルエンザ等 BCP と次の新型コロナウイルス感染症 における業務継続の対応状況については、これ重複する部分がありまして、このインフルエンザ BCP の答弁中にありましたテレワークということについて、1点お伺いしたいと思います。

今回、補正予算でテレワークの環境整備事業に 1,697 万円計上されてございますけれども、これテレワークというのはいつからの運用を計画されているのか、またテレビ会議、本町以外の職員のサテライトオフィス、この構想について、どのような形を想定しておられるのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤勝博) 在宅勤務いわゆるテレワークなのですけれども、先の補正予算の議決をいただきまして、今後早急に補正予算で議決をいただきました機器類の整備に努めてまいりたいと考えております。時期については、早急にとは思っておりますけれども、このコロナの影響もありまして、なかなか機器類が思う時間、早急に入ってくるかどうかというところも危惧しているものですから、まず遅くても年内に何とか機器を整備したいという中で、その間に実際に在宅勤務、あるいはそのサテライトオフィスということで、いわゆる三密を回避するための体制づくりについて、どういう形で運用していくかということを並行して協議しながら、機器類が整備された段階で早急に体制ができるようにというところで、今現在は考えているところです。
- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) 補正予算のところで説明がありましたけれども、テレワークというのは、今回、新型コロナ感染症において、テレビ等で企業が行っている様子等いろいろ情報で知っているところでございますけれども、これ果たして行政でこれテレワークというのが、どのような形で、まず必要なのか、企業の場合は、何日間とか1週間、1か月単位で仕事をすることを想定された上でのテレワークという形になるのですけれども、行政の場合あまりそういうことは想定できないのかなというふうに思ってございます。私の考えでございますけれども、それとやはりセキュリティー対策はこれは難しいものがあるのではないかと。これからの運用方法になるという答弁でございましたので、これは慎重に運用していただきたい。

それと1点、このテレビ会議等なのですけれども、従来から私、この本庁、札内支所、忠類総合支所とある中で、この距離的問題で会議等で本庁に集まって、時間が、無駄な時間とは言いませんけれども、忠類の場合往復1時間かかってしまうと。それで、30分の会議で行って帰ってくるというような形では、これ非効率だというふうに思ってたのです。今回このコロナに関して、こういう予算がついたということで、コロナの感染症対策だけではなくて、これからの会議の形としてこのテレワークあるいはサテライト会議、テレビ会議、これ有効利用していただきたいと思うのですけれども、その辺の考え方、町長どういうふうに考えておられるかお聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 企画総務部長。
- ○企画総務部長(山岸伸雄) テレビ会議の関係ですけれども、今、議員おっしゃったとおり、私ども 庁舎が大きく3つございますので、それらを結んで会議を開くような考え方を今後持っていきたいな と、今おっしゃったように、忠類から往復しますとほぼ2時間かかってしまうと。例えば庁議をそう いうので開いてみたりだとか、ちょっとした打合せ会議でしたら、それに乗せてやってもらうという 行政内部的なそういう使い方は当然あるかと思います。

ただ、私どもがもう一点なのですけれども、住民対応にも使えるだろうというふうに考えております。例えば、忠類だとか札内なんかにご相談しに来たとき、お客さんが、町民の方がご相談しに来たときに、どうしてもフェイス・トゥ・フェイスで、こういう書類が届いただとか、こういうふうな思いあるのだよというのを顔と顔を見合わせてお互いにしゃべることによって、意志の疎通もうまくいくのではないかなとか、あと書類の点検だとか、そういうのにも使えるのではないかと、日常的な業務にもこのシステムは使えるだろうなということで今考えているところでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 藤谷議員。
- ○4番(藤谷謹至) ぜひこれは有効利用していただきたいと、行政のみならず住民の対応にも使いたいと、やはり町全体でこれを運用していただけるとなおさらいいと思うのです。例えば、いろんな会議ございますけれども、それぞれの支所で会議を行う、そういうふうなことができたらすごくうれしいなというふうに思っています。

以上で、質問終わらせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。 この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:10 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

- ○7番(岡本眞利子) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
 - 1、GIGA スクール構想の実現に向けての取組。

新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休校に伴い、パソコンなどの情報通信技術(ICT)を活用したオンライン授業が注目される一方で、そうした機器や通信環境を持たない家庭への対応が課題となっております。

GIGA スクール構想は、全国の小中学生一人ひとりにパソコンやタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを構築する計画です。

現在では、ICT は仕事や家庭などの社会のあらゆる場面において、日常的に活用され生産性や利便性の向上に寄与していることからも、学校教育への導入が「多様な子どもたちを誰一人も取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与するもの」「特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるもの」と期待を持てます。

そこで以下の点について伺います。

- ①本町における小中学校の通信環境の整備状況と今後の整備計画について。
- ②国が掲げる導入スケジュールに対応可能なのか、また、使用開始予定は。
- ③教員用のパソコンの整備は。
- ④電子黒板の拡充については。
- ⑤情報モラル、有害情報対策にどのように取り組むのか。
- 2、就職氷河期世代の支援について。

現在 30 代半ばから 40 代半ばとなっている、いわゆる就職氷河期世代はバブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったため、希望する就職ができず、不安定な仕事に就いている人や無業の状態にある人、さらには、ひきこもりの状態にある人など、様々な課題に直面している人が国では 100 万人いると見込んでおります。

こうした中、昨年、国は就職氷河期世代支援プログラムを発表しております。主に 40 歳未満の若者 の就職支援を行う地域若者サポートステーション等のアウトリーチ機能の強化、そして企業に対して 行われる各種助成金の見直し等を 3 年間で集中的に取り組むことにより、就職氷河期世代への正規雇 用を 30 万人増やすことを目指すとしています。

就職氷河期世代への支援は支援対象者の高年齢化が進行していることから早急に取り組むべきであると考えます。

以下について伺います。

- ①支援対象者の実態把握やニーズ調査などの状況は。
- ②就職氷河期世代からの相談件数、対応状況は。
- ③アウトリーチ型支援強化につなげる地域としての支援体制は。
- ④新型コロナウイルス感染拡大で労働環境が厳しい状況になった方の把握及び相談の状況は。 以上であります。
- ○議長(寺林俊幸) 菅野教育長。

○教育長(菅野勇次) 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、 答弁させていただきます。

「GIGAスクール構想の実現に向けての取組」についてであります。

GIGA スクール構想につきましては、Society (ソサエティ) 5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、児童生徒向けの1人1台学習端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想で、誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別最適化され、独創性を育む教育 ICT 環境の実現に向けた構想であります。

こうした背景から、国においては、昨年12月、本年度から計画的に小中学校のICT環境の整備を促進するため、交付金事業を活用しながら児童生徒1人1台の学習用端末を令和5年度までに整備することに加え、端末導入に伴う校内の通信環境について、本年度中までに整備する方向性を示したところであります。

本町においても現在、1人1台の学習用端末を導入するため、クラス全員が一度にアクセスしても利用できる通信環境の整備を進めておりますが、本年度に入り、国は「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」として、臨時休業等に対応するため、年度内に全ての小中学校で端末整備を実施することや、家庭でもつながる通信環境の早期整備など、ICT の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するよう求めているところであります。

ご質問の1点目、「本町における小・中学校の通信環境の整備状況と今後の整備計画について」と 2点目、「国が掲げる導入スケジュールに対応は可能か、また、使用開始予定は」については関連が ありますので、併せて答弁させていただきます。

本町では、平成27年10月に「幕別町学校ICT環境整備計画」を策定し、28年度から3年間において小学校では実物投影機及び表示用機器の設置、中学校ではタブレット及び大型テレビの導入を行い、各普通教室内での無線LAN環境整備を計画的に取り組み、30年度をもって整備が完了いたしました。

今後の GIGA スクール構想実現に向けた整備計画についてでありますが、6月12日から全ての学校で校内通信ネットワーク環境整備工事を開始し、来年2月15日までに完了する予定で進めており、この工事により校内無線 LAN とインターネットへのアクセス環境が整備され、1人1台の端末を前提とした高速大容量の通信ネットワーク環境が形成されることとなります。

当初のGIGAスクール構想の実現ロードマップでは、国の令和元年度補正予算において小学5年生、6年生及び中学1年生に対し1人1台の端末整備と通信ネットワーク環境の整備を行い、4年間で段階的に全ての小中学生に1人1台の端末整備を行う計画でありました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、休業が長期化し教育課程の実施に 支障が生じるなどの緊急事態においても、ICT の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するよう計画を前倒しし、本年度中に整備するよう見直しがなされたところであります。

また、当初、国では各都道府県による共同調達を推奨しておりましたが、北海道においては、共同 調達方法を採用することで早期の整備が困難になるため、各市町村で整備を進めるよう5月14日に通 知がありましたことから、本町におきましては、端末等に関する情報収集を行い、本年度中の端末導 入、来年度からの使用開始を目指し進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「教員用パソコンの整備は」についてであります。

本町におきましては、平成 21 年度に学校情報通信技術環境整備事業を活用して全ての小中学校の教職員に校務用パソコンを 1 台ずつ配置し、25 年度に WindowsXP のサポート終了に対応するため、Windows7 へのアップグレードを行っております。

教職員用のパソコン更新については、児童生徒用パソコンと同様に購入後6年経過を目安として更新することとしておりますが、平成25年度にWindows0Sのサポート終了による0Sアップグレードを行っていることから、29年度に札内南小学校ほか3校で114台、30年度に幕別小学校ほか8校で114

台、令和元年度に白人小学校ほか3校で90台を更新及び購入により整備を行っております。

今後におきましても、教職員用パソコンについては、計画的にパソコン更新を行うことにより、教職員一人ひとりの最適な環境整備を目指してまいります。

ご質問の4点目、「電子黒板の拡充について」であります。

電子黒板につきましては、資料や写真などパソコン画面の拡大表示に加え、電子ペンや指によって描いた文字や図形などを電子的に変換し、自在に描いたり消すことができる機能を備えたものであります。

本町におきましては、平成21年度に学校情報通信技術環境整備事業を活用して各校に1台から2台の電子黒板を配置し、一部の小学校では学校配分予算によるデジタル教科書を活用した取組を行ってまいりました。

その後、平成27年10月に策定いたしました「幕別町学校ICT環境整備計画」に基づき、30年度までに大型掲示装置として50インチの大型テレビを配置するとともに、大型テレビに様々なものを映し出すことができ、持ち運びが可能な実物投影機を導入し、加えて、普通教室でもICT機器を活用した授業を展開するためのタブレット端末についても整備を進めてきたところであります。

大型テレビにつきましては、各学校に整備しているタブレット端末や校務用のノートパソコンを接続させることにより、電子黒板と同様の機能が発揮できることから、今後におきましては、大型テレビを活用していくよう考えております。

ご質問の5点目、「情報モラル、有害情報対策にどのように取り組むのか」についてであります。 インターネットや SNS 等が急速に普及し、スマートフォン等の利用者も低年齢化する中、児童生徒が SNS 等を介した事件等に巻き込まれないようにするためには、利用に伴う危険性などを児童生徒にしっかり理解させるとともに、保護者に対しても「情報モラル教育啓発リーフレット」の配布などにより啓発を行い、学校と家庭が連携して取組を進めることが重要であると考えております。

学習指導要領では、情報活用能力など学習の基盤となる資質や能力を育成するため、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされており、各学校では、例えば道徳の時間などに、インターネットの適切な活用の仕方や情報モラルの指導と合わせて、個人情報の流出や有害情報の閲覧、SNSを使った犯罪などインターネットの危険性について、児童生徒の発達段階に応じた指導に取り組んでいるところであります。

これからの情報社会においては、情報が瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくないことから、今後におきましても、各教科の指導や地域・家庭との連携を図りつつ、情報モラル等を身につけられるよう努めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「就職氷河期世代の支援について」であります。

就職氷河期世代は、おおむね平成5年から16年に学校卒業期を迎えた世代で、本年4月1日現在において大卒おおむね38歳から49歳、高卒でおおむね34歳から45歳と言われており、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には希望する就職ができず、不安定な仕事に就いていたり、無職の状態にあるなど様々な課題に直面している方がいるとされております。

国は、就職氷河期世代を支援するため、昨年6月に「就職氷河期世代支援プログラム」を、12月には「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」を取りまとめ、希望する就業とのギャップや実社会での経験不足、年齢の上昇など就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々の状況に応じた支援により、就職氷河期世代の方が正規雇用化等を通じ活躍の場を広げられるように、令和2年度から3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出しました。

これにより、就職氷河期世代を対象とした専門窓口を、全国に79か所設置したところでありますが、

道内では札幌市内の「札幌わかものハローワーク」内に1か所設置されております。

このため、国は、全国 177 か所に設置した「地域若者サポートステーション」通称「サポステ」でありますが、の支援対象者の年齢を従来の「40 歳未満」から「50 歳未満」まで拡大するとともに、就職へのステップとして、相談や就労体験、面接指導など総合的な支援を行っており、十勝においては帯広市のエスタ帯広内に「おびひろ若者サポートステーション」が設置され、キャリアコンサルタントなどの専門職員を配置し対応に努めているとお聞きいたしております。

ご質問の1点目、「支援対象者の実態把握やニーズ調査などの状況は」についてであります。

本町では、就職氷河期世代に特化した実態調査やニーズ調査は行っておりませんが、本年1月に実施した事業所雇用実態調査においては、町内の調査対象企業585社のうち回答のあった218社において、全従業員3,724名のうち、35歳から49歳の従業員は1,177名、このうち、正規雇用以外のパート職員や派遣職員等非正規雇用は427名、率にして36.3%を占めており、若年労働者に該当する15歳から34歳における非正規雇用の割合の33.1%と比較しても大きな差異は見られないと考えますが、その傾向は、ハローワーク帯広の求職者の状況においても同様の結果となっております。

ご質問の2点目、「就職氷河期世代からの相談件数、対応状況は」についてであります。

町では、これまでも様々な雇用相談を受けておりますが、いわゆる就職氷河期世代からの相談は現在まで受けておりません。

また、「おびひろ若者サポートステーション」において、本年度、これまでに 17 件の相談がありましたが、その中に幕別町在住の方はいないとお聞きしております。

国は、各ハローワークにおける就職氷河期世代を対象とした窓口を設置するとともに、事業者が、 ハローワークに求人申込みをする際に、就職氷河期世代に限り年齢を限定した求人等を可能としたと ころであります。

また、「おびひろ若者サポートステーション」では、専門職で構成されるチームによる個別支援、 民間委託による教育訓練の案内、活用できる助成金の案内など総合的なサポートを行っておりますこ とから、町といたしましても、ハローワークやサポートステーションとの連携を密にしながら「幕別 町お仕事紹介所」での対応に努めてまいります。

ご質問の3点目、「アウトリーチ型支援強化につなげる地域としての支援体制は」についてであります。

無職状態の方は、「何事にも自信を持てない」など心理的な葛藤を抱えている可能性があり、個々の状況に合わせた丁寧な支援が求められますことから、担当者が自宅へ訪問し、相談や支援を行う、いわゆるアウトリーチ型支援が重要であると考えております。

町では、生活困窮者をはじめとする就職氷河期世代の不安定就労者も含めた相談に対し、「おびひろ若者サポートステーション」や「とかち生活あんしんセンター」などの専門的支援機関の紹介や就労支援の情報提供を行うほか、相談者の事情により必要に応じて福祉課担当職員が自宅訪問による相談支援を行っております。

また、平成31年4月から障がい者就労発達支援コーディネーターを配置し、課題を抱え就労先でトラブルや困難に直面した方や様々な事情により長期間働いていない方などの相談や、必要に応じて手続等の同行支援を行うなど、きめ細かなサポートに努めているところであります。

ご質問の4点目、「新型コロナウイルス感染拡大で労働環境が厳しい状況になった方の把握及び相談の状況は」についてであります。

町では、4月9日に新型コロナウイルス感染症に対する相談支援体制強化のため、生活困窮や雇用・中小企業の資金繰りなどに関して、住民福祉部福祉課に「生活相談窓口」、経済部商工観光課に「事業者相談窓口」を設置したところであり、これまでの相談件数は、「生活相談窓口」における相談が4件、「事業者相談窓口」における雇用相談が3件あり、社会福祉協議会が受付窓口になります緊急小口資金等生活福祉資金貸付制度の紹介や町内事業所への就職紹介等を行ってきたところであります。

なお、社会福祉協議会における申請受付状況でありますが、3月から6月19日受付分で緊急小口資金特例貸付の申請件数46件のうち決定件数は44件、770万円、総合支援資金特例貸付の申請件数6件のうち決定件数は3件、133万5,000円、このうち失業者に対する貸付けは緊急小口で3件、総合支援で1件の、実人数は3人で、申請の際には雇用や生活に関わる相談窓口等の情報提供をしていただいております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、就職氷河期世代だけでなく幅広い年代で求職者が増えている状況にありますことから、全ての年代の求職者に対してきめ細かな対応をするよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) では、再質問をさせていただきます。

昨日、また今日午前ということで、いろいろな質問が出ておりますので、それぞれ重ならないよう に気をつけながら質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、学校が再開をされましたが、まだ以前のような生活に戻ったわけではありません。新しい生活様式ということで、大人の私たちをはじめ、児童生徒にも戸惑いはあるのかと思います。新型コロナウイルス感染症との戦いは長期戦が予想されていることから、児童生徒の学びの保障を加速させることが必要と考えますことから、順次質問をさせていただきます。

まず1点目の本町における小中学校の通信環境の整備と今後の整備計画というところでございますが、文部科学省は昨年12月にGIGAスクール構想を打ち出し、2023年までに全ての小中学校、高校、特別支援学校で、児童生徒に学習用端末と校内ネットワーク環境を整備することを目指していましたが、今回の新型コロナウイルスの影響が深刻化し、国の緊急経済対策の中で、GIGAスクール構想の前倒しを発表したところであります。そこで、本町としても全ての学校、14校の校内通信ネットワークの環境整備がされることとなり、まず一段落したのではないか、一段落しクリアされたのではないかと感じるところであります。そこで、GIGAスクール構想の評価について、我が教育委員会としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) GIGA スクール構想なのですけれども、議員が冒頭お話ししたように、全ての児童生徒誰一人とり残すことのないような学びの創造性を育むことを目的としているという、そういった背景からこの構想に基づいて機器を整備という形でありますが、委員会としてはこうした時代の流れから、今後の機器の整備も含めて進めていく中で、今回のこういったコロナの臨時休業といった部分で、これは後からついてきた部分ではありますけれども、あるいは不登校ですとか、先ほど小田議員からもご質問あったとおり、そういった学校に来られないような児童生徒の対応等も含めた中で、こういった動きになってるのかなと認識しているところであり、今後この整備につきましては、委員会としても早急に進めていくような形になるのかなというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 校内通信ネットワークの環境が、完了はしても、児童生徒に1人1台の端末の整備については、国が打ち出したのでありますので、進めなくてはならないのですが、幕別町教育委員会としては、この1人1台の端末ということはどのように考えておられるか、お聞きします。
- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 先ほどとちょっと関連いたしますけれども、一人ひとりがタブレットを持って、端末も持って学習に臨んでいくという姿につきましては、これは先ほどと同じように時代の流れということもあるのと同時に、例えばオンラインだとか、そういった形になった場合も当然、そういった形で1台ずつ持った中で対応しなければ、学習の学びというのは向上できないのかなというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) うちの町では、本年度中の端末導入ということで考えていられるということでありますが、これは国が打ち出したものですから、全国一斉に整備をされるわけでありますので、その時点で導入は、端末の導入は考えているということでありますが、その時点で間に合うのでしょうか。オンライン授業がこれだけ需要が高まり、端末が学校に回らない恐れがあるということも、文科省では言っているところでありまして、端末購入をするには、今回のこのコロナの影響で端末の安定生産、供給が難しい状態であるので、できるだけ早急に購入をしていただきたいという文科省のほうで通達をしているようですけれども、今のこの時点で、うちの町の子どもたちのは間に合うのかなという心配するところがあるのですが、その点はいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 現時点で申し上げますと、今、議員がおっしゃったように、これ北海道もそうなのですけれども、端末の導入という部分につきましては、相当な台数が見込まれるということで、果たしてそれが確実に導入されるかどうかというのは、実際に所定の手続、例えば入札ですとか、そういった形の中で、果たして入るかどうかというのは、今後その辺については、今現在進めているところでありますが、年度内の整備に向けて今進めているといった状況でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 一番、我が町の子どもたちに、子どもたちがそろわないというようなところがないのかなというところが一番心配でありまして、またたくさんの量を購入するわけですので、安価にこれ調達ができるのかなという心配もあります。また、この GIGA スクール構想に対しましても、これは管内同じような条件だと思うのです。うちの町だけができないとか、遅いとかっていうことにはならないと思うのですが、今朝の一般紙にもこれ出てましたけれども、鹿追中でもう既に6月1日から授業開始の後も、オンライン学習を継続しているということであります。というところは、もう既にこういう準備がさらにしていたからこのコロナが発生したときでも、このように授業ができたのではないかなと思うのですが、そもそも考えますと、この GIGA スクール構想は、2018 年から5年間の計画ということで、国からは出されたわけでありますので、それ、その前まではその準備がされていなかったっていうのが、うちの町の遅いところではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 答弁でも申し上げましたように、うちの町におきましては、例えば小学校であれば、小中ともに大型テレビ、それに実物投影機、中学校におきましてはタブレット、学校によっては一部タブレットを導入しているところではありますが、今回この整備につきましては、今ご指摘のあった、ちょっと遅いのではないかという話でありましたが、ようやく30年度で一旦整備が終わった段階で、これからという部分で国のほうでも急遽今お話のあったように、12月にこういった発表があり、その後年明けてから、追いかけて前倒しで全て実施をするようにということで、確かにこれは学びの保障の整備ということがありますが、一番はこれ財源的にそういった部分での国の交付金を活用した中で整備しなさいというような内容もありまして、実際うちの町としては決して全く整備してないというわけではなくて、整備計画に基づいて実施した、ただこういった状況の流れの中で、今後、1人1台の端末を整備しなければいけないといった状況に至ってると考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 本当に一つの大きな事業をするということは、大変お金がかかることで、補助金や何かの関係からなかなか難しい場面もあるかと思います。昨日の質問などでもありましたが、やはりこの町の中で社会経済的に厳しい家庭でインターネットの環境がそろわない、そういう家庭も多々あるということでありますが、お金のかからないところからまずそういう調査もされながらということで、昨日の答弁でもありましたね、調査は一応しているのだと、その集計がまだ出ないのだということで、お答えはいただきましたが、これはお金がかかることではないので、いつどのようなタ

イミングで、どのような手法で調査が行われたのかお聞きいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) ICT の環境に伴いまして、各家庭に調査をしてございます。5月の末でございます。児童生徒1人1枚調査表をお渡しいたしまして、各家庭にまずインターネットを使っているかどうかですとか、使っている場合に端末はどういったものを使っているか、スマートフォンなのかタブレットなのか、通信に伴いまして、Wi-Fi なのか、上限がある通信料なのか、そういったこと、あとは今後インターネットを使っていく予定があるのか、そういったことを調査したところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 5月の末に調査をされたということですけれども、これ、いつ集計が出るのでしょうか。これ総務省の調べでは、インターネットを利用している世帯は、全世帯の約8割、携帯、スマホなどモバイル端末保有率は約95%、パソコンは7割を超えているということで、低所得世帯ではインターネット利用率が大変低いのですが、年収200万円以下では5割強だということで、このような資料も出ております。それと、さほどうちの町も変わりはないのではないかなと私は感じるところでありまして、集計が出たからどうだではないのですけれども、こういうものもきちっともう出ているわけでありますので、それを踏まえながら整備をしていくのもありかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 今、集計中でございまして、今月には大方の方向性が見えてくるのかな、 集計結果が出てくるかというところを見込んでございます。そういった中で、議員おっしゃるように、 何がうちの町では足りないのか、どういったものが必要なのかというところを、そのアンケートから 内容精査いたしまして、うちの町では何が必要なのかというところを捉えて、今後に向けて整備のほ う進めていきたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

新型コロナウイルスも終息するわけではありませんので、また災害感染などの発生といったときもあったりということも想定できますので、今後、緊急な臨時休業などに備えながら、児童生徒が端末を持ち帰る、貸与することも考えてもいいのではないかと思います。それによって、オンライン授業なども、学習などもできることになると思います。昨日の答弁の中でもありましたが、マイクとかカメラ等の機材の整備が必要だということで、ご答弁ありましたが、そういうのを分かっている段階で早急に準備をするべきではないでしょうか。いかがですか。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) オンライン授業に伴いまして、カメラですとかマイク必要なものを今精査しておりまして、これにつきましてはやはり予算が伴うものでございます。そういったものにつきましては、町に対して予算要求をしながら、事業のほう進めていきたいと考えているところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) もちろんそうですね、何か買うということは予算が必要になるわけですけれども、これも新型コロナウイルスのマスクと同じだと、私は思います。やはりマスクをみんなが探したときは全然なくて、今もうマスクが余ってきてますよね。それと同じだと思うのです。ですから、やはり必要なものを、絶対はこれは使うものでありますので、それを考えたらすぐ予算要求をいたしまして、町長の返事をいただき、ぜひとも早急にそろえていただき、オンライン授業、またそのような授業に備えていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

次に、教員用のパソコンの整備ということでありますが、教員用のパソコンでありますが、もちろん子どもたちのパソコンの準備ということも大変重要ではありますが、先生の、教師のパソコンもし

っかりとやっぱり整備をしていかなければいけないというふうに感じるところであります。また、その中で、いろいろな大型提示装置、実物投影機の設置などもされているようでありますが、これを先生が、教師が実用できるようにされているのか、全ての先生が実用ができるようにされているのか、お伺いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 学校には、タブレットですとか大型テレビを配置をいたしまして、各先生方とちらのほうを活用しながら授業行っている現状もございます。学校には、やっぱりその辺のところ詳しい先生方もいらっしゃいます。そういった方々の、いろんな校内の中でも、そういった分かっている先生から教えてもらったりということもありますし、それ以外に ICT の関係で研修センターなどでは研修も行っております。そういったのを活用しながら、授業のほうで役立てていきたいというふうに、授業の中で役立てているというところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) すみません、質問がちょっと前後してしまったのですけれども、先生の中でもせっかくパソコンなどを入れてもなかなか ICT が苦手だという先生もいるかと思うのですが、その中で先生の指導体制もしっかりと考えていかなければいけないなと思います。また、ヒアリングも教師からヒアリングなどをすること、また各学校の教員の声、問題点なども吸い上げているのかをお聞きいたします。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 先生方の話は常に聞いておりますし、幕別の教育研究所というところも ございまして、そういったところからも先生方にご意見を聞いたりということもございますので、そ ういったところも活用しながら、進めているところであります。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) ぜひとも、現場の声をしっかりと受け止めて、そしてスムーズにできるようにしていただきたいと思います。また、この GIGA スクールには、GIGA スクールサポーターの人材なども対策を考えているのかお聞きします。国といたしましても、ICT 人材の紹介の窓口も設置をしているということでありますが、我が町としてはいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) おっしゃるように GIGA スクールを進めるに当たりまして、ICT 支援員なども今後活用していきたいというふうに我々は思っているところでございますので、こちらにつきましてもどうしても予算が伴うものですから、そういったものも検討していきたいというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) ぜひともそういうところもしっかりと進めていただきたいと思います。 そして、次に電子黒板なのですけれども、先ほどもちょっと質問が前後しましたけれども、電子黒板ということで、うちの町はもう各学校に1台から2台の電子黒板を配置してありますが、現在ではこの電子黒板は利用はされているのかお聞きいたします。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 電子黒板でございます。答弁にもありました平成21年に各学校に配備を、整備をしてございます。その当時は、パソコンと電子黒板をつないで、画面を大きくして使っておりました。当時は、パソコンはタッチパネルではないので、電子黒板上で必要なところを線を引いたり、丸を書いたりということで活用していた現状でございます。その後、10年ほどたちまして、現在タブレットが普及してきている現状では、タブレットと今配備しました大型テレビをつなぐことによって、タブレットを手元で操作ができますので、例えば必要なところを丸をつける、タブレット上ですね、丸をつければモニターにそれが表示されるというところを使えることですから、電子黒板ではなく大型モニターを整備をしているというところでございます。学校におきましても、電子黒板整備をして

おりますが、大型モニターとして使っているというところもあるというようなことは伺っております。

- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 今、実用されているのはちょっと少ないような状況でありますが、この中でもこのような予算、環境整備事業ということで、予算をかけてこのように整備をしたわけですけれども、今、大型テレビということで、そちらに映して使われるということですが、今後この電子黒板はどのようにされるのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) 今、課長が申し上げたとおり、年数的に電子黒板、これ電子機器なものですから、耐用年数的に言いますと7年、8年ということで、実際に現場でパソコン教室とか、モニターとして使う場合にも、その例えば iPad に接続できないだとか、やっぱりもう古くなって、そういった端子だとかもかなり古いものですから、年数たっているものですから、なかなかそういった部分もあるということで、今申し上げたように代用的には今タブレットと、これからタブレットも各教室に入ってきますし、実際にパソコンもあります。そうした中で、大型テレビを活用した中で切り替えていくというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) これも、電子黒板もそんなに安いものではないと思うのですが、やっぱり年数がたつと電化製品というのはなかなか使い勝手が悪いようなのも分かるのですが、何とか大型ごみにするのではなくて、しっかり何か活用ができるといいかなというふうには考えるところでありますが、これから現代の子どもたちには、1人1台のパソコンという時代になりますので、ちょっと難しいところもあるのかと思いますが、学校のただの備品にはならないように、何とか活用していただきたいと、そういうところにしっかりと頭を働かせていただくのは教育委員会ではないかなと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それでは、最後の情報モラル、有害情報対策ということでご答弁いただきましたが、今の世の中ですから、いろんなことがあるわけでありますので、子どもたちが巻き込まれないように対策をぜひともしていただきたいと思います。この GIGA スクールに関しまして、子どもたちの未来にどれだけお金を投資するかということは、町の手腕が問われるのではないかと私は感じるところであります。ぜひとも積極的にスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、氷河期世代支援についてお伺いいたします。

就職氷河期世代は、中高年のひきこもり年齢とも重なり合うというところもあり、さらに個人には50・80問題という生活が困窮し、貧困に陥る恐れが予想され、国、社会全体にはこの世代が困窮に陥った場合、社会保障費の増大、収入、生活の不安定により結婚、そして出産の数が少なくなり、少子化に拍車がかかることも懸念するところであります。しかし、そこでしっかりとしたニーズを把握することが必要であると私は思いまして、今回のこの質問に至りました。その中で、答弁の中ではニーズの調査を行っていないということでありますが、行っていない理由としてはどのようなことがあるのか、お伺いいたします。

- ○議長(寺林俊幸) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西嶋 慎) ニーズの把握につきましてですが、私どもで国勢調査のもとで労働力調査、実質把握しているところでございます。今年度、国勢調査実施年ということで、5年前の調査に基づくものでございますが、30から34歳、5年前ですので、5歳遡りますが、その中で労働力人口に対する失業率の割合が3.14%で、全年代を通しても3.49%ということで、それほど差異がないと感じているところでございます。

また、我々、施策立案に当たってましては、住民からの要望や問合せ、日常業務の中での問題点を 発覚しながら、その中で現状の把握をして、課題を設けて施策立案という流れで政策立案をしていま す。その中で、商工会や社会福祉協議会、いろんなところで声は聞いているのですけれども、そうい った声が実際に私どもの中では聞いておりませんので、ニーズ調査は行っておりません。 以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) 何か理解が私にはできないのですけれども、とにかく実態が分からなければ対策を打つことができないのではないかなというふうに感じます。現実に即した対策を行うためには、 事実を知ることが必要と私は考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 経済部長。
- ○経済部長(岡田直之) 先ほど、課長からも答弁申し上げましたとおり、その年代に特化した何か問題点ですとか、要望そういったものがあるのでしたら、我々といたしましてもそれはもちろん調査をして、徹底的に現状を把握する中で、課題の解決に導いていくというのが基本でありますけれども、限られた人材の中で、様々な施策を行っております。その中では、施策の効率化ということも求められますので、現状の中では幅広い年代を対象とした雇用対策を行っていくということで、その世代に特化した施策を打たなくても現状では対応できているという認識であります。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) この就職氷河期世代と、私はこのひきこもりもリンクしてくると思うのですが、今まではひきこもりの窓口、うちの町にとってはひきこもりの窓口も特化した窓口はあったのですけれども、そこにということがないと思うのですが、なかなかこの一つの就職でつまずいて、なかなかそこから進んでいかないという方がこの就職氷河期世代だと思うのですが、そういう人たちが、今まではうちの町には相談がなかったということでありますが、ないからいなかったというわけではないのではないかなと思います。全国にもたくさんの人がいるわけであります。まして、国の予算も650億円をかけていくということでありますので、やはりうちの町としても、町独自の就職氷河期世代の支援を考えるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 経済部長。
- ○経済部長(岡田直之) 先ほど議員からもありましたとおり、国においても町長からの答弁にありましたように、プログラムですとか、そういったものを立てながら3年間集中して取り組むということであります。私どもの町にも、道を経由して、この地域氷河期世代支援加速化交付金、これを活用して事業取り組みませんかという紹介もありましたけれども、全国的な事例を見ましても、まだニーズ調査にしても、例えば県単位ですとか、大都市で取組を始めた状況であります。これを、我が町単独で行ったところで、まだ町の雇用体制もありますし、もう少し北海道レベルですとか、広い単位での調査なりが必要だと考えておりますので、我が町といたしましては、もう少し状況を見守りたいなというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 岡本議員。
- ○7番(岡本眞利子) ただいまの答弁ですごく分かりやすかったのですけれども、今回の質問から幕 別町お仕事紹介ということで、事業をまた展開してきたということで、そういうところにもまたつな がっていくのではないかなと思います。また、先ほどいただいた答弁の中でも、福祉課が一人ひとり 訪問をしながら前へ進むようにということで、いろいろな相談に乗り、また手続などをして、きめ細 やかなサポートに努めていくということで答弁いただきましたので、ぜひともそのようにしていただ きたいと思います。また、就職氷河期世代の方たちに即効性のあるリカレント教育の推進なども、町 のほうからも、ぜひとも進めていただきたいと思います。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染防止により、全国でたくさんの経済活動の停滞などで影響が出ておりますが、解雇そして雇い止め、非正規に対しての退職勧告などもあるということでありますが、うちの町はそのようにちょっと対応も細やかにしていくということでございますので、これからもしっかりとしていただきたいと思います。いずれにいたしましても、様々な相談体制が取られたことと思いますが、断らない相談窓口を実現していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長(寺林俊幸) 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

15:08 休憩

15:20 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石川康弘議員の発言を許します。

石川康弘議員。

○1番(石川康弘) 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

防災備蓄計画と人づくりについて。

災害はいつどこで起きるかわかりません。

過去に私たちは、多くの災害を経験してきましたが、そのたびに各地に甚大な被害を与えました。 それに加え、現在私たちが経験をしている新型コロナウイルスに伴う、直接的被害や間接的な経済 被害等も「災害」と捉える必要があると考えます。このような経験から様々な防災対策が講じられて きておりますが、想定外の大災害はいつどこで起きるかわかりません。自然災害を避けることはでき ませんが、備えることはできます。それには、行政と町民が共に協力し合い、災害に強い町をつくる ことが重要であると考えます。

まず、自助として、自分の身は自分で守るという認識を持つことはもちろんのこと、ご近所とのつながりを持ち、お互いが協力し助け合う共助もなくてはなりません。そして、町が担う公助を含め、協力体制の整備が大切です。本町においては、今年度、防災マネージャーが配置されたことは大変心強く期待するところであります。

さらなる防災対策の強化をするためには、防災備蓄と必要な人材育成、また、女性の視点を生かした対策が重要であると考えます。

よって、以下の点について伺います。

- ①第2期幕別町防災備蓄計画はどのような経緯でつくられたのか。
- ②どのような基準で備蓄食料を選定しているのか。
- ③保存期間が残り少ない備蓄食料をどのように活用しているのか。
- ④家庭内備蓄を推奨しているが広報をどのようにしているのか、また、備蓄の現状はどうなっているのか。
 - ⑤子どもから大人までの防災教育と防災に対する人材育成の取組をどのように考えているのか。 以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 石川議員のご質問にお答えいたします。

「防災備蓄計画と人づくりについて」であります。

災害時の被害を最小限に抑えるためには、地域住民による組織的な協力や非常時の備えが極めて重要な役割を果たすものであり、必要最小限の非常食など、家庭内備蓄や地域内備蓄の推奨に加え、行政備蓄として平常時から食料や生活必需品及び避難所運営に必要な資機材を計画的に備蓄しているところであります。

また、平成27年度から地域防災訓練を5か年計画で実施し、災害発生時における的確な避難行動を習得するとともに、自分や家族を守る「自助」の意識と地域の協力となる「共助」の理解を深めるなど、防災活動の意識の醸成に努めてきたところであり、さらに本年4月には、防災・危機管理に対する専門知識や実務経験を有した地域防災マネージャーを採用し、防災知識の普及啓発や防災リーダーの育成、地域防災訓練の促進など地域の防災力の向上を図る体制を強化したところであります。

ご質問の1点目、「第2期幕別町防災備蓄計画の策定経緯は」についてであります。

本町では、従来から不測の事態に備え、必要最小限の非常食や保存水を一定数備蓄していましたが、

平成23年3月に発生した東日本大震災では、被害が広範囲に及びライフラインの寸断や道路、鉄道、空港などのインフラにも甚大な被害が発生し、流通機能の停滞に伴い、流通物資の調達に支障を来すことが判明いたしました。

このため、平成26年5月に修正した幕別町地域防災計画に基づき、今後の備蓄の在り方等に係る基本的な方針を定める「幕別町防災備蓄計画」を27年4月に策定いたしました。

この防災備蓄計画は、自助、共助、公助の考え方を基本に、町民による家庭内備蓄、公区、自主防 災組織等による地域内備蓄、あらかじめ協定を締結した事業所等から調達する流通在庫備蓄のほかに、 町が行う行政備蓄を強化することにより、町民、事業者、行政が一体となり備蓄体制を構築しようと するものであります。

町が行う行政備蓄につきましては、平成26年3月に北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会が報告した十勝の地震被害想定値により、避難所生活者の想定数を6,173人とし食料等の備蓄を進めてまいりましたが、計画期間が本年3月で終了することや、平成30年2月に北海道が公表した地震被害想定値が変更されましたことから、避難所生活者想定数を5,615人に修正し、あわせて、公的備蓄に係るニーズの変化などを踏まえ、令和6年度までを計画期間とする「第2期幕別町防災備蓄計画」を本年3月に策定したところであります。

ご質問の2点目、「備蓄食料の選定基準は」についてであります。

第2期幕別町防災備蓄計画では、避難所生活者想定数 5,615 人分を基本に、自助、共助、公助の考えに基づき避難所における1日分の食料約1万8,600 食と水3,000 リットルを目標に備蓄を進めています

備蓄食料につきましては、一般的な主食である米飯やパンを中心としながら、乳児に必要な粉ミルクや高齢者向けにおかゆなどを選定しておりますが、米飯では、水やお湯を加えて調理するアルファ化米とし、白米のほか、五目ご飯や野菜ピラフ、ドライカレー等、おかずがなくても食べることができる味の異なるものを用意し、不便な避難所生活の中でも食事を楽しめるよう配慮しているところであります。

また、アレルギーをお持ちの方への対応にも配慮し、一部の品目を除き、卵、小麦、そばなどのアレルギー特定原材料を含まない製品を選定するようにしております。

ご質問の3点目、「保存期間が残り少ない備蓄食料の活用方法は」についてであります。

賞味期限の定めがある備蓄食料や飲料水については、賞味期限を考慮の上、在庫管理を行っており、 賞味期限が残り1年未満となったものは、廃棄せずに有効活用を図る観点から、地域の防災訓練や出 前講座等の参加者に試食用として配布しております。

本年度におきましても、アルファ化米 1,549 食をはじめ、飲料水 1,300 本について、各種出前講座や防災教育の教材として学校に配布するなど、食品ロスにならないよう有効に活用することとしております。

ご質問の4点目、「家庭内備蓄に係る広報は、また備蓄の現状は」についてであります。

日頃から防災意識に関心を持っていただくため、各戸に配布いたしております「防災のしおり」や 町ホームページによる情報発信のほか、令和元年9月号から広報紙に防災の特集ページ「防災ナビ」 を設け、毎月、防災に関する様々な情報を掲載し、家庭内備蓄に限らず、町民の皆さんに防災情報の 周知を図っているところであります。

各家庭の備蓄の状況につきましては、協働のまちづくり支援事業交付金などで、非常用持ち出し袋の購入など自主防災組織による家庭の備えも進められており、必要性は一定程度浸透しているものと考えておりますが、今後におきましても、出前講座や地域内での防災訓練など、様々な機会を捉え、家庭内備蓄や地域内備蓄等の必要性について周知を図り、地域の防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「子どもから大人までの防災教育と防災に対する人材育成の取組に対する考えは」 についてであります。 いつ、どこで直面するか分からない様々な災害に対して、命を守る行動をするためには、子どもから高齢者まで、あらゆる世代にわたる防災活動の輪が日常の暮らしの中に広がっていくことが必要と考えております。

このことから、昨年度から地域と学校を対象に一日防災学校を開催し、学校と地域、そして行政が 連携・協力することにより、地域全体の防災力の向上につながり、一人ひとりが自然災害を正しく理 解し、防災・減災行動について自ら考え、判断できる能力の養成を図っているところであります。

また、本年度採用した防災マネージャーの知識と経験を生かし、Do はぐ等を活用した出前講座の開催などによる自主防災組織の設置の働きかけを行うとともに、防災関係機関や災害協定を締結している企業と連携した、より実践的な訓練の実施に向けての提案・コーディネートやサポートなど、参加した地域住民の皆さんが自助・共助・公助という防災の基本の大切さを実感してもらえるよう取組を進めてまいります。

さらに、地域住民の方の中で防災士の資格を有する方が26名、北海道が実施している地域防災マスター認定者が40名登録されておりますことから、こうした方々の協力もいただきながら、地域のリーダー的役割を担う人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、石川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) それでは、再質問させていただきます。

一昨年、ブラックアウト、そして今回コロナウイルス感染症と過去に経験したことがないことが起きております。そのたびに備えることの大切さを痛感するところでございます。

今回もスーパー、ホームセンター、ドラッグストアからティッシュペーパーやトイレットペーパー、あるいは消毒液、マスク等があっという間になくなり、備蓄を行っていない人がかなりの数いるのだろうなというふうに感じたところであります。

また、4月1日には、国連の FAO、食糧農業機関、WHO、世界保健機関、WTO、世界貿易機関は、共同声明でこの食糧の危機を非常に懸念をしておるということが発表されておりました。その上でこの問題については、重く受け止め、備蓄を重要課題として、強化につなげなければいけないというふうに考えております。

私も、できたばかりの第2期幕別町防災備蓄計画を読ませていただきました。1つ目の質問ですけれども、どのような経緯ということでお答えはよく理解することができました。しかし、1つ質問をしたいのは、この計画がどういう、誰が何回ぐらいの会議で何を基にしてこれをつくられたのか、もし分かる範囲でよろしいですから、お答えをいただきたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 防災備蓄計画どのようにつくられたかということでございますが、町長 答弁でもありましたとおり、1 つには、その東日本大震災の災害を受けて、物流が止まってしまうと。 これを受けて、備蓄計画をつくったというのが答弁でもありました。問題はその避難所に逃げてくる 人がどれぐらいになるのかということをまず押さえなければいけない。これは北海道防災会議の中で 十勝断層帯主部の地震、これが発生したときが一番被害が大きくなるというデータが出ておりまして、 それの幕別町においては、新しい数字でいくと 5,615 人。ですので、この避難所に逃げてる人数に備えて、食料、水、それを備蓄するという計画でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) すみません。ちょっと私の質問が悪かったのかもしれませんけれども、多分何回か会議がもたれて、これを作成したと思うのですけれども、これは町職員がつくられたのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 失礼いたしました。そのとおりでございます。町内部のほうで検討して、 必要数を定めて計画に盛り込んだということでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。

○1番(石川康弘) 理解しましたが、私は、質問にも述べましたけれども、その会議に女性がどのぐらい入っていたのか分かりませんけれども、私はこういう計画をするときに職員だけではなく、外部の町民の方も参加していただいてやることが一番町民の方々が防災意識を高める上でもそういう形でつくられていくのが、一番いいのではないかなというふうに感じました。私もちょっと読んでみましたけれども、やはり私が読んでも多少抜けているところがあるかと思うのです。例えば、ペットフードは、最近、ペットを飼っておられる方が非常に多いですね。避難所や何かにそういうペットを連れてくる方もいらっしゃるかと思うのですね。そのときにペットフードの備蓄も必要になってくるのではないかなというふうに感じます。

それから、もう一つは、ここには書かれていないのですけれども、例えば災害が起きて、移動するときに車にガソリンが入ってないで、よくガソリンスタンドが列をなしてしまうという状況も過去にあったかなというふうに思います。私もその経験を踏まえて、車のガソリンが半分になったら、満タンにするように心がけているのですけれども、例えば町の公用車、一番、これ災害が起きたときに必ず車が必要なわけですから、そのときに例えば半分も入ってなかったときに途中で間に合うかどうかという不安を抱きながら運転するよりも、半分になったらもう満タンにするという、そういう習慣を庁舎内にもそういうことが習慣づけられるとそういうこともクリアできるのかなというふうに感じます。これは灯油も一般家庭においては、同じことが言えるのかなと思うのですね。そういうことが意外とこの計画の中には、網羅されていないところがあるのですね。そういう意味から、職員だけではなく、やっぱり実際にその経験しておられる、特に女性の視点からこういうものをつくられるほうがもっとよいものが出来上がってくるのかなというふうに思います。これ5年間ですか。5年間ですね。その間にこういう、私が今お話したようなことが出たときに、修正して、またつくり直すということは、1年ごとでもいいですけれども、そういうふうに改定していくことは考えておられますか。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 5年計画の備蓄計画でございますが、必要に応じて随時修正していく考えでございます。以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) 改定するときに、私、先ほど言ったように、町職員以外の方も外部の方も入れて、 時には専門家を入れることも必要かもしれません。そういうことも考えることはできますか。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 備蓄計画の見直しの関係でございますけれども、先ほど議員の言われていた例えば車のガソリンの考え方とかという部分に関しましては、むしろこの防災のしおりの中で日々の町民の方の防災に対する意識を高めるということのほうが記載している意味合いがあるのかなというふうにも思いますので、防災のしおりの見直しですとか、そのようなときにでも、そのようなご意見を反映できればというふうに思っております。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) 理解しました。ありがとうございます。

それでは、2つ目に行きたいと思いますが、どのような基準で備蓄食料を選定しているのかということですけれども、厚生労働省では、このように言っているのですね。今回のようなパンデミックとなった場合、感染を防ぐために不要不急の外出をしないことが原則です。そこで災害時と同様に万が一に備えて、外出をしなくてもよいだけの最低限2週間程度の食料、日用品等の準備をしておくのがよいと言っておるのですね。地域には、健常者はもちろん、ほかに赤ちゃんだとか、子どもさん、若者からお年寄りまで全世代いらっしゃいます。さらに健康に不安を持つ人たちもいるわけでございます。いわゆる災害弱者と言われる方ですね、そういう方もいらっしゃいます。町では、多分これ3日分の備蓄ですよね、考えてらっしゃるのは。ここには、厚生労働省は、2週間分というふうに言われているのですけれども、かなりの差があるのですけれども、これはどのようにこの差を埋めていくように考えてらっしゃいますか。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 備蓄の数でございますけれども、食料、水につきましては、町の備蓄庫では1日分です。まず、3日間生き延びるように考えておりまして、1日は個人で備蓄する食料。個人には、防災のしおりでは3日分と書いてあります。できれば1週間分。それを個人備蓄が1日分、それともう1日が流通備蓄、お店屋さんですとか、協定を結んでいるところから仕入れる。そして行政備蓄1日分ということで合わせて3日分と考えております。以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- 厚生労働省では、2週間というふうに言っているのですけれども、なかなかその ○1番(石川康弘) 水をためるというのは、非常に至難の業かなというふうに考えますが、私さっき申し上げましたけれ ども、自助のほうに力を入れると、弱者の方もいらっしゃいますので、非常にそれが負担になってい く、そうであってはいけないのだと思うのですね。私たちはやっぱりそういうことからお互いに支え あう社会をつくっていく必要があると思うのですね。そういった意味からもいって、できる人は本当 に2週間ではなく、それ以上できるのであれば備蓄をすることが求められてくるのかなというふうに は思います。多分この3日間では、日本ではそんなにロックダウンとか、そういうことがないですけ れども、でもこれからまた法律が変わって、そういうこともあるかもしれないですね。そういったと きにどのぐらいあればいいのかということを本当に危機感を持って、対策を練っていかなければいけ ないのだと思うのですね。多分、今の3日間だったら、全然足りないと思うのですね。先日の勝毎の 紙面に出ておりましたけれども、そこにも7日から10日ぐらいの備蓄が必要だというふうに書かれて おりました。予算上、非常に厳しい面もあるかなというふうに思うのですけれども、もう少し3日か ら7日、厚生労働省では2週間と言っていますけれども、そのぐらいまで延ばしていく、それは自助、 共助、公助含めて、どのような形でこの2週間という数字にもっていけるのか、考えることができま すか。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 行政が全て2週間分を用意するということではなくて、厚労省が言っているのは、各家庭において、2週間程度の食料を備蓄しましょうやということであって、非常時において、避難所に非難をする方が2週間分、食べられるような食料を用意するということにならないわけで、まずは3日間、町で1日間、各家庭、地域で1日間、そして流通備蓄で1日間。そして3日間しのいでいくと、その後には、救援物資が届くということになろうかというふうに思うわけです。ですから、そこは役割分担、地域内、行政、流通、まずは3日間それぞれ3分の1ずつ負担をして、しのぎましょうということと、家庭内において厚労省が呼びかけているそれぞれの心構えとしての2週間分の備蓄とは、ちょっと考え方が違うのかなというふうに思ってまして、非常食として、今、備蓄をする分としては、町としては1日分という考え方に立っているわけであります。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) 私の言葉がちょっと足りなかったので、町長の言うとおりであります。しかし、このことについて、町民はよく理解をされてないのだと思うのですね。恐らく3日分ぐらい備蓄できればいいかなというふうな感覚が非常に強いかなと思うのですね。でも今回のコロナウイルスの関係で、今までと違った災害が想定されます。また、コロナと同時に例えば地震だとか、自然災害が来たときに、ダブルで来たときに、ではどうするのだというときに、例えば道路が寸断される場合もあります。だから、3日以降に救援物資が届かない場合もあるかもしれない。そういうことも想定して、私も町が全部それをやるということは不可能だと思います。

ただ、それを町民にそういう危険があるので、ぜひそういうことで努力をしてほしいということを、これ、後でも言いますけれども、紙ベースとか口で言うだけでは、なかなかそれは浸透しないわけで、実際にその防災訓練等々を今までどのぐらいの頻度でやられたか分かりませんけれども、その頻度を増やすとか、実際にこの備蓄について、どのような形で備蓄したらいいのか、実際にやられている方の経験をお話ししてもらうとか、後でお話ししますけれども、この間、テレビで放映されてましたけ

れども、防災研究所では、実際に例えばブラックアウトみたいな経験をするために実際に電気を使わないで1日生活をしてみる。そうすると、自分の家庭で何が不足しているのか、どうすればその日を過ごすことができるのか。またそれが2日、3日、1週間どうしたらいいのか。自分の家ではこれが足りないよね、これが必要だなということが見えてくるのですね。それをしないと、なかなか、いろんなしおりだとか、いろんな紙ベースで配布したり、呼びかけてもなかなかこれ人ってできないもので、実際にやられると、特に子どもさんなんかいる家は、子どもと一緒になってそれを実践すると、このときはこうなるね、ではこれが必要だね、ではこうしようとかと、お互いにその家族の中でそれを話し合って、楽しく備蓄のための備えをすることができるのかなと思うのですね。そういうことを私は言っているので、町で全部それをやってほしいとか、そういうことではなくて、ただ、その弱者に対する支援というのは、やはりこれは手厚くやらなくてはいけないのだと思うのです。ただ、本当に健常者でできる方は、本当にたくさんの備蓄をできるように呼びかけていただきたいなというふうに感じております。

それから3つ目でございますけれども、保存期間が残り少ない備蓄食料をどのように活用しているのかというところでございますけれども、これは防災訓練や出前講座、それから私もいいなと思ったのは、学校の教材として、学校で実際に配布してそれについて子どもたちに認識してもらう。これは小さいうちからそういう防災の意識を持つ上では、非常に有効かなというふうに思います。

もう一つあるとするならば、よく聞かれるのは、防災訓練をするのだけれども、毎回出てくる人は 同じだよねという状況があるようでございます。そういう毎回出てこない人たちのためにこういう備 蓄食料を期限の間近なものを、例えば社協でありますとか、民生委員さんを通して、そういうところ に届けるとか、そういうこともできるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) ちょっと石川議員勘違いしておられる節があるわけでありまして、防災訓練については、平成27年度から5年間かけて町が主体的になって各地域、市街地一巡してやっていただきました。そしてその際には、そういった水であるとか、アルファ化米はお配りしております。今は、やはりこの防災訓練というのは、自ら命を守って、そして助け合って、そして避難所までお互いに声かけ合いながら避難をすると。そして避難所の運営をどうしていくのだということでありまして、非常時、震度7の大地震が起きたときには、自らやっぱり住民の皆さんが助け合いながら、そして避難所の運営もしていただかなければならないわけでありまして、今はもう各地域において、自主的に訓練をしてもらう、そういう時期、段階に入っているわけでありまして、そういうことで出前講座であったり、防災、マネージャーであったりですね、あるいは先進的な事例を紹介していただいて自主的に訓練をしていただく、そういう段階に入っておりまして、そういう場でも、活用させていただく、そういう思いでおります。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) それについては、理解をいたしました。

次に、家庭内備蓄に関わる広報、または備蓄の現状でございますけれども、これは、ここには、先ほどの答弁では、実際のその数字というのは現れてはきていないのですけれども、これ例えばアンケート等で幾らかの数字を把握はしているのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) アンケート等で家庭内備蓄どれぐらいしてるのかということは、取って おりません。以上でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) これも大変でしょうけれども、実際に災害が来たときに、先ほどもお話ししましたけれども、スーパーやホームセンターからいろんな物がなくなっていくわけですね。そういうのを見ると、本当にどのぐらいやられているのか、本当にだんだん不安になってくるわけですね。そういった意味からも見て、どうでしょうね。アンケートを取って、どのぐらいされているのか、町内会で、

公区ですか、公区で調べて、その数を把握することもできるのかなと思いますけれども、その点については、なかなか難しいでしょうかね。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) アンケートを取るのを全く否定するものではありませんけれども、確かにアンケートを取ってないので、細かな備蓄状況は把握はできておりません。ただ、非常持ち出し袋をご存じでしょうか。リュックなのですが、これは協働まちづくり支援事業によって、購入はメニューがあって、この協働まちづくり支援事業を活用して、各公区で購入をした、そういう実績があります。これで、実績で言いますと、2,650 袋が出ておりまして、これは事業を活用しないで自ら単独で購入した公区もありまして、恐らく3,000 袋以上は、各公区に行き渡っているというふうに最低でも推計はしております。そうしますと、そういう意識の高いところにおいては、非常袋に物が入っているし、当然ある程度の備蓄はされてるのだろうなというふうに思っております。しかもこれは、地域防災訓練を通しての周知が主だったわけでありまして、市街地がほとんど、約1万世帯のうちの3,000世帯ぐらいは、行き渡っているというふうに思っておりますので、さらにこれを進めていくことが大切であろうというふうに思いますので、しっかりと PR をさせていただきたいというふうに思います。
- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) 理解をいたしました。ぜび PR のほうをよろしくお願いをしたいと思います。さら に、たくさんの備蓄がそれぞれの家庭でできる範囲でできるようにと願っているところでございます。 最後に、子どもから大人までの防災教育と防災に対する人材育成の取組に対する考えはということ でございますけれども、丁寧なご回答をいただきました。これは非常に言うのは簡単ですけれども、 非常に難しい問題だと思います。町では、先ほど言われましたように、地域防災マスター認定者が 40 名、それから防災士の資格を有する者が26名と、それから先ほどお話があった防災に関するマネージ ャーが配置されたということは、非常に防災教育に関する人材育成の取組については、非常にいいの かなというふうに考えておりますけれども、私の好きな言葉があるので、ちょっと読みたいと思うの ですけれども、アメリカ大統領の 35 代大統領のジョン・F・ケネディ大統領が就任のときにこのよう に言っているのですね。「あなたの国があなたのために何ができるかを問うのではなく、あなたがあ なたの国のために何ができるのかを問うてほしい」、これを、国を町に置き換えると、その意識とい うのが非常に変わってくるのかなと思うのですね。町民一人ひとりが本当に協力して、町をつくって いくのだということが根づいてくると、本当にこの備蓄についても少しずつ増えていくのかなという ふうに思っています。災害が起きたときに、先ほど藤谷議員からも質問ありましたけれども、町職員 はそれぞれの責任で各避難所に配置されるわけですけれども、私考えるのですね。実は、町職員も被 災されている可能性がある。そうやって考えると、いかにその人材、それからそれに携わるボランテ ィアの方々、これが非常に必要になってくるのだろうというふうに考えております。

そういった上からも非常にこの人材育成ということは、非常にしっかりと取り組んでいかなければいけない。それから小さいときから、子どものときからそれについて、いつもそういう災害が来たときにどうすべきかということを、しっかりと教育していく必要があるのかなというふうに思います。

最後に、町長にお願いがあるのですけれども、我が町では、今度、防災無線が配置されます。今回のコロナの関係ででも、各国々の首脳のメッセージがテレビ等で放映されておりました。また国内においては、各自治体の長が非常に強いメッセージを発せられておりました。これを見て、本当に国民またそれぞれの自治体の県民、道民はですね、非常に感銘を受けたというふうに感じております。そういった観点から、この防災無線を利用して、町長の生の声を時々こういうことに関して使っていただいて、紙を読むのではなく、本当に町長の気持ちを伝えていただきたいなと。それよって、随分町も変わってくるのかなと。ぜひその防災無線を有効に活用していただきたいと感じておりますが、それについてどうですか。

- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長 (飯田晴義) おっしゃることは本当に、首長が生の声で訴えかけるというのは、非常に大切で

ありまして、そのことによって市民、町民は勇気づけられ、本当にほっとする思いになるのだという ふうに思っています。今回も実は、声で発することはできておりませんけれども、ホームページであ ったり、あるいは SNS に私が自分で書いたちょっと下手くそな字なのですが、そういうメッセージも 掲載しているところでありまして、防災無線ができれば、ここというときに、そういったことにも生 の声で訴えかける、協力をお願いすると、そういった活用も出てくるのではないかというふうに思っ ております。

- ○議長(寺林俊幸) 石川議員。
- ○1番(石川康弘) 最後に、これで終わりたいと思いますけれども、その備蓄という面では、非常に難しい面がたくさんあろうかと思います。ただ、私がすごく危惧しているのは、確かに今まで本当に想定外のことがたくさん起きております。そういった観点から備蓄というのは、非常に大切になってくるということですね。町民一人ひとりが安心・安全な暮らしをするためにまずは、自分の身は自分で守るというのが基本でございますから、そういったことを一人ひとりの町民が理解できるように広報していただきたいというふうに感じております。これをもって、私の質問を終わらせていただきます。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、石川康弘議員の質問を終わります。 この際、16 時 15 分まで休憩いたします。

16:07休憩16:15再開

- ○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、内山美穂子議員の発言を許します。
- ○3番(内山美穂子) 通告に従いまして、質問させていただきます。

全町一丸となって防災力の強化を。

災害時の自助・共助が叫ばれる中、幕別町においては、平成27年4月に策定した幕別町防災訓練計画に基づいて、避難所地域ごとに5年間の訓練を実施してきました。昨年度、全ての訓練が終了し、地域の防災力向上に一定の成果が見られたと評価しております。

本年度は防災・危機管理の専門知識を持つ防災マネージャーを専門職員として新たに任用しました。 さらに町内全域をカバーする防災行政無線の新設など体制の強化を進めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が終息しない状況ではありますが、これまで積み上げてきた実績を生かしながら、新たな体制づくりにつなげることが求められています。多様な災害を想定し、町を挙げて万全の備えをすることは重要と考えることから、以下について伺います。

- 1点目、防災行政無線の活用内容とスケジュールについて。
- 2点目、地域の防災力を高めるための今後の施策と自主防災組織へのマネジメントは。
- 3点目、防災行政無線を活用して「全町一斉防災訓練」を。
- 2つ目の質問に行きます。

台風による水害から町民を守るための施策について。

これから本格的な台風シーズンを迎えます。近年、豪雨の頻度や強度が増大し、北海道開発局と北海道でつくる「治水対策技術検討会」は、将来予測される十勝川流域の洪水被害について最大想定死者数が4,000人を超えるとする推計を公表しました。

町内には、十勝川や札内川をはじめ、途別川、猿別川、糠内川、古舞川など多くの河川が流れております。平成28年の台風10号では、農地をはじめ、多くの住宅などが浸水する被害を受けました。また、町内に避難勧告や避難指示が発令され、4か所の避難所に1,000人近くの住民が避難しております。その後、各河川には避難の目安となる水位計が順次設置され、今後は監視カメラの設置も予定されております。

過去の教訓を生かして水害防止対策を進め、減災につなげていただきたいと考えますが、以下について伺います。

- 1点目、町内の河川に設置されている樋門、樋管管理用道路の状況は。
- 2点目、樋門操作員が行う日常点検報告書の確認方法は。
- 3点目、出水時、樋門操作員が迅速に出動を判断し、適切に操作を行えるための対策について。 以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) 内山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「全町一丸となった防災力の強化を」についてであります。

気候変動に伴う異常気象などにより、地域住民の生命、財産を脅かす災害が全国各地で多数発生しており、近年では、豪雨による災害としては、令和元年東日本台風による河川の氾濫や土砂崩れ等による被害が、地震による災害としては平成30年北海道胆振東部地震で震度7を観測する大地震が発生し、人命、財産に甚大な被害が及んでおります。

このような大規模化した災害においても、一人ひとりが落ち着いた行動がとれるよう、日頃の備え や防災意識の浸透など地域一丸、町民一丸となった更なる防災力の強化が必要と考えております。

ご質問の1点目、「防災行政無線の活用内容とスケジュールについて」と、ご質問の3点目、「防 災行政無線を活用して「全町一斉防災訓練」を」については、関連がありますので、併せて答弁させ ていただきます。

はじめに、「防災行政無線の活用内容とスケジュールについて」であります。

防災行政無線の活用内容につきましては、災害情報はもとより町民の生命と財産に危険を及ぼす事 案について迅速にかつ的確に情報を発信するほか、戸別受信機の動作確認のため、毎日チャイム音を 定時に放送し、時報として活用していただきたく考えております。

このほか、平時の活用については、昨年度から政策推進課、防災環境課及び地域振興課の3課による担当者会議を2回開催し、検討を行っているところであり、防災行政無線を既に導入、運用している忠類地域における忠類地域公区長連絡協議会及び忠類地域住民会議の意見等も参考に、現行の「幕別町防災行政無線施設条例」における規定を基本に、今後、本運用までに、発信する具体的な事案について指針等を定める予定であります。

防災行政無線を活用した全町一斉防災訓練についてでありますが、災害が大規模になればなるほど、 自助と共助が円滑に機能し、人的被害を最小限にとどめることが、発災後、最も重要となりますこと から、現時点におきましては、各公区に自主防災組織が設置されること、そしてそれぞれの組織が自 主的に防災訓練を実施することができるようになることに力を入れてまいりたいと考えております。

次に、整備のスケジュールにつきましては、本年6月下旬までに総務省への無線局免許申請を終え、 免許交付予定の8月上旬頃から、戸別受信機及び無線設備の整備等に取りかかる予定であり、戸別受 信機の配布は、令和3年1月中旬頃から全世帯を対象に配布する予定であります。

また、配布に当たっては、要配慮者等の方などには、配布時に個別に操作方法等の説明もする予定としておりますが、他の一般家庭等につきましては、地区別に戸別受信機の操作及び注意事項に関する説明会を行い、3月までに希望する全世帯への配布を終え、4月1日からの本格運用を予定しているところであります。

ご質問の2点目、「地域の防災力を高めるための今後の施策と自主防災組織へのマネジメントは」 についてであります。

災害による被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助の役割と相互の連携を認識し、それぞれが担うべき役割を果たすことにあり、このことが地域の防災力を高めることになるものと考えております。

このため、本年度採用した防災マネージャーの知識と経験を生かし、Do はぐ等を活用した出前講座の開催などによる自主防災組織の設置の働きかけを行うとともに、防災関係機関や災害協定を締結し

ている企業と連携した、より実践的な訓練の実施に向けての提案・コーディネートやサポートなど、 参加した地域住民の皆さんが自助・共助・公助という防災の基本の大切さを実感してもらえるよう取 組を進めてまいります。

また、地域住民の方の中で防災士の資格を有する方が 26 名、北海道が実施している地域防災マスター認定者が 40 名登録されておりますことから、こうした方々の協力もいただきながら、地域のリーダー的役割を担う人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「台風による水害から町民を守るための施策について」であります。

近年、全国的に集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、雨の降り方が局地化、集中 化し、被害が激甚化する傾向にあります。

本町におきましても、平成 28 年に発生した台風災害では、猿別水門の閉扉の遅れも重なり、227 へクタールが浸水する被害が発生したほか、平成 29 年には忠類地域で、時間雨量約 90 ミリメートルの記録的短時間大雨情報が発表され、1 件の床上浸水が発生しております。

最近、各地で多発する大雨災害の対策が河川管理者における喫緊の課題となっておりますが、町内では猿別川、途別川で堆積土砂や河畔林の除去が行われ、古舞川、茂発谷川では河川改修事業が行われており、今年度新たに旧途別川で堤防かさ上げを中心とした河川改修事業が採択されることとなり、河川の大雨災害に備える対策が進められているところであります。

ご質問の1点目、「町内の河川に設置されている樋門、樋管管理用道路の状況は」についてであります。

町内にあります樋門・樋管は、国が管理する直轄河川に 11 基、北海道が管理する河川には北海道の施設が 101 基、町の施設が 6 基あり、合計で 118 基設置されております。

また、北海道の施設は委託契約により町が管理を行っていることから、町の施設と合わせて町が管理する施設は107基であり、このうち99基は主に施設周辺にお住まいの方に樋門管理人を依頼し、58名の方と委託契約を締結して点検・操作を行っていただいております。

各施設へ通じる管理用道路につきましては、河川管理者である北海道が管理を行っており、草刈り や路面の維持など適正な維持管理に務めるよう、折に触れて要請しているところであります。

管理用道路の維持管理は、樋門管理人が適切な点検や操作をするための前提条件となりますことから、樋門操作の安全確保のため、町としても草刈りなどの状況を確認しながら、管理用道路の適正な維持管理について、今後も折に触れて北海道に働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「樋門操作員が行う日常点検報告書の確認方法は」についてであります。

樋門の点検については、北海道の委託基準にのっとり年5回の定期点検を行うとしており、その内容は各部の稼働点検、注油作業、清掃作業に加え、障害物の除去等を行うことになっております。

この定期点検の結果については、報告書を作成し、町に提出していただいておりますが、樋門の異常や操作に支障を来す内容などがあった場合には、町職員がその状況を速やかに調査・確認した上で 北海道に報告しているところであります。

このほか、町職員が全ての樋門の確認を毎年春先から夏にかけて実施しており、秋の出水期に備え 万全の状況で臨むように努めているところであります。

今後も樋門の点検については、町職員も現地状況を把握するなど、樋門管理人と情報の共有を図りながら適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「出水時、樋門操作員が迅速に出動を判断し、適切に操作を行えるための対策を」 についてであります。

樋門管理人は、河川の水位が上昇し堤内側へ逆流を始める恐れがあるときは、施設の水位を確認するために巡回するとともに、河川の水位が上昇し堤内側へ逆流を始めたとき、または逆流することが明らかなときは、遅滞なくすべてのゲートを全閉することになっております。

このことから、どの段階で出動するかが非常に重要でありますが、その時々の降雨や河川の状況により樋門の水位状況も異なるため、複数の巡回により状況を確認しながら、樋門を閉めるタイミング

を計らなければならないと考えております。

現在、町では気象庁の大雨警報や洪水警報が幕別町に発表された場合、樋門管理人に町の防災情報メールで通知するとともに、メール登録をしていない管理人に対しては FAX を送信しており、その後の出動に備えて雨量や水位等の最新の情報を入手し、必要な段階で出動していただくよう依頼しているところであります。

さらに、北海道が管理する河川には平成30年度と31年度の2か年で危機管理型水位計が9箇所設置されたため、場所によって水位差はありますが、出動を判断する一つの参考値として利用が可能であり、今後、こうした水位情報を活用した情報提供を行ってまいります。

また、樋門管理人には北海道で作成している業務処理マニュアルと、より適切な操作が可能となるよう町が独自に作成した操作マニュアルを配布し、年度当初の委託契約において個別に操作方法等を説明しており、加えて夜間の操作に必要なヘッドライトなどの備品の配布も行っているところであります。

今後におきましても、樋門管理人への的確な情報提供を行い、出動の判断や適切な操作となるよう 努めてまいります。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 災害時は、命の7割、8割が自助・共助によって守られると言います。災害時にこの自助・共助を発揮するためにも、この導入した防災ラジオは有効活用していただきたいと思っております。ご答弁では、まだ方向性が決まっていないとのことでありました。今回のコロナ禍においては、防災行政無線を導入している自治体の住民から身近なコロナ関係の情報が流れてきて、とても役に立ったというお話をお聞きしました。幕別町も多様な媒体で行政情報を発信していますが、町民の皆さんが知りたい情報が防災ラジオですと、プッシュ式で流れてくるということになりますので、多くのメリットも考えられます。忠類地区からご意見が出ていることでありましたが、その内容について伺いたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(亀田貴仁) 防災行政無線に係る忠類地域の要望でありますけれども、町と振興課の ほうで忠類地域住民会議と、あと公区長連絡協議会のほうにお話を確認させていただきました。忠類 地域の要望といたしましては、現在行っている形で基本的には継続していただきたいというお話は聞 いてますけれども、中には、その対象がどうしても少ないところ、広く住民に周知するような情報で あれば、継続ということもあるのですけれども、対象が少ないものもありますことから、そういった 部分を除いて、現行の形を継続してほしいというご要望はいただいております。以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 私が聞いてますのは、忠類地区はお悔やみ情報とか、そういったものも流れているということでありました。それは、忠類に限らず、小さい町ですと、そういった情報が必要だということで、流しているかと思います。今回、防災行政無線を運用するに当たって、やっぱり幕別は3地域に分かれてますね。札内地区、幕別地区、忠類地区と。それぞれ地域性も違いますが、ご答弁では、来年の運用までには具体的な指針をつくっていきたいということでしたけれども、いろんな今の忠類の住民の方のように、いろんな意見があると思うのですね。そういう中でこれから精査して、決めていくのかと思うのですけれども、町として、今後どのような形でその内容を決めていくのか、スケジュールとか、そういったことが分かれば教えていただきたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(白坂博司) 防災行政無線の平時の活用ということで、答弁にもありましたとおり、 現在検討中ということではあるのですけれども、答弁のとおり政策推進課、防災環境課、地域振興課、 この関係3課によって、今のところ2回会議を開催しているのですけれども、今後も会議については、 継続して行っていきたいというふうには思っておりまして、その会議の中で先ほど言ったように、忠

類地域の声なんかを、要望なんかを加味しながら、あとは先進地事例。今ですね、幕別町と同規模の 自治体で防災行政無線を導入している自治体、そういったところの状況についても今確認していまし て、大体 20 前後の自治体の状況のほうを確認しております。ですので、その辺の内容も踏まえながら 今後、実際にどういった形で運用していくかというのは、決めていきたいというふうには考えている のですけれども、スケジュールとしましては、答弁にもありましたとおり、戸別受信機の配布が来年 の1月中旬頃から全世帯にということで、その際には、地区ごとに説明会のほうも開催したいという ことで考えてますので、例えば必要に応じてそういった場所でこちらのほうからも平時の活用につい ての内容についてもご説明するような形も取っていきたいなというふうに思っておりますので、それ までには基本方針のほうは固めていきたいというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) これから説明会とかしながら、検討していくということでありますが、様々な意見が出されると思いますので、容易ではないかもしれませんが、有効に活用できるように、運用内容を決定していただきたいと思います。総合計画の町の将来像に、「みんながつながる住まいるまくべつ」とキャッチコピーがあります。協働のまちづくり、安心して暮らせる、安全で住みやすいまちづくりを実践するために多くの人に町を身近に感じてもらうこともとても大切だと思っております。もちろん緊急のときに防災のために使うのはもちろんなのですけれども、こうした使い方もやはり2万6,000人の町で、全戸に配布して使っているというのは、そんなに多くはないかと思うのですね。せっかく導入した設備ですので、本当にまちづくりに関わるように町長の強いリーダーシップも、先ほどの話もありましたとおり、発揮できることもありますので、さっき先進事例という話がありましたが、幕別町が先進事例になるように取り組んでいただきたいと思っております。

2点目なのですけれども、地域の防災力を高めるための今後の施策なのですけれども、防災訓練5年間を通して、参加率が住民の1割ということでありました。参加されなかった9割の方については、よりアプローチが必要だと思います。得られたこともこの5年間でたくさんあるかと思いますが、課題について、どういうふうに捉えられておりますでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 地域防災訓練5か年計画終わりまして、参加率が1割程度だったということで、課題として何があるのかということでございますけれども、おっしゃるとおり残り9割の方が参加されてないというのは、事実でございまして、いろいろ様々な理由で参加ができなかったのだと思いますけれども、今後答弁の中でもございましたけれども、やはり今年防災マネージャーが入ったので、地域に出向いて、まずは小さな単位でもいいですの、Do はぐですとか、そういうものを経験していただいて、防災力、防災意識を高めていきたいというふうに考えております。以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 今、お話伺いまして、防災マネージャー、皆さん、防災マネージャーに期待するところは多いと思っております。ぜひそういった出前講座、そういったものを通じていろいろ地域に関わっていただきたいと思います。平成27年、その前にですね、防災マネージャーが出前講座ですとか、自主防災組織の立ち上げとかのアドバイスということで、関わってくださるということなのですけれども、それ以外に具体的に何かメニューなど考えていることがありましたら、なければいいですけれども。
- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 防災マネージャー、地域に出向いて、地域の方とお話しして、自主防災 組織立ち上げというお話させていただきましたが、防災マネージャー1人しかいませんので、ここは 防災マネージャーだけではなくて、我々防災環境課もチームとして活動しないと、なかなか進んでいきませんので、その辺は防災マネージャーだけではなくて、我々も一緒に出前講座ですとか、考えております。

それともう一点は、我々職員の訓練のほうにも、防災マネージャーの知識と経験を生かして、取り

組んでいきたいというふうに考えております。具体的には、本部の設置訓練ですとか、あとは避難所のコロナ対策ですね、この辺も職員の動きが実際にどうやって動いていいのかが分かりませんので、近いうちにこの辺も訓練やっていきたいというふうに考えております。以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 平成27年に避難行動要支援者避難支援マニュアルを策定しまして、これに基づいて避難行動要支援者名簿を策定しました。それで自主防災組織など平時の活動においても、地域で活用できる体制は整ったのでしょうか。お聞きします。
- ○議長(寺林俊幸) 防災環境課長。
- ○防災環境課長(寺田 治) 災害対策基本法ですか、この中で避難行動要支援者を名簿作成を義務づけられておりました。この災対法が改正になりまして、同意を得られた方に限っては、平時から名簿を提供することが可能となりました。それで平成30年から名簿登載者に同意の確認をいたしまして、今は名簿対象者は2,100人ほどいるのですが、同意を得られた方は1,128名、この方の名簿につきましては、希望される自主防災組織ですとか、公区長さん、あるいは民生委員さんにお配りして、情報提供しているところでございます。以上です。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) そういった支援者の名簿、同意をいただけている方のみなのですけれども、もう既に動かれているということは、承知しておりまして、本当一歩ずつでも前に進んでいるのかなというふうに認識しております。ただ、実際に一歩進んだのですけれども、その名簿を見て、やはりそういう支援者、要介護の方というのは、どういうふうに声をかけていいか分からないとか、あとどういうふうに支援していいか分からないといった細かいところもこれから出てくると思いますので、そういったところもチームで相談に対応していただきたいと思います。もしそういう話があった場合ですね。

次の防災行政無線を活用して全町一斉防災訓練を、というところなのですけれども、ご答弁に自主 防災会の地域、防災訓練の体制が整ってからだということでありましたし、確かにこれは、全部体制 が整って、それぞれの地域に自主防災組織ができてというのは、理想ではあるのですけれども、そう いうふうになってからだと、なかなかいつできるか分からないと思うのです。実際にもうそういう大 がかりではなくて、やっているところもあります。最初の5年間での防災訓練での課題で9割の方が 参加できなかった。その方たちも参加できるように、これまでは限られた方ではあるのですけれども、 それ以外の方も意識の醸成ができることが重要であって、こういうことが自助につながっていくのだ と思っているのですね。一例ですが、多くの人が参加できるその場でできる防災訓練を実施している 自治体が増えております。1つは、人口26万人の水戸市なのですけれども、人口の半分以上が参加し て、水戸市一斉防災訓練を行っております。これは宣伝のポスターには、開催場所として書かれてい るのがそれぞれの自宅、職場、学校というふうになっておりまして、訓練も3分程度で自分の身を守 るという行動を訓練とするという訓練なのですよね。それで行政無線が入ったので、一斉にそういう、 今日は1日というか、防災の日というのを決めて、周知して、それぞれの立場で机の下に潜るだとか、 いろんなことができると思うのです。それは役場だけではできないと思うので、学校ですとか、町内 の事業者ですとか、そういったところに協力していただきながらやっていくことはできるのではない かなというふうに思っております。こうした取組はご存じでしたでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 今回入れる防災行政無線、それを有効に活用していかなければならないというのは、私どもも思っておりますけれども、今この段階で一斉の防災無線を使った訓練という形になると、やはりまだ戸惑ってしまう人が多く出てしまうのかなというふうに思います。やはり今は答弁の中でもお答えしましたとおり、出前講座ですとか、自主防災組織単位で訓練を行うことによって、住民一人ひとりの防災知識ですとか、防災の意識を高めることがまず第一なのだろうなというふうに思います。一定程度、住民のその防災に対する考え方がまとまってくると言いますか、高まった

ときにこの防災行政無線を使った訓練というのも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長(寺林俊幸) お待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議は、内山議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、内山議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

内山議員。

- ○3番(内山美穂子) 確かにおっしゃられるように、時期尚早かもしれません。ただ、今までの防災 訓練で限られた人しか参加できなかったということを考えると、同じような自主防災組織の避難所訓練、そういったことももちろん大事なのですけれども、それ以外のことも考えていく必要はあるのではないかというふうに思っております。今、時期尚早だと思うのですけれども、今後、将来において、やはり自分の身を守るということが一番大事なので、そういったことに少しずつ協力してくれるところを増やして、できることを増やしていくということもできるのではないかなというふうに思っております。いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(細澤正典) 防災行政無線を使って、例えば防災の日を定めて、それを周知することによって住民一人ひとりの防災に対する意識を持ってもらうということもできるかと思いますので、 そのような活用がどういうふうに行えるのか検討してまいりたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) ぜひ進めていただきたいと思います。

次、行きます。台風による水害から町民を守るための施策についての1番目なのですけれども、これから台風シーズンを迎える中、懸念されることは多々ありますが、今回は樋門、樋管に関わることに絞って、質問させていただきます。ご答弁をお聞きしまして、樋門や樋門周辺については、順次、道とか国に要請して改善をしているとのことでありました。この間、私、樋門操作員の方にお話を伺うこともありまして、中には、例えば河川の床の部分、床下げと言うのですか、床下げをすることによって、もうそれ以来水位が上がることがなくなって、本当によかったとか、そういった声も聞いているのですけれども、何分、予算の関係でそうしたハード面での整備というのは、なかなか追いついてないというのが現状だと思います。それで、町ができるソフト面での取組を充実させていただきたいと思い質問させていただきました。樋門操作員が行う目常の点検方法の、その前にですね、幕別町が管理する町内の樋門、樋管は107か所で地域に住む58人の方に委託されているとのことでした。稼働点検、注油、清掃とありましたが、草刈りの仕事はどうなっているのでしょうか。どこでするようになっているのでしょうか、お聞きします。

- ○議長(寺林俊幸) 土木課長。
- ○土木課長(小野晴正) 草刈りにつきましては、樋門の周辺につきましては、樋門管理者が。それから樋門に向かうまでの管理用道路につきましては、河川の管理者である北海道が草刈りを行うということになってございます。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) それは、ではエリアに分けて道、それから管理人がそれぞれしているということでよろしいですね。分かりました。点検整備記録表とあるのですけれども、年に5回提出することになっています。ご答弁によりますと、支障がある場合はすぐ対応しており、毎年春から夏にかけて

秋の出水期の前に実際に現地に行って、草刈りの状況を確認しながら確認しているということでありました。改めて確認しますが、これは全ての樋門、樋管を必ず点検しているということでよろしいのですね。

- ○議長(寺林俊幸) 土木課長。
- ○土木課長(小野晴正) 町のほうで年1回ということなのですけれども、数は少ないのですけれども、 春先から夏にかけて出水期の前に全樋門、樋管を道路の管理状況だとか、樋門の周辺の部分が操作に 支障ないかということを全樋門に関して確認してございます。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 分かりました。その回っている際に、実際に樋門に降りてみて、動くかどうか という、そういう点検もされているということで認識してよろしいですね。
- ○議長(寺林俊幸) 土木課長。
- ○土木課長(小野晴正) 町職員が年1回行う点検のときは、実際の樋門の操作はしてございません。 樋門に関しては、目視で何かトラブルがあるようなことがないかどうかはしておりますけれども、あくまでも樋門操作するまでの管理用道路、それから樋門の部分で何か異常がないかという部分で、点検しているというような状況でございます。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 時間があればという、毎回操作員の方から報告書が提出されて、もしそこに不備があった場合は、もちろん行くということになっていると思うのですけれども、1年に1回もし行かれるのであれば、できれば操作員の方の都合に合わせて、一緒に点検の場に行って確認するということも、例えばこの後話しますけれども、操作員が一番地域のことを知っていると思うのですけれども、その操作員がこれから10年も20年もできることもできなくなったり、あと担当の職員も替わったりする上において、回って一つ一つ違う、危険度が高い、危険度が低い、大きい、そういったことも一つ一つ違うと思うので、時間をかけてカルテみたいなのを作ったらいいのかなというふうに思って確認させていただきました。カルテのようなもの、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 土木課長。
- ○土木課長(小野晴正) カルテのようなものということになってきますと、樋門の北海道から委託されている内容が年5回、4月、7月、8月、9月、10月という5回なのですけれども、この5回の点検というのがそれぞれカルテになってくると思うのですよね。ですので、それとは別に町職員が別途カルテをつくるというようなことは、今現在は考えておりません。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) その報告書を見ても樋門の特徴とか分からないですよね、特徴。なので、そういったところを書き込んでおくというのも、いいのではないかなというふうに思って質問させていただきました。ただ、数字だけでは分からなくて、今やっている操作員の方がずっとやっていけるのであればいいのでしょうけれども、ちょっとした回ったときのこととかを書くような、大がかりなカルテではなくてもいいと思うので、ぜひその辺のところは検討していただきたいと思います。
- ○議長(寺林俊幸) 土木課長。
- ○土木課長(小野晴正) 町のほうで、北海道のほうでもマニュアルはつくっているのですけれども、そこの部分で、操作の部分で分かりづらい部分とかがあったりとかするものですから、そこの部分は、より詳細にその町でつくったマニュアルを見れば、初めての方でも操作できるような形でつくってございます。それはタイプ別によってつくっているのですけれども、107 か所全部違うわけではないものですから、タイプ別につくっておけば、そういうことができると。それから一覧で台帳、一覧表になるのですけれども、ここはどういうような樋門なのかとかというような資料もつくってございますので、そういったものである程度カバーできるのかなというふうには思ってございます。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) そのタイプ別のものは、私は確認してます。それはAタイプ、Bタイプ、Cタイ

プ、Dタイプまでありますよね。それだけでは、やっぱりその設置の場所とか、その周辺の環境とか、ここの樋門は沢水が降りてきて危険だとか、そういったこともそれだけでは分からないと思うのですね。なので、107 か所、町が管理している樋門があるということで、十勝管内では一番多いということを聞いております。だから、なおさら、そういったことをこれから継続していく上において、より操作員の方が仕事が、管理がつなげていきやすいような形を考えていただきたいなと思って、提案させていただきました。

- ○議長(寺林俊幸) 建設部長。
- ○建設部長(笹原敏文) 樋門管理、先ほどから説明のとおり、100か所以上で50名以上の方々に毎年ご苦労をいただいて、管理をしていただいているというようなところは、我々も十分理解をしているところであります。町から今年度からは、委託契約という形で管理人さんに仕事をお願いしているという範囲の中で、そうした細かいノウハウの把握というのは、町のほうでもなかなか十分にできないところもございまして、そういった点については、契約の中身もありますけれども、管理人さんのほうでまずは十分把握をしていただいて、管理するに当たって、ここは危険だ、もしくはここは何とかしてほしいというようなことについては、年5回の報告が逐一上がってまいりますので、そうした際に情報収集をしながら、より適切な管理する環境をつくっていきたいなというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 分かりました。より改善していっていただきたいと思うのですけれども、そういう報告のペーパーというか、報告書を見てのほかに以前報告会というのを行っていたと思うのですね。今も行っているかどうかは分からないのですけれども、樋門管理人さんを対象にした報告会の現状はどのようになっているのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 土木課長。
- ○土木課長(小野晴正) 報告会といいますか、説明会ですね。28 年の災害の後に 29 年に年が明けてからになるのですけれども、説明会を行ったのと、それから操作についても説明するということで研修ということの説明会と研修会という形で行いました。58 人の方がいらっしゃるのですけれども、多くは引き続いてやっていただいているという部分がありますので、その後は、毎年春先に新規の方には当然樋門まで行きまして、先ほど言われてましたような樋門の特徴だとか、操作方法について説明させていただいております。また、継続してやられている方につきましては、毎年春先に、業務処理要領、それからマニュアル等を再度説明させていただきまして、樋門の操作の認識をいただいているというような状況でございます。ですので、平成 29 年に行った後は、その後は行っておりません。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 平成28年に行ったときに樋門操作員の方からの意見交換会の中で意見がまとめられていたものがありました。その中で樋門管理人への説明会は、年1回では足りないので、最低二、三回は行ってほしいというのもありました。年に二、三回というのは、ちょっとなかなか大変だと思うのですけれども、せめて年1回はそうした説明会なり意見交換会なりを行うことによって、樋門管理人の日々抱えていることとか、何かちょっとしたことも聞きやすいのではないかと思います。なので、今後予定はされてないのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 建設部長。
- ○建設部長(笹原敏文) たしか28年災害の後に、今、議員がおっしゃったような意見交換会も開催をしております。その中で樹木の繁茂ですとか、あと土砂が堆積しているですとか、川の床下げをしてほしいですとかというのは、意見がございまして、その旨、河川管理者にお伝えをして、対応していただいているというものでありました。答弁の中にもありましたとおり、個別に、樋門ごとに北海道が作成するマニュアルだけではなくて、町独自のマニュアルを作成して、それを直接説明をさせていただく。また、先ほどもお話ししましたとおり年5回の報告、それ以外も逐一樋門管理人さんからの情報提供などをいただいた中で、逐一町が自らまた確認をし、対応させていただくことで今後ともやっていきたいなというふうに考えています。

- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 私はやっぱり1年に1回はしていただきたいと思うのですけれども、その辺は 今後も5回の報告書を見て、あとその都度、個別にっていうそういうことで考えているわけなのです ね。考えてないのですね。年に1回ということは。
- ○議長(寺林俊幸) 建設部長。
- ○建設部長(笹原敏文) 前回の意見交換会の中で出た意見がどちらかというと、緊急に対応したほうがいいような内容というのが多くありまして、一堂に会した中でどうしてもそういう会を設けるとなれば、出水期を避けて、冬場にやるということになろうかなと思います。対応として、タイムリーに対応するのであれば、逐一報告をいただいた内容をその都度管理者である北海道のほうにお伝えをして、対応するほうがいいのかなというふうに考えています。一堂に会してというようなことについては、必要に応じて開催はしていきたいなというふうに考えておりますけれども、適切な管理をするということを優先して、対応していきたいなというふうに考えています。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) 適切な管理と必要に応じて開催していただきたいと思います。

最後になります。最近、本当に集中豪雨で中小河川が多く被害を受けております。それで中小河川に先ほども答弁にありましたとおり、危機管理型水位計、9か所につきましたし、これ私すごいなと思うのは、今年度の町長の行政執行方針で新設された危機管理型水位計についても、ホームページでデータが確認できるようになっていますという報告があったのですけれども、確認したらすぐアップされておりまして、写真とともに分かりやすいのが出ておりました。なので、これは本当にもちろん町民の方にも活用してほしいですし、河川に関わる樋門管理人の方にも、何らかの形で活用できればいいのではないかなというふうに思っております。しかも、カメラについては、この秋の出水前には、もう運用が始まるということをお聞きしておりますので、こうした情報も樋門管理人の方にもお伝えして、スマホでも確認できますから、中小河川、樋門の近くではなくても、水位がどういうふうになっているか、そういうのを確認することができます。

あとは、時間はかかるかもしれないですけれども、そういう水位計のデータを今後積み上げていって、例えば逆流して樋門を閉めますよね。樋門を閉めたときの水位を測って、別の水位計はどうだったのかというデータを取ると、そういうのを町内の河川でまとめると、何でしょう、一つの目安になるのではないかなというふうに思いますので、一つの、あそこがこのぐらいの水量になってきたら、あそこの樋門が閉めなくてはいけないのだなとか、そういった目安になるものを時間をかけてもいいですので、つくっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 土木課長。
- ○土木課長(小野晴正) 危機管理型水位計の活用については、内山議員おっしゃいますように、町長答弁でもありましたように、樋門管理人には防災情報メール、それからファクスで送るようなことを現在考えてございます。そういったまたデータをどのようにしたら樋門管理人がうまくそのデータを活用できるか、もしくは町も活用できるかというのを今後検討してまいりたいと考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 内山議員。
- ○3番(内山美穂子) せっかく新設されましたので、ぜひ皆さんの安心・安全につながるように、そういうのを活用していただきたいなというふうに思います。あっという間に時間がたってしまったのですけれども、今日いろんな質問をさせていただきました。具体的にその樋門管理人の成り手のところまでは、触れることができなかったのですけれども、本当は地域の方が地域を守ってくださる状態がずっと続いていくのが私は一番いいと思っているのですね。今、管理してくださっている方には、本当に感謝を申し上げております。

ただ、そういう状況が続かないと大変なことになるので、続けられるように考えることと、たとえ続けられなくなっても継承していけるようなシステムづくりを考えていただきたいなというふうに思っております。防災力を強化することはまちづくりを豊かにすることにもつながります。本日質問さ

せていただいたことを受け止めていただいて、地域の防災力を高めるための取組を前進させていただ きたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 質問は。
- ○3番(内山美穂子) もしあれば。
- ○議長(寺林俊幸) 建設部長。
- ○建設部長(笹原敏文) 樋門管理人さんの数に関しては、58人ということで、去年は59人だったのですけれども、辞められた方、それとまた新たになられた方ということで58人になったということであります。議員おっしゃるように、基本的には地域の方々、もともと設置を地域の方々が声を上げられて設置されたというものがほとんどなものですから、地域の方々が管理をしていくというのが基本でありますけれども、今後ともそうした方々に支えていただきながら、適切な管理に努めてまいりたいというふうに考えています。
- ○議長(寺林俊幸) 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。 これで、一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。 なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17:17 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第2回幕別町議会定例会 (令和2年6月24日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至

(諸般の報告)

日程第2 議案第50号 幕別町税条例の一部を改正する条例 日程第3 議案第51号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 日程第4 議案第53号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第52号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例 日程第6 議案第54号 幕別町辺地総合整備計画の変更について

日程第7 議案第55号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年6月24日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3 階議事堂
- 3 開会・開議 6月24日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

16 藤原 孟 17 東口隆弘

6 地方自治法第121条の規定による説明員

長 飯田晴義 町 副 町 長 伊藤博明 教 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 育 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁 糠内出張所長 天羽 徹 税 務 課 長 高橋修二 住民生活課長 谷口英将 保 健 課 長 金田一宏美

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至

議事の経過

(令和2年6月24日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

「議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、2番小田議員、3番内山議員、4番藤谷議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第2、議案第50号から日程第7、議案第55号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第50号から日程第7、議案第55号までの6議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、議案第50号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。 説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第50号、幕別町税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に施行されましたことから、関連する幕別町税条例の改正を行おうとするものであります。

改正条例の概要についてご説明いたしますので、議案説明資料1ページを御覧ください。

はじめに、町税についてであります。

「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例」であります。

改正条項は附則第30条、改正内容は「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例」であります。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、1か月以上の期間の収入が前年の同期間と比べて、おおむね20%以上減少したなどの場合は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税について、1年間無担保かつ延滞金なしで徴収を猶予する特例を設けるものであります。

次に、個人町民税についてであります。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例」であります。

改正条項は附則第31条、改正内容は「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例」であ

ります。

新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントの中止等をした主催者に対する払戻し請求権を 放棄した場合、寄附金を支出したものとみなし、寄附金控除の対象とする特例を設けるものでありま す。

2点目は、「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」であります。 改正条項は附則第32条、改正内容は「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控 除の特例」であります。

新型コロナウイルス感染症等の影響により新築住宅等への入居が遅れた場合に、現行の住宅ローン 控除を1年間延長する特例を設けるものであります。

2ページになります。

次に、固定資産税についてであります。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の特例軽減」であります。

改正条項は附則第 10 条、改正内容は「新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の特例軽減」 であります。

中小事業者等が新型コロナウイルス感染症等の影響により前年の同期間と比べて収入が減少した場合において、償却資産及び事業用家屋の固定資産税を軽減する特例を設けるものであります。

令和2年2月から 10 月までの任意の3か月間の売上高の合計額が、前年の同期間の合計額と比べて、30%以上50%未満減少している者は2分の1の軽減、50%以上減少している者は全額軽減とするものであります。

国の認定を受けた税理士や公認会計士などの認定経営革新等支援機関等の認定を受け、町に申告した者を対象とするものであります。

2点目は、地方税法の改正に伴い、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、軽自動車税についてであります。

「軽自動車税の環境性能割の特例期間の延長」であります。

改正条項は附則第15条の2、改正内容は「軽自動車税の環境性能割の特例期間の延長」であります。 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、現行の自家用軽自動車環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

以上が改正概要であります。

次の3ページから6ページにかけては、改正条例の条文ごとに、「第1条関係」などと表記して、新旧対照表を記載しております。

町税の徴収猶予の特例と固定資産税の特例軽減、軽自動車税の特例期間の延長は、3ページからの第1条関係に、令和3年1月からの個人町民税の寄附金控除の特例と住宅借入金等特別税額控除の特例は、5ページからの「第2条関係」に含まれております。

議案書にお戻りいただき、2ページを御覧ください。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行するとするものでありますが、第2条の個人町民税に係る寄附金控除の特例と住宅借入金等特別税額控除の特例の規定は、令和3年1月1日から施行するとするものであります

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。
 - 千葉議員。
- ○14番(千葉幹雄) 若干質問させていただきますけれども、説明資料の1ページでありますけれども、 町税であります。

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例ということのところなのですが、2行目に「収

入が減少」ということで括弧して「前年の同期間と比べておおむね 20%以上」ということなのですけれども、固定資産税なんかは明確に何十%以上何十%未満ということで表記しているのですけれども、この「おおむね」という意味は取り方によっては幅があるというふうに理解するのですけれども、この真意はどういうことなのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 答弁をお願いします。税務課長。
- ○税務課長(高橋修二) 今回のただいまのご質問の関係ですけれども、おおむね 20%という表記の関係でございますけれども、これにつきましては、国のほうで示しているものの中におきまして、収入が前年の同時期と比べておおむね 20%以上減少しているということについては、以前のリーマン・ショックの直後の企業の四半期ごとの売上げの減額の最大の額が 20.4%減少していたと。また、政策金融における中小企業向けの無利子・無担保、この条件が売上高の 20%減少ということを基準に、今回、国のほうで収入が前年同期に比べておおむね 20%を減少した方を対象とするというふうに定めたところでございますけれども、この基準の適用に当たりましては、単純に減少額が 20%以上というような判断ではなく、20%に満たない場合であっても納税者の方々が一概に支払いが滞る場合もあるということで、今回 20%以上ということではなくて、「おおむね」という表記をした中で、個々の納税者の方々の置かれた状況を踏まえた中で、市町村においては、この納税猶予の特例を適切な運用をしていっていただきたいということで指導が来ているところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 千葉議員。
- ○14番(千葉幹雄) 国の指導は指導としてあれなのですけれども、現実問題、では誰がどうやって判断するのですかということになっていくのだろうと思うのです。非常にきちっと数字であれすれば、そこから下回る、上回るきちっと線を引けるのですけれども、おおむねということになると担当者ですとか、その人の判断でどうにでもなるのですよね、ある意味。これは非常に曖昧模糊とした表現というのは、問題があるのではないかというふうに思うのですけれども、国の指導は指導として、やはり各自治体で明確な基準を設けないと、ある人は税金が猶予される、ある人はされないというようなことになる、同じようなレベルでその担当者の判断でそういう現象が起きてくると思うのですけれども、その辺はどう思われますか。
- ○議長(寺林俊幸) 税務課長。
- ○税務課長(高橋修二) 今回のコロナウイルスの関係の納税の猶予の特例ということでございまして、これについては、当然、国のほうでも一定の基準を設けるところでありますけれども、今回のこのコロナウイルスということで、単純に20%のラインを引くことではなくて、支払いに当たって納付が難しい、生活に支障を来すということであれば、最大1年間猶予をした中で今年1年支払いを猶予して、来年お支払いをいただくということで対応してほしいということでございまして、税務課のほうにおいては、納税者の方々のご相談に応じた中で、可能な限りお支払いいただける方においては通常どおりお支払いをいただきながら、一時的に納付が難しいということであれば、最大1年猶予また分割納付等のご相談に応じた中で対応してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) 千葉議員。
- ○14番(千葉幹雄) 減免ではありませんので、猶予ですから、そこは理解しないわけではないのですけれども、ただ、質問はこれで最後ですからあれですけれども、やっぱり原課である程度基準を設けながら、そこは不公平にならないように、その担当者の判断によって駄目ですよとか、いいですよとかということにならないように、ある程度の基準をきちっと設けながら、町民に対してそういう相談事に当たってほしいと、当たっていくべきだというふうに思います。そういうことを申し添えさせていただきたいというふうに思います。どうでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 企画総務部長。
- ○企画総務部長(山岸伸雄) 内容としましては課長の話している部分なのですけれども、結局、私どもも常に納税相談を受けるときには、その人のやはり納税する意欲なり、それとか実際困っていらっ

しゃる事柄について常に寄り添いながらお話を聞いて、議員おっしゃったとおり、これ減免をするということではありませんので、払える範囲の中で納税をしてくださいといったところをお願いしていると。これは常日頃の対応としてやっていると。今回のこの「おおむね 20%以上」の「おおむね」というのは、そういうことを指している部分であって、固定資産税はこれ減免がありますので「20%以上」ときちっと書いてあるのですけれども、これはあくまでも猶予といったところですので、猶予しますと、翌年度その分払わなければならないといったところがあるので、そういうところも含めてどっちがいいのでしょうと。今払える分は少しでも払っておくと翌年度少し楽になりますよといったところを寄り添いながらやっていくということで、あくまでその収入状況、今回のコロナに関しては、国が20%以上減収していることについては様々な施策の中で手を差し伸べている現状がありますので、そういうことから見て、一応国としては、20%という線を引きながら、おおむね、あとは市町村において、きちっと寄り添いながら相談してくださいという意味でうちらも対応していくということで考えております。

○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第51号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第4、議案第53号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

〇副町長(伊藤博明) 議案第51号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第53号、 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の7ページをお開きください。

政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」との方針の下、「国民健康保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援」を講ずることが盛り込まれております。

これを踏まえた厚生労働省からの通知においては、「徴収前に減免申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免を行うことも考えられること。」が示されたところであります

本町といたしましても、新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った方や、国や北海道の要請により事業等の休止を余儀なくされ、収入の減少により保険税の支払いが困難となった方に対して、遡及して保険税を減免することができるとする特例措置を設けるため、本条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の7ページを御覧ください。

第29条は、国民健康保険税の減免を定めております。

第2項は、災害等により生活が著しく困難となった者などに対し、減免することができると定め、 第3項では、減免を受けようとする者は、普通徴収の場合は納期限前7日までに、特別徴収の場合は 年金給付月の前前月の15日までに申請書等を提出しなければならないと定めております。

8ページを御覧ください。

追加する附則第25条は、国民健康保険税の減免の特例を定めるものであります。

2行目の中ほどからになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税について、5行下になりますが、同条第3項とあります。第29条第3項でありますが、この第29条第3項に規定する期限までに申請書の提出をすることができなかったやむを得ない事情があると認める場合は、同項の規定を適用しないと定めるものであります。

減免の対象とする国民健康保険税は、国の通知に基づき、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するものとし、その申請期限を令和3年3月31日と定めるものであります。

議案書の3ページにお戻りください。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行するとするものであります。

次に、議案第53号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の5ページ、議案説明資料の12ページをお開きください。

本改正条例は、議案第51号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例と同様に、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の方針に基づき、介護保険料の減免の特例措置を設けようとするものであります。

議案説明資料の12ページを御覧ください。

表の下段になりますが、第12条は、保険料の減免を定めております。

第1項は、納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合、具体的には、この上に記載をしておりますが、第11条第1項第1号は、被保険者等が災害により財産に著しい損害を受けたこと、第2号は、生計中心者が死亡または重大な障がいを受けるなどして収入が著しく減少したことなどの場合に保険料の徴収を猶予することができると定めているものですが、13ページを御覧ください。

13ページの1行目になります。

損害や収入の減少の程度が甚大で、徴収することが適当でないと認められるときは、保険料を減免 することができると定めております。

第2項では、減免を受けようとする者は、普通徴収の場合は、納期限前7日までに、特別徴収の場合は、年金給付月の前々月の15日までに申請書等を提出しなければならないと定めております。

追加する附則第18条は、保険料の減免の特例を定めるものであります。

2行目の中ほどからになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により第 11 条第 1 項に該当となる者に対して課する保険料について、この 4 行下になります。第 12 条第 2 項に規定する期限までに申請書の提出をすることができなかったやむを得ない事情があると認める場合は、同項の規定を適用しないと定めるものであります。

減免の対象とする保険料は、国の通知に基づき、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するものとし、その申請期限を令和3年3月31日と定めるものであります。

議案書の5ページにお戻りください。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 国民健康保険税に関わって質問をさせていただきます。

資料の8ページの最初の1行からなのですけれども、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯」ということで、この部分が今までより加えられるということで、減免の適用が感染症の影響の人も対象になるということなのでありますが、この収入の減少の割合ですとか、あるいは期間というものはどのように定められているのでしょうか。

- ○議長(寺林俊幸) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(谷口英将) こちら国の財政支援がある減免になりまして、国から今、詳細な基準が示されております。大きく3つ要件がございまして、1つには、令和2年中の生計維持者の収入が昨年より30%以上減少が見込まれることが1つの要件です。

もう一つは、その生計維持者の方の昨年度の所得です。所得が1,000万円以下であること。

一番最初に申し上げました収入が30%以上減少なのですけれども、その収入というのは、事業収入、 給与収入、不動産収入、山林収入の4つがございまして、30%以上減収になる以外の所得、今4つ申 し上げましたけれども、例えば給与所得が30%以上減少になりますよということになれば1つ要件を 満たすのですけれども、それ以外の3つの収入が400万円以上ある場合は該当になりません。要する に400万円以下であれば該当になりますという形になっております。

町といたしましては、その国の基準を基に今現在、条例はこのような形になっていますけれども、 内部で減免の基準を設けて対応してまいりたいというふうに考えております。 以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) 減少というのは、要するに今の4つの部門で昨年よりも30%減ったということであります。これは30%というのは、あくまでも1年間の収入のトータルになるのでしょうか。それとも、一定の期間が決められて、例えばコロナの影響が出ました2月から特に今6月でありますが、2月ということになれば、これまた収入がまたぐことになる……。年度はまたぐけれども、収入はいいのですね。そういった一定の期間を定めて、その期間の中で30%以上下がっていれば対象になるという、どちらなのでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(谷口英将) 減収の期間というのは、令和2年中を見ます。30%を減少するという考え方につきましては、その方の今現況、先月までは給料10万円だったけれども、今月はもうゼロ円なのだというような客観的な資料を事業所ですとか、お客様に直接給与明細ですとかを出してもらって、その計算で今現時点で出していただいている書類で令和2年中30%以上収入が減るだろうという見込みを立てて、対象ということで決定をしなさいと。あくまでも今現状において、この1年間30%収入が減るという見込みで対象者を決定しなさいという形になっております。
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) そうしますと、いつから申請ができるかということにもなってくるのですけれども、見込みで、つまりもう既に今年始まって減収があります。そして、この状況が1年間続いていけば、30%を上回る減収になるということを認めるということになりますね。その判断の時期と、つまりもう既に支払いは始まっていくわけですから、減免ということになれば、この6月から町民の方は国保税の支払いが始まっていくのですけれども、これには適用にはならないということですね。次年度の保険料に、つまり今これからの見込みでこれから手続が始まるということであれば、今年度納める保険料には反映されず、翌年度に反映されるということになるのでしょうか。

それと、これは今これから詳細を決められるということをおっしゃられたのですけれども、今年大変な方たちがたくさん出るのではないかというふうに予測されます。そうしますと、町の細かな決め事については、今年度の保険料に反映できる減免の仕組みといいますか、そういったことを取ることが可能ではないかと思うのですけれども、その2点について改めて伺います。

- ○議長(寺林俊幸) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(谷口英将) 条例の附則にもありますように、保険税の減免は今年度分であります。 令和2年度の保険税を減免する。場合によっては、納期が2月1日から来年の3月31日までですので、 令和元年度中のものも対象にはなるのですけれども、あくまでも今申し上げた大体主となるのは、令 和2年度中の保険税を減免するというものであります。

繰り返しになりますけれども、2点目の質問とちょっと同じ考え方になるのですけれども、今年度

中の保険税が減免になりまして、あくまでもその対象者、その減収の見込みというのは、現時点で収入減が見込まれる状態で判断してよろしいというものでありますので、その形に沿って対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第51号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第53号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第52号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第52号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご 説明申し上げます。

議案書の4ページ、議案説明資料の9ページをお開きください。

国は、所有者不明土地や休眠預金などの問題に対処する観点から、本人確認情報の長期かつ確実な保存を図るため、住民票の除票や戸籍の附票の除票の位置付けを明確化することなどを内容とした住民基本台帳法の一部改正を行いました。

また、マイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、通知カードが廃止されましたことから、幕別 町手数料条例の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料9ページを御覧ください。

別表は、本条例に規定する手数料を徴収する事務と、それに係る手数料を定めております。

右側の「改正条例」を御覧ください。

番号「29の2」の追加であります。

これまでも「戸籍の附票の除票の写し」は「戸籍の附票の写し」として証明書を交付しておりましたが、住民基本台帳法の改正に伴い、「戸籍の附票の除票の写し」を追加し、手数料を定めるものであります。

10ページになります。

番号「30の2」の追加であります。

29の2と同様に、同法の改正に伴い、「除票の写し又は除票の記載事項証明書」を追加し、手数料を定めるものであります。

左側の現行条例になりますが、番号30の3は、引用している省令の名称改正に伴い、名称を改め、番号30の4とするものであります。

現行条例の番号30の4の削除であります。

番号30の4は、平成27年10月に配布が始まった「通知カード」の紛失等による再発行手数料を規

定しております。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、通知カードが廃止され、5月25日に施行されたことに伴い、通知カードの再交付手続等を規定している省令も改正されましたことから、番号30の4を削るものであります。

なお、通知カードの廃止後、出生等に伴うマイナンバーの通知は、「個人番号通知書」の送付によって行われることとなりますが、この通知書は、マイナンバーを証明する書類としては使用することができず、また、紛失時の届出も不要で、再交付を行うことができないものとされております。

議案にお戻りいただき、4ページを御覧ください。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 日程第6、議案第54号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

〇副町長(伊藤博明) 議案第54号、幕別町辺地総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りをしております議案書の1ページを御覧ください。

現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、辺地に係る公 共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の 議決を経て、駒畠辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。

議案書の2ページを御覧ください。

別紙、「幕別町辺地総合整備計画(変更)」は、新旧対照表の形式にて、表の左側に「変更前」を、 右側に「変更後」を記載しております。

右側の「変更後」の欄、駒畠辺地の「飲用水施設」であります。

北海道が事業主体となり営農用水事業を実施することから、事業内容に「道営駒畠中里地区単独営 農用水事業」を追加し、事業費を増額するものであります。

なお、法に定めのあります都道府県知事との事前協議につきましては、5月20日付をもって異議が ない旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(寺林俊幸) 日程第7、議案第55号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

〇副町長(伊藤博明) 議案第55号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由を ご説明申し上げます。

別冊でお配りをしております議案書の1ページを御覧ください。

現行の過疎地域自立促進市町村計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、過 疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を経て、別紙のとおり計画を変 更しようとするものであります。

議案書の2ページを御覧ください。

別紙、「幕別町過疎地域自立促進市町村計画(変更)」は、新旧対照表の形式にて、表の左側から「変更箇所」「変更前」「変更後」を記載しております。

変更箇所の1つ目は、「2産業の振興」の項目であります。

右側の「変更後」の欄を御覧ください。

「(3)計画」の自立促進施策区分の「1産業の振興」「(1)基盤整備」の「農業」に「忠類地区道営草地整備事業」を、「(8)観光又はレクリエーション」に「旧忠類物産センター改修事業」を、「(9)過疎地域自立促進特別事業」に「肉用牛遺伝的能力評価支援事業」の3事業を追加するものであります。

変更箇所の2つ目は、「3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の項目であります。 右側の「変更後」の欄を御覧ください。

「(3)計画」の自立促進施策区分の「2交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」「(1) 市町村道」の「道路」に「橋梁長寿命化修繕事業」を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議事の都合により、明6月25日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、6月25日は休会することに決定いたしました。

「散会〕

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。

10:45 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第2回幕別町議会定例会 (令和2年6月26日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条) 議事日程の報告(会議規則第21条) 日程第1 会議録署名議員の指名 5 小島智恵 6 若山和幸 7 岡本眞利子 (諸般の報告) 日程第2 発議第2号 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く 決議 日程第3 発議第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 日程第4 発議第4号 新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書 日程第5 議案第88号 幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 日程第6 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情書(産業建設常任委員会報告) 日程第6の2 発議第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 日程第7 議案第63号 監査委員の選任につき同意を求めることについて 日程第8 議案第64号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第9 議案第65号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第10 議案第66号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第11 議案第67号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第12 議案第68号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第13 議案第69号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第14 議案第70号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第15 議案第71号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第16 議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第17 議案第73号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第18 議案第74号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第19 議案第75号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第20 議案第76号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 議案第77号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第21 日程第22 議案第78号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第23 議案第79号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第24 議案第80号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 議案第81号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第25 日程第26 議案第82号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第27 議案第83号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 議案第84号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第28 議案第85号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第29

議案第86号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第30

日程第31 議案第87号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第32 会期の延長

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年6月26日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3 階議事堂
- 3 開会・開議 6月26日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

16 藤原 孟 17 東口隆弘

6 地方自治法第121条の規定による説明員

長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明 町 教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴 代表監查委員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁 糠内出張所長 天羽 徹 住民生活課長 谷口英将 農林課長香田裕一 農業委員会事務局長 川瀬康彦

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

5 小島智恵 6 若山和幸 7 岡本眞利子

議事の経過

(令和2年6月26日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、5番小島議員、6番若山議員、7番岡本議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長(寺林俊幸) ここで、諸般の報告をいたします。

産業建設常任委員会に付託いたしました陳情について、会議規則第77条の規定による審査結果報告 書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第2、発議第2号から日程第5、議案第88号までの4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第2号から日程第5、議案第88号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、発議第2号、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

東口隆弘議員。

○17番(東口隆弘) 朗読をもって説明をさせていただきます。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第2号

令和2年6月26日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員東口隆弘

賛成者 幕別町議会議員田口廣之

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議

アイヌ文化の復興・発展の拠点として、ウポポイ(民族共生象徴空間)が北海道白老町ポロト湖畔 に誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等から成るこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取組や食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、民族理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出、既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

十勝総合振興局管内においては、帯広市、上士幌町、芽室町、幕別町、本別町及び浦幌町のアイヌ協会支部や自治体・関係団体が中心となって、アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業に取り組んできているところである。ウポポイの開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、道民が協力して民族共生の未来を切り開いていかなければならないものである。

以上、決議する。

令和2年6月26日

北海道中川郡幕別町議会

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3号、発議第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

谷口和弥議員。

○12 番(谷口和弥) 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきまして、朗読をもって提案とさせていただきます。

発議第3号

令和2年6月26日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員谷口和弥

賛成者 幕別町議会議員若山和幸

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の 多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、 伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大

による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組が進められてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、 地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に 向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置 法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特 例措置を継続すること。
- 3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

北海道中川郡幕別町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産 大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上であります。

- - (なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第4号、新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書 を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

〇11 番(田口廣之) 新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書につきまして、朗読をもって提案させていただきます。

発議第4号

令和2年6月26日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員東口隆弘

賛成者 幕別町議会議員千葉幹雄

賛成者 幕別町議会議員野原惠子

新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争にさらされ、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。さらに、近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人・物・情報などが滞っており、一層経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組が急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した、今後10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、同基本法での「食料の安定供給」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念の下、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的な施策が求められている。

ついては、新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから 万全な対策を図るとともに一層の振興を図るべく、次の事項について要望します。

記

1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの充実・強化や地域社会の維持・活性化につながる新たな政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標(カロリーベース 45%)が 確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村 振興の強化など具体的な施策を講ずること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就 農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた 環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

北海道中川郡幕別町議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣 以上です。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第88号、幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といた します。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第88号、幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している現状に鑑み、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう、住民票に旧氏を記載することができるよう、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が、令和元年11月5日に施行されました。

また、成年被後見人の人権が尊重され、不当に差別されないよう欠格条項やその他の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和元年12月14日に施行されました。

このことに伴い、印鑑登録事務について定めている「国の印鑑登録証明事務処理要領」が改正され、印鑑登録証明書への旧氏の記載が可能となり、また、これまで印鑑登録の資格を有しなかった成年被後見人について、成年被後見人本人が法定代理人とともに申請した場合に、印鑑登録を行うことができるように定められましたことから、同通知に準拠する本条例について、同様の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

第2条は、「登録の資格」について定めております。

ただいまご説明いたしました法定代理人を伴っての成年被後見人の印鑑登録を可能とするため、第 2条中「成年被後見人を除く。」とあるのを「意思能力を有しない者を除く。」と改めるものであり ます。

第5条は、「印鑑登録の拒否」について定めております。

第1号から第5号までに該当するときは、町長は、印鑑登録を拒否することができると定めております。

現行条例の第1号は、印影が「氏名若しくは通称の全部又は一部を表していると認められないもの」は、登録を拒否できるとしておりますが、これに「旧氏」を追加するとともに、表現を詳細にした上で、文言を整理し、「氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせて表していると認められないもの」は、登録を拒否することができると改めるものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥議員。

○産業建設常任委員会委員長(谷口和弥) 陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告させていただきます。

令和2年6月26日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員長谷口和弥

産業建設常任委員会報告書

令和2年6月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規 則第94条第1項の規定により報告する。

記

- 1、委員会開催日、令和2年6月10日、24日(2日間)
- 2、審査事件

陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

3、陳情の趣旨

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、北海道では861円、最も低い岩手県などでは790円にすぎない。地域別であるがゆえに、同じ仕事をしても賃金の格差があり、しかも年々格差が拡大してきている。

調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められず、若者一人が自立して生活する上で必要な生計費は全国どこでも月22万円から24万円(税込み)の収入が必要との結果がある。

世界各国の制度と比較すると、OECD 加盟国のほとんどの国では、地域別ではなく全国一律制を取っており、政府が率先して、必要な中小企業支援策の実施と公正取引ルールを整備し、最低賃金の引上げを訴えている。

日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金の抜本的な引上げと全国一律制の早期実現を図る必要がある。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを 押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣言がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定します。

投票数 18 人、賛成 11 人、反対 7 人。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

10:31 休憩

10:33 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程追加]

○議長(寺林俊幸) ただいまお手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第6の2、発議第5号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、 質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

(10:35 八重柏代表監査委員退場)

○議長(寺林俊幸) 日程第7、議案第63号、監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 提案議案第63号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案の理由 をご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

地方自治法は、普通地方公共団体に執行機関として監査委員を置き、監査委員は、「普通地方公共 団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」と、そ の職務を定めております。

同法第196条第1項は、「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。」と規定しております。

現監査委員であります八重柏新治氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和2年7月1日から令和6年6月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 26 ページに記載しておりますので、ご参照 いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定します。

投票総数 18 人、 賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

10:39 休憩

(10:39 八重柏代表監查委員入場)

10:39 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩を解いて、再開いたします。

[代表監査委員挨拶]

○議長(寺林俊幸) ここで、ただいま監査委員に選任されました八重柏代表監査委員より発言を求められておりますので、これを許します。

八重柏代表監査委員。

○代表監査委員(八重柏新治) 貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。 ただいま幕別町監査委員の選任につきまして、議員の皆さまからご同意をいただきました八重柏新 治でござます。

今回で2期目となりますが、監査委員の果たすべき職務の重要性を改めまして再度認識しながら、 今後も研さんに努めまして職責を果たしてまいる所存でございます。どうか引き続き議員の皆さま方 には、絶大なるご支援、そしてご指導を、よろしく賜りますようお願いいたします。(拍手)

(10:41 谷内農業委員会会長退場)

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第8、議案第64号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて から日程第31、議案第87号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの24議件 を一括議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第64号から第87号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることに ついてにつきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

地方自治法は、執行機関として法律の定めるところにより、市町村に農業委員会を置き、「農業委員会は、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。」と、その職務を定めております。

同法を受け、農業委員会等に関する法律第8条第1項は、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことのできる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する。」と規定しております。

現在の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となりますことから、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例に定める「24人」を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。 任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

このたびの任命予定者の決定に当たりましては、「幕別町農業委員会の委員の選任に関する規則」の定めに基づき、本年3月2日から4月14日までを期間として、委員候補者の推薦及び一般募集を行ったところ、26人の推薦及び応募をいただきました。

5月13日に、農協組合長など7人で構成する「幕別町農業委員会委員候補者評価委員会」を開催し、 評価に関する意見を求めたところであります。

評価委員会においては、法の任命規定を反映して、町が定めた評価基準に基づいて評価が行われ、 評価意見が提出されましたことから、この結果を尊重し、任命予定者を提案するものであります。

農業委員会等に関する法律は、「委員の任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない」と定めておりますが、24人中21人が認定農業者であります。

加えて、同法は、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるように しなければならない」と規定しており、いわゆる中立委員の任命を義務付けておりますが、24人の中 に当該要件を備えた1人を含んでおります。

それでは、議案第64号からご説明申し上げます。

認定農業者の有無をはじめ、経歴等を記載しております議案説明資料を併せてご覧ください。 議案説明資料は27ページからになります。

議案第64号、字古舞634番地の3、澤邊佳範氏であります。

13ページをご覧ください。

議案第65号、字日新10番地の36、中村富士男氏であります。

14ページをご覧ください。

議案第66号、字千住254番地の4、帰山茂義氏であります。

15ページをご覧ください。

議案第67号、字中里580番地、田村信夫氏であります。

16ページをご覧ください。

議案第68号、字古舞553番地、黒田龍司氏であります。

17ページをご覧ください。

議案第69号、札内暁町252番地の134、小林信也氏であります。

18ページをご覧ください。

議案第70号、寿町67番地、湯佐茂雄氏であります。湯佐氏は、利害関係を有しない者、いわゆる中立委員の候補者であります。

19ページをご覧ください。

議案第71号、字相川287番地の3、松本誠氏であります。

20ページをご覧ください。

議案第72号、字中里33番地の70、佐藤悦啓氏であります。

21ページをご覧ください。

議案第73号、忠類西当89番地、髙野英一氏であります。 22ページをご覧ください。

議案第74号、字途別323番地の3、西田利幸氏であります。 23ページをご覧ください。

議案第75号、字美川304番地の4、森勤子氏であります。 24ページをご覧ください。

議案第76号、字途別68番地の5、髙橋孝二氏であります。 25ページをご覧ください。

議案第77号、忠類東宝141番地、井田留吉氏であります。 26ページをご覧ください。

議案第78号、字明倫43番地の5、吉田正宏氏であります。 27ページをご覧ください。

議案第79号、字新川139番地、棚範貴氏であります。

28ページをご覧ください。

議案第80号、字新和162番地の906、鯖戸英明氏であります。 29ページをご覧ください。

議案第81号、字駒畠141番地、佐藤雅典氏であります。

30ページをご覧ください。

議案第82号、忠類西当3番地2、渡邊ひろ子氏であります。 31ページをご覧ください。

議案第83号、字五位394番地の4、橋本浩弥氏であります。 32ページをご覧ください。

議案第84号、忠類協徳9番地1、山下浩昭氏であります。

33ページをご覧ください。

議案第85号、忠類幌内66番地2、佐久間博孝氏であります。

34ページをご覧ください。

議案第86号、忠類新生182番地、多田篤氏であります。

35ページをご覧ください。

議案第87号、字明倫38番地の411、谷内雅貴氏であります。

以上、24人の任命につき、同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 採決は、1件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、採決は1件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。 無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。 これより、議案第64号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

なお、以降同様であります。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定します。

投票総数18、賛成18。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第65号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第66号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第67号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 68 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第69号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数18人、賛成18人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第70号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数18人、賛成18人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第71号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してくだ さい。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第72号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第73号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第74号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してくだい。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数18人、賛成18人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第75号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数18人、賛成18人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第76号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、 賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第77号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第78号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数18人、賛成18人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第79号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第80号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第81号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してくだ さい。 押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第82号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第83号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数18人、賛成18人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第84号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第85号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第86号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第87号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

11:09 休憩

(11:10 谷内農業委員会会長入場)

11:11 再開

[日程追加]

○議長(寺林俊幸) ただいまお手元に配布いたしました追加日程のとおり、会期の延長を日程に追加 し、本会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、会期の延長を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[会期の延長]

○議長(寺林俊幸) 日程第32、会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、議事の都合により、6月27日から7月10日までの14日間、延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、6月27日から7月10日までの14日間、延長することに決定いたしました。

[休会]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議事の都合により、明6月27日から7月9日までの13日間は休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、6月27日から7月9日までの13日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、7月10日午前10時からであります。

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和2年第2回幕別町議会定例会 (令和2年7月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名 日程第1

8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原惠子

(諸般の報告)

行政報告 (町長)

日程第2 議案第90号 令和2年度幕別町一般会計補正予算(第5号)

議案第89号 行政財産の無償貸付けについて 日程第3

日程第4 常任委員会所管事務調査報告

(民生常任委員会、産業建設常任委員会)

日程第5 閉会中の継続調査の申し出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和2年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年7月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 7月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

16 藤原 孟 17 東口隆弘

6 地方自治法第121条の規定による説明員

長 飯田晴義 町 副 町 長 伊藤博明 教 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 育 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁 糠内出張所長 天羽 徹 住民生活課長 谷口英将 商工観光課長 西嶋 慎 住 民 課 長 新居友敬 学校教育課長 宮田 哲 生涯学習課長 石田晋一

図 書館長武田健吾

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原惠子

議事の経過

(令和2年7月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、8番荒議員、9番酒井議員、10番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長(寺林俊幸) ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

次に、第71回北海道町村議会議長会定期総会が書面により開催され、全議案が原案のとおり採択されました。その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。 これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- ○議長(寺林俊幸) ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。 飯田町長。
- ○町長(飯田晴義) お許しをいただきましたので、「道の駅・忠類」の整備及び前回6月10日に行政報告をさせていただきました以後の新型コロナウイルス感染症に係る対応等についてご報告をさせていただきます。

はじめに、「道の駅・忠類」の整備について申し上げます。

「道の駅・忠類」は、平成19年に新装オープンして以来、多くの方に利用され、本町南の玄関口としての観光案内施設のみならず、地域住民にも親しまれている施設として運営しております。

このたび、国においてサービスエリアと道の駅における子育て応援を図るべく、「道の駅・忠類」の正面入り口にあるスペースに授乳施設を、また、妊産婦等の利用の利便性を図るため、屋根つきの駐車スペースの整備を行うこととなり、町として、「道の駅・忠類」のさらなる利用促進等につながることから、それら整備するスペースの土地を無償で貸し付けるべく、財産の貸付けについて議案を提出させていただいたところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する対応等について申し上げます。

はじめに、十勝管内における感染状況についてでありますが、北海道の発表によりますと、6月30日、80代の女性1人の感染が新たに確認されて以降、その親族に当たる濃厚接触者として、7月1日には50代の男性及び女性が各1人、また、翌2日には30代の女性1人並びに10歳未満の男児及び女児が各1人、さらに8日には年代非公表の女性が1人の計7人の感染が確認されており、これにより、十勝管内における新型コロナウイルスの感染者数は、合計10人となったところであります。

なお、北海道では、6月30日以降の感染者7人については、基本的にリンク(感染経路)や濃厚接触者は追えていることから、市中感染のリスクは低いとしており、また、十勝管内の医療提供体制についても、帯広保健所と帯広市医師会及び管内主要医療機関の協力の下、感染者向けの入院病床を60

床に拡充するとしているとともに、北海道においても軽症者向けのホテル等の確保が進められている ことから、逼迫している状況にはないと聞いております。

町民の皆さまにおかれましては、引き続き三密の回避や手洗い、せきエチケット等といった「新北海道スタイル」の実践による感染予防に努めていただくようお願いを申し上げます。

次に、「特別定額給付金」の支給状況について申し上げます。

申請書受理件数について、7月8日までの累計になりますが、オンライン申請が<math>172世帯、郵送申請が1万814世帯、窓口申請が1,330世帯の合計1万2,316世帯となっており、このうち1万2,304世帯、金額にして26億1,820万円が既に支給済みとなっております。

なお、申請書受理後、まだ未支給の12世帯につきましても、来週13日には指定の口座に振り込む 予定となっておりますので、こちらを加えますと、本町における対象世帯数1万2,537世帯に対して 98.2%が支給済みとなるものであります。

次に、「頑張る事業者応援事業」及び「飲食店・ホテル等緊急支援事業」の支給状況について、7月8日までの累計になりますが、「頑張る事業者応援事業」は申請書受理件数128件のうち支給済みは105件、3,150万円となっており、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」につきましては、申請書受理件数73件のうち支給済みは71件、710万円となっております。

なお、両事業とも現時点での未支給分については、来週 16 日までに支給する予定となっております。 次に、「スーパープレミアム付商品券発行事業」の購入予約申込書の受付状況について、7月8日 現在で、限定1万5,000セット、全て購入予約申込みがあったところであり、そのうち既に1万2,086 セットが引換済みとなっております。

次に、「町内宿泊施設宿泊費助成事業」でありますが、対象施設のうち幕別温泉パークホテル悠湯館及び十勝ナウマン温泉ホテルアルコは6月12日から、十勝幕別温泉グランヴィリオホテルは6月17日から予約受付を開始しておりますが、7月8日現在の予約受付状況について、既に宿泊済みの実績も含めまして、幕別温泉パークホテル悠湯館が89人、95泊、十勝ナウマン温泉ホテルアルコが419人、419泊及び十勝幕別温泉グランヴィリオホテルが31人、31泊の計539人、545泊となっております。

なお、本事業は、来年3月末までに5,000 泊の利用を見込んでおりますので、より多くの町民の皆さんにご利用いただけるよう、広報7月号に特集記事を掲載したほか、今後はパンフレットを全戸配布するなど、引き続き事業の周知に努めてまいります。

次に、国の第二次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について申し 上げます。

6月24日に公表されました本町における交付限度額は、「家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分」として1億4,387万2,000円、「「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分」として3億5,374万9,000円の合計4億9,762万1,000円となっており、第一次補正予算分の交付限度額と合わせますと、合計6億4,982万円となるものであります。

町といたしましては、これまで臨時交付金を活用して「頑張る事業者応援事業」や「スーパープレミアム商品券発行事業」などを実施してまいりましたが、このたび国の第二次補正予算分を活用し、第一次補正予算分により実施した事業の拡充等を含め、新たな事業を実施すべく、本日、補正予算として提案させていただきましたので、主な事業内容等について申し上げます。

はじめに、経済対策についてでありますが、1つ目として「頑張る事業者応援強化事業」でありますが、「緊急感染防止期」における第1弾の経済対策として実施した「頑張る事業者応援事業」に続くさらなる支援として、対象者は同じく国の「持続化給付金」の対象とならない事業者で、かつ「新北海道スタイル」を実践する事業者とし、本年3月から6月までの月平均の売上げが前年同期間と比較して20%以上減少し、かつ月平均の減少額が20万円以上30万円未満の事業者に対して一律20万円、減少額が30万円以上の事業者に対して一律50万円を給付しようとするものであります。

2つ目は、「町内宿泊施設 PR 事業」でありますが、町観光物産協会が実施する事業に対する支援と

して、第一次補正予算分で実施しております「町内宿泊施設宿泊費助成事業」の利用促進策として PR パンフレットを作成し、町内全戸に配布する事業について支援を行うものであります。

次に、感染防止対策として、コミュニティセンターや百年記念ホールなど公共施設におけるトイレの洋式化及び手洗い場の自動水栓化、換気対策として小中学校の屋内運動場等への網戸の設置並びに百年記念ホールへの体温測定用サーモグラフィーカメラの設置のほか、避難所への資機材の運搬用としてコンテナ車の導入など、各種感染防止に向けた環境整備を行うこととしております。

さらに、生活支援策として、就学援助及び修学支援資金等認定世帯を対象に、生活や修学等に係る 経済的負担を軽減することを目的に、児童生徒1人当たり5万円を支給する「子育て世帯応援給付金 事業」のほか、教育におけるICT及びオンライン学習等の環境整備として小中学校の児童生徒に1人 1台の端末を整備する「GIGAスクール構想整備機器購入事業」につきまして、国の補助金を活用して、 今年度整備を予定していた小学5年生、6年生及び中学1年生に加え、前倒しで全学年の児童生徒分を整備いたします。

なお、5月15日の第1回臨時会における補正予算以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る予算は、30事業に対して4億3,941万5,000円となっており、交付上限額6億4,982万円との差額2億1,040万5,000円については、今後、「新しい生活様式」等への対応に係る事業等への活用を予定しているところであります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国や北海道など関係機関と連携を密にし、今後におきましても感染拡大防止の徹底と地域経済の回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き特段のご理解とご協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第2、議案第90号及び日程第3、議案第89号の2議件については、会議規則第39条第3項の 規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第90号及び日程第3、議案第89号の2議件については、委員会付託 を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、議案第90号、令和2年度幕別町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第90号、令和2年度幕別町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上 げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 177 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 193 億 1,896 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳 入歳出予算補正」のとおりであります。 今回の補正予算は、国が第二次補正予算において2兆円を増額した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、感染拡大防止対策をはじめ、地域経済や住民生活への支援策、国のGIGAスクール構想に伴う環境整備など、緊急的に取り組まなければならない事業を予算化し、提案するものであります。

はじめに、事業概要をご説明申し上げますので、議案説明資料の2ページをお開きください。 はじめに、1新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

「1 新型コロナウイルス対策事業」、事業費 162 万 9,000 円であります。

「事業内容」の欄に記載しておりますように、民生委員児童委員の活動や母子・成人保健事業、高齢者支援事業において感染拡大防止のため、アルコール消毒液やマスク等を購入するものであります。

「2 指定避難所感染防止対策事業」、1,106 万 8,000 円であります。

災害発生時において、飛沫感染防止用パーティションやジェットヒーターなどの感染防止対策用備 品等を迅速かつ効率的に防災備蓄倉庫から指定避難所に運搬するため、コンテナ車1台を導入するも のであります。

また、避難所開設時に感染症を発症または発症の疑いがある避難者を別室に誘導するため、事前受付として体温測定などを実施する必要がありますことから、待機用のエアテント1セットを導入するものであります。

3ページになります。

「3 公共的空間安全・安心確保事業」、408万7,000円であります。

札内支所の待合スペースにおいて、来庁者の混雑を緩和し、感染機会の低減と利便性の確保を図るため、マイナンバーカードの交付の際に必要な統合端末機器と POS レジ・自動釣銭機を増設するものであります。

「4 公共施設換気対策事業」、1,463万5,000円であります。

不特定多数の方々が利用する公共施設の換気対策として、網戸未設置箇所に網戸を設置し、感染機会の低減を図ろうとするものであります。

また、あわせて札内南コミュニティセンター集会室の排煙窓の経年劣化に伴う修繕工事を実施する ものであります。

「5 公共施設衛生環境改善事業」、4,486万6,000円であります。

公共施設における感染防止対策に併せて防災の観点からも、避難所に指定されている公共施設等における衛生環境の改善を図るため、コミュニティセンター、図書館、百年記念ホールなど、「積算」欄に記載している 15 施設のトイレの洋式化改修工事と手洗い場の自動水栓工事を実施するものであります。

4ページになります。

「6 学童保育所限定開所事業」、426万5,000円であります。

小学校の臨時休業に伴い、全ての学童保育所で、4月20日から5月31日までの間、平日は午前8時、土曜日は午前8時30分から限定的に開所したことによる支援員等の報酬と共済費を追加するものであります。

「7 農業担い手支援センターリモート研修環境整備事業」、159万6,000円であります。

まくべつ農村アカデミーにおいて、農業知識を習得するために遠隔地からリモート研修授業やリモート会議を実施できる環境を構築するため、パソコン7台を購入するものであります。

「8 頑張る事業者応援強化事業」、3,900万円であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の事業者のうち、「新北海道スタイル」の実践に取り組む事業者を継続的に支援するため、3月から6月までの4か月の平均の売上額が前年の同期間と比較して20%以上減少し、かつ、月平均の減少額が20万円以上30万円未満の事業者には20万円を、30万円以上の事業者には50万円を交付するものであります。

「積算」欄に記載のとおり90社を見込んでおります。

5ページになります。

「9 町内宿泊施設 PR 事業」、69 万 5,000 円であります。

現在、町において実施している町内宿泊施設宿泊費助成事業の対象宿泊施設へのさらなる誘客を促進する目的で、幕別町観光物産協会が行うパンフレットの作成と配布に係る経費を同協会に補助する ものであります。

「10 観光施設誘客促進事業」、1,036万5,000円であります。

道の駅・忠類における新たな誘客促進に向けた取組として、現在、取扱いの少ない生鮮食品や保冷を要する商品等を保存・陳列できる冷蔵ショーケース等を購入するものであります。

また、アルコ 236 のフロントでの飛沫感染防止のためのアクリルスタンドの購入と宿泊客や宴会利用者の送迎に当たり、車内における三密を回避し、利便性の向上を図るため、送迎用バス 1 台を購入するものであります。

6ページになります。

「11 小・中学校 ICT 環境整備事業」、1億3,804万7,000円であります。

国が進める「児童生徒1人1台端末」と、学校における高速通信ネットワークを整備する「新しい ICT 環境」の構築、いわゆる GIGA スクール構想の実現に向けて、児童生徒、教員が学校や自宅で使う タブレット端末と家庭でのオンライン学習環境を整備するための通信機器を購入するものであります。

「12 子育て世帯応援給付金事業」、1,925万円であります。

就学援助の認定を受けている小中学校の児童生徒の保護者と北海道公立高校生等奨学給付金、もしくは町の修学支援資金の給付の認定を受けている高校生の保護者に対して経済的負担を軽減するため、児童生徒1人当たり5万円を臨時的に給付するものであります。385人を見込んでおります。

「13 小・中学校修学旅行安全確保事業」、104万円であります。

修学旅行での三密状態を回避するため、北海道は、追加で借り上げたバスの運行経費に対して、直接、修学旅行の手配を行う旅行会社に、1台につき1日当たり14万円を補助することとしております。これに伴い発生する小学校5台分、中学校7台分に係る高速道路使用料や乗務員宿泊費、駐車場料金の経費を補助するものであります。

7ページになります。

「14 小・中学校感染防止対策事業」、71万6,000円であります。

小中学校における感染防止対策として、非接触型体温計と自動手指消毒器等を整備するものであります。

「15 図書館パワーアップ事業」、500万円であります。

在宅で過ごす時間を少しでも有意義に過ごしてもらい、読書に親しむ家庭環境に資するよう小学生向けの団体貸出用図書をはじめ、蔵書の拡充を図り、図書館の魅力を一層高めようとするものであります。

「16 しらかば大学安全確保事業」、49万5,000円であります。

しらかば大学の開催に当たって、クマゲラ校専門科目の受講者の送迎時の三密を回避するため、町 の福祉バスで不足する分を借り上げバスにより対応するものであります。

「17 社会教育施設感染防止対策事業」、205万円であります。

新型コロナウイルスの感染防止対策として、百年記念ホールの玄関 2 か所にサーモグラフィーを設置するものであります。

8ページになります。

「18 社会体育施設感染防止対策事業」、157万2,000円であります。

新型コロナウイルスの感染防止対策として、町民プール更衣室の混雑が特に見込まれる3か所の町 民プールに、臨時更衣室としてユニットハウスを借り上げるものであります。

加えて、札内スポーツセンターと農業者トレーニングセンターのトレーニング室に、利用者間の飛

沫感染を防止するパーティションを購入するものであります。

表の下段に記載のとおり、今回の臨時交付金事業費の総額は3億37万6,000円であります。

臨時交付金以外の国庫補助金が 6,954 万 6,000 円、一部の国庫補助事業の地方負担には、町に配分される臨時交付金とは別枠で算定される臨時交付金として 181 万 9,000 円が充当されますことから、残額の 2 億 2,901 万 1,000 円が今回の臨時交付金充当額であります。

最下段に記載のとおり、国の第二次補正で増額された臨時交付金を含めると、幕別町への交付限度額は、四角で囲んである記載のとおり、6億4,982万円であります。

右側の2行目に記載のとおり、そのうちこれまでに5月補正として1億873万8,000円、6月補正として補正予算提案時に充当した4,346万1,000円と、その際に計上した財政調整基金の取崩しのうち、5,820万5,000円を今回の補正予算で臨時交付金に振り替えることといたしますことから、合わせて6月補正分として1億166万6,000円、今回の補正予算での充当額2億2,901万1,000円を加えますと、3行目に記載のとおり、充当額合計は4億3,941万5,000円でありますので、差引き2億1,040万5,000円については、今後9月までの間に交付金を活用した事業を組み立て、ご提案してまいりたいと考えております。

9ページをご覧ください。

2、その他の新型コロナウイルス感染症対策関連事業であります。

「子育て支援施設感染防止対策事業」、139万5,000円であります。

保育所などの子育て支援施設における感染防止対策として、非接触型体温計と自動手指消毒器を整備するものであります。

全額国庫補助金が充当されるものであります。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

別冊の議案書の5ページをご覧ください。

はじめに、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、3 億37万6,000円の追加であります。

ただいま予算説明資料で説明いたしました「新型コロナウイルス対策事業」から、8ページまでに渡りますが、社会体育施設感染防止対策事業まで、18の事業を事業ごとに節立てをして計上しております。

ここでの説明は省略いたします。

9ページになります。

3 款民生費、2項児童福祉費、3 目施設型・地域型保育施設費 72 万円、4 目へき地保育所費 48 万 6,000 円、7 目子育て支援センター費 10 万 6,000 円の追加であります。

いずれも全額国の補助を得て、感染防止対策として非接触型体温計と自動手指消毒器を整備するものであります。

10ページになります。

10 款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費8万3,000円の追加であります。

同じく、わかば幼稚園に非接触型体温計と自動手指消毒器を整備するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りください。

16 款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金3億5,858万1,000円の追加であります。

細節 6 は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。国庫補助事業に係る別枠分 181 万 9,000 円を含んでおります。

細節7は、小学校の臨時休業に伴い、全ての学童保育所について、平日朝から限定開所を実施した ことから、追加で生じた支援員等の報酬などの経費に係る国庫補助金であります。 細節8は、国が取り組む GIGA スクール構想の実現に向けて、タブレット端末の整備に係る経費のうち、1台4万5,000円を上限として、3人に2台分の購入費などが国から補助されるものであります。 細節9は、小中学校における感染防止対策用消耗品の整備について、国が2分の1を補助するものであります。

細節 10 は、百年記念ホールに設置するサーモグラフィーについて、国が 2 分の 1 を補助するものであります。

2目民生費補助金131万2,000円、5目教育費補助金8万3,000円の追加であります。

町立保育所や幼稚園などで整備する感染防止対策用備品について、国が1施設50万円を上限として 補助するものであります。

20 款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,820万5,000円の減額であります。

先ほど議案説明資料でご説明申し上げましたとおり、6月10日の補正予算提案時に臨時交付金事業費の財源の一部に充当いたしました財政調整基金繰入金を、今回、臨時交付金に振り替えるため、減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 一般会計補正予算書の7ページと小中学校 ICT 環境整備事業についてお聞きした いと思います。

本日、町長から行政報告がありましたとおり、今年度中に全生徒へのタブレットを導入するという報告を受けました。本来、GIGA スクール構想は、学校内における ICT 環境を整備するというふうに記憶しています。しかし、現在、コロナ禍の中で、自宅でオンライン学習を進められることができないかという新たな取組であるとも感じています。家庭においてオンライン授業ができるまで多くの課題をクリアしていかなくてはならないと感じ、そこで家庭でのオンライン学習を進める上で保護者負担がどれほどになるのか、そして、どのように進めようとしているのかお聞きしたいと思います。

3点です。

1点目が、1人1台の端末ということですが、壊れたときの補償はどのようになっていますか。学校備品で破損させてしまった場合は、よほどのことがない限り、個人で弁償というふうにはなっていませんが、町としては、どのようにお考えですか。

2点目です。新聞報道であるように、インターネット環境がない家庭にルーター等を貸し出してオンライン授業を進めるという報道があります。その場合、多くの市町村では、通信費を保護者負担というふうになっていますが、町としてはどのようにお考えですか。

また、就学援助を利用している世帯への負担をどのようにお考えしますか。

3点目です。オンライン授業を進めるに当たって、特に低学年の児童については、そもそもオンライン授業ができるのかという懸念があります。また、オンライン授業中にトラブルが起きたとき、児童生徒で自分で対応できるのか、ネット環境や機材を整備するだけではなくて、サポート体制も同時に検討する必要があるのかと感じていますが、町としてはそうした考えはありますか。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 学校における ICT の整備についてでございます。

まず1点目、自宅や家庭におけるオンライン授業に伴って何が必要かというところでございますが、 そちらにつきましては、まずオンライン授業を行うに当たりまして、それを受けるための端末が必要、 プラスインターネットなりの環境が必要かというふうに考えているところでございます。

あと、ICT のタブレット端末が壊れたときの補償についてでございます。

まず、壊れたときのために、一応今回この補正予算の中に予備機も導入するように考えているところでございます。基本的には、授業中、不可抗力で壊れた場合は、町のほうで直すべきものというふ

うに考えております。

それと、インターネットのルーターの通信費の負担についてでございます。

基本的に、インターネット、仮に今後、家庭においてオンライン授業などを行う場合につきましては、家庭においていろんな状況があるかと思います。光回線で無制限でインターネットを使える状況ですとか、そういった方については、そのままインターネット環境をお使いいただきたいなというふうに考えているところであります。

また、就学援助世帯につきましては、そういった世帯でインターネット環境がないという家庭につきましては、ルーターにつきましては、町のほうで貸出しをしたいと考えるところでごさいまして、プラスでその場合の通信費につきましても、町のほうで考えていきたいというふうに思っているところでございます。

最後に、低学年への対応についてでございます。

実際に、これ低学年、どのようにオンライン授業をやっていくかというのは、今後の課題だという ふうに考えております。まだ導入もこれからでございます。そういったところで、学校現場とも十分 協議を行いながら、どういったことができるのかというところは話し合いながら進めていきたいと考 えているところでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 家庭使用での補償の部分については。学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) すみません。

タブレット端末が壊れたときでございます。不可抗力ですとか授業中に使っている状況で、例えば不具合が生じたりですとか壊れたというときには、町のほうで直すべきものと考えておりまして、なおかつ、これにつきましては、予備機のほうも数十台予備を用意しておりまして、すぐ対応できるようにしていきたいと思っております。

(「家で持ち帰ったときに壊れたときはどうなの」の声あり)

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) すみません、何度も。

家に持ち帰って壊れた場合、その場合も不可抗力で使っているときに不具合が生じたということであれば、町のほうで修理なり交換をしたいというふうに思っております。

- ○議長(寺林俊幸) 荒議員。
- ○8番(荒 貴賀) 1点ちょっと聞き逃したというか確認だったのですけれども、通信費の負担が比較的、保護者負担のところが多いのですが、町としてはどのように考えているのか。
- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) 通信費につきましては、各いろんな家庭環境があるかと思います。就学援助世帯でインターネット環境がない場合ですとか、インターネット環境はあるのだけれども通信費の上限が設けられているご家庭があるかと思います。そういった家庭につきましては、通信費については、町のほうで負担をしたいというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。 (関連の声あり)
- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) GIGA スクールの件で、関連でお尋ねしたいと思います。

今、荒議員のほうから個々の子どもたちに対する対応の質問だったのですけれども、ずっとこのことが問題になってきているのですけれども、いわゆる学校、教員側の全員タブレットを使っていくという受入れ体制ですね、ここにはICTの支援員だとか学習支援員とかというのが必要になってくると思うのですけれども、そういう環境整備されないと、全員にタブレットを持っていただいても、なかなか効果を期待するのは難しいのではないかという心配がありまして、そういったことについては、どんな準備をされているのか。

それから2つ目には、これ、全国で一斉に発注するようになると思います。幕別町だけでも 2,400 台ということで、納入される保証といいますか、全国3社の業者の方が作って納入するということを聞いていますけれども、その納入に当たっての、早く注文するところが先に届けられるのかなというふうには思いますが、しかし今、全国で一斉にこうやって予算をやっているわけですから、その辺の保証、納入に当たっての保証は確実なのかということであります。

それから、これは町の問題というよりは、この事業を進めるに当たっての問題というふうに押さえてお聞きしたいのですけれども、これまで幕別町として、直近では、今年の3月までに南小学校にタブレットの端末、パソコン教室用として入替えということで予算が決まりました。このときは1台約15万円、そうでしたよね。今回は1台4万5,000円のタブレットということで、そこには3倍の開きがあると。伺いますと、そこには機能的な違いが大きくあって、保存や能力で15万円のものと4万5,000円、今回は本当に簡易なものなのだということなのですけれども、今後、この高いほうの教室用のパソコンの活用ですね。今、1人1台、全子どもたちにタブレットの端末が渡されるということになれば、学校におけるパソコン教室というのも、今までは多分、教室に移動して、そこで学んでいたと思うのですけれども、1人1台持つことによって新しく設置されたパソコンを活用した教室が可能なのかどうか、そこまでの能力があるのかないのかも含めて、どうなっていくのでしょうか。

つまり、これまで全校にパソコン教室のタブレットの入替え、設置がされてきたけれども、それが本当に無駄になってしまうのではないかという思いがあります。町が率先してやったというのではなくて、国の事業としてGIGA スクール構想も5か年のやつを前倒ししてやってきたわけですから、そういう点ではいろんな計画の変更など大変ご苦労されてやってきたとは思うのですけれども、しかし、そういった整備された環境の十分な活用、財政の観点からも、これまで恐らく四、五万円の投資をされてきたと思うのですね、この短期間の間に。それが、また新たに今回1億3,000万円の予算の投入をしてやるということでありますから、そういった点で、きちっとどれも有効に活用されるのか、先に整備されたものが、もう既に3年経過するところも出てくるのではないかと思うのですけれども、更新のときには、どんな機種に変えられていくのかを伺いたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) まず、ご質問の1点目でござますサポートの支援員についてでございます。

こちらにつきましても、本年度、タブレットを導入するに当たりまして、サポートの支援のほうも行っていきたいということで、予算を組ませていただいております。内容といたしましては、例えばタブレットの使い方ですとかマニュアルの作成ですとか、そういったのを担うべく、そういったところのサポート体制も充実していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、タブレット、今年度中に入るのかどうかというご質問でございます。

このたび、今日、補正予算を提案させていただきました。今後におきましては、ご可決いただきましたら、速やかに入札のほうを行っていきまして、年度内に納入するべく入札を行っていきたいと思っております。委員おっしゃるように、早い者勝ちというところは正直ございます。そういった中でも、できるだけ早い入札ですとかを行って、年度内になるべく導入されるように、うちのほうも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、あと昨年、南小に入れたタブレットと今回のタブレットの違いなどでございます。

昨年、南小に導入しましたタブレットにつきましては、大きな使い方の違いがございまして、昨年入れた南小のタブレットにつきましては、タブレット本体にソフトを入れて使うという観点から、どうしてもタブレットの容量ですとか、そういったものが大きいものでなければいけないというところもございます。今回の導入するタブレットにつきましては、まず調べ物学習ですとか、本体にソフトを入れない、導入しないと。今、考えているのは、クラウドで使うというふうに考えております。

それと、何よりも国の主導で行ってきたというところが大きなところがあるかと思います。国のほうで、まず4万5,000円で作りなさいよというところを、各事業所、業者に働きかけを行っておりま

して、それに基づきまして各業者のほうでタブレットを開発していたという経過、ここが一番大きいものなのだろうなと。あと、導入する台数ですとか、そういったものが大きく関わってくるのかなというふうに考えております。

また、今、パソコン教室に入っているタブレット型パソコンと、今これから導入するタブレット型のパソコンの使い分けでございます。今、南小に入っているものについては、今、説明しましたように、タブレット型パソコンの中にソフトを導入して、どちらかというと学習支援のほうに使っているというところです。例えば、問題集ですとか、そういったものに活用しているというところが主な使用方法でございます。これから使いますタブレット型の端末につきましては、主に調べ物学習から最初は入っていくのだろうなというふうに考えております。

今後、パソコン教室に入っているタブレット型端末が更新するなりの時期がこれから来るのですけれども、そのときに学習支援ソフトで、タブレット、今回入れる例えばアプリですとか、そういったものが開発されてくれば、順次そういったところに移行をしまして、パソコン教室のパソコンの使っているソフトをクラウドに入れまして、今回導入する4万5,000円のタブレットで使うようになれば、パソコン教室のパソコンについては、順次使い方が変わってきて更新はしなくなるのかなというふうなのも1つ考えはしているところでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) まず、サポートの指導員を予算化し、要請しているということですけれども、実際には、教室にいらっしゃるそれぞれの先生方が、きちっとその能力といいますか、身につけられて指導していただくのが一番だと思うのですが、現実にはなかなか難しいということがあると思うのです。どのぐらいの先生を予定、何人ぐらい新たに ICT の指導として確保しようとしているのか伺っておきます。

今回のコロナに関わっては、いろんなところで学校教育に関する影響ということで調査されたり報告書が出ておりましたけれども、その中の一つに、日本教育学会というところが5月22日に提言書を出されているのですけれども、そこでは、やはりこの自粛そのものについての評価もいろいろだということを押さえた上なのですけれども、ICT支援員などについては、これ全国の提言ですから、各小学校に4人、中学校4人、全国押しなべて。ここは、学校の規模がいろいろありますから、それをそっくり幕別町にということではないのですけれども、総トータルでは13万人ぐらい、現在、教員の方が90万人ですから、1割以上の先生の補充が必要なのだということを教育学会では提言されているのです。そういうことを考えれば、相当数の支援員が必要になってくるのではないかと思うのですけれども、現時点で幕別町は、何人確保しようとされているのでしょうか。

それから、発注はそうですよね、本当に急いで注文する以外にないと思うのですけれども、この点でも、いささか拙速過ぎるやり方だなというふうに感じます。

それで、さきに教室用のパソコンと今回の違いのご説明をいただきました。今回のものについては、 クラウドで管理し、そういった能力については、タブレットそのものには持たないということなので すけれども、クラウドということになれば、全国何か所かでそういうのを受け答えしながら全て保存 管理されると思うのですけれども、そういったところのセキュリティーの問題、子どもさんの名前か ら学年から全部住所から届くようになってしまうのかどうか、そのセキュリティーはどんなふうにさ れているのか伺います。

また、更新のとき、本当にしようがないですよね。今までのご説明ですと、大体その使用期間が五、 六年ぐらいというふうに答えられていたかなというふうに思うのですけれども、これパソコン教室用 のものが、タブレットで一番早く入れたものが何年たっているのか、そして更新時が直近でやってく ると思うのですけれども、いつ頃になっていくのか、それまでにそういった国のほう、業者のほうの 開発ができるのかどうかということをきちっと押さえていかなければいけないと思うのですけれど も、町としての更新の今後の計画、それはどんなふうになっているのか。

中身が違うということですから、教室用としての活用は今後もされていくということになるのです

ね。つまり、今回の4万5,000円のタブレットを全員持っても、パソコン教室には別なタブレットがあって、そこを活用して勉強していくと、それはこれからもずっと継続されるのだということですね。一人ひとり自分の教室にタブレットが設置されていて、教室の移動もなく、その教室で専門の勉強を受けることのほうが合理的のように思うのですけれども、そうはされないのですね。その辺もお答えください。

あともう一つ、ちょっと先ほどの荒議員の質問を聞いていて思ったのですけれども、低学年に対する指導ということなのですけれども、もちろん低学年もそうなのですけれども、子どもさんだけいらっしゃる、つまり自粛の間、休業の間、子どもさんだけが留守番していたという家庭、今回の自粛でどのぐらいいらっしゃったのか、それをもし押さえていたら伺いたいです。というのは、これ、なかなかこの数字が分からなくて、結局、子どもだけいるところは、低学年はもちろんですけれども、そういった不具合が生じたときにサポートしてくれる保護者が周りにいなかったら、オンライン教室は不可能なわけですよね。だから、そういうこともきちっと押さえてやっていかなければならないという思いがありまして、もし押さえていたら説明してください。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) まず、1点目のサポート支援員についてでございます。

こちら支援員で我々考えているのは、コンピューターの専門の業者の方にお願いしようかと思って おりますので、そちらの方が、おおむね1人の方が各学校を回りまして、支援のほうを進めていきた いというふうに考えております。

次に、クラウドのセキュリティーの問題でございます。

基本的に今回入れますタブレットにつきましては、個人情報は持たせないというふうに考えております。調べ物学習ですとかそういったものに使うので、基本的に個人情報は入れないというふうに考えております。セキュリティーにつきましても、今までの実績もありますので、問題ないかというふうに考えているところでございます。

更新についてでございます。

おおむねタブレット型の端末につきましては、6年使用の7年経過で更新をしているところでございます。直近の更新するタブレット型端末につきましては、来年度6年経過するタブレット型の端末がございます。通常でしたら、こちらのほうを更新というふうに考えているところなのですが、ただ、まだ使えますので、そちらのほうを使っていただいて、まず学習支援のほうは、そちらのほうのタブレットを使うと、調べ物は今回の入れたタブレットを使うと。ややしばらくタブレット、クラウドで使います学習支援、どういったものが出てくるのか、どういったものが使用がしやすいのかというのも学校の先生方ともいろいろと話をしていって、今後、使いやすいものが出てくれば、そういったものを順次導入していきまして、そちらのほうにシフトしていくのだろうなというふうに考えております。

低学年の留守の家庭でございます。

今回、休業中の親が留守で子どもたちだけとかで、申し訳ございません。そちらのほうは、明確には数字を押さえてはございません。議員おっしゃるように、低学年なり子どもたちだけでいるときに実際にオンライン授業をやれるのかどうかというところは、我々も正直その辺はどうなるのかというのは、これから協議のほうを進めていって、ではどうするのかというのは、もちろん学校現場とも相談はしなければいけないとは思っております。何ができるのかというのは、今後、引き続き協議のほうを進めていきたいと考えております。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18 番(中橋友子) はじめに、支援員の方は、業者をお願いしていて、各学校に1人ということなのですけれども。

(「違う」の声あり)

○18番(中橋友子) 違いますか。

(「1人を回すの」の声あり)

○18番(中橋友子) 各学校に1人の業者の方に回っていただくということですね。こんなので本当に大丈夫なのでしょうかね。先ほども十勝管内の町村議長会で要望書を出された中に、こういった整備の充実、予算化を文科省に求めるのだろうと思うのですけれども、ありましたけれども、やっぱりオンライン教室も含めて、こういった ICT の教育をきちっと今後の、既に諸外国で教科書を持たないで授業をやっているところも聞いております。本当にそういうところまで目指すことがいいのかどうかももちろんありますし、これだけの設備投資をしてやっていく以上は有効活用されなければいけませんので、それに必要な指導員というのは入り口だと思うのです。業者にお願いするというよりは、先生方がどこの学校に行っても、同じものが入っているわけですから、きちっと対応できるよという、教員の指導する側の教育、技術を身につけるということ、必要な先生をプラスしていくという方向が大事だと思います。これは提案ですので、これから実施されていく上に当たって、そういった自前で、業者依頼というのではなくて、自前でもってきちっと整備していくという考えをぜひ持って臨んでいただきたいというふうに思います。

それから、個人情報は入れないということでありましたので、押さえたいと思います。

既に来年もう更新の時期が来てしまうということで、技術開発が間に合うか間に合わないかですよね。だから、これなんかも本当に、今まで恐らく 15 万円程度のタブレットというのは、全校幕別町で1クラス分ずつ入れてきたら、恐らく 200 台から 300 台になったのだと思うのです。15 万円といたしましても、四、五千万円の投資ですよ。これ、全額国も出さないということもありましたから、予算的にも本当に頑張ってきたのだと思うのですけれども、それがこうやってがらっと機種が変わってね、そして違うアプリができれば、言わば必要なくなってくるわけですよね。こういった一貫性のない教育現場に対する文科省の方針というか、指導などについては、職員の方も本当にご苦労されていると思うのです。だから、そういった点では、矛盾点は矛盾としてきちっと上げていくという、教育長を通して上に必要なことは上げられるものは上げていくということが大事ではないでしょうか。

最後に聞いた留守家庭の問題なのですけれども、私も今回どれぐらい子どもさんだけでいたのかなというのを知りたいところだったのですけれども、なかなかそういうデータは出ないのです。そうしましたら、たまたま5月に、これは遠く沖縄なのですけれども、沖縄大学の研究所、沖縄タイムスなども一緒になってなのですけれども、ずっとそのデータが出てきたのです。そうしましたら、留守家庭は25%、4人に1人ということが出ておりました。そんなに差はないのではないかなと、地域性の違いというのは否めませんから、これがそのまま当てはまるとは思いませんけれども、そういう子どもたち、幕別町で2,500台入れるとしても、保護者の数が何世帯なら、2,000世帯なら2,000世帯のうちの25%ということになれば、四、五百の対応をしないといけないということになりますから、これから検討されるということでありますから、それだけの留守家庭の子どもさんがいるということを押さえられた上で、そこに教員が走っていけるのかどうか、パソコンが固まってしまったところに走っていけるかどうかは分かりませんけれども、そのデータをまずどのぐらいの子どもたちがそういう状況にあるかというのを町としても押さえられた上で、今後の対策をきちっと取っていくべきだと思います。

お答えいただけるものがありましたら、お答えください。

- ○議長(寺林俊幸) 教育部長。
- ○教育部長(山端広和) はじめに、人材の部分でございます。

まず、サポート業者というお話でしたけれども、これは指導方法というよりも、どちらかというと、機械の基本的な扱い方のサポートということでございます。なので、実際に学習指導に入る支援ではございません。

学校では、前回の一般質問でも先日の質問でもお答えいたしましたが、今、徐々にそういった研修 等に取り組んでいるところであります。それで、学校によっては、やはりそういった ICT 機器にたけ た先生もいらっしゃいます。そうした中で今、徐々にではありますが、こういった ICT 機器の環境整 備に向けて、授業をどう取り組んでいくかということを前向きに取り組んでいるので、その辺ご理解 いただきたいなと思っております。

それと、ちょっと飛びますが、最後の留守家庭の部分でございますけれども、これ、やり方も実はあるのかなと思っております。実際には家庭でどういう状況にあるかというのは、確かにそれは学校を通じて確認、実際に自粛とか今後、臨時休校になったときにどうするかというのは調べなければいけないなとは思っておりますが、必ずしも自宅でやらなければいけないのかなと。事例を見ますと、例えば、その間、学校を臨時休校ということは、学校は空くという環境にあります。その中で、例えば学校の教室、そういった環境が整っていない子を集めるということも一つの手法でできるのではないかなというふうに考えておりますので、これらについても、今後、学校ともあるいは状況を把握した上で検討してまいりたいというふうに思っております。

飛びますが、いろいろな技術開発の部分で矛盾して一貫性のないといったようなご質問なのですけれども、私どももいろいろやっている中で、確かに今回は特に財源的な部分もあります。そして、次年度の措置がないといった中で、限られた財源の中でどうやってやっていかなければいけないかということで考えた場合に、今そろえていかなければいけないというところで判断したわけでございます。しかしながら、ネットワークの整備のときもそうですが、必要に応じて、そういった現場の部分で支障が出るものについては、例えば町村会ですとか教委連を通じて道や国のほうに訴えてまいりたいと考えております。

- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。 小田議員。
- ○2番(小田新紀) 2点、2つの事業について質問させていただきます。

13 の事業の小・中学校修学旅行安全確保事業と 14 番、小・中学校感染防止対策事業についてでございます。

まず、修学旅行に関わってですが、今回、感染防止に関わってということで追加費用が発生する可能性があるということで、そういったことについて町のほうで予算を立てたということについては評価したいというふうに思います。

今回は、バスの増便という可能性ということで出されていますけれども、そのほか今後、感染防止に関わって宿泊する部屋数を多くしたりとか、それからまた、延期に関わって追加費用が発生するというようなことも考えられるということを聞いております。そういったことに関して、今後のさらなる追加費用に関しては、保護者負担ではなく、教育委員会のほうで予算をしっかり取ってということで考えていってよろしいのでしょうか。

それから、また、できればないほうがいいのですけれども、キャンセルせざるを得ないと、中止になるというようなときに、またキャンセル料が発生した場合に、これも保護者負担というふうに考えるべきなのか、町のほうで負担ということで考えておられるのか、お考えを伺いたいというふうに思います。

それから2つ目、小・中学校感染防止対策事業ということで、いろんな機器等々ご用意されるということですが、再開当初は、いろんな消毒液等かなり物が不足していて、学校のほうで対策をしたくてもできなかったというようなことが多々あったということで、また、先生たちが自腹で購入してというようなこともあったというようなふうに聞いております。

今回の予算立てに当たって、学校への調査という部分についてはしっかりされていて、また、学校側の要望をされている数がそろえられているのかということについて伺いたいと思います。例えば、こうした体温計とか消毒器について、1学校1つですというようなことであれば、かえってそういったことを使うに当たって、子どもたちが並んだりとか、そこに時間がかかるというようなことで、密の状態になったりとか学校負担が増えるというようなこともありますので、そういった部分で学校の実態に合わせた数量等々用意されておられるのでしょうか、2点について伺います。

○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。

○学校教育課長(宮田 哲) まず、修学旅行の部分についてでございます。

こちらのほうでご提案申し上げましたのは、議員おっしゃるように、バス追加に伴いまして、乗務 員の宿泊代ですとか高速道路代を町のほうで予算計上させていただきました。それ以外のバスですと か宿泊費につきましては、道のほうの補正予算も組まれておりますので、そちらのほうの活用をして いきたいというふうに考えておりまして、そちらは補助の申請が旅行会社からの申請になるような話 も伺っておりますので、学校と旅行会社とその辺連携をしながら、我々も情報提供して、活用できる 補助金を活用していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、キャンセル料についてでございます。

こちらは、まだどうなるか分からないというのが現状でございます。今の段階では、できるだけ子どもたちに思い出作りも含めまして修学旅行へ行っていただきたいということで、このような予算提案をさせていただきました。キャンセル料につきましても、どんな状況か分かりませんが、必要に応じては、こちらのほうで予算提案も必要かなというふうに考えているところでございます。

それと、消毒液ですとかの部分についてでございます。

こちらにつきましては、教育委員会といたしましては、学校と連携をしながら、足りなければこちらのほうに要望するなりしていただくというところもございますし、予算を確保しておりますので、学校で買った部分につきましても、こちらのほうで支払いをするですとか、そういった連携をしながら、足りないところは随時連絡をいただきながら、こちらのほうでも必要なものは補充をしていっているというふうに考えてはいるところでございます。

あと、手指消毒器ですとか非接触型体温計につきましては、手指消毒器につきましては1台から4台ですとか、非接触型体温計につきましても1台から多いところで6台ですとか、学校規模に応じまして台数を変えて配備のほうを進めていきたいというふうに考えています。

- ○議長(寺林俊幸) 小田議員。
- ○2番(小田新紀) よく分かりました。

修学旅行に関わっては、保護者のほうも、やはり追加費用が必要になるのではないかということで ちょっとご心配されている方、学校側からもそういった心配の声を聞いておりますので、そういった 負担がかからないように、町のほうとしても、今後の予算を有効に、この交付金も活用できるものは 十分に活用していっていただきたいというふうに求めたいと思います。

そのほか防止対策事業のことについてでありますが、学校側からの聞き取りについて、要望どおりになっているのかどうかということをお伺いしたわけですけれども、そういったものに近いものになっているのでしょうか。

それから、そういった今後の聞き取りについても、学校側からも要望をもちろん上げてくるでしょうけれども、教育委員会のほうから、やはりしつこいぐらい頻繁に足を運んで聞き取りに行っていただくというような努力も、より一層していただきたいというふうに求めたいと思います。

まず、学校の要望どおりだったのかどうかということについてだけ1点伺います。

- ○議長(寺林俊幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(宮田 哲) そちらにつきましては、学校と連携しながら進めていっているというところでございます。

消毒液等につきましても、今後、学校の意見を聴きながら進めていきたいと考えております。

- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。
 - 小島議員。
- ○5番(小島智恵) 説明資料の4ページ、頑張る事業者応援強化事業になるのですけれども、第1弾では、既に支給されている事業者もいらっしゃいまして、3月から5月の売上げが著しく減少ということで行ってきたところなのですけれども、今回、第2弾は、3月から6月という期間に区切って行うということなのですけれども、これは対象となれば、重複した形で今回も受けることができるという理解でよろしかったでしょうか。

それとあと、限度額 2 億 1,000 万円ほど残しているかと思いますけれども、こういったコロナ禍で打撃を受けた事業者に対する事業というのは、今後、倒産だとか雇用、町内経済に対しても非常に大事になってくるわけなのですけれども、今後、第 3 弾という形というのも予定されているのか、お考えについてお聞きしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西嶋 慎) 頑張る事業者応援強化事業につきましては、第1弾は3月から5月、おっしゃるとおり給付的な、応援的な要素で行いました。今回は、引き続きコロナが長期化している中、売上げが回復せず影響が長引いている事業者を対象に考えておりますので、重複は可です。前回もらった事業者であっても、今回要件に該当すれば対象としているところでございます。
- ○議長(寺林俊幸) 経済部長。
- ○経済部長(岡田直之) 先ほど副町長の説明にもありましたとおり、交付金の残額、約2億1,000万円ございますけれども、この今後の使い道につきましては、経済対策だけではなく、ご提案させていただいたとおり、今回、18事業を提案させていただいておりますけれども、これまた全庁的な中で様々な分野において検討した中で、我々経済部としても、もちろん経済対策についても今後の影響を踏まえながら、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。 小島議員。
- ○5番(小島智恵) コロナ禍の影響で、業種によっては、おっしゃられましたように長期化、かなり 長引いてきている状況ということで、今回で終わりということにはならないのかなというふうに思っ ております。引き続き、次、第3弾も必要になってくるのであろうと思っておりますので、ご検討い ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(寺林俊幸) 経済部長。
- ○経済部長(岡田直之) 申し忘れましたけれども、今、国・道で実質無利子・無担保という融資制度がございまして、それに対する利息補給も町ではやるということで方針を定めておりますけれども、それは当初の3年間無利子でありまして、4年目からは利息が発生するというものでありますので、その4年目以降の支出に備えて、今後はこの残った交付金を基金に積むということも今、現状では考えております。そういったことも含めまして、さらなる経済対策については、状況を踏まえた中で検討してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。 野原議員。
- ○10番(野原惠子) 5ページの7、備品購入費、札内支所管理用備品のところなのですが、説明資料の中では、公共的空間安全・安心確保事業ということで、札内支所に総合末端機器一式と、これ POSというのですか、レジ自動釣銭機一式、この予算が載っております。

それで、お聞きしたいのですけれども、この末端機器というのは、マイナンバー交付時に使用するという説明でありました。それで、今回、定額 10 万円の給付金のときにオンライン支給でトラブルが発生したということが報道されておりましたけれども、幕別町ではそういう状況はなかったのかどうか、それと現在のマイナンバーの発行枚数をお聞きしたいと思います。

それで、このマイナンバーにつきましては、いろいろ私もこの間、質問してきているところですけれども、今後、国の方向としては、預貯金口座をマイナンバーにひもづけを義務化していく、将来的にそういう方向で行きたい、このことは、個人情報はもちろんなのですけれども、財産情報なども管理いたしまして社会保障の負担増につなげていく、そういう目的もあるのではないかということで、非常にここのところには不安を感じているところです。それで、この末端機を札内支所に整理するということは、マイナンバーの発行を促進していく、そういうことを考えての設備なのでしょうか。

それから、もう一点ですが、このレジなのですが、このレジの使い方、このレジも使用した人たちがどういう状況か管理していくことができる、こういう機器でもあると思っておりますけれども、そ

の使い方についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 住民課長。
- ○住民課長(新居友敬) はじめに、今回の給付金の申請事務に当たって、マイナンバーの利用の際にトラブルが発生したかどうかということでございますが、今回、5月の初旬からオンライン申請ということで、そういった形でマイナンバーカードの申請がありましたけれども、国のほうのシステムの不具合ということもありましたけれども、その中でやはり2時間から3時間待ちという住民の方がありまして、時間帯が重なったということもあるのですが、一度お帰りいただいて、そういった不具合がなくなった段階でこちらから連絡をしまして、再度来ていただいたということが数件ございました。
- ○議長(寺林俊幸) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(谷口英将) 私から、マイナンバーカードの発行件数についてお答えいたします。 今、5月末現在の情報になりますけれども、いわゆる通称でマイナンバー利用法が平成27年10月5日から法律が施行になりました。その間、今年の5月末まで幕別町役場として住民の方にマイナンバーカードを発行した件数が2,799件になります。同時期の幕別町の人口が2万6,477人でありますので、これまでの件数の累計の割合で申し上げますと、10.6%という状況になっております。 私からは以上であります。
- ○議長(寺林俊幸) 住民課長。
- ○住民課長(新居友敬) マイナンバーを促進していくのかということでございます。

今回のこの補正につきましては、今、札内支所でこの総合端末機については、1台で事務を行っているという状況でございます。それで、平成31年からは、全体で436件ありまして、今年の令和2年の4月から6月にかけてなのですが、この3か月間で309件の発行件数がなされてきております。それで、今回やはりこの発行に対する混雑とか混み具合からして、今の1台については、なかなかちょっと賄っていけない、今後についても、やはり今回の給付金などのオンライン申請であったり、また、マイナンバーカードが今年で運用が始まってから5年間経過しておりまして、更新の時期に来ていると、これが今後、更新の手続も出てくるということもありまして、今回1台、この統合端末機のほうの導入を考えたというところでございます。

それから、POS レジの使用につきましては、今、札内支所では2台のレジにおいてお金のほうの管理をしているところなのですが、1台については、納付書などによる支払いに対しまして、自動釣銭機対応のレジを使っていると。

もう一台は、諸証明交付等手数料などに対しまして、手動によるレジを、今、使用しているという 状況でございまして、手動ということになりますと、やはり自動釣銭機のレジと比べまして非常に時間を要し、今回もなるべくお待たせしないようにはしようとはしているのですが、来客者が多いとき、やっぱり混雑を招くことが多々発生しておりまして、また、これは急いでやるとお釣りの間違いにつながるということも考えられるということがございまして、今回この手動によるほうのレジにつきまして、自動釣銭機対応のレジの導入をしていきたいということでございます。

- ○議長(寺林俊幸) 野原議員。
- ○10番(野原惠子) この末端機の一式ですが、事務手続上整備していくということは了解しているところですけれども、やはり個人情報とか、そういうところで非常に心配されるところがありますので、そこの管理をしっかりとしていただきたい。これは国との関係でもありますので、町独自で対処ということにはならないのかなと思いますけれども、やはり町民の個人情報をしっかり管理していく、そこのところをしっかり留意していただきたいと思います。

また、このレジの点も、事務処理上必要だということで理解はいたします。今回のこのレジの設置なのですけれども、ここでもやはり個人データが蓄積されていくということにつながるのではないかと思いまして、その点がちょっと心配されるところなのですが、その点はどのように管理していくのか1点お聞きしたいと思います。

○議長(寺林俊幸) 住民課長。

- ○住民課長(新居友敬) このレジ自体での個人情報ということでは、そういった情報はこのレジ自体では対応になっておりません。ですので、実際に金額の管理ということでございます。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。 酒井議員。
- ○9番(酒井はやみ) 議案説明資料のほうの7ページの15番の図書館パワーアップ事業についてお伺いします。

小学生向けの図書セットを学級単位で団体貸し出しするということなのですけれども、この内容をもうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。例えば、在宅で過ごす時間を有意義にということで、全クラスの人数分を学級に貸すのか、どういう内容なのかちょっと分かりづらかったのでお願いします。

もう一点ですけれども、在宅で過ごす時間を有意義にという点や図書に親しんでもらうという点では、今までも保育園はスワディ号が回って図書館の本を貸し出しているかと思うのですけれども、学童保育に貸し出すような計画や検討はされているのかどうかお伺いします。

- ○議長(寺林俊幸) 図書館長。
- ○図書館長(武田健吾) 図書館のパワーアップ事業に関してでございます。

柱の一つといたしまして、団体貸出し、小学校の団体貸出しのセットの拡充というのを一つの柱としているところでございますけれども、これは基本は学級貸出し、学級文庫ということで貸し出しするのですけれども、現在、コロナ禍にありますことから、これを自宅のほうでも持って帰って読んでいただいても構わないというふうにいたしまして、在宅での読書を支援しようというものと、もう一つ柱といたしましては、移動図書館車での貸出し、返却の際の三密を避けるために、一度に多くのセットを貸し出しして、そのリスクを低減するというふうに考えたところでございます。

この前、5月に団体貸出セットを、臨時休館中、こういうセットがありますよということを学校、校長会議などを通じまして、また、ホームページも通じまして、セットの貸出しをPRしたところでございますけれども、5月22日から5月30日の間に15クラスのセットの貸出し、貸出冊数にいたしますと525冊だったのですけれども、それぐらいの貸出しがありました。このような状況下が続くとなりますと、さらなる拡充というのが必要かというふうに考えておりまして、現在、小学校の普通学級数が57学級ございますけれども、これに相当する数の50セット、1セット35冊なのですけれども、1学級分35セットと考えまして、これに相当するセット数、50セット分を今回の予算で計上したいなというふうに考えたところでございます。

あと、学童保育所のほうでございますけれども、現在のところ、こういった状況下にもありますので、コースを増やすという検討はしていないところでございます。学童の子どもたちについては、小学校などを通じて、こういったセットの貸出しの充実を含めて本に親しんでもらう機会を、スワディ号を通じて行っていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第89号、行政財産の無償貸付けについてを議題といたします。 説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第89号、行政財産の無償貸付けについて提案理由をご説明申し上げます。本議案でお諮りいたします「行政財産の無償貸付け」は、地方自治法第96条第1項において議決事件に定められている「条例で定める場合を除くほか、適正な対価なくして財産を貸し付けること」に当たりますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産の貸付契約を締結しようとするものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

あわせて、議案説明資料の1ページの図面もご覧ください。

「2 無償貸付けの目的」のところに記載しておりますように、国土交通省は、「サービスエリアと道の駅における子育で応援の取組方針」に基づき、道の駅・忠類の正面出入口南側にあるスペース、平面図で言いますと右側に当たりますが、ここにこのように既存建物の前のスペースを活用して、おむつ交換や授乳のできる授乳施設を整備し、あわせて同施設の北側の空きスペース、平面図の左側でありますが、ここに妊産婦向けの屋根付優先駐車スペースを整備するため、本町に対して、去る7月2日付で、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部から行政財産の貸付申請が提出されたところであります。

行政財産は、地方自治法第238条の4第2項において、「当該普通地方公共団体以外の者が、行政財産である土地の上に堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって、当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有しようとする場合において、その者に当該土地を貸し付けるときは、行政財産の用途または目的を妨げない限度において貸し付けることができる」とされております。

本町といたしましては、本整備事業の実施により、道の駅・忠類の機能性や効用が著しく高まるものと考え、本申請を承認し、無償で貸付けを行おうとするものであります。

「1 無償貸付けをする行政財産」であります。

種類は「土地」で、所在は「中川郡幕別町忠類白銀町 384 番地 12 の一部」、面積は「82.25 平方メートル」であります。

- 「2 無償貸付けの目的」は、ただいまご説明したとおりであります。
- 「3 無償貸付けの相手方」は、帯広市西5条南8丁目、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部 部長、竹内正信氏であります。
- 「4 無償貸付けの期間」は、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部からの申請に基づき、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(寺林俊幸) 日程第4、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

民生常任委委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

「閉会中の継続調査の申出」

○議長(寺林俊幸) 日程第5、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長(寺林俊幸) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和2年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11:33 閉会